



AUSTRIAN RED CROSS

**ACCORD**

Austrian Centre for Country of Origin  
& Asylum Research and Documentation

# 出身国情報の調査

## RESEARCHING COUNTRY OF ORIGIN INFORMATION

研修マニュアル | 2013年版  
Training Manual | 2013 edition



## 訳者はしがき

日本で難民認定制度が1982年に発足して以来30年以上が過ぎ、異議申立ての審査のために難民審査参与員制度が導入されてからは10年になる。この間、日本内外の情勢や申請者の傾向等、難民認定に関して大きく変わった部分もあるが、その中でも変わらず重要であり続けていることの一つが出身国情報である。

難民認定の判断には、中立で信頼できる出身国情報が欠かせない。また、難民条約上の難民の定義には必ずしも該当しない場合であっても、人権・人道上の観点から保護されるべき人々がいるが、そのような判断においても出身国情報が極めて重要な役割を果たす。本書の中で「国際的保護の必要性の認定手続」という用語が使用されているのは、後者についての判断を含む趣旨である。

本書は、このような判断を行うために必要となる出身国情報について、その役割、国際的な基準、調査方法等を各国の取組とともに具体的に紹介するものであり、出身国情報の調査に関して現在一般に利用可能な資料としては、最も包括的なものである。付属書には、各種国際条約や法的文書、ならびに出身国情報の情報源リストが含まれている。2004年の初版は7ヶ国語で提供され、世界各地で難民認定に携わる人々に参照されてきたが、ついに日本語に翻訳されることはなかった。このたび9年ぶりに改訂された本書の日本語版を作成することにより、日本における国際的保護の必要性の判断に、少しでもお役に立つことが出来れば幸いである。本書は、現在法務省内で出身国情報の調査を業務とする担当官のみならず、参与員、代理人、支援者、難民申請者等、難民認定に関わるすべての人々にとって参考となるものと信じている。

日本で難民申請を行う人々は年々増加しており、年間3000件を超えるまでになった。我々は難民審査参与員として異議申立ての審査に関わっているが、限られた人員および時間の中で、増え続ける申請に対応していくことの難しさを日々実感している。出身国情報の調査については、参与員の業務を日頃サポートしていただいている法務省入国管理局職員の方々のご尽力に感謝したい。出身国情報の質を高めていくためには参与員を含む行政の一層の努力が必要とされるが、同時に、出身国情報の調査というのは、行政に限らず民間の幅広い知見を活かしていくことができる分野である。難民認定手続の公正を確保するためには、出身国情報の調査は国際的保護の必要性に関する最終的な判断結果に対して中立な立場で行われなければならない。その意味では、むしろ政府外の人々が関与することによってこそ第三者性を提供できるものでもある。これまでは、たとえ関心のある人々がいても出身国情報の調査を行う技術もノウハウも限られてきたという現状があるが、本書はこの点を打開する鍵となりうるものではないかと考えている。東京大学CDRにおいては、出身国情報のあり方について今後も検討していきたいと考えているので、ご理解ご協力をお願いしたい。

本書は、多くの方々のご支援なしには邦訳書として日の目を見ることがなかったであろう。まず、難民保護とその学術研究の必要性に早くから深い理解を示され、東京大学寄附講座「難民移民」の今日に至るまでの創造的展開を当初より支えてくださっている(株)法学館(伊藤塾)の先見の明には脱帽せざるを得ない。法曹資格者や公務員を世に送り出す企業として、社会における責任を率先して果たされようとする姿勢には、理屈を超えた説得力がある。同様に、本書の内容に深くかかわる実践的取組として、(株)レクシスネクシス・ジャパンの社員有志の方々には、出身国情報の調査プロジェクトの企画・運営に関して日頃から大きな力を頂いている。

最後に、本書の日本語版作成をご支援いただいたUNHCR駐日事務所に、この場をお借りして感謝申し上げます。

東京大学CDR  
山本哲史・有馬みき  
2014年4月

## 日本語版刊行によせて

日本における庇護申請者の数は近年大幅に増加しており、2013年においては初めて3000人を上回った。庇護申請者の出身国はアジア、中東、アフリカ、中央・ラテンアメリカ、ヨーロッパなど多岐に渡る。

このような状況の中、難民認定を行う政府関係者及び弁護士、リーガルアドバイザー等、難民認定(RSD)手続きに関わる全ての実務者が最新で関連性のある庇護申請者の出身国情報(COI)にアクセスを有することは極めて重要である。個別の庇護申請に対し、確かな決定を下すためにはその国の地理に加えて人権、治安情勢、政治情勢、法的枠組み、文化的側面、社会的態度、人道的・経済的状况、行事や事件などが包括的に考慮されなくてはならない。こういった情報は、庇護申請者の供述の信憑性および「迫害への十分に理由のある恐怖」により国際的庇護を要するかという両側面の審査において関連してくる。独立した、信頼性・関連性の高い、かつ最新のCOIは、庇護申請評価の不可分な一体を成している。COIを収集、蓄積するメカニズムの存在は、公平かつ効率的な難民認定手続きにおける不可欠な構成要素であるといえよう。

このような事情に鑑み、UNHCRはオーストリア出身国&庇護研究ドキュメンテーションセンター(ACCORD)が作成、出版した研修マニュアル「出身国情報の調査」が日本語に訳され、出版されることを歓迎するものである。

ACCORDは、ハイクオリティな出身国情報を収集してきた経験を豊富に有し、研修活動をはじめとして質の高い出身国情報収集のための制度の質の向上にむけ政府及びUNHCRと緊密な協力を続けてきた。

この研修マニュアルは、リサーチおよびCOI活用のための質的スタンダードを提供するとともに、利用者にリサーチ過程における中心的課題を俯瞰する機会を与えてくれるものである。そのような観点からも、このマニュアルは、COIとその活用の重要性に対する理解を促進するために、重要な貢献を果たすことだろう。

最後に、日ごろよりRSD関連知識の普及に貢献し、今回も本マニュアルの重要性に着目し、ACCORDとの協力とUNHCR駐日事務所の支援を得て、世界のどの国よりも早く翻訳版の出版に漕ぎつけられた東大CDRIに敬意を表する。

マイケル・リンデンバウアー  
UNHCR駐日事務所代表  
2014年4月

# 目次

前書きUNHCR	5
はじめに	6
謝辞	9
1 出身国情報の役割	11
1.1 出身国情報(COI)の定義	12
1.2 ある出来事が情報になるまで	15
1.3 機能およびアクター	16
1.3.1 COIの機能	16
1.3.2 アクター:難民認定実務家およびCOIサービス提供者	17
1.3.3 COIのリサーチ・サイクル	20
1.4 証拠としてのCOI	21
1.5 COIの範囲と限界	25
1.5.1 COIの範囲	25
1.5.2 COIの限界	27
1.6 まとめ	29
2 出身国情報の質的基準および原則	30
2.1 COIの質的基準	31
2.1.1 関連性	31
2.1.2 信頼性およびバランス	32
2.1.3 正確性および最新性	34
2.1.4 透明性およびトレーサビリティ	35
2.2 COIの調査および利用に関する原則	36
2.2.1 中立性および不偏性	36
2.2.2 情報へのアクセスに関する武器の対等	37
2.2.3 公開情報の利用	37
2.2.4 個人情報の保護	38
2.3 COIの質的基準に関する発展	38
2.4 まとめ	43
3 クエスチョン	45
3.1 リサーチ・クエスチョンの機能と作成	46
3.1.1 リサーチ・ツリーの手法	46
3.1.2 ジェンダーおよび脆弱性について認識すること	48
3.2 主要な法的論点	49
3.2.1 国内法	50
3.2.2 国内保護	52
3.2.3 非国家主体による迫害	54
3.2.4 国内保護の選択肢(IPA)	56
3.3 ケースからクエスチョンへ:難民条約上の迫害理由に基づく実用例	60
3.3.1 宗教	60
3.3.2 政治的意見	63
3.3.3 人種および国籍	66
3.3.4 特定の社会的集団	68

3.3.4.1 女性 .....	70
3.3.4.2 LGBTI(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス)の人々...	73
3.3.4.3 子ども .....	78
3.4 まとめ .....	82
<b>4 情報源に関する知識および評価 .....</b>	<b>84</b>
4.1 COIの情報源 - 定義と範囲 .....	85
4.1.1 一次情報源および二次情報源 .....	85
4.1.2 情報源の種類 .....	87
4.2 情報源の評価 .....	89
4.2.1 情報源評価の基準 .....	89
4.2.2 様々な種類の情報源の評価 .....	93
4.2.3 実務における情報源評価 .....	94
4.3 疑わしい情報源 .....	99
4.4 情報源に関する知識の蓄え方 .....	101
4.5 まとめ .....	102
<b>5 調査 .....</b>	<b>104</b>
5.1 調査計画 .....	105
5.2 ウェブでの調査 .....	109
5.2.1 ステップ1: 依頼内容の明確化 .....	109
5.2.2 ステップ2: 何から始めるべきか? .....	110
5.2.3 ステップ3: 検索ワードの選定および使用 .....	115
5.2.4 ステップ4: 検索結果一覧から文書を選定する .....	120
5.2.5 ステップ5: 文書内での検索 .....	121
5.2.6 ステップ6: 検索結果の全体像を見失わないために .....	122
5.2.7 ステップ7: 検索結果のクロスチェック .....	123
5.3 ウェブ以外の調査 .....	124
5.3.1 書籍および図書館での調査 .....	124
5.3.2 口述による情報 .....	125
5.3.3 COIに関するセミナー .....	131
5.3.4 事実調査員の派遣 (FFM) .....	132
5.4 情報のクロスチェック .....	134
5.4.1 クロスチェックの意味と目的 .....	134
5.4.2 クロスチェックについての実践的考慮事項 .....	135
5.4.3 情報のクロスチェックの重要性についてのまとめ .....	137
5.5 調査手順の評価および終了時期 .....	138
5.6 まとめ .....	139
<b>6 ソーシャルメディア .....</b>	<b>140</b>
6.1 ソーシャルメディア - COIの定義と重要性 .....	140
6.2 ソーシャルメディアの具体的な形式 .....	142
6.2.1 ウィキペディア (Wikipedia) .....	143
6.2.2 ブログ (Weblogs) .....	146
6.2.3 映像コンテンツ (Video content) .....	149
6.2.4 ソーシャル・ネットワーク (Social networks) .....	150
6.3 ソーシャルメディア上の情報源の評価 .....	151

6.4 ネットワーキングおよび知識管理のためのツールとしてのソーシャルメディア .....	154
6.5 COI調査におけるソーシャルメディア上の情報源の活用指針 .....	156
6.6 まとめ .....	157
<b>7 情報の提示</b> .....	<b>158</b>
7.1 COIの提示方法 .....	159
7.1.1 文字での提示 .....	159
7.1.2 書式と言語 .....	162
7.1.3 文字以外の情報提示 .....	168
7.1.4 情報の歪曲の回避 .....	169
7.2 参照方法 .....	170
7.2.1 正しい参照に必要とされる情報とは? .....	170
7.2.2 様々な参照書式 .....	172
7.2.3 口述情報の参照 .....	175
7.2.4 ブログやソーシャル・ネットワークの参照 .....	176
7.2.5 参考文献 .....	177
7.3 COI 報告書の構成 .....	179
7.3.1 例1: アイルランド難民ドキュメンテーションセンター .....	180
7.3.2 例2: オーストラリア難民不服審判所 .....	182
7.3.3 例3: カナダ移民難民委員会 (IRB) .....	184
7.3.4 断り書き .....	186
7.3.5 補足情報源一覧 .....	187
7.3.6 COI報告書の例 .....	189
7.4 COI部門内の文書整理 .....	189
7.5 COI部門における情報の品質管理 .....	191
7.5.1 査読 .....	191
7.5.2 第三者による品質管理 .....	192
7.5.3 内部の編集チーム .....	192
7.5.4 独自の手法の開発 - COI書式ガイドの策定 .....	193
7.6 まとめ .....	193
<b>付属書A - 各種国際条約および法的文書の概観</b> .....	<b>195</b>
A.1 難民の保護 .....	197
A.1.1 難民の地位に関する1951年条約および1967年議定書(1951年難民条約) .....	197
A.1.2 各種の地域条約および地域的基準 .....	202
A.1.3 迫害を構成するものとは .....	206
A.2 補完的保護 .....	212
A.2.1 中核的な各種の国際条約および国際基準 .....	213
A.2.2 各種の地域条約および地域的基準 .....	216
<b>付属書B - 情報源</b> .....	<b>220</b>
B.1 国際的保護の必要性についての認定手続とは別に情報を発信している情報源 .....	221
B.1.1 国際機関および政府間機関 .....	221
B.1.2 政府機関 .....	226
B.1.3 非政府組織 .....	228
B.1.4 メディアの情報源 .....	229

B.1.5 学界 .....	232
B.2 国際的保護の必要性の認定手続のために特に情報を作成および編纂している情報源 ..	233
B.2.1 国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) .....	233
B.2.2 各国のCOI 部門 .....	234
B.2.3 各国の外務省および大使館 .....	236
B.2.4 COIデータベース .....	237
B.3 地理、民族、言語の調査 .....	238
参考文献 .....	243



## 前書き UNHCR

庇護希望者および難民の保護制度は激動の時代において安定を保障するものである。保護制度が有効であるためには、いくつかの要件を満たす必要がある。人々が安全でいられること。国際的保護の必要性について適切かつ効率的な審査が行われること。人々が尊厳および人間性のある扱いを受けること。可能な限り幅広い人権を行使できること。そして、より重要なこととして、たとえ避難中であっても、なるべく早い段階で通常の生活を再開する機会を得られること。

保護制度の一要素である国際的保護の必要性の認定手続に関しては、出身国情報(COI)が決定の要であることは明らかである。すべての決定権者は、政府関係者、UNHCR職員、裁判官のいずれであっても、申請者の出身国の状況および申請者が逃げざるを得なくなった事情を理解するために、信頼できるCOIを必要とする。弁護士および法律扶助組織もまた、申請者の申立てを支援するために同様の情報を必要とする。

インターネット上に際限なく情報があふれ、リアルタイムの情報普及においてソーシャルメディアの果たす役割が重要性を増している今日の情報社会においては、COIの調査は簡単に見えるかもしれない。しかし、入手可能な情報が豊富であることは、情報源の信頼性評価および情報のクロスチェックに関するテクニックがかつてない程に重要であることを意味する。法制度の発展の度合いにかかわらず、COIの調査および利用に関する研修は世界中のユーザーにとって有益であるだろう。

ACCORDが研修マニュアル『出身国情報の調査』を初めて出版したのは2004年のことである。全面的にアップデートされた2013年版は、UNHCRの支援を得てACCORDによって開発されたもので、国際的保護のための申請の文脈における出身国情報の調査および利用のあらゆる側面について、包括的な議論を提供するものである。本書はウェブ上で無料提供されており、COIの研修教材および参考資料として、決定に携わるあらゆる人にお勧めする。また、UNHCR職員、政府の決定権者、裁判官、弁護士および法律支援の提供者に対し、長年にわたり世界各地でCOI研修を協働して提供してきたUNHCRとACCORDにとって、本書は重要なツールとなるであろう。

この新たなCOI研修マニュアルが、COIのより良い調査および利用、ひいてはより質の高い決定に貢献するものと確信する。より良い決定は、UNHCRの第一目的、すなわち国際的保護を必要とする人々が保護を得ることができるよう確保することに貢献するであろう。

フォルカー・トゥルク  
国際保護局長  
UNHCR  
2013年7月



## はじめに

出身国情報(Country of Origin Information、略してCOI)は、国際的保護を求める人々のための手続において用いられるものである。

本マニュアルは、難民認定手続または他の国際的保護の形態に関する手続において、COIが果たす役割とその関連性について概説するものであり、COIの調査と利用のための質的基準を提示するものである。今日、COIの重要性に関しては幅広い合意がみられ、COIは庇護に関する決定において、なくてはならない必要不可欠の要素であると考えられている。COIに関する質的基準は広く認知され、受け入れられているといえる。近年、COIの深さ、詳しさおよび新しさについての期待は飛躍的な高まりを見せている。入手可能な情報量は増加しており、データの量を管理可能かつ再入手可能な形で維持する必要がある。ソーシャルメディアは、時空を超えて「真実」を裁判所および代理人弁護士事務所にもたらすことができるとの錯覚を生じさせている。

オーストリア出身国庇護調査ドキュメンテーションセンター(ACCORD)はオーストリア赤十字社の一部門であり、1999年より、調査サービスの提供、研修の実施、およびwww.ecoi.netというCOIシステムの運営を通して、COIの分野で活動を続けてきた。2004年には、COIネットワークのパートナー組織と共に、COIに関する様々なアプローチと知見を集め、COIの質的基準を策定、『出身国情報の調査』と題する研修マニュアルを作成した。COIに関するこれらの基準(関連性、信頼性およびバランス、正確性および最新性、透明性および再入手可能性)は、決定権者、法的支援者およびCOI調査の専門家にとっての評価基準となり、欧州連合(EU)の判例および法令に反映されている。

本書は、国際的保護を求める人々のための手続において、決定権者や法的支援者のために法的な指針を示すものではない。難民法の原則や判例への言及がある場合、それはこれらの手続の中でCOIという事実に関する証拠が果たす役割および機能を浮き彫りにするためである。COIの調査は、難民認定を行う際に浮上する法的な論点に基づく質問に沿って行う必要がある。COIは、証拠を吟味し法的な結論を導き出すという、決定機関の機能を代替するものではなく、庇護希望者の申立てを支持する法的主張を見だし提示するという、法的支援者の機能に取って代わるものでもない。

### 新版の目的

研修マニュアル『出身国情報の調査』の改訂版出版により、ACCORDは、新たな進展を十分に反映させることを望む。また、ACCORDは、COIの調査およびドキュメンテーションに関する自らの経験を反映させるよう努めた。初版の出版以来、オーストリアのみならず国際的にCOIの分野におけるアクターとして活動した9年間の経験は、COIおよびそれを取り巻く環境に対する我々の理解を深め、不十分な点についても気づかせてくれた。しかしながら、2004年に策定された基準および原則は今なお有効であり、改訂版においてもほとんど変更されていない。

2004年の研修マニュアルが欧州諸国の利用者のために書かれたものであったのに対し、新版は、より幅広い読者を想定している。新版は、欧州諸国におけるCOIについての考え方の発展をよく反映しているものの、欧州以外の国々の例も多く掲載されており、国際的保護の法的背景に関する付属書Aには地域条約等も含まれている。新版は、COIサービスの提供機関、行政手続における決定権者、法的支援者、裁判官、およびCOIに関わるすべての人を含む国際的なターゲットグループを意識したものである。本書が、業務上の任務としてCOIを利用するだけでなく、しばしばCOIの調査も自ら行わなければならない難民認定の実務家、すなわち行政段階および司法段階における決定権者および法的支援者の一助となれば幸いである。

マニュアルの書式は、事例やテーマ別のボックスによって文章を区切ることで、より読みやすく改善された。

内容の概説

### | 第1章: 出身国情報の役割

第1章では、国際的保護の必要性を決定する手続におけるCOIの役割が説明されている。COIの果たす機能、関連するアクター、証拠としてのCOI、COIの範囲および限界について触れられている。

### | 第2章: 出身国情報の質的基準および原則

COIを首尾よく調査し注意深く利用するためには、いくつかの質的基準が守られるべきである。第2章では、COIの質的基準と、公正かつ効率的な手続に資するためにCOIをどのように扱うべきかについての根本原則について概説されている。

### | 第3章: クエスチョン

第3章では、COIの文脈における関連性(relevance)の意味が説明されている。本章では、国際的保護の法的概念の理解を前提として、国内保護や国内避難の選択肢等の主要な法的論点から関連性のあるリサーチ・クエスチョンを導くための手法として、「リサーチ・ツリー」という考え方が提示されている。難民条約に基づいてリサーチ・クエスチョンを抽出するために、参考となる例も紹介されている。

### | 第4章: 情報源に関する知識および評価

第4章では、COIの調査を行うにあたり、情報源についての知識と情報源の質についての認識が主要な要素となることに焦点が当てられている。情報源の種類について述べられているほか、情報源の質と信頼性を評価するための基準が示されている。頻繁に利用されている情報源のリストは、付属書Bにまとめられている。

### | 第5章: 調査

第5章では、COI調査の戦略および手法に焦点を当て、情報のクロスチェックについて述べられている。

### | 第6章: ソーシャルメディア

第6章では、ソーシャルメディアによる情報源がもたらす利点と落とし穴についての説明があり、ソーシャルメディアの利用についての指針が示されている。

### | 第7章: 情報の提示

第7章では、調査結果の透明性とトレーサビリティを確保するための様々な側面がカバーされている。情報の提示の仕方、参照、文書化、COI調査報告の典型的構造、および品質管理について論じられている。

## | 付属書 A: 各種国際条約および法的文書の概観

COIの調査においては、難民条約の理解と、迫害および補完的保護の意味の理解が必要である。国際条約や地域条約を含め、国際的保護に関する主要な法的概念についての概要を把握するためには付属書Aから始めると良い。

## | 付属書 B: 情報源

よく利用されるCOI情報源について説明されている。

### 本書の使い方:

読者には、それぞれのニーズや関心事項に沿って読み進めることをお勧めする。本書を始めから終わりまで読んでもいいし、特定の仕事の場面に応じて何が重要かを選び出してもよい。本書は、職場でのトレーニングのために使用することも出来れば、ある事項について確かでないときの参考として使うことも出来る。あるいは、リサーチ・クエスチョンの例や、付属書Bの情報源リストを参照するのみでも役立つであろう。

読者からのフィードバックや更なるご意見を頂戴できれば幸いである。ご質問やご提案、または本書を使用した上での気づきの点については、[accord@redcross.at](mailto:accord@redcross.at)にご連絡いただきたい。

## 謝辞

本書の作成にあたっては多くの組織や個人から貴重なコメントを頂戴した。

まず始めに、UNHCR、特にBlanche TaxとKatinka Ridderbosに感謝する。多くのコメントと資金的支援を通して、本書の改訂プロセスを励ましサポートしていただいた。

第一稿完成後には、世界各国の組織にフィードバックを求め、多くのインプットを頂戴した。

以下の組織および個人に深く感謝申し上げる(アルファベット順)。

- ARC – Asylum Research Consultancy (庇護調査コンサルタント、イギリス)  
マニュアルの完全な見直し、建設的批判、そして多くの貴重な意見を頂戴した。
- Ulrike Brandl, ザルツブルグ大学(オーストリア)およびELENAネットワークメンバー  
EUの庇護法に関するコメントを頂戴した。
- カリタス・オーストリアおよび人権連盟ブラティスラヴァ(スロヴァキア共和国)  
法的支援者の観点からのフィードバックを頂戴した。
- CEDOCA – 難民・無国籍者弁務官事務所のCOI部門(ベルギー)  
COIの範囲および限界に関する側面についてご支援いただき、ソーシャルメディアを利用した経験について本書に反映させることを可能にいただいた。
- 東京大学CDR(日本)  
新たな視点からのご意見をいただき、本書の一貫性を高めるためのアドバイスをいただいた。
- CORI – 出身国調査情報センター(イギリス)  
特に調査結果の提示方法に関し重要なヒントを頂戴した。
- オーストラリア移民不服審判所および難民不服審判所のカントリーアドバイス部門  
協力的なご意見をいただき実務上の経験について共有していただいた。
- オーストリア連邦庇護事務所のCOI部門  
批判的質問および矛盾点に関するご指摘をいただき、それとともに解決案も提示していただいた。
- ニュージーランド政府ビジネスイノベーション雇用省のカントリー調査部門  
ソーシャルメディアに関する章にコメントいただき、ソーシャルメディアに関する指針および文献について共有していただいた。
- Rodger Haines QC, ニュージーランド人権再審査審判所所長およびIARLJメンバー  
COIの役割に関する広範なコメントと、本書に反映されている法的側面についてご意見を頂戴した。

- Hana Lupacova (チェコ共和国行政最高裁判所職員兼国際公法博士課程在籍者)  
特に第1-3章の法的側面の説明に関する批評および改善についてご支援いただいた。
- Elisa Mason (独立の情報スペシャリスト、アメリカ)  
本書全体の内容および文章について貴重なインプットをいただいた。
- James O'Sullivan (独立のCOI専門家、アイルランド)  
実践的なアプローチによるご支援をいただき、ターゲットグループに関して「難民認定実務家 (RSD practitioner)」および「COIサービス提供者 (COI service provider)」という用語の使用をご提案いただいた。
- アイルランド法律扶助局の難民ドキュメンテーションセンター  
クエスチョンおよび情報源に関する章についてインプットいただき、スタイルガイドを共有していただいた。
- カナダ移民難民委員会の調査部門  
調査、文章化および編集に関する内部指針を再び共有していただき、これらに言及することを許可していただいた。

最後に、オーストリア赤十字社の同僚達によるインプットとサポートに感謝する。

# 1 出身国情報の役割

本章の目的は、国際的保護の必要性を認定するための手続の中で出身国情報(COI)が果たす役割について、理解するための土台を提供することである。

COIの定義をはじめ、ある出来事や状況がどのように情報という形になるかが説明されている。また、COIの機能と、関係するアクターについて述べられている。証拠としてのCOIに関するセクションでは、立証責任および立証基準について触れられている。最後に、COIの範囲および限界について論じられている。

第1章の内容：

- 1.1 出身国情報(COI)の定義
- 1.2 ある出来事が情報になるまで
- 1.3 機能およびアクター
  - 1.3.1 COIの機能
  - 1.3.2 アクター：難民認定実務家およびCOIサービス提供者
  - 1.3.3 COIのリサーチ・サイクル
- 1.4 証拠としてのCOI
- 1.5 COIの範囲と限界
  - 1.5.1 COIの範囲
  - 1.5.2 COIの限界
- 1.6 まとめ



## 学習目的

この章の学習を終えた読者は、

- » 国際的保護の必要性を認定する手続においてCOIが果たす役割について説明することができる
- » COIの定義を知り、その範囲について説明することができる
- » COIの限界についての認識を身につけている

## 1.1 出身国情報(COI)の定義

シンプルかつインフォーマルな形で言えば、COIとは、難民の出身国の状況に関する情報で、難民およびその他の国際的保護の必要性について認定する手続において利用されるものである、ということができる。

我々は、より包括的に、COIを以下のように定義する。

出身国情報(COI)とは、難民の地位またはその他の国際的保護の形態に関する申立てを評価するための手続において利用される情報である。

COIは、国際的保護に関する法的支援者および決定権者が、申請者の出身国(無国籍者の場合には常居所を有していた国)または経由国における、以下の点について評価する際に助けとなるものである。

- 人権および治安状況
- 政治状況および法制度
- 文化的側面および社会の態度
- 人道的状況および経済的状況
- 出来事および事件
- 地理

COIとして成立するためには、情報源が、国際的保護に関する個別の申請結果に何ら利害関係を有していないことが不可欠である。

この定義をよりよく理解するために、より詳しく見ていくことにしよう。以下では、定義の中の主要な要素を取り出し、その根底にある概念について説明する。

### 「出身国情報(COI)とは… 情報である」

COIは情報である。COIは決定の指針ではない。

これに対し、英国内務省作成の『オペレーショナル・ガイダンスノート』(Operational Guidance Notes)やUNHCRの認定基準に関する各種ガイドライン(Eligibility Guidelines)のような、政策上の指針となる文書は、庇護決定に一貫性を持たせるために指針を提供するものである。これらの文書にはCOIや裁判例が含まれることがあり、ある国の状況またはある特定のテーマについての評価や解釈を提供することがある。

### 「…難民の地位またはその他の国際的保護の形態に関する申立てを評価するための手続において利用される」

このフレーズは、COIが利用される場面を特定するものである。COIは、国際的保護のための個別の申請に関する手続においても、あるいは集団認定の手続においても、利用することができる。後者には大量流入の状況が含まれ、このような場合には、政府は個別の事案について判断することなく、難民の集団に対して一括して保護を付与することがある。



更に、いくつかの国は、「安全な出身国(safe countries of origin)」のリスト(および「安全な第三国(safe third countries)」のリスト)を作成している。これらの国の出身者による申請については、例えば迅速手続により処理される等、しばしば特定のルールに沿って決定がなされる。COIは、このようなリストに追加すべき国やリストから削除されるべき国について決定する際に必要である。

最近では、帰還する可能性のある者やその助言者が、帰還について正しい認識に基づいた決定を行うために参考となる情報について、「帰還国情報(Country of Return Information)」という用語が使われるようになってきている。そのような情報には、住居、教育、雇用、社会保障および医療等に関する情報が含まれ、暮らしや再統合の可能性に焦点が当てられる。

「COIは、国際的保護に関する法的支援者および決定権者が、… 評価する際に助けとなるものである。」  
定義のこの部分は、COIの機能について説明するものである。COIの調査は、特定の事案に関連する背景情報を提供することにより、ある人物が国際的保護の申立てを行っている文脈を照らし出すことができる。

申請者の申立てを適切な事実に基づく文脈に位置づけることによって、申請者の申立ておよびその信憑性を評価することは決定権者の仕事である。この文脈に含まれるのが出身国における状況である(UNHCR, February 2004, p.3)。また、代理人は、主張を組み立てるためにCOIを必要とする。

このように、COIは、申請者の証言を補強することもあれば、申請者の信憑性または表明された恐怖にどの程度十分な理由があるかについて疑念を生じさせることもある。

しかしながら、「助けとなる」という言葉が示す通り、COIは、申請について決定するための必要条件でも十分条件でもない。各申請の基礎となるのは庇護希望者による信憑性のある供述であるため、決定をする際にCOIのみに依拠するのは不十分である。COIはこの供述を補強することはできるが、供述の代わりとなることはできない。また、COIはすべてのケースに必要な訳でもない。庇護希望者が十分かつ詳細な、信憑性のある供述をしている場合には、それを支えるCOIがない場合であっても、国際的保護の必要性について決定に達することが可能なことがある。

「…人権および治安状況、政治状況および法制度、文化的側面および社会の態度、人道的状況および経済的状況、出来事および事件、地理…」

定義のこの部分は、COIが最もよく関わる分野を列挙するものである。COI調査のよくあるテーマには次のものが含まれる — 民族団体または宗教団体のメンバーの状況および取扱い、特定の法律の存在および実際の運用状況、政府の反対派とみなされる者の取扱い、デモ、選挙後の暴力や派閥間暴力等に関する事件、文化的習慣、特定の集団の生活状況、特定の集団に対する差別、詳細な地理、または申請者の供述にある特定の出来事に関する情報。

「… 申請者の出身国(無国籍者の場合には常居所を有していた国)または経由国における…」

国際的保護の必要性の認定手続という文脈において、「出身国」という用語は、申請が拒否された場合に申請者が帰国することを期待されている国のことを指す。ほとんどの場合、それは申請者の国籍国であるが、無国籍者の場合には常居所を有していた国となる。

更に、ときには、以前に庇護申請をしたことがある第三国を含め、経由国の状況に関する情報の収集が重要となる場合もある。欧州連合(EU)においてこの点が主に関連するのは、ダブリンII規則(Dublin II Regulation)がEU加盟国の中で庇護申請を審査する責任がある国を定めている場合である。

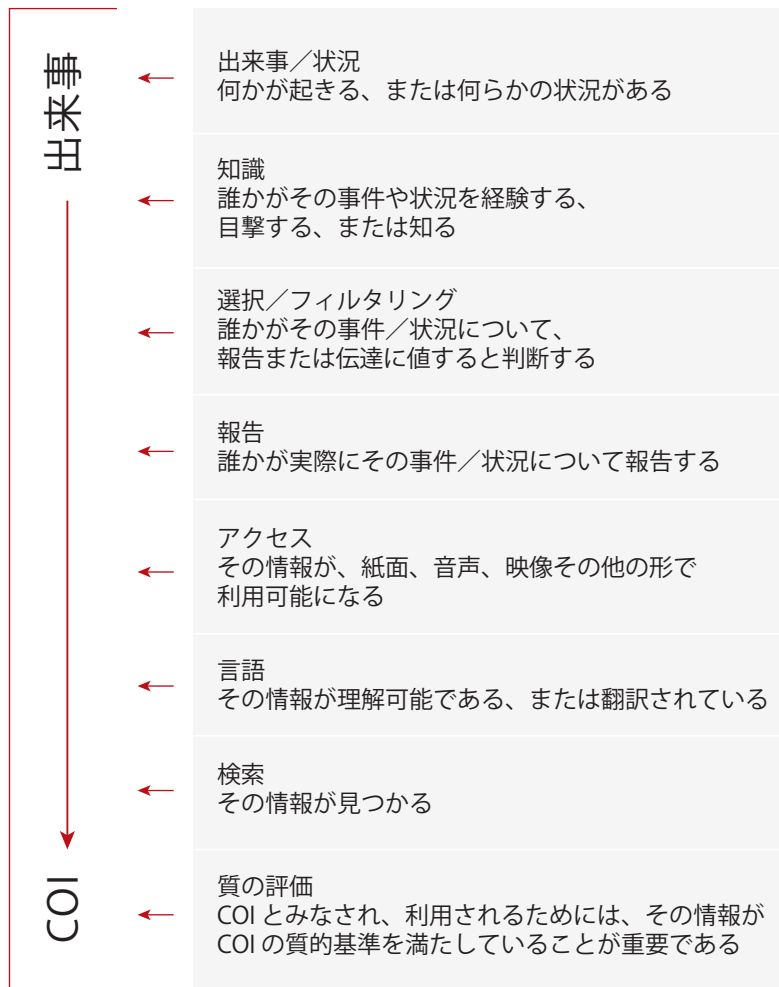
「COIとして成立するためには、情報源が、国際的保護に関する個別の申請結果に何ら利害関係を有していないことが不可欠である。」

「利害関係」という用語を含むことにより、定義のこの最後の部分は、COIと他の種類の証拠との間の線引きをするのに役立つ。特定の申請の結果について何ら利害関係を有していないということは、COIとして利用される情報の編成や執筆を行う人物が、その情報が利用されることになる庇護申請に個人的に関与していないということを意味する。証拠は庇護希望者自身によって提出することも可能である。しかし、COIとして成立するためには、個別の庇護申請に関与していない情報源からもたらされた情報でなければならない。報道記事、人権報告書、事実調査派遣員の報告書で庇護手続において利用されるものは、COIと考えられる。他方、たとえば庇護希望者が撮影した写真やビデオ、あるいは当該申請に利害関係を有する者によって作成された文書は、証拠とはなるものの、COIのカテゴリーには含まれない。

もっとも、利害関係の欠如が必ずしも中立性や不偏性を示唆する訳ではないことに留意が必要である。COIとして利用される情報の作成者が、ある点を強調しようとしたり特定の観点を導入しようとしたりする危険性はある。

## 1.2 ある出来事が情報になるまで

COIがどのように生成されるかについて明確に理解するためには、ある出来事または特定の状況がどのように情報という形に変換されるかを検討することが重要である。このプロセスを図式化すると以下ようになる。



この図は、実際の状況や事件と、決定権者が知ることになる情報との間のギャップを埋めるために必要なステップを示すものである。また、必要とされる全ての出身国情報がなぜ実務において見つからないかを説明するものでもある。この図にあるすべてのステップが、ある出来事がCOIとなるまでのプロセスにおける潜在的なフィルターである。出身国で生じた出来事や状況のすべてが、受入国で国際的保護手続に関与している人々のところに届くわけではないことを認識することが重要である。ある事件または状況に関する情報が見つからないという事実は、その事件が生じなかったこと、あるいはその状況が存在しなかったことを自動的に示唆するものではなく、必ずしも庇護希望者の申立ての真実性を損なうものではない。この点は、出身国において表現の自由や報道の独立性が欠如している場合に特に関連してくる。更に、一部の出来事は、現地の言語では報告されているが受入国で情報を採している者によって理解できる言語に翻訳されていない可能性がある。

### 1.3 機能およびアクター

出身国情報は、国際的保護の手続の各段階において全ての関係者によって利用されている。ここでは、COIの機能と関係者の役割について説明する。また、COI調査の様々な段階が、COIのリサーチ・サイクルとして説明されている。

#### 1.3.1 COIの機能

COIはまず、申請者の難民申請についての審査機関におけるインタビュー、あるいは、代理人とのインタビューのための準備段階で登場する。後の段階では、COIは、庇護希望者の証言に関連する事実を確認し、申請者に対する他の潜在的危険を識別するため、そして、出身国に帰国した場合に迫害または重大な危害を受ける危険があるか否かを評価するために、必要とされる。

##### 準備

決定権者および法的支援者は共に、インタビューの実施前に、出身国の一般的状況について理解すべきである。インタビュー前にどれだけその事案に関する情報があるかにより、決定権者および法的支援者は、申立ての重要な側面を事前に見極め、問うべき質問を準備することができる。



##### アドバイス

インタビューの準備にあたり、次のような国別報告書、各国概要書、ファクトシート等の文書を参照するとよい。

英国内務省のCOIサービス部門によるCOIレポート

(<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi>)

カナダ移民難民委員会の国別情報パッケージ

(<http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/resrec/ndpcnd/Pages/index.aspx>)

COIデータベース [ecoi.net](http://ecoi.net) の国別ページ内、「国の背景」(Country Background)、「地図」(Maps)、「国内法」(National Laws)、「重要文書」(Important Documents)の категория (例えば以下を参照 [www.ecoi.net/afghanistan](http://www.ecoi.net/afghanistan))

##### 申立てにおける事実の確認

インタビューは、申立ての事実関係を把握するために行われる。この責任は、申請者と決定権者双方で分かち合うものである。インタビューの最中およびインタビューの後、申請者の話を様々な角度から検討し、供述の信憑性を確立するためにCOIが利用される。

UNHCRは、「難民申請における立証の基準と立証の責任について」(*Note on the Burden and Standard of Proof in Refugee Claims*)という文書において、信憑性評価について次のように述べている。

審判官は、申請者の主張の信憑性全般を評価するにあたり、主張されている事実の合理性、申請者の話の全体的な一貫性と矛盾のなさ、自己の供述を裏付けるために申請者が提出した補強証拠、公知の事実または一般に知られている事実との整合性、出身国における既知の状況などを考慮すべきである。一貫性があり、自然かつ合理的(plausible)であり、かつ、一般に知られた事実とも矛盾せず、したがって、信用できるかできないかを秤にかけると(on balance)信用できる主張を申請者がした場合には、信憑性が認められる。(UNHCR, 16 December 1998, para 11)

UNHCRの『ビルディング・イン・クオリティ』(*Building in Quality*)と題するマニュアルでは、申請者の供述に関して生じる疑問点は、コメントまたは説明のために申請者に示されるべきであると述べられている。これには、COIに関連する矛盾や非一貫性が含まれる。情報が信憑性を否定する方向に利用されるとき、その情報の正確性や関連性を問う機会があるよう、申請者は、決定権者と同じ情報にアクセスを有するべきである(UNHCR, September 2011, p.26)。

#### 将来の迫害のおそれの評価における支援

COIは、ある人物が出身国に帰国した場合に迫害または重大な危害を受けるおそれがあるか否かを評価する際に重要な役割を果たす。決定権者が決定を下す際に行わなければならない将来の危険性の評価において、ひとつの根拠となるからである。

個別の決定に関する機能の外、COIは更に、より一般的に、特定の出身国やその他の属性の申請者に関する指針を定める際の根拠ともなりうる。

### 1.3.2 アクター：難民認定実務家およびCOIサービス提供者

専門家としてCOIに関わるアクターには、主に2つのグループがある。

- ・ 難民認定手続および他の形態の国際的保護のための認定手続に関わる実務家(難民認定実務家)

このグループは、一次審査および異議審査における決定権者、裁判官、代理人、法的支援者および助言者で構成される。事案を検討する中で、どういった情報が補われるべきかが明らかになるであろう。手元のリソースおよびインフラにより、難民認定の実務家は自らCOI調査を行うか、またはCOIサービス提供者によるサービスを利用する。

実務上、ほとんどの難民認定実務家は日常業務の一環としてCOI調査を行う必要がある。しかし、決定または法的助言のためにCOIを利用するという点がこのグループの特徴である。

- ・ COIサービス提供者

このグループは、難民認定実務家をサポートするためにCOIサービスを提供する人々で構成される。COIを調査することが彼らの主要な業務である。彼らは、COIに関する報告書、調査依頼に対する回答、ファクトシート、情報パッケージや他のCOIプロダクトを収集し、執筆する。

#### COIサービス提供者の職務に関する2つのアプローチ

多くのヨーロッパ諸国、アメリカ、カナダ、オーストラリア等においては、COIサービスを提供する専門機関がある(COI部門)。これらの専門部門のほとんどは、行政府または司法府の一部である。そしてその主要目的は、国家機関で働く難民認定実務家を支援することにある。また、法的支援者に対してCOIを提供する非政府組織がいくつか存在する。オーストリア赤十字社のCOI部門であるACCORDのサービスは、国際的保護の必要性に関する認定手続に関わる全当事者に対して提供されている。

COI部門のスタッフには様々な職務上の肩書きが使用されている。COIリサーチャーと呼ばれる者もいれば、COI分析官、COI専門家、カントリーエキスパート、カントリースペシャリスト等と呼ばれる者もいる。このような様々な呼称は、同じ職種に関して単に呼び方が違うだけの場合もあるが、専門家としての責任やアイデンティティの違いを表現する場合もある。



一般的に、2つの異なるアプローチがみられる。

第一のアプローチは、COIサービス提供者を、中立的な調査を実施することおよび調査結果を透明性のある形で提示することに関する専門家であると理解する。彼らは自らの意見を付したり情報に評価を加えたりすることなく情報源を利用し、見つけた情報からいかなる結論をも導くことをしない。英国内務省のCOIサービス、カナダ移民難民委員会の調査部門、およびACCORDがこのアプローチ(モデル1)の例である。

第二のアプローチは、COIサービス提供者を、国に関する専門家であると理解する。上記の場合と反対に、彼らは国の状況を分析し、自らの専門性に基づいて結論を導きだすが、法的評価を行うことは控える。この手法を用いる機関としては、ノルウェー移民局内の独立組織であるLandinfoというノルウェーのCOIセンターがある。欧州庇護支援事務所(European Asylum Support Office)によるCOIの報告手法もこのアプローチ(モデル2)を採用している。

次の表は、これら2つのモデルを対比したものである。この表は、「欧州庇護カリキュラム」(EAC)のCOIモジュールの中にある表をもとに、更にそれを拡充したものである(EAC - Module 5- Country of Origin Information: Sub-Module 1, Chapter 1.3, Further Reading Version 2.0, October 2011)。

COI提供者の業務	長所	短所
<p><b>モデル 1:</b></p> <p>情報の収集、選択および分析。リサーチャーの意見や結論を追加することなく、調査結果を提示すること。</p>	<p>調査における中立性</p> <p>情報の収集(COIサービス提供者)と情報の評価(難民認定実務家)の業務間の明確な区別。</p>	<p>難民認定実務家がCOIを評価する際、他の証拠に関する見解や申請者に対する感情によって影響を受ける可能性がある。</p> <p>COIサービス提供者が結論を出すことを控えることにより、決定権者の負担が重くなる。</p>
<p><b>モデル 2:</b></p> <p>情報の収集、選択、分析および評価。リサーチャーの意見または結論を添えて、調査結果を提示すること。</p>	<p>COIの評価において、当該国に関する専門知識を有するCOIサービス提供者の専門性を利用できること。</p> <p>決定の一貫性の向上に貢献しうる。</p>	<p>COIサービス提供者が、COIの評価と事案の(法的)評価との一線を超えてしまう危険がある。一貫性確保のために調査報告にバイアスがかかる可能性がある。</p> <p>リソース集約型: COI部門は国別の専門性を確保するために多くのスタッフを必要とし、スタッフは各国に関する専門性を有する有能な研究者でなければならぬ。</p>

また可能であれば事実調査員の派遣を通して、特定の国または地域に関する相当な知識を蓄えていることが必要である。[...]

- ・ リサーチャーは、同僚および当該国または地域を専門とする他者の双方から十分なトレーニングを受けなければならない[...]。
- ・ リサーチャーに対しては、専門とする国または地域内の出来事や動向を定期的に追うことができるよう、日常業務の中で適切な時間が配分されなければならない。
- ・ リサーチャーおよび決定権者の両者は、この種のモデルにおける評価の役割および責任の特有の分担について認識する必要がある。決定権者は引き続き、申請者の地位に関する決定を下す全体的な責任を負う。COIリサーチャーが行う情報の評価は、決定権者が利用できる多くのツールのうちの一つにすぎず、国の状況および事案に関する有益な概要を得る一助となりうるものである。また、COIおよびその評価は、庇護政策上の配慮とは切り離されているべきである。
- ・ 調査依頼に対する評価付の回答を含め、COI成果物の質を確保するためには、プルーフリーディングおよび質の確認のための一定の手順を整えるべきである。そのような手順は、組織内のチェック体制および／またはCOIの質に関する外部委員会を通して確保することができる。

(EAC, October 2011, Module 5, Sub-Module 1, Unit 1.3, Limit 4, Further Reading Assessment, pp. 2-3)

欧州庇護カリキュラムのCOIモジュールはまた、国の情報を評価するCOIリサーチャーが有すべき、個人としての資質および技能について触れている。

COIリサーチャーは、少なくとも学位を有するべきで、できれば政治または歴史に関する学位を有することが望ましい。複数の言語において流暢でないとしても極めて有能であるべきである(最低でも母国語および英語、理想としてはそれに加えて専門とする国または地域の言語)。(EAC, October 2011, Module 5, Sub-Module 1, Unit 1.3, Limit 4, Further Reading Assessment, p. 3)

ACCORDは、実務上および方法論上の理由から、モデル1に従っている。ACCORDでは4人のスタッフが、調査依頼への回答、国別報告の作成、およびCOIデータベースecoi.netのための質的管理および情報処理に関する様々な業務に携わっている。彼らは年間約60カ国に関する調査依頼に対応している。基本的には業務は地域別に分かれているものの、各リサーチャーはどの国に関しても対応できるようにしておかなければならない。業務の配分は、特定の国に関する業務負担やスタッフの休暇等によって異なりうる。彼らは学歴、経験および言語能力において欧州庇護カリキュラムが要求する国の専門家としての条件を満たしているが、日々の業務の中で一つの国または地域だけに集中することはできない。彼らは、国際的保護の必要性に関する認定手続においてCOIが果たす役割について、情報源およびその評価について、また、調査結果をどのように提示するかについて、十分理解する必要がある。中立的で偏りのないアプローチと、言語能力および調査能力が、彼らの主な強みである。方法論的な観点からいえば、モデル2は、一貫性のための過度の単純化およびバイアスという点で大きな問題がある。まとめ、分析および評価を経た情報および文章は、一定のターゲットグループにとっては有益かもしれないが、読者が情報を追跡するためにはより多くの努力および時間が必要となる。





### 知っておくと良いこと

英国内務省のCOIサービスは、モデル1に沿って機能している。行政段階の決定の一貫性を向上させるためには、最もよくあるタイプの申立ての処理をサポートするために、内務省内の一政策部門が「オペレーショナル・ガイダンスノート」(Operational Guidance Notes)を準備している。これは、「国の一般的な政治情勢および人権状況の簡単な要約を提供し、よくあるタイプの申立てについて説明する。主要なタイプの申立てが難民としての庇護、人道的保護、または裁量的滞在の許可を正当化しうるかどうかについて、明確な指針を提供することを目的とする。」(UK Home Office, last updated 25 June 2013)。

例として、2013年6月のアフガニスタンに関する「オペレーショナル・ガイダンスノート」を参照せよ。

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/countryspecificasylumpolicyogons/afghanistan.pdf?view=Binary>

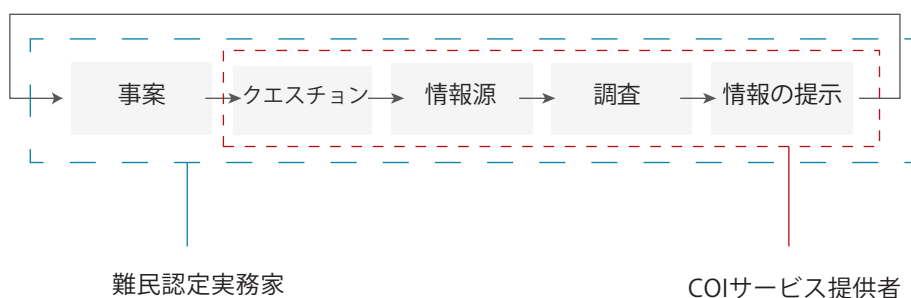
司法段階においては、英国庇護移民審判所(UK Asylum and Immigration Tribunal (AIT))が、カントリーガイダンス(国別指針)の概念を提案してきた。2004年以来、審判所は定期的にカントリーガイダンスとなる決定を出してきた。マンチェスター大学のロバート・トーマス氏が2008年にこの制度を精査しており、その結果は、「庇護審査の一貫性:カントリーガイダンスおよび英国の庇護手続」(Consistency in Asylum Adjudication: Country Guidance and the Asylum Process in the United Kingdom (Thomas, 2008))と題して『難民法国際ジャーナル』(International Journal of Refugee Law 20 (2008))に掲載されている。

### 1.3.3 COIのリサーチ・サイクル

COIの調査と利用における様々な段階は、特定の事案に関するクエスチョンの形成に始まり、情報源の検討を経てリサーチ段階へと進む、一つのサイクルとして説明することができる。この後は、調査結果のドキュメンテーション(文書化)および情報の提示へと続く。難民認定実務家は、個別のケースごとに情報の価値を評価し、その主張や決定の中でCOIを利用することになる。

以下のサイクルは、COIサービス提供者と難民認定実務家との間の業務の分担を示すものである。難民認定実務家はケースについて責任を持ち、申請者の供述およびその他の証拠に基づいてCOIに関するクエスチョンを形成する。このクエスチョンは、難民認定実務家がCOIサービス提供者と意思疎通する際の中心的なコミュニケーションツールである。COIサービス提供者にとっては、これらのクエスチョンがリサーチプロセスの出発点となる。このプロセスの中で、情報源が検討され、調査結果が最終的に文書化され、難民認定実務家に提示される。このようにして決定権者は、この情報をひとつのリソースとして、申請者の信憑性評価のために利用し、申請者の国際的保護の必要性について決定を下すために利用することが出来るようになる。法定代理人が、COIを利用することにより依頼人の主張を強化することを望む場合もある。

リサーチ・サイクルの各段階において、COIの質的基準が守られることが不可欠である。



前述の通り、多くの難民認定実務家は、自らCOI調査を行わなければならない、そしてその結果を個別のケースの中で利用している。この場合、これら2つの業務を明確に区別すべきである。一方でCOIを調査し、他方で決定を下したり法的主張を組み立てたりすることは、異なる物の見方を要するということを認識することが重要である。COI調査は出来る限り中立的に実施される必要がある。早まった結論や仮定は、意識的であろうとなかろうと、調査プロセスに影響を与える可能性がある。

#### 1.4 証拠としてのCOI

法的観点からみると、COIは国際的保護の手続において証拠を構成するものである。

これは、例えば欧州連合(EU)の法令に反映されている。2011年のEU庇護資格指令(EU Asylum Qualification Directive)は、個別ケースの評価においては以下を考慮しなければならないと述べている。

出身国における法令およびその適用状況を含め、申請に関して決定を下す時点におけるCOIに関する全ての関連する事実。

(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 4 (3) (a))

2005年のEU庇護手続指令(EU Asylum Procedures Directive)は、加盟国は以下のことを確保すると規定している。

庇護申請者の出身国[...]および必要な場合には経由国の一般情勢に関する正確かつ最新の情報が、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 等の様々な情報源から入手され、当該情報が申請の審査および決定に関する責任者に提供されること。(EU Asylum Procedures Directive 2005, Article 8 (2) (b))

COIの証拠としての機能に基づき、国際的保護の文脈における立証の責任および基準について若干の考察を行うことが必要である。これはCOI調査の意味合いをより良く理解する一助となるであろう。

### 立証の責任

UNHCRは、自己の申立てに関する事実を提示し立証するという庇護申請者が負う義務と、事実を確かめるために有用な必要文書を示す(produce)という決定権者が負う義務とのバランスを図るための重要な原則を概説している。

UNHCRの「難民認定基準ハンドブック—難民の地位の認定の基準および手続に関する手引き—」は、全ての関連事実について確認し評価するにあたり、申請者と審査官が分かち合う負担について強調している。

申請を提出する者に立証責任があるのが一般の法原則である。しかしながら、申請人は書類やその他の証拠によって自らの陳述を補強することができないことも少なくなく、むしろ、その陳述のすべてについて証拠を提出できる場合のほうが例外に属するであろう。大抵の場合、迫害から逃走してくる者はごく最少の必需品のみを所持して到着するものであって身分に関する書類すら所持しない例も多い。こうして、立証責任は原則として申請人の側にあるけれども、関連するすべての事実を確認し評価する義務は申請人と審査官の間で分かちあうことになる。事実上いくつかの事案によっては審査官が利用し得るすべての手段により申請を裏づけるのに必要な証拠を提出することになることもある。しかしながら、このような独立した調査が必ずしも成功するとは限らず、立証できない陳述も存在する。このような場合において、申請人の説明が信憑性を有すると思われるときは、反対の十分な理由(good reasons to the contrary)がない限り、申請人は灰色の利益(benefit of the doubt)を与えられるべきである。(UNHCR, January 1992, para. 196)

UNHCRは、「難民申請における立証の責任と立証の基準について」(Note on Burden and Standard of Proof in Refugee Claims)の中で次のように述べている。

[...]難民本人の置かれた状況の特異性に鑑みて、審判官はあらゆる関連事実を確認し、評価する義務を共有する。審判官が申請者の出身国の客観的状況に知悉し、公知の関連事項を了知しており、申請者が関連情報を提供するように導き、裏づけができて得る陳述された事実を適切に確認しようとするのであれば、概ねその義務は履行される。(UNHCR, 6 December 1998, para. 6)

脆弱な個人、子ども、障がい者および女性による難民申請の評価においては、関連するCOIを集めるために特別の努力を払う必要がある。特に子どもは自らの出身国の状況について十分な知識を有していない可能性があるため、UNHCRは子どもの庇護申請に関するガイドラインにおいて、次のように述べている。

成人のケースでは、立証責任は審査官および申請者がともに負うのが通例だが、子どもの申請については、特に当該の子どもに保護・養育者がいない場合、審査官がより多くの立証責任を負うことが必要になることもある。ケースの事実関係を確認することができず、かつ/または自己の主張を十全に展開する能力が子どもにないときは、審査官は知りえたかぎりの事情をもとにして決定を行わなければならない。その際、灰色の利益の原則を寛容に適用することが求められる場合もある。同様に、子どもの主張の一部についてその信憑性に若干の疑念がある場合、子どもに対して灰色の利益が認められるべきである。(UNHCR, 22 December 2009, para. 73)

### 立証の基準

立証の基準に関するルールは、申請者が迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有しているか否かを決定するために、決定権者がどの程度かつどのような種類の情報を必要とするか、という点と特に関連する。

UNHCRによると、迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を示すものには、申請者の個人的な事情と、出身国の状況に関連した諸要素の両方が含まれる。

迫害の危険評価は本質的に未来志向であり、そのため本来的にやや推測的であるが、そうした評価は、申請者の個人的な事情と出身国の状況に関連した諸要素を斟酌した事実の検討に基づいて行われるべきである。[...] 出身国の状況に関する重要な要素に含まれるのは、一般的な社会・政治情勢、当該国の人権状況・実績、当該国の法制、特に申請者と類似した状況にある人々に対する迫害主体の政策または実務・慣行といったものであろう。[...] (UNHCR, 16 December 1998, paras. 18-19)

立証の基準という用語は、「主張する事実の真実性に関して審判官を説得する際に申請者が充足すべき最下限となる敷居」を意味する (UNHCR, 16 December 1998, para. 7)。難民認定は刑事手続ではないことに留意することが重要である。難民の地位を認定するために必要な事実については、証明する必要はなく、信じられればよいのである。

オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、イギリス、アメリカといった国々の法制度においては、迫害を受けるという恐れがどの程度十分に理由があるかを認定するために難民法により要求される立証の基準を説明するために、いくつかの用語を編み出してきた。例えば、「相当の理由」(good grounds)、「合理的見込み」(reasonable chance)、「重大な可能性」(serious possibility)などである。これらの用語は、まず起こりそうにない(remote)危険ではなく、しかし50%未満の確率でもありうる程度の危険性を示すことを意図するものである (Gorlick, 2002, pp. 9-12)。

移民帰化局対カルドーザ・フォンセカ (INS v. Cardoza-Fonseca) というリーディングケースにおいて、アメリカの最高裁は「合理的蓋然性」(reasonable probability) について評価し、次のように述べた。

申請者が銃撃され、拷問され、或いは他の方法で迫害される可能性が10%であるために、申請者はそのようなことが起きるといって「十分に理由のある恐怖」を有しない、と結論づける余地は、国際連合の(「難民」の)定義にはない。[...] 「十分に理由のある恐怖」という基準を適切に解釈すれば、証拠により客観的状況が確立されている限り、その状況からおそらく迫害に至るであろうことを示す必要はなく、迫害の合理的可能性があることで十分である。(INS v. Cardoza-Fonseca, 1987, 480 US 421)

大陸法の管轄権においては、要求される立証基準についてそこまで形式的ではない。迫害の「もっともらしさ」(plausibility) または「相当の見込み」(considerable likelihood) について時折言及がなされており、一貫性があり信憑性のある供述と、出身国について知られていることによる裏付けという組み合わせが示唆されている。

UNHCRは1951年の難民条約の締約国に対し、「申請者がその主張を裏づけるために真に努力をし」(UNHCR, January 1992, para. 203)、申請者の全体的な信憑性について決定権者が満足している場合、証拠が不足している部分については申請者に灰色の利益が与えられるべきである、とリマインドしている (UNHCR, January 1992, para. 203f)。

2011年のEU資格指令の第4条(5)は、申請者がその主張を裏づけることを要求する国々のために、灰色の利益原則を明記している。指令によると、申請者の主張の一部を証拠によって裏づけることが出来ない場合において、以下の累積的条件が満たされれば、申請者には灰色の利益が与えられなければならない。

- (a) 申請者がその申請内容を裏づけるために真に努力したこと
- (b) 申請者が自由にできる全ての関連要素が提示され、他の関連要素が欠如している場合には十分な説明がなされたこと
- (c) 申請者の主張が首尾一貫してもっともらしく(coherent and plausible)、申請者の事案に関連する特定および一般の利用可能な情報に反していないこと
- (d) 申請者が可能な限り早期に国際的保護の申請を行っていたこと、またはそうしなかったことについて相当の理由を示すことができること
- (e) 申請者には一般的な信憑性が認められること

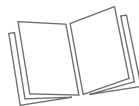
(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 4 (5))

#### 終止および除外との関係における立証の責任および基準

立証の負担および立証の基準の問題は、難民条約第1条Cの、難民の地位の終止に関する手続においてもまた重要となる。

出身国の事情が変化し、難民の地位の終止が検討されている状況では、「根本的、安定的かつ永続的な変化が出身国に生じたことを示す責任は、庇護国にある」(UNHCR, 10 February 2003, para. 25 (ii))。

難民条約第1条Fの除外が検討されている場合(例えば、申請者が戦争犯罪または人道に対する罪に関与してきた武装集団の構成員であるとき、立証基準は、当該個人が第1条F(a-c)の規定に「該当すると考えられる相当な理由」である。これには信用できる確かな情報が必要である(UNHCR, 4 September 2003, paras. 34-36))。



UNHCRの「難民申請における立証の責任と立証の基準について」(Note on Burden and Standard of Proof in Refugee Claims) (1998年12月16日)には、英米法および大陸法体系における関連基準についての解説が含まれている。  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b3338.html>



## 1.5 COIの範囲と限界

### 1.5.1 COIの範囲

前述の定義によると、COIは、ある国の人権問題、治安状況、政治的、社会的および法的な状況、事件や出来事、並びに人道的、経済的、文化的および地理的な状況について扱うものである。COIは難民法および人権法の規定に基づくものであるが、そのテーマの範囲は特定の国の人権状況をはるかに超えるものである。政治的な制度、情勢および力関係について理解することは、迫害の背後にある動機や根拠を理解する背景となる。

COIは、2種類のクエスチョンに答えることができる。保護に関するものと、信憑性の立証に関するものである。これら2種類のクエスチョンについて理解することは、どのような種類の情報がCOIの範疇に入り、どこがその限界であるかを認識するのに役立つ。もちろん、実務上、保護関連のクエスチョンと信憑性関連のクエスチョンは重なることが多い。

#### 保護に関するクエスチョン

*セネガルのカザマンズ地方における現在の政治情勢および治安状況はどのようなものか。ロシア連邦)カリニングラード州の「我らの町」という市民団体の創設者、指導者または構成員による行動に関し、当局はどのような対応をするか。パキスタンにおいて同性愛は犯罪か。マフディ軍の役割とは何か、またイラクにおけるスンニ派とシーア派の関係はどのようなものか。*

保護に関するクエスチョンは、国際的保護の申立ての内容と深く結びついている。この種のクエスチョンは、難民条約が列挙する5つの理由のうち1つ以上の迫害を受けるという申請者の恐怖、または、補完的保護の申立ての根拠となる人権侵害に関するものである。保護関連の質問をする目的は、申請者が出身国に帰国した場合に直面する危険について評価するために有益な情報を入手することである。

#### 信憑性に関するクエスチョン

*エルビルでの活動を希望する医師はバグダッドから許可を得る必要があるか。赤十字が運営するアブ・ショウク難民キャンプに登録すると、難民はどのような書類を受け取るのか。モンゴルの通貨は何か、また、流通している紙幣および硬貨の単位はいくらか。*

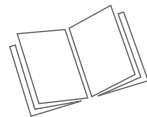
庇護手続においては、庇護希望者の供述が最も重要な証拠である。したがって申請者の主張の信憑性評価は難民認定の重要な要素である。

申請者の信憑性を評価するためには、申請者の提出する証拠について、十分に詳細かつ具体的であるか、内的一貫性および外的一貫性があるか、入手可能なCOIと一貫性があるか、主張の全体的なもっともらしさがあるかについて、分析が必要である。庇護希望者の信憑性評価のために依頼されるCOIは、申請者の主張に含まれる特定の出来事、人物または状況に関連する場合がある。あるいは、地理、地勢、文化、歴史等、申請者の出身国や出身地域に関する特定の側面に関連し、申請者の主張の真偽を確認するために利用される場合もある。このようなCOIは、申請者が所属していると申し立てる政治団体、宗教団体、民族団体等に関する背景情報という形をとる場合もある。

申請者の供述に含まれる詳細について確認することはしばしば不可能である。この種の信憑性の調査は、特に時間がかかり、申請者の個別事情に特化したものになりがちで、見つかった情報源の信頼性や質の点、あるいは情報の内容の点で、必要とされる結果が得られないこともよくある。

難民認定実務家は、求めている情報が個別ケースの判断にとって決定的であることを確認すべきである。また、庇護希望者はその申立てに含まれるすべての事実を立証する必要はないということに、難民認定実務家は留意すべきである。COIは、申請者による主張の一部の裏づけとなる可能性はあるが、徹底的にCOIの調査を行った場合でさえも、申請者の主張のすべてについて独自の裏づけを提供する見込みはない。申請者の全体的な信憑性が確立されている場合には、主張の残りの部分について灰色の利益を与えることがしばしば必要である(UNHCR, January 1992, paras. 203-204)。

2013年3月、難民法裁判官国際会議(International Association of Refugee Law Judges)は、裁判官およびその他の決定権者用に、EU庇護法の適用についての指針並びに信憑性評価の条件および基準に関するペーパーを発表した。



難民法裁判官国際会議: EU資格指令に基づく難民保護および補完的保護における信憑性評価、司法上の条件および基準、2013年3月

International Association of Refugee Law Judges: Assessment of Credibility in Refugee and Subsidiary Protection claims under the EU Qualification Directive, Judicial criteria and standards, March 2013

[http://www.iarlj.org/general/images/stories/Credo/Credo\\_Paper\\_March2013-rev1.pdf](http://www.iarlj.org/general/images/stories/Credo/Credo_Paper_March2013-rev1.pdf)

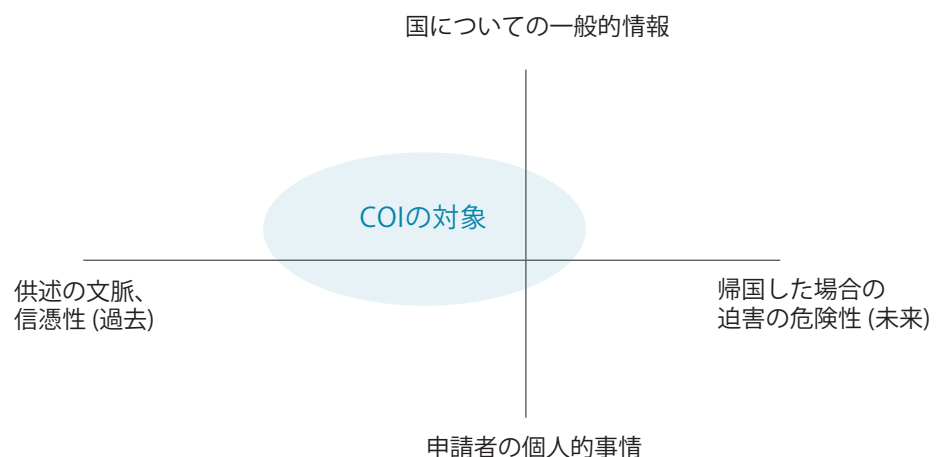
UNHCR: 立証を超えて—EU庇護制度における信憑性評価、2013年5月

UNHCR: Beyond Proof. Credibility Assessment in EU Asylum Systems, May 2013

<http://www.unhcr.org/51a8a08a9.html>

### COIの位置づけ

COIの範囲および限界を図式化する一つの方法として、COIの「位置」のマッピングを可能にする座標系を作成することができる。これにより、COIによって答えることができるクエスチョンのタイプおよびCOIの限界を示すことができる。





横軸は過去から未来への時間軸を表す。庇護希望者が出身国を出国する前に生じた出来事は左側に表される。帰国した場合の迫害の危険性は未来の出来事に関する事なので、図の右側に表される。縦軸は、個別の申請者の個人的事情に関する情報が下に、出身国の状況に関する一般的情報が上に表されている。

図の中のCOIの位置が示すように、COIの強みは主に、申請者の個別事情の詳細を確認することよりも、国の一般的(人権)状況に関する事実を伝えることにある。

よって、COIの調査においては、

*「XYさんは1986年から1990年までの間、ナイジェリアのイバダン大学で『海賊』という名の学内カルト団体のメンバーであったか」*

というクエスチョンに回答するよりも、

*「ナイジェリアの大学の規定では、学生が特定のカルトを推進するグループを設置することが許可されているか、またそのようなグループの学生メンバーの状況はどのようなものか」*

といったクエスチョンに関しての方が、信頼できる情報源から関連性のある情報を見つけやすいといえる。

この一般的なルールの主な例外は、クエスチョンが著名な人物に関するもので、その人物の言動がメディアで報道されているような場合である。

図の中のCOIの位置が示すように、COIはほぼ全て過去の出来事に関するものである。COIは、申請者が出身国に帰国した場合に迫害を受けるという未来の危険性評価において重要な判断材料となるものの、COIの調査においては、未来の出来事の予測よりも過去の出来事の文書化に重点が置かれる。いずれにせよ、COIの調査を行う際は、未来の出来事について評価することを控えなければならない。なぜならそのような作業は証拠の評価の一環であり、明らかに決定の範疇に入るからである。

### 1.5.2 COIの限界

COIの限界については既にいくつか触れてきたが、ここではより詳細に見ていくことにする。

#### COIは危険性の評価ではない

COIの調査は、情報の収集および選択、情報源の評価、そして、明確かつクロスチェック可能な形で情報提供するために集積した情報を分析することから成る。提示された情報に基づく危険性の評価は、COIの利用の一部分である。個別の申立てについて結論を導き出し、将来の予測に関して評価することは難民認定実務家の行うことである。このように、COIの調査と利用の違いを認識し、両者を注意深く区別するべきである。

例えば、「ソマリアにおいて、アル・シャバーブから逃げようとする人々にとって国内保護の選択肢はあるか」という質問は、危険性の評価を示唆するため、COIの限界を超えるものである。国内保護の選択肢(internal protection alternative (IPA))とは法的な概念である。COIは、IPAの存否に関する判断にとって有益かつ必要でありうる。しかしながら、IPAに関する評価および決定は決定権者に委ねられている。したがって、リサーチ・クエスチョンは構成し直されるべきである(IPAに関するリサーチ・ツリーを参照、セクション 3.2.4)。

#### 申請者の個人情報保護の必要性

COIの調査を実施するにあたり、いかなる状況であっても申請者の個人情報は保護されなければならない。申請者やその関係者に危害が及ぶ危険性がある場合、出身国内の人物や組織にコンタクトを取ってはならない。出身国内で誰かにコンタクトを取るという行為自体が、申請者が生存し、その国で庇護を求めているという重要な情報を流すことになりうる、ということを経験しなければならぬ。これは迫害の後発的な危険性を構成することになるかもしれない、家族等を危険にさらす可能性がある。

例えば、申請者がイランの反体制グループのメンバーであったか否かを知りたい場合、そのグループの連絡先が分かっているならば直接連絡を取りたいという誘惑にかられるかもしれない。しかし、イランの諜報機関がこの組織との通信を傍受しようということを経験しなければならぬ。よって、申請者に関する情報を伝えることは、申請者やその関係者、または連絡している組織自体を大きな危険にさらす可能性がある。したがって、この場合、このような調査方法は論外である。

#### COIの証拠は通常確定的ではない

COIは、決定権者や法的助言者が国際的保護の申立てを評価する際の助けとなる。COIは、申請者の申立ての文脈の理解を促進する一助となり、申請者の主張の裏づけとなりうる。また、決定権者が申請者に対する将来の迫害の危険性について判断するのにサポートする。しかしながら、COIが、ある人物の信憑性や国際的保護の必要性について決定的な回答を提供することは稀である。COIはしばしば解釈の余地を残すものである。

#### COIは一般的すぎるが多い

出身国の一般的な人権状況に関する情報はあっても、申請者のおかれた特定の状況にある人々に関する情報はより少ない(時にはまったく無いこともある)であろう。たとえば、イラン国内のあるデモについては数多くの報告書や記事が見つかるであろう。しかし、そのデモへのある特定の人物の参加については、その人物が有名人で報道されるような場合でない限り、おそらく情報がみつかることはないであろう。公に知られていない個人についての情報が見つかる場合であっても、信頼性について疑問がある情報源からであり裏づけをとれないことが多い。

情報の欠如は、庇護を求める女性に特に影響する可能性がある。なぜなら、ジェンダーに基づく迫害はしばしばプライベートな空間で行われ、その結果あまり報告されないからである。一般的な報告書は、様々なグループや特定の生活状況に関して考慮しない場合が多いため、高齢者、子ども、LGBTIの人々や、他の弱い立場のグループに関する情報もあまりないかもしれない。

#### ときにはCOIがまったく無い場合もある

問題となるクエスチョンや論点について、ときにはまったく情報がない場合があることには、様々な理由がある。ある国の状況について問題が多ければ多いほど、メディアや独立の人権モニターに対する規制のために、その国の正確な状況について情報を入手することは困難となりうる。国際的な報道機関や人権ミッションに対するアクセス制限は、しばしば国内メディアの独立性欠如、自主検閲、または移動の自由の制限によって更に悪化させられる。国際機関、国内の通信インフラ、機能する多様な市民社会等の存在も、情報の有無に影響を与える要素である。

時間制限等、他のより実務的な要素も、見つけられる情報をときに制限する場合がある。

最後に、クエスチョンそのものが情報が集まるか否かを左右する。質問が一般的すぎる場合もあれば特定されすぎている場合もある。氏名や場所、グループについてのスペルミスが調査結果の発見を妨げる場合もある。ときには、情報を提供できる情報源が見つかった場合でさえも、国際的保護の目的のために情報提供に応じないことがある。

#### 言語的制約と、人権・人道報告における主要言語としての英語

実務上、COIへのアクセスに関する障害の一つは言語である。COIとして通常利用される文書（国連文書、国際人権NGOによる報告書等）の大半は英語で発表されている。英語を理解しない場合、限られた範囲のCOIの情報源しか活用できないことに気づくであろう。反対に、地方メディアや国内メディアによるレポートや、地方または国の機関が発表する情報を含め、出身国の言語によって発表されている多くの情報は、その言語の理解を欠く者にとって利用できないままである。

### 1.6 まとめ

- ✓ COIは、国際的保護を求める人の認定手続における証拠であり、個別の申請の評価に関して難民認定実務家（決定権者および法的支援者）をサポートするものである。
- ✓ COIは、インタビューの準備のために、また申請者の主張を吟味し将来の危険性評価をサポートするために利用される。また、保護および信憑性に関するクエスチョンに回答する一助となる。
- ✓ 出身国におけるすべての出来事や状況について、受入国で国際的保護の手続に関与する者が情報を入手できる訳ではない。特定の出来事や状況に関して情報が見つからないという事実は、その出来事が起きなかったことやその状況が存在しないことを自動的に意味するものではなく、必ずしも申請者の主張の真実性を損なうものでもない。
- ✓ COIは、指針や決定が始まるところで終わる。危険性評価は決定権者または代理人の職務の一部である。



#### 実務のための注意点

##### 難民認定実務家

- 自身で調査を行うときは、事案の評価と調査を区別すること。
- 事前の判断を避け、一貫性のために情報を無視することのないよう注意すること。
- COIサービス提供者に調査を依頼するときは、COIの限界を超えないような形で質問を構成するよう注意すること。

##### COIサービス提供者

- 依頼を受けた質問を批判的に見てみる
- 依頼を受けた質問を批判的に見てみる
- 質問がCOIの限界を超えている場合には、依頼者に連絡し、質問を構成し直すよう試みる。焦点や言い回し、明細事項等の変更により、COIの範疇に戻せる可能性がある。
- 情報の法的評価は控えること。

## 2 出身国情報の質的基準および原則

国際的保護の必要性の認定手続は、人々の人生に決定的な影響を及ぼす。このため、COIを扱うすべての者が、自らが作成したり利用したりする情報の質の評価のために何らかの枠組みを有することが重要である。2001年のGlobal Consultation on International Protectionの会合において、「決定権者は、様々な情報源からの、正確で、偏りがなく、最新の出身国情報にアクセスを有すべきである」ことは、異論がないと考えられた（UNHCR, 31 May 2001, para 50j; UNHCR, February 2004, para. 4）。国際的保護を求める者のための国内手続は国によって異なるものの、申立ての評価および決定のためには皆COIを必要とする。COIの質的基準は、公正で効率的な手続への貢献を可能にするために発展してきた。

「関連性」(relevance)、「信頼性およびバランス」(reliability and balance)、「正確性および最新性」(accuracy and currency)および「透明性およびトレーサビリティ」(transparency and traceability)という質的基準は、「不偏性および中立性」(Impartiality and neutrality)、「情報へのアクセスに関する武器の対等」(equality of arms as regards access to information)、「公開情報の利用」(using public information)および「個人情報の保護」(data protection)という基本原則に基づくものである。

これらの基準と原則は、ともに、COIを調査し利用する者が、可能な限りの客観性を達成するために役立つものである。

本章の最後には、COIの質的基準の発展について概説されている。

### 第2章の内容:

- 2.1 COIの質的基準
  - 2.1.1 関連性
  - 2.1.2 信頼性およびバランス
  - 2.1.3 正確性および最新性
  - 2.1.4 透明性およびトレーサビリティ
- 2.2 COIの調査および利用に関する原則
  - 2.2.1 中立性および不偏性
  - 2.2.2 情報へのアクセスに関する武器の対等
  - 2.2.3 公開情報の利用
  - 2.2.4 個人情報の保護
- 2.3 COIの質的基準の発展
- 2.4 まとめ



### 学習目的

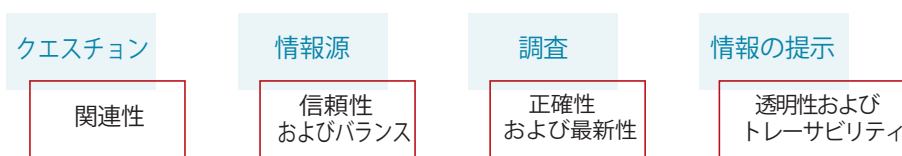
この章を読み終えた読者は、以下のことが出来るようになるであろう。

- » COIの質的基準を認識し説明すること
- » COIの調査と利用のための原則を認識し説明すること

## 2.1 COI の質的基準

本セクションは、COIの調査および利用のための主な質的基準を概観し、その一般的な理解について論じる。

以下の基準はリサーチ・サイクルに沿って提示されている。このサイクルは、関連性のあるリサーチ・クエスチョンの形成に始まり、信頼できる情報源を見つけてそのバランスをとること、そして正確かつ最新の情報を見出すことに続き、透明性がありクロスチェック可能な方法で調査結果を提示することで終了する。



### 2.1.1 関連性

国際的保護の必要性に関する決定において利用されるCOIは、難民法および人権法の法的概念に根ざした質問に基づいているとき、または申請者の主張から導かれる質問に基づいているときに、関連性があるといえる。

特定の国の状況に関する情報は、国際的保護の必要性の評価をサポートするのに資するとき、COIといえる。したがって情報は、申請者のおかれた事情および事案の中で問題となる論点に関連性を有するものでなければならない。申請者が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有するか否かを評価するためにその情報が有益かどうかによって、関連性が判断される。申請者が、補助的保護 (subsidiary protection) や人道的理由による保護のような補完的形態の保護を申請している場合、関連性とは、申請者が各形態の保護基準 (例えば重大な危害を受ける危険性) を満たすか否かを決定権者が評価する際にその情報が有益であることを意味する。

次の3つの例は、迫害、補完的保護、そして信憑性に関する質問である。「イラクのクルディスタン地域におけるキリスト教徒の状況はどのようなものか。過去一年間にこのグループのメンバーを標的とする事件はあったか」という質問は、迫害に関するものである。これに対し、「イラクのクルディスタン地域においてシングル・マザーに対する何らかの支援はあるか。シングル・マザーは何らかの形で国家による社会的支援を受けているか。自分で生活していくことは可能か」という質問は、国内保護の選択肢について、あるいは補完的保護を付与する根拠について確認することを目的とするものかもしれない。「2010年3月初旬にイラクのクルディスタン地域のハムダニヤにおいてキリスト教徒が組織したデモがあったか。何人の人々がそのデモに参加したか」という質問は、ある申請者の供述の中の重要な詳細を裏づけることを目的とし、その供述の信憑性を立証することを意図してなされた可能性がある。



関連性があるためには、当該情報は特定されている必要がある。例えば、レズビアン女性が出身国で迫害を受けるという十分に理由のある恐怖を有するか否かを評価する際、ゲイの男性の扱いに関する情報は、限定的な関連性しかないかもしれない。

関連性は、難民認定実務家が、必要な情報は何かを正確に定義した場合にのみ達成できる。よって、関連性を確保するための主要な問題の一つは、中心となる人権問題や事案の内容および重要事実に関するクエスチョンの形成と、これらのクエスチョンを調査可能なテーマへと後に変容させていく点にある。

難民認定実務家がCOIサービス提供者に質問を依頼できる場合、両者が互いの仕事の現実について知ることが極めて重要である。一方では、COIサービス提供者は庇護手続の法的背景について認識すべきであり、他方で難民認定実務家は、COIサービス提供者が他人のニーズに合わせて情報を採り捨選択するのは簡単なことではないという事実を認識すべきである。両者とも、実際の調査プロセス開始前に、委託事項を明確にすることを共通の目標とすべきである。調査の実施にあたり、COIサービス提供者は、特定の情報が難民認定実務家にとって実際に価値あるものか否かについて判断できる立場にあるべきである。

難民認定実務家が自らCOIの調査を行う場合、クエスチョンを考える作業と調査を行う作業という2つの作業を明確に区別し意識することが望ましい。そうすることにより、マイナーな論点によって脱線することなく、最も関連性のある論点に集中することが出来る。

保護に関する国際人権条約および地域人権条約等の概観は本書の付属書Aにある。関連性のあるクエスチョンの作り方に関する詳細な解説および例は第3章にある。

## 2.1.2 信頼性およびバランス

国際的保護の必要性に関する決定は、情報源の政治的および思想的な文脈や、その任務、報告方法、動機等を考慮した上で、信頼できる情報源による出身国情報に基づいてなされることを要する。

各々の情報源には独自の視点および焦点があるため、可能な限り最も包括的でバランスのとれた情報を得るためには、様々な情報源および様々な種類の情報源を検討すべきである。

調査結果の質は、利用された情報を生み出した情報源の信頼性に大きく左右される。情報源のバランスをとることにより個別の情報源のバイアスをなくし、状況についてより包括的な報告を作成するためには、幅広い情報源を考慮に入れることが必要である。

頻りに利用されるCOIの情報源に関する知識と、異なる種類の情報源(例えば国連、政府、NGO、メディア、学者等)に関する認識は、COIサービス提供者と難民認定実務家の双方にとって必須である。一般に情報源に対して注意深く批判的なアプローチをとることと、バイアスのかかった疑わしい情報源を認識することが出来、それらにどのように対処すべきか知っていることは、COIを扱うすべての者の基本的なスキルである。

COIサービス提供者と難民認定実務家の両者とも、特定の基準に基づいて情報源を評価できなければならない。いかなる情報源にも独自の視点があり、特定の目的および任務に基づいて一定の文脈で仕事をしている。すべての出版物の背景には特定の意図および方法論がある。

客観性を目指す情報源が常により好ましいとはいえ、バイアスのある情報源すべてが無効となる訳ではない。バイアスが考慮され、他の情報源によりバランスが追求されていれば、一定のバイアスのある情報源による情報も価値あるものとなりうる。

したがって、可能な限り最も完全でバランスのとれた情報を得るためには、多くの異なる情報源、および異なる種類の情報源が検討されるべきである。

欧州連合の文脈では、信頼性およびバランスの基準は、2005年のEU庇護手続指令第8条(2)(b)に規定された法的な必要条件としてみることも出来る。欧州庇護支援事務所(European Asylum Support Office (EASO))の設置に関する2010年のEU規則は、以下の利用をEASOの義務とすることにより、この基準を強化した。

政府、非政府組織及び国際機関、並びに欧州連合の組織および機関を含む、関連するすべての情報源 (EASO Regulation, 2010, Article 4 (a))

欧州人権裁判所は、「NA.対英国」のケースにおいて、欧州評議会の加盟国のために重要な指針を提供した。

このような[出身国]情報の評価においては、情報源について、とりわけその独立性、信頼性および客観性について検討することが必要である。報告書に関しては、執筆者の権威および評判、作成の手段として行われた調査の徹底の度合い、結論の一貫性および他の情報源による補強は、すべて関連性のある検討事項である。  
(NA. v. The United Kingdom, ECtHR, 17 July 2008)

情報源の評価および知識については第4章で詳述されている。情報源のバランスの取り方についてはクロスチェックに関するセクション5.4で論じられている。付属書Bには、頻繁に利用される情報源に関する簡単な説明が含まれている。



### 2.1.3 正確性および最新性

決定を下す時点で正しく有効な情報のみが利用されるべきである。正確性および最新性は、クロスチェックおよび補強となる情報によって確保することができる。

正確性および最新性は、ある情報と実際の状況との間の相関性を指す質的基準である。正確性は、名前や日付等の事柄に関しては簡単な概念であるが、他の事柄に関しては争点となりやすい(例えば、社会全体による特定の少数派グループの構成員の取扱い)。

情報の最新性は、正確性の重要な一要素として理解することができる。調査の時点における状況または出来事を反映していれば、情報は最新であるといえる。数年前の報告書がまだ正確なこともあれば、昨日の新聞記事がより新しい出来事によって古くなる場合もある。多くの場合、特定の文化的、歴史的、または宗教的な問題に関する報告書は、より長期間にわたり正確であり続けるだろう。これらの事実(例えば歴史的出来事や昔からある宗教儀式等)は、時とともに素早く変化するものではないからである。

COIの分野において、情報の正確性と最新性を確かめるための最もよくある方法はクロスチェックである。特定の問題について報告している、異なる種類の信頼できるいくつかの情報源を特定し、それぞれの情報源によって提供されている情報を比較し対比させるべきである。情報源の信頼性がより低いと考えられるほど、より多くのクロスチェックを行うことが必要である。異なる情報源による情報の矛盾を解決出来ない場合(たとえば特定の人権侵害が継続しているか終了しているかについて合意がない場合)、異なる視点を提供する情報源からの情報を含めることが必須である。

理想的にはあらゆる情報が、相互引用のない、異なる種類の情報源(国連の報告書、国際または国内人権機関、国際または国内メディア、専門家の意見)によって裏づけられるべきである。それが可能でない場合 - 多くの場合そうであるが - COIサービス提供者は、入手可能な情報を提供すべきであり、さらに他の情報源を確認したが情報が見つからなかったことに言及すべきである。他方、難民認定実務家は、裏づけとなる情報がなくてもその情報を利用するか否かについて判断しなければならない。「モスクワはロシア連邦の首都である」というように、その情報が「争いのない事実」(Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information, 2008, p. 12)である場合、裏づけは不要である。間違っていることが判明している情報は利用してはならない。

クエスションの中心となる情報や決定に影響を与える情報については、3つの異なる種類の情報源によって裏づけをとることを推奨する。

情報の正確性は、良質の調査計画と専門的な調査能力に大きく左右される。情報源の信頼性と、複数の情報源を利用することで得られる情報のバランスを取ることとも緊密に関連している。調査計画には、報告書に含まれる情報を現地の情報源の意見を聞くことによりクロスチェックする手法が含まれる可能性がある。この手法は価値ある情報を導き出すかもしれないが、例外的な場合のみ実行可能である。事実調査員の派遣が可能な場合であっても、完全な正確性が保証される訳ではない。また、個人情報保護の必要性も考慮に入れなければならない(EU Common Guidelines

on (Joint) Fact Finding Missions, November 2010)。

正確性および最新性の基準もEU法に規定されており、「正確かつ最新の情報が多様な情報源から入手され」ることが要求されている (EU Asylum Procedures Directive 2005, Article 8(2)(b))。更に、2011年のEU庇護資格指令は、「申請について決定を下す時点における、出身国に関するすべての関連する事実」が考慮されなければならないと規定することにより、最新性の基準を強化している (EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 4 (3) (a))。

調査計画および調査能力、並びにクロスチェックに関する詳細は、第5章で述べられている。

#### 2.1.4 透明性およびトレーサビリティ

透明性確保のためには、読者が独自に情報をクロスチェックし評価することを可能にするべく、COIの出典を十分に明示すべきである。あらゆる情報について、その情報源をたどることが可能であるべきである。情報は明確に提示され、その意味は歪められてはならない。

透明性およびトレーサビリティの質的基準は、情報が明確、簡潔、率直、かつ再入手可能な形で提示されることを要求する。COIは誤解や曲解を避けるために書面で提供されるべきである。

言及されている情報が追跡可能で確認できるものであれば、行政判断や裁判所の判決はより権威のあるものとなる。申請者の代理人は、透明性のある情報を提供することにより、法的主張をサポートすることが出来る。

COIに関する成果物は、あらゆる情報の出典が明示されており、読者が提供されている情報を独自にクロスチェックし評価することが可能になっている場合にのみ、透明性があるといえる。

どの情報がどの情報源からのものか、明確に示されるべきである。情報源の名前が保護されなければならない場合は、情報源の説明が提供されるべきである。

構成および言語は、内容の容易な理解を確保すべきである。翻訳や意識の過程において、情報の内容や意味が歪められてはならない。

様々な情報源から見つかった情報は混ぜ合わされるべきではない。文中の情報の出典を明示することなく、報告書や決定の末尾に情報源のリストを提供するだけでは不十分である。

透明性があり追跡可能な形で情報を提示する方法については、第6章により詳述されている。

## 2.2 COIの調査および利用に関する原則

以上の基準は、COIの調査および利用にあたり守られるべき基本原則に基づいている。質的基準を遵守するためには技術的なスキルや国際的保護の理解が必要であるところ、原則は、基準をとりまく枠組みを形成し、公正な手続に貢献することを目的とする。COIに対する中立的かつ不偏的なアプローチは、有効な調査結果を得るために不可欠である。武器の対等と個人情報保護は、多くの国において法的な要求である。公開情報の利用は公正性および質を強化するものである。

### 2.2.1 中立性および不偏性

COIの調査は、結果に対して中立的な形で実施されるべきである。  
COIサービス提供者は依頼人に対しても中立的であるべきである。

調査を行うのが難民認定実務家であれCOIサービス提供者であれ、調査は中立性をもってアプローチされるべきである。中立性の原則は、結果に対する関心によって調査プロセスが影響されてはならないということを意味する。

COIサービス提供者と難民認定実務家との間の業務の分担が行われている場合、COIサービス提供者は依頼人に対して中立的でなければならない。これは、たとえCOIサービス提供者が認定機関や裁判所の職員であったとしても、彼らは認定手続について何ら利害関係を有するべきではないということを示唆する。COI部門にとって、認定手続の関係者から正式に独立していることは中立性を強化することになりうる。そのような独立性がない場合でも、COI部門を認定手続および政策決定から切り離すことが推奨される。

もしも国家機関や裁判所、または申請者を法的に代理する組織が、難民認定手続におけるCOIの役割について十分理解しているのであれば、COIサービス提供者が情報に関して中立的であるために必要な不偏性を確保できるようにするであろう。難民認定実務家からCOIサービス提供者に対して依頼をするときは、特定の調査結果を望む、あるいは望まない、といったバイアスがかかるような形で行われるべきではない。

他方、中立性に関する難民認定実務家の役割は異なりうる。代理人は、依頼人を支援するというその任務に基づいて、依頼人の供述をサポートする報告を当局に提出するであろう。しかし彼等も、法的主張を十分に準備するために、また、依頼人と話し合うために、依頼人のケースにとって不利な情報について認識しておく必要がある。ケースをサポートするCOIのみを提供する調査が、高品質の法的代理に資するものは少ない。

COIを個別の申立てに照らして評価するために、決定権者は信頼できる情報源から十分関連性のある情報を利用すべきである。関連性のある情報は、申請者にとって有利でも不利でも、隠したり無視したりすべきではない。

### 2.2.2 情報へのアクセスに関する武器の対等

COIは、国際的保護を求める人のための認定手続に関わる、すべての決定機関および申請者の法的支援者に対して平等に提供されるべきである。申請者は、決定の根拠となった情報について反論や釈明ができるよう、情報へのアクセスを有するべきである。

「情報へのアクセスに関する武器の対等」の原則は、申請者（およびその代理人または法的支援者）が、申立てに対する判断に利用された情報を認識できるよう確保することを目的とするものである。そうすることで手続の公正が強化されるのである。武器の対等は、裁判所および審判所における公正な裁判を受ける権利の一部をなすものである。国際的保護を求める者による申請は多くの国において行政上の手続であり、異議申立ての段階のみ裁判所や審判所で扱われる。しかし、行政手続においても、申立人は利用された証拠に関する情報を与えられなければならない、それについて反論や釈明を行う機会を与えられるべきである。欧州連合は、EU庇護手続指令において、申請者の法的支援のために情報にアクセスする権利について規定している（EU Asylum Procedures Directive 2005, Article 16 (1)）。

### 2.2.3 公開情報の利用

公正な手続をサポートするために、公に利用可能な情報が利用されるべきである。公開情報は、申請者、専門家、そして世間一般からのレビューおよび監視に対してオープンなものである。

公開情報とは、部外秘でなく、配布先が限定されておらず、よってトレースできる情報と定義づけられる。出身国情報に関する公開情報の利用に異論はないものの、制限された情報の利用および作成に関する立場は国によって異なる。

UNHCR (February 2004, pp. 10-12) とIARLJ (2006, pp. 12-13) はいずれも、公に利用可能でアクセス可能な情報の利用を、COIの重要な質的基準として推奨している。公開情報の利用は、情報が庇護申請者、専門家および世間一般による見直し、クロスチェック、または審査に対してオープンであることを確実にする。

公開情報を利用すること – そして作成すること – は、透明性およびトレーサビリティの質的基準に直接資するものである。更に、他者による情報の精査と、修正や追加を可能にすることにより、正確性および最新性の基準に資するものである。COIレポートや調査依頼への回答は、公開されることが望ましい。しかしこの原則は、申請者の個人情報保護の要請を侵害することや、情報を共有してくれる人物や組織を危険にさらすことを正当化できるものではない。

### 情報源の保護

出身国におけるコンタクトパーソンに情報を依頼することは、彼等を危険にさらすことになる可能性がある。そのような危険は、コンタクトパーソンおよびその家族の身体的安全に関わるか、あるいは組織が現地で活動する能力に関わる可能性がある。ある情報を公開するか否かを決定する際には、安全上の懸念と内部指針が尊重されるべきである。

### 2.2.4 個人情報の保護

申立人の個人情報および申立人の識別を可能にする情報は保護されなければならない。また、迫害者とされる者と決して直接間接に共有されてはならない。

難民認定手続に関与する全関係者は、- 決定機関、COIサービス提供者、法的支援者のいずれであっても - 申請者の個人情報を守らなければならない。個人情報は、申請者の明示的なインフォームド・コンセントなしには誰とも共有してはならない。特に、迫害者とされる者には、決して直接間接に個人情報を共有してはならない。大使館や他の機関、コンタクト・パーソンに連絡する際には特別の注意を要する。情報の要請は、申請者やその関係者、親族等に間接的に目を向けさせることになる可能性がある。

申請者の個人情報がよからぬ者の手に渡るのを防ぐため、手続の全段階において個人情報を保護することが不可欠である。それを怠ることは、申請者やその親族、関係者らに重大な危害を招く可能性があり、申請者を「現地に滞在中に難民となる者」(a refugee *sur place*)とする可能性さえある(詳細については、UNHCR, 2004年2月, pp. 13-17を参照)。情報の保護に関する原則は、2005年のEU庇護手続指令第21条および第41条に規定されており、EU加盟国に対して拘束力を有する。

### 2.3 COIの質的基準に関する発展

COIに関するUNHCRのペーパーが2004年に発表された後、同じ年にACCORDのCOI研修マニュアル初版である『出身国情報の調査』(*Researching Country of Origin Information*)が出版された。以来、いくつかの取組がCOIの質的基準の発展および普及に貢献してきた。

そのうちのいくつかは、EU加盟国間の実務的な協力関係を強化するという要望を動機とした、EU内のCOI調査部門による取組である。また、難民法裁判官国際会議も、国際的保護の申立てについて判断しなければならない裁判官のためにチェックリストを発表した。

以下のタイムラインは、国際的な場面で発表されてきた公の文書について概観するものである。



2004	国連難民高等弁務官事務所	出身国情報：国際協力の拡大に向けて Country of Origin Information: Towards Enhanced International Cooperation
2004	オーストリア赤十字社/ACCORD	研修マニュアル：出身国情報の調査 Researching Country of Origin Information. A Training Manual
2006	難民法裁判官国際会議	出身国情報評価のための司法基準に関するチェックリスト Checklist on judicial criteria for assessing COI
2008	EU加盟国有志 (GDISCプロジェクト)	出身国情報の処理のためのEU共通指針 Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information (COI)
2010	欧州出身国スポンサーシップ	(合同) 事実調査ミッションに関するEU共通指針 EU common guidelines on (Joint) Fact Finding Missions
2012	欧州庇護支援事務所 (EASO)	EASO 出身国情報レポートの方法論 EASO Country of Origin Information report methodology
2013	オーストリア赤十字社/ACCORD	研修マニュアル：出身国情報の調査 2013年版 Researching Country of Origin Information - Training Manual, 2013 edition

「出身国情報：国際協力の拡大に向けて」と題するUNHCRのペーパーは、「出身国情報の基準、ツールおよびメカニズムの発展、ひいては決定の一貫性向上」に資することを目的とする(UNHCR, February 2004, p. 1)。このペーパーはCOIの利用に焦点をあて、質的基準について述べた。

2004年9月、オーストリア赤十字社/ACCORD主導の国際ネットワークは、EUから一部資金援助を受けた「COIネットワークおよびトレーニング」というプロジェクトの枠組みの下、COI研修マニュアル『出身国情報の調査』を出版した。ここで提示されているCOIの質的基準は、2004年のUNHCRペーパーに基づいており、COIの分野で活動する様々な政府機関および非政府組織との協議を通してそれを更に発展させたものである。2006年には、ACCORDを調整役とするCOIトレーニング・ネットワークにより、この研修マニュアルの内容を反映したeラーニングのツールが発表された。このeラーニング・ツールは後に、欧州庇護カリキュラム(European Asylum Curriculum, EAC)のCOIモジュール開発の基礎となった。研修マニュアルが出版されて以来、1900名以上の人々が、COIトレーニング・ネットワークによるトレーニングに参加している (詳細は以下を参照 <http://www.coi-training.net>)。

2006年には、難民法裁判官国際会議(IARLJ)が、「出身国情報評価のための司法基準に関するチェックリスト」を作成した。このチェックリストは、COIの評価にあたり裁判官をサポートすることを目的とする。IARLJによると、このチェックリストは「確立された(ソフト・ローの)法源」となっている(IARLJ, 2011, p. 1)。

IARLJのチェックリストは以下の質問で構成される。

**情報の関連性および十分性**

- i) 担当中の事案にどの程度関連性があるか
- ii) 情報源は関連する問題を十分に取り扱っているか
- iii) どの程度新しいか、或いは時期的な関連性があるか

**情報源**

- iv) 情報源が十分に明示されているか
- v) 一般に入手可能でアクセス可能な情報源によるものか
- vi) 有効な方法を用いて実証的に準備されたものか

**情報の性質／種類**

- vii) 不偏性および独立性を示しているか
- viii) バランスが良く、過度に選択的でないか

**先行の司法判断**

- ix) その情報は他国の裁判所において司法審査の対象とされているか (IARLJ, 2006, p. 3)

IARLJのペーパーは、チェックリストの各質問について説明している。チェックリストは以下で入手できる。

[https://www.iarlj.org/general/images/stories/working\\_parties/guidelines/udicial\\_Criteria\\_a\\_checklist\\_COI\\_2006.pdf](https://www.iarlj.org/general/images/stories/working_parties/guidelines/udicial_Criteria_a_checklist_COI_2006.pdf)

2009年に、IARLJの出身国情報・国別指針に関する作業部会は、最近の状況に関するペーパーを発表した。それは、各国国内およびEUの判例におけるCOIに関する基準の発展を概説するものである。さらに、COIおよび国別指針となるケースの評価に関する、欧州人権裁判所の「N.A.対英国」事件の関連性について検討している。このペーパーはまた、イギリスの「カントリーガイダンス制度」に関する考察を含む(訳者注:1.3.2を参照)。



IARLJ – International Association of Refugee Law Judges: Working Party on Country of Origin Information and Country Guidance (COI-CG) – Recent Developments, January 2009

[http://www.iarlj.org/general/images/stories/wp\\_papers\\_cape\\_town/hugo\\_storey\\_bostjan\\_zalar\\_-\\_coicg\\_working\\_party.pdf](http://www.iarlj.org/general/images/stories/wp_papers_cape_town/hugo_storey_bostjan_zalar_-_coicg_working_party.pdf)

2008年にはEU加盟国の庇護機関からなるグループが、「出身国情報の処理のためのEU共通指針」を策定した。このペーパーは3部構成で、第1部においてCOIレポートの質の向上のための指針が示されているところ、COIレポートは、以下に基づいて作成されることとされている。

- 公開情報(つまり、部外秘でない情報)
- 事実に関する情報(つまり、COIの作成者による国内情勢の評価や意見、事実の解釈、または政策上の理由により導かれた結論等ではないもの) (Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information, April 2008, p. 2)



事実に関する公開情報を評価しクロスチェックするための質的基準は、関連性(relevance)、信頼性(reliability)、最新性(currency)、客観性(objectivity)、トレーサビリティ(traceability)、および透明性(transparency)である (Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information, April 2008, p. 12)。

「出身国情報の処理のためのEU共通指針」は以下で入手できる。

[https://www.ecoi.net/blog/wp-content/uploads/2012/07/coi\\_common\\_guidelines-2008-04-en.pdf](https://www.ecoi.net/blog/wp-content/uploads/2012/07/coi_common_guidelines-2008-04-en.pdf)

2010年には、EU加盟国一部の出入国管理当局内のCOI部門の代表により、「(合同)事実調査ミッションに関するEU共通指針」が作成された。この指針は3部構成である。まず方法論の説明から始まり、次にタイムフレーム、治安上の問題や行動規範等の実務面の問題に移り、最後には、テンプレート、インタビューの実施および記録方法、実践的なチェックリスト等が含まれている。この指針は、「加盟国が事実調査ミッションを準備し実施する際の実践的なツールとなることを目的としている」(EU common guidelines on (Joint) Fact Finding Missions, November 2010, p. 4)。

欧州共通庇護制度(Common European Asylum System (CEAS))を創設する努力の一環として、欧州連合は2010年に欧州庇護支援事務所(European Asylum Support Office (EASO))を設立した。EASOの業務には出身国情報が含まれる。欧州議会(European Parliament)および欧州連合評議会(Council of the European Union)は、EASO設立に関する規定に以下の基準を盛り込んだ。第4条は次のように述べる。

EASOは、出身国情報に関し、特に以下の点に関する活動を組織、促進、および調整する。

国際的保護の申請者の出身国に関する、関連性および信頼性があり正確かつ最新の情報を、政府、非政府および国際組織および機関並びに欧州連合の機関からの情報を含め、すべての関連する情報源を利用しつつ、透明性があり中立的な形で収集すること[...]

(EASO Regulation, 2010, Article 4)

2012年にEASOは、自らが出版する報告について、「出身国情報レポートの方法論」を発表した。この方法論は、「出身国情報の処理のためのEU共通指針」および「(合同)事実調査ミッションに関するEU共通指針」に基づいている。このペーパーは、2つの部分および付属書によって構成される。第1部は「基本的基準」を示し、第2部は、レポート内容の決定、情報源および情報の選択および確認、そしてレポートの構成について解説する。付属書には用語集とEASO出身国情報レポートのテンプレートが含まれている。

EASOの示す基準は、「出身国情報の処理のためのEU共通指針」と本書のいずれとも異なる形で整理されている。基本的基準は、「中立性および客観性」(neutrality and objectivity)、「利用可能性」(usability)、「有効性」(validity)、「透明性および公開性」(transparency and publicity)、そして「品質管理」(quality control)である。また、「分析」と「結論」をレポートに含めるという点で内容面でも大きな違いがある。分析とはレポートで活用した情報の評価であり、結論によって完結する。これらの要素は、決定権者が「関連性と客観性のある形で情報を処理し、彼らの任務に沿って確かな情報に基づく結論を導き出すのを助けるよう情報を位置づける」手助けをすることを目的とする(EASO 2012, p. 13)。COIサービス提供者の役割に関する異なるモデルの検討については、セクション 1.3.2 を参照すること。

上記の他にも、COIの質的基準や方法論に関し様々な国が国内指針を設けている。以下はその例である。

#### カナダ：

移民難民委員会(IRB)の調査部門は、委員会の構成員に対してCOIサービスを提供する。調査依頼に対する回答の質と統一性を確保するために、「調査プロセス」、「執筆プロセス」、「編集プロセス」という内部指針がある。IRBの指針は、本書の2004年版と今回の改訂の双方に大きな影響を与えている。

#### 英国：

2003年、英国内務省は、COIサービス部門の業務を見直し、「内務省が作成する国情報資料の内容についてアドバイスを提供し、可能な限り正確でバランスがとれ、中立的で最新なものとなるよう確保するため出身国情報諮問委員会(Advisory Panel on Country Information, APCI)を設置した(APCI, August 2003)。2009年には、国境・出入国管理独立首席視察官(Independent Chief Inspector of Borders and Immigration)の下に、国情報独立諮問委員団(Independent Advisory Group on Country Information, IAGCI)が創設された。APCIとIAGCIの会合の議事録および国別レポートの審査報告(reviews)は公開されている。以下がIAGCIのウェブサイトである。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews>

#### オーストリア：

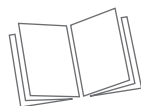
2013年、オーストリア連邦庇護事務所のCOI部門は作業方法について発表した。

<http://www.staatendokumentation.at/methodology-of-the-coi-unit.doc>

これはドイツ語で、様々な出身国情報レポートの作成のための質的基準と指針を示している。更に、調査に関する作業工程についても説明している。

関連性、信頼性およびバランス、正確性および最新性、透明性およびトレーサビリティ、というCOIの質的基準がEUの法令および判例に強く反映されているという事実があるため、本研修マニュアルの新版(本書)においてもこれら基準の用語および構成を維持することにした。

2007年に作成され2011年に改訂された「庇護手続における国情報 – EUにおける法律上の要件としての質」(*Country Information in Asylum Procedures – Quality as a Legal Requirement in the EU*)という報告は、欧州人権裁判所の判例を含め、EUおよびEU加盟国の法令と判例を紹介している。この報告は、COIの調査と利用に関する質的基準が、法的拘束力のある規定として、または指針となる司法上の慣行として、権威ある法律上の要請となっていることを示している。



Hungarian Helsinki Committee: Country Information in Asylum Procedures – Quality as a Legal Requirement in the EU (author: Gábor Gyulai), updated version, 2011  
<http://helsinki.hu/en/country-information-in-asylum-procedures-%e2%80%93-quality-as-a-legal-requirement-in-the-eu>



### 知っておくと良いこと

情報の収集および利用に関する基準は、人道支援や人権の分野で活動する組織のためにも策定されている。たとえば、国際赤十字委員会 (ICRC) は2013年春に、保護に関する機微な情報の管理について基準および指針を発表した。これらは「主に、定期的またはアドホックに目撃者や被害者のインタビューを行う保護関係者と、他者が集めたこのような情報を受領し利用する者を対象としている」(ICRC, February 2013, p. 79)。

Professional Standards for Protection Work: Carried out by humanitarian and human rights actors in armed conflict and other situations of violence, 2013 Edition

<http://www.icrc.org/eng/assets/files/other/icrc-002-0999.pdf>

## 2.4 まとめ

COIの調査および利用に関する質的基準:

- ✓ 関連性: 国際的保護の必要性を判断するために利用されるCOIが関連性を有するのは、難民法および人権法の法的概念に根ざした質問に基づくときや、申請者の主張から導き出される質問に基づくときである。
- ✓ 信頼性およびバランス: 国際的保護の必要性に関する判断は、情報源の政治的およびイデオロギー的文脈およびその任務、レポート方法や動機を検討した上で、信頼性のある情報源からのCOIに基づいて行われるべきである。それぞれの情報源には独自の視点および焦点があるため、可能な限り最も包括的でバランスのとれた情報を得るためには、異なるタイプの情報源が検討されるべきである。
- ✓ 正確性および最新性: 決定を下す時点において正しく有効な情報のみが利用されるべきである。正確性および最新性は、情報のクロスチェックと裏づけによって達成することができる。
- ✓ 透明性およびトレーサビリティ: 透明性を確保するためには、読者が独自に情報をクロスチェックし評価できるよう、COIは出典を十分に明示すべきである。すべての情報について情報源をたどることが可能であるべきである。情報は明確に提示されるべきであり、その意味は歪められてはならない。

COIの調査および利用に関する原則:

- ✓ 中立性および不偏性: COIの調査は、結果に対して中立な形で実施されるべきである。COIサービス提供者は、依頼人に対して中立であるべきである。

- ✓ 情報へのアクセスに関する武器の対等: COIは、国際的保護を求める人のための手続において、すべての決定機関および申請者の代理人に平等に提供されるべきである。申請者は、決定の基礎とされる情報について反論や釈明できるよう、情報へのアクセスを与えられなければならない。
- ✓ 公開情報の利用: 公正な手続をサポートするためには、公に利用可能な情報が利用されるべきである。公開情報は、申請者、専門家および世間一般によるレビューおよび監視に対してオープンである。
- ✓ 個人情報の保護: 申立人の個人情報および申立人を特定可能にしうる情報は保護されなければならない。決して、迫害者とされる者と直接間接に共有されてはならない。

## 3 クエスチョン

この章では、難民保護レジームの法的概念から導きだされる、関連性のあるリサーチ・クエスチョンの作成について扱い、クエスチョンを構成する一つの方法として「リサーチ・ツリー」を紹介する。ジェンダーおよび脆弱な集団を主流化することの重要性に焦点を当てた後、国内保護、国内法、非国家主体による迫害、および国内保護の選択肢という主要な法的論点を提示する。最後の部分では、難民条約に基づいた実用的な例を用いながらクエスチョンの作成について説明する。

本章を有効に利用するためには、土台となる法的概念の基本的理解が必要である。本書の付属書Aには難民条約および保護に関する地域条約等の概説があり、何が迫害を構成するかについて論じられている。

### 第3章の内容:

- 3.1 リサーチ・クエスチョンの機能と作成
  - 3.1.1 リサーチ・ツリーの手法
  - 3.1.2 ジェンダーおよび脆弱性について認識すること
- 3.2 主要な法的論点
  - 3.2.1 国内法
  - 3.2.2 国内保護
  - 3.2.3 非国家主体による迫害
  - 3.2.4 国内保護の選択肢(IPA)
- 3.3 ケースからクエスチョンへ: 難民条約上の迫害理由に基づく実用例
  - 3.3.1 宗教
  - 3.3.2 政治的意見
  - 3.3.3 人種および国籍
  - 3.3.4 特定の社会的集団
    - 3.3.4.1 女性
    - 3.3.4.2 LGBTI(レスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス)の人々
    - 3.3.4.3 子ども
- 3.4 まとめ



### 学習目的

この章の学習を終えた読者は、以下のことが出来るようになるであろう。

- » 国際的保護の申請者の供述から、法的に関連性のあるリサーチ・クエスチョンを形成すること
- » リサーチ・クエスチョンの中でジェンダーおよび特定の脆弱性について相応に考慮すること
- » 関連性のある国情報を識別し、なぜそれが関連性を有するかについて説明できること

### 3.1 リサーチ・クエスチョンの機能と作成

いかなるタイプの調査も – それが科学的調査であれ、報道のための調査であれ、出身国情報の調査であれ – 質問から始まる。リサーチ・クエスチョンの形成は、調査という任務に取り組む際の第一歩である。リサーチ・クエスチョンがどのように調査過程の質に影響するかを認識することが重要である。

関連性のあるCOI調査は、国際人権法の理解に基づいていなければならない。COIの調査に携わる者は、見つかった情報を国際法によって守られる人権に関連づけ、国際的保護の文脈におけるその関連性について理解することが出来なければならない。COIの調査においては、人権侵害の理由についての理解、そして個人または集団が、政治的意見、宗教上の信仰、人種、国籍または民族、或いは特定の社会的集団への所属を理由として標的とされているか否かについての理解を促す情報源に、特に注意を払うべきである。



**Note:**本章では保護関連のリサーチ・クエスチョンに焦点を当て、信憑性関連のクエスチョンについては詳述しない。保護関連のクエスチョンは法的概念から系統立てて抽出できるのに対し、信憑性関連のクエスチョンは与えられたケースのどの側面からも派生しうる。よって、あるケースから信憑性関連のクエスチョンを形成する方法について一般的な手法はない。信憑性関連のクエスチョンを作成するにあたっては、1.5.2で触れられているCOIの限界について考慮すべきである。

担当ケースのために自ら調査を行う難民認定実務家は、調査を行う際に前もって形成された意見や判断に従ってしまうことを避けるために、COIの調査と法的評価を区別すべきである。関連性のあるCOIクエスチョンを慎重に形成することは、リサーチを法的評価から切り離すのに役立つ。

難民認定実務家がCOIサービス提供者からのサポートを得られる場合、クエスチョンが、両者間のコミュニケーションにおいて中心的なツールとなる。ケースに関する背景情報は、COIサービス提供者が特定の質問が行われた文脈を理解する際の助けとなりうる。

COIサービス提供者は、質問の背後にある論理的根拠を理解するために、国際的保護の法的概念に関する基本的知識を要する。COIサービス提供者がクエスチョンについて疑問を抱く場合、難民認定実務家と協力してそのクエスチョンを構成し直すべきである。調査内容が一般的すぎる場合はいくつかの質問に分ける必要がある。危険性の評価を要求するクエスチョンは再構成が必要である。

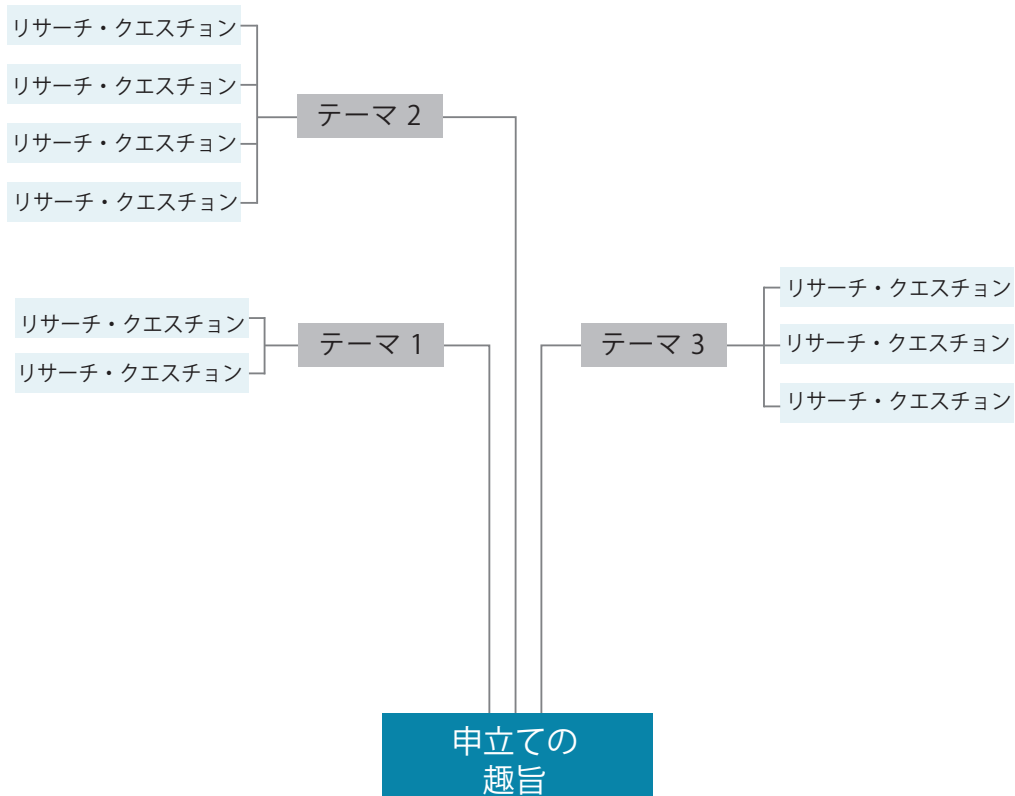
#### 3.1.1 リサーチ・ツリーの手法

リスト、クラスター、マインドマップ等の手法を利用する体系的なアプローチは、COIの調査に関与する者がリサーチ・クエスチョンを構成する際の助けとなる。本書では、この目的のために「リサーチ・ツリー」という手法を使用する。リサーチ・ツリーは、マインドマップの構造に従い、クエスチョンと法的概念との間の論理的関係を示すものである。



リサーチ・ツリーの手法を使ったりサーチ・クエスチョンの構成の仕方

一般的なステップ	単純化された実用例
<p>1. 申立ての趣旨を明確にし、それを木の幹とする</p> <p>ケース全体は何に関するものか。例えば、難民条約上のどの迫害理由に関するものか</p>	<p>イラン: 体制に批判的な者の政治的意見</p>
<p>2. 関連性のあるテーマを見つけ、それを主要な枝とする</p> <p>どの側面が検討を要するか</p>	<p>結社および集会の自由、表現の自由</p>
<p>3. テーマからリサーチ・クエスチョンを抽出する。それらが主要な枝から伸びる小枝となる</p> <p>どのクエスチョンについて調査するべきか</p>	<p>反体制派による抗議活動や集会について、また当局の反応について報告があるか</p> <p>政治囚に関する報告はあるか</p> <p>検閲に関する報告はあるか</p>



#### なぜリサーチ・ツリーが役に立つか

- ・ **質**:リサーチ・ツリーの手法は、リサーチ・クエスチョンを法的概念に結びつけ、よってリサーチ・クエスチョンが関連性を有することを確実にする。
- ・ **図式化**:リサーチ・ツリーは、包括的なクエスチョンセットを生み出すのに役立つ、主なりサーチ業務を図式化するのに役立つ。
- ・ **コントロール**:リサーチ・ツリーは、ケースにとって中心的なテーマを識別し、優先順位をつけるのに役立つ。よって、リサーチャーがクエスチョンに集中し、時間を節約するのに役立つ。

#### 3.1.2 ジェンダーおよび脆弱性について認識すること

リサーチ・クエスチョンを作成する際には、申請者を念頭におくことが大切である。申請者は男性か女性か、または子どもか。申請者は健常者か、または何らかの病を抱えている人か。特定の脆弱性はあるか。

ジェンダーおよび脆弱性を主流化することは、ジェンダーや弱者のグループへの所属がいかん生活状況に影響するかについての知識と認識を育むプロセスであり、多くのリサーチ・クエスチョンに特定の側面を追加するものである。

ジェンダー – ジェンダー・アイデンティティを含む – とは、男性および女性に関して社会的および文化的に定義された役割とアイデンティティのことをいう。社会的解釈として、ジェンダーの役割は男女間の力関係に影響を与え、アイデンティティ、責任、行動および地位にとって重大な意味がある。ジェンダーは、生物的な区別である性別とは異なる。ジェンダー関連の申立ては、男性からも女性からも行われうる。潜在的な迫害行為が行われる文化的および社会的な文脈について認識することが必要である。保護を求める人の経験にジェンダーが影響する方法についての分析は、そのような経験に文脈を与えるものでなければならない(Refugee Women’s Legal Group, July 1998, para. 1.9)。

ジェンダー関連の迫害に関するガイドラインの中で、UNHCRは、女性による国際的保護の申立てに特有の関連性を有するCOIの重要性について強調する。

法の下における女性の地位、女性の政治的権利、女性の社会的経済的権利、その国の文化的社会的習慣およびそれを遵守しない場合の結果、有害な伝統的慣習の普及、報告されている女性に対する暴力事件およびその形態、女性が得られる保護、女性に対する暴力の加害者に課される刑罰、女性が難民申請をした後に出身国に帰国した場合に直面しうる危険等、女性による申立てに関連性を有する出身国情報が収集されるべきである。(UNHCR, 7 May 2002a, para. 36 (x))

しかしながらベサニー・コリエ氏は、「出身国情報と女性：庇護および人権申立ての文脈におけるジェンダーおよび迫害の調査(*Country of Origin Information and Women: Researching gender and persecution in the context of asylum and human rights claims*)」というペーパーで、COIの調査においては、引き続き男性の経験が特定の国の典型的な人権状況の反映として解釈されることが多いと指摘する(Asylum Aid, October 2007, p. 11)。

「ジェンダー」は、「女性」と等しいものとして扱われるべきではないことに留意すべきである。国際的保護の申立ては、男性によるものでも女性によるものでも、特定のジェンダー特有の側面を有する。男性の申請者による国際的保護の申立てを評価する際には、男性の経験に特に焦点を当てたCOIは関連性を有する。

弱者のグループ: すべての難民は、- 何らかの意味合いにおいて - 弱者である。彼らが国際的保護を付与されるのはこのためである。しかし、庇護希望者や難民の中でも、子ども、拷問の被害者、身体障害者や精神衛生上の問題を抱える者等、特に脆弱な者として識別されるグループがある。

特定のケースに関連性のあるリサーチ・クエスチョンを作成するときには、当該人物の脆弱性に関する特定の側面を考慮に入れなければならない。子どもに関しては、子どもの庇護申請に関するUNHCRのガイドラインは以下のように述べる。

出身国情報が、女性の経験よりも男性の経験を反映しやすいという意味でジェンダー・バイアスを含む可能性があるのと同様に、子どもの経験もまた見過ごされる可能性がある。さらに、子どもは出身国の状況に関して限定的な知識しかない場合や、迫害の理由について説明することが出来ない場合がある。これらの理由により、庇護当局は、関連性のある出身国情報および他の裏づけとなる証拠を収集するために特別の努力を必要とする。  
(UNHCR, 22 December 2009, para. 74)

### 3.2 主要な法的論点

大多数の庇護申請においては、4つの主要な法的論点に対処する必要がある。すなわち、国内法、国内保護、非国家主体による迫害、そして国内保護の選択肢である。これらの主要な法的論点は、COIの調査において検討しなければならない論点をしばしば生じさせる。

主要な法的論点のそれぞれについて、このセクションでは以下を提示する。

- ・ 法的な背景情報
- ・ リサーチ・ツリーによって図式化したテーマおよびクエスチョン
- ・ リサーチ・クエスチョンのリスト

セクション3.3 では、主要な法的論点が難民条約とともに実務上どのように適用されるのかについて、例を示す。

読者は、リサーチ・ツリーはあくまでも概念整理の一手法であることを念頭に置くべきである。実際のケースを担当するときは、以下に示すリサーチ・ツリーの例は重複している、または一本の木がもう一本の木とつながっている、等と気づくであろう。実務においては、この木に含まれる潜在的なクエスチョンのすべてに答えることは常に可能な訳ではなく、また常に必要な訳でもない。

以下のリサーチ・クエスチョンのリストは、読者の日々の業務をサポートすることを目的とする。しかし、このリストは全てを網羅するものではない。

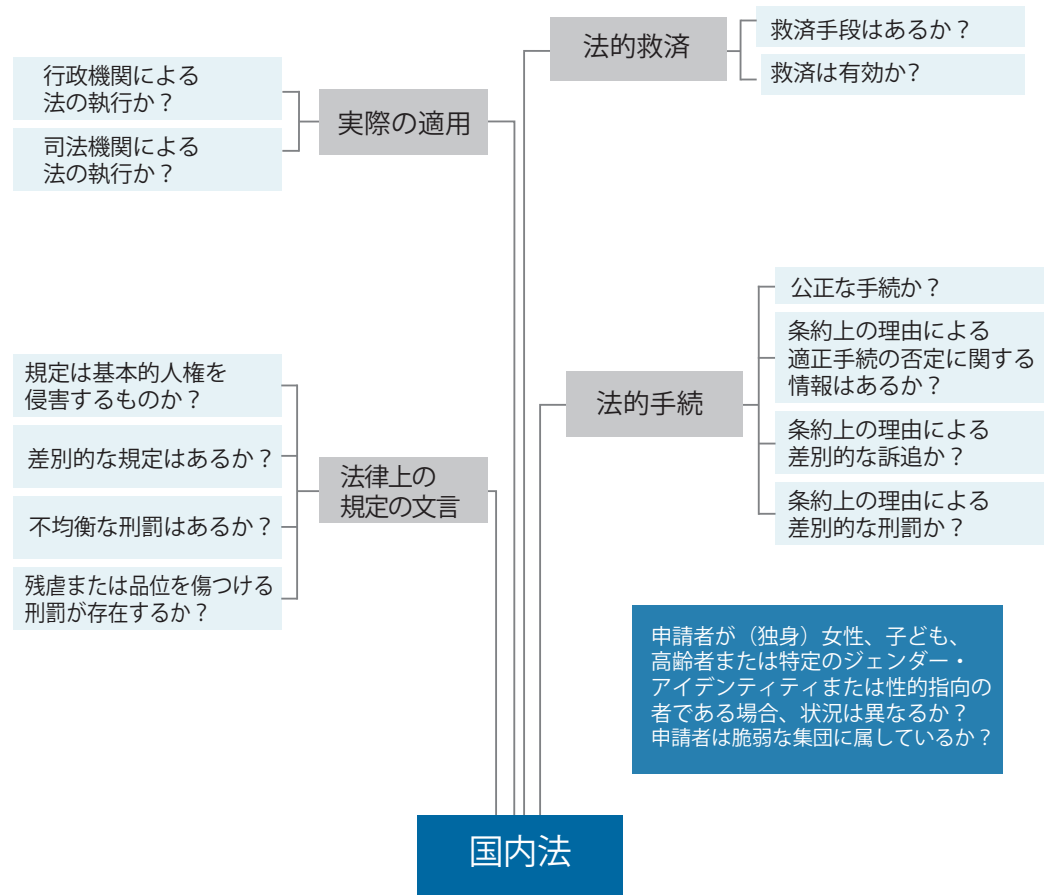
### 3.2.1 国内法

出身国の人権状況に関するいかなる評価も、基本的な人権基準が国内法によって定められているか、そしてそのような法が実際に適用されているか、または逆に、国内法自体が基本的人権を侵害しているか、という問題を扱う必要がある。例えば、憲法、女性および少数者の権利、司法上の手続および保障、結社および集会の自由を規定する法は、特定の国の人権状況の評価において決定的でありうる。

更に、人権法が制定されているだけでは十分でなく実際に適用されていなければならず、差別的でなく恣意的でない方法で適用されなければならない。法律上の規定やその実際の運用について調査することは、COI調査の核心的な業務である。

出身国において刑法上訴追を逃れようとする人々は、通常は難民ではなく正義からの逃亡者とみなされる。しかしながら、犯罪行為に対する訴追が迫害を構成する場合もある（例えば、女性の不貞行為に対する石打ちの刑）。COIを調査する者は、そのようなシナリオについて認識する必要がある。UNHCRによると、国内の刑法上の犯罪行為に対する通常の訴追を迫害と区別するためには、その法律が人権基準に沿ったものか、それとも本質的に迫害的なものか、そして、法の適用が条約上の迫害に至るような形で行われているかどうか、を考慮する必要がある（UNHCR, April 2001, para. 18; see also UNHCR, January 1992, paras. 56-60 and paras. 167-174）。

国内法の様々な側面は、以下のリサーチ・ツリーのように図式化することができる。



### 国内法に関するリサーチ・クエスチョンのリスト(網羅的なものではない)

#### 法律上の規定の文言および実際のその適用:

- ・ 関連する法律上の規定の文言は?
- ・ 差別的な規定はあるか?
- ・ 国内法の適用に影響を与える伝統的な規範、社会的、文化的または宗教上のルールはあるか? どのように影響を与えているか?
- ・ 制定法と並行して宗教法(例えばシャリア)や不文法/規範の適用はあるか? 国内法はそれらの適用を許容しているか?
- ・ 比例性を欠く(過度に厳しい)刑罰の証拠はあるか?
- ・ 体罰や死刑等の、残虐、非人道的および品位を傷つける刑罰の証拠はあるか? たとえ国内法に規定されていなくとも、例えば宗教上のルール等の適用に基づいて裁判官がそのような刑罰を命令することは可能か?
- ・ 国際的な人権機関は、国内法の特定の規定が基本的人権を侵害すると考えているか? もしそうであれば、そのような法の執行についてどのような情報があるか?
- ・ 国内法はどのように解釈され適用されているか? 警察を含む公務員はこれらの法の適用を支持しているか?
- ・ 司法制度は法に則って機能しているか?

#### 法的手続および救済:

- ・ 法律上の手続の公正についてどのような報告があるか? 条約上の理由に基づく適正手続の否定に関する情報はありますか?
- ・ 条約上の理由に基づく差別的な訴追に関する情報はありますか? 条約上の理由に基づく差別的な刑罰に関する情報はありますか? 残虐、非人道的または品位を傷つける刑罰に関する情報はありますか?
- ・ 人権侵害に対する法的救済があり、かつ有効か?

#### ジェンダーおよび弱者のグループ:

女性、子ども、高齢者、特定のジェンダー・アイデンティティや性的指向の人々、または弱者のグループに属する人々の状況に関する情報を探している場合、クエスチョンに対する回答は異なるものとなる可能性に留意すること。

### 3.2.2 国内保護

COIに関する調査依頼はしばしば、特に申請者が非国家主体による迫害を恐れている場合、国内保護(国家による保護や国の保護ともいう)の有効性に関するクエスチョンを含む。人権の尊重および促進、および人権侵害に対する法的救済へのアクセスは、すべて国内保護の重要な側面である。

国家による保護に関して、UNHCRは次のように述べている。

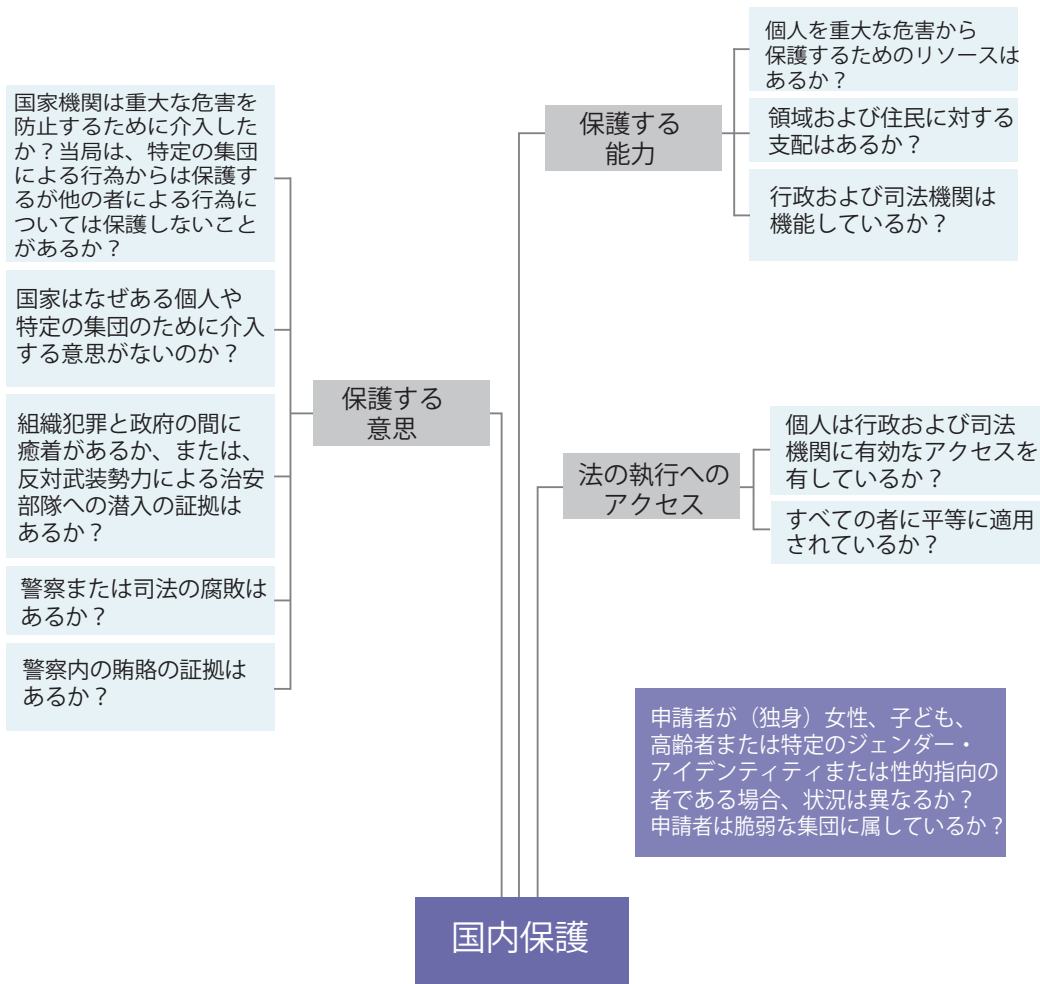
問題は、(申請者が)恐怖を抱く原因となっている危険が、得られる有効な国の保護によって十分軽減されているか否かである。そのような評価を要する場合、その国の法、治安及び正義に関する一般的状況、また、利用可能なリソースおよび適切かつ有効に居住者を保護するためにそのリソースを活用する能力および意思を含む、その有効性を含め、複数の一般的要因と特定の要因の思慮深い衡量が必要である。(UNHCR, April 2001, para. 15)

保護を提供する国家の能力と意思に関しては、様々な指標がある。それには、国家自体が人権を尊重するよう確保するための措置や人権侵害の予防措置、人権を推進するための措置や国家以外の者による人権侵害を予防する措置、起きてしまった人権侵害に対する法的救済の可能性等が含まれる。国家が人権を守る意思を有している場合でも、それが出来ない場合がある。国家はリソース不足に悩んでいるかもしれず、また政府の支配は領域のすべての部分には及ばないかもしれない。

破綻国家の現象や事実上の地域支配当局、並びに国際的な統治機構の設置の増加は、迫害からの保護を提供できるのは国家主体のみか否かという疑問を生じさせるようになった。EUの難民認定実務家およびCOIサービス提供者は、2011年のEU庇護資格指令が限られた数の他の保護主体を許容していることを認識するべきである。指令は、国家以外に、「[...]当該国または当該国の領域の相当部分を支配する当事者または国際機関を含む組織で、有効かつ一時的でない性質の保護を与える意思と能力を有するもの」に言及している(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 7)。



国内保護の様々な側面はリサーチ・ツリーによって以下のように図式化することができる。



国内保護に関するリサーチ・クエスチョンのリスト(網羅的なものではない)

保護する能力:

- ・ 問題となる領域および住民を(完全に)支配する、組織され安定した当局は存在するか?
- ・ 機能している行政および司法機関はあるか? 迫害を構成する行為を発見、訴追および処罰するための有効な法制度はあるか?
- ・ 重大な危害から個人を保護するためのリソースはあるか(例えば、司法制度や法執行機関のインフラおよび職員の訓練、治安部隊の存在、捜査のためのインフラおよびリソース、ドメスティック・バイオレンスの被害者のためのシェルターやセーフハウス等)?

保護する意思:

- ・ 刑事事件を追及しないように或いは追及するように賄賂が使われるという証拠を含め、警察または司法の腐敗に関する報告はあるか?
- ・ 政府当局と組織犯罪との間の癒着に関する報告や、反対武装勢力による治安部隊への潜入に関する報告はあるか?
- ・ 国家当局による人権侵害または他の形態の重大な危害の防止に関する報告はあるか?
- ・ 国家当局が重大な危害を防止するために介入したまたは介入しなかった事件に関する報告はあるか?当局は、あるグループによる行為からは保護するが他の者による場合は保護しないということがあるか?
- ・ 国家がある個人または特定の集団のために介入する意思がない場合、報告書によるとその動機は何か?

法の執行へのアクセス:

- ・ 個人は法執行および司法当局に対する有効なアクセスを有しているか?制定法または慣習法へのアクセスはあるか?
- ・ 宗教や民族集団、特定のジェンダーの者、または特定の政治グループに所属する者等、特定の個人や集団に対する差別の報告はあるか?

ジェンダーおよび弱者のグループ:

女性、子ども、高齢者、特定のジェンダー・アイデンティティや性的指向の人々、または弱者のグループに属する人々の状況に関する情報を探している場合、クエスチョンに対する回答は異なるものとなる可能性に留意すること。

### 3.2.3 非国家主体による迫害

難民条約第1条Aの下での難民の地位は、非国家主体による迫害を根拠に付与されることが可能である。UNHCRの「難民認定基準ハンドブック—難民の地位の認定の基準および手続に関する手引き—」は、次のように述べる。

迫害は、通常は国の当局による行為に関連するものである。それはまた、当事国の法令により確立された基準を尊重しない一部の人々によって引き起こされることもある。

(UNHCR, January 1992, para. 65)

EUの庇護資格指令もまた、迫害主体の定義において非国家主体に言及している。

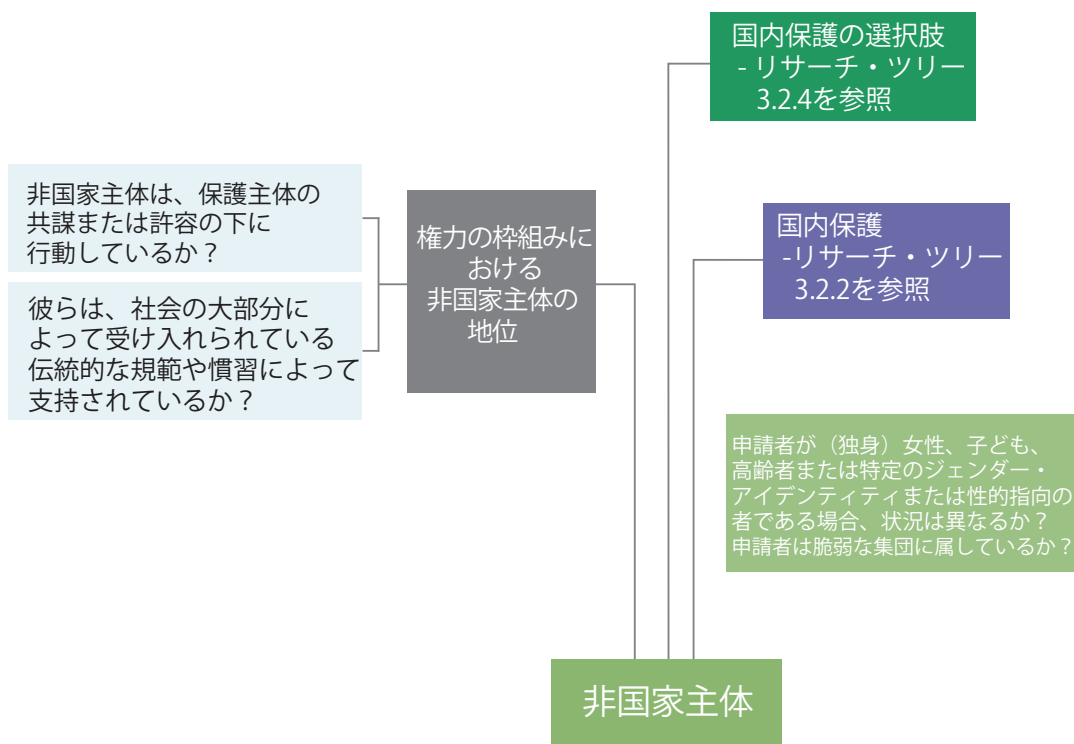
迫害又は重大な危害の行為者は、以下を含む。(a) 国家、(b) 国または国の領域の相当部分を支配している当事者又は組織、(c) 国際機関を含め、(a) および (b) で言及されている主体が、迫害又は第7条に定義される重大な危害からの保護を提供する意思または能力を欠くことが示される場合、非国家主体。(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 6)

アメリカ、カナダおよびオーストラリアもまた、難民条約の解釈において、非国家主体による迫害の関連性を認めている。アフリカおよび中南米諸国の難民条約は、誰が難民かについてより広い概念を有している。これらの条約では、非国家主体によって引き起こされる迫害につながる可能性のある内戦および大規模な暴力の状況に言及している(Zimmermann/Mahler, 2011, p. 365)。

非国家主体による迫害に関する調査は、ある出身国における権力構造について注意深く検討する必要があるだろう。誰がどこで権力を行使しているか?異なるアクター間にどのような同盟関係が存在するか?特定の非国家主体は政府の特定部門により支持されているか?

非国家主体による迫害に関し、国内の判例は2つの極めて複雑な法的論点を検討する機会が多い。1つは、個人は非国家主体による人権侵害行為から政府による保護を期待することができるかという問題である。もう1つは、出身国内で、非国家の迫害主体がいない別の地域に移動することによって迫害から安全でいられるかという問題である。国内保護(3.2.2)および国内保護の選択肢(3.2.4)に関するリサーチ・ツリーは、これらの問題を調査する際の助けとなる。

非国家主体による迫害に関する異なる側面は、リサーチ・ツリーによって次のように図式化することができる。



非国家主体による迫害に関するリサーチ・クエスチョンのリスト(網羅的なものではない)

権力の枠組みにおける非国家主体の地位:

- 国の権力の枠組みにおいて非国家主体はどのような位置づけか?
- 彼らは国家主体または他の保護主体による共謀または許容の下で行動しているか?
- 他の非国家主体との関係または協働はあるか?
- 彼らは領域の一部を事実上支配しているか?
- 彼らは、社会の大部分によって受け入れられている伝統的な規範や慣習によって支持されているか?

国内保護の選択肢(3.2.4のリサーチ・ツリーを参照)、特に:

- 非国家主体には、移動先の地域において申立人を迫害する動機があるか?
- 非国家主体には、移動先の地域まで申立人を追及する能力があるか?
- 国家当局は、申立人の出身地域において保護を提供する能力および/または意志を欠く場合であっても、移動先の地域において申立人に保護を提供する意志および能力を有しているか?

有効な国内保護(3.2.2のリサーチ・ツリーを参照)、特に:

- 国家は、非国家主体による人権侵害からの保護を提供する能力および意志を有するか?保護措置およびその有効性に関する報告はあるか?

ジェンダーおよび弱者の集団:

女性、子ども、高齢者、特定のジェンダー・アイデンティティや性的指向の人々、または弱者のグループに属する人々の状況に関する情報を探している場合、クエスチョンに対する回答は異なるものとなる可能性に留意すること。

3.2.4 国内保護の選択肢 (IPA)

申請者について、条約上の理由による迫害の十分に理由のある恐怖が立証された場合には、出身国の中で申請者が安全に暮らせる場所があるか、すなわち国際的保護が必要でない場合に当たるか、という質問に答えなければならない。この概念については、「国内避難の選択肢」(IFA)、「国内移住の選択肢」(IRA)、または「国内保護の選択肢」(IPA)という用語が使われている。本書においては「国内保護の選択肢」という用語を使用することとする。

国内保護の選択肢の問題は主に、人権が非国家主体によって侵害されており、国の一部においては有効な国内保護が存在しないが(例えばその地域が人権侵害を行っている反乱軍によって支配されているため)、他の部分では国内保護が可能でありうるケースの場合に生じる。稀に、国家主体による迫害の主張との関連で、国の一部が実効的に迫害者の力の及ばないことが予見可能な場合に(例えば事実上の政府や国際的な行政機構の管轄下にある場合)、国内保護の選択肢の問題が浮上する場合もある。

UNHCRによると、国内保護の選択肢があるか否かの評価は2つのセットの分析を要する。

関連性の分析は以下を確認する。

- ・ 移住先の地域が当該個人にとって実際上、安全上、また法律上アクセス可能であること
- ・ 迫害主体が国家または非国家であり、移住先の地域においても申請者の居場所を突き止め迫害する意志と能力を有すること
- ・ 申立人が移住先で危害を受ける新たな危険にさらされること  
(UNHCR, 23 July 2003, para. 7)

合理性の分析は、申請者の個人的な事情を検討し、申立人が移住先で過度の困難に直面することなく比較的通常の生活を送ることが可能か否かを確認する(UNHCR, 23 July 2003, para. 7)。

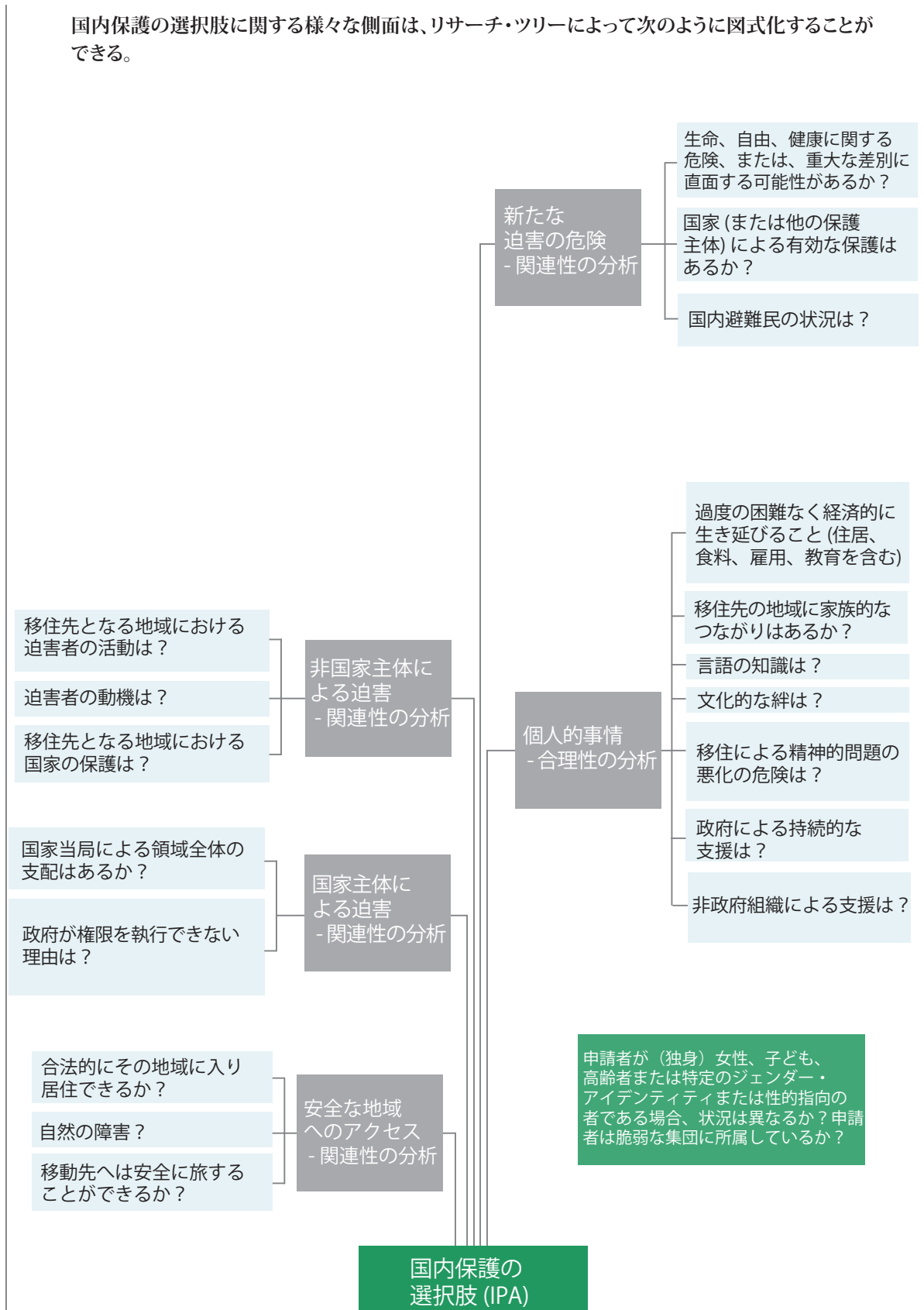
国内保護の選択肢の評価においては、立証責任が転換されるために、特に出身国情報の関連性が高まる。条約上の理由で迫害を受けるという十分に理由のある恐怖に関する立証責任は原則として申請者にあるが(しかし実務上は申請者と決定権者双方が立証の負担を分担する)、国内保護の選択肢に関する立証責任は決定権者の側にある(Marx, April 2002, p. 214; UNHCR, 23 July 2003, paras. 33-34)。

よってCOIの調査は、関連性と合理性双方の観点から国内保護の選択肢があるか否かの評価をサポートする信頼できる情報を提供することにより、決定的な役割を果たす。決定権者がIPAの可能性の検討を望む場合、申請者の出身国内の特定の地域が認識される必要があると、UNHCRはアドバイスしている(UNHCR, 23 July 2003, para. 6)。したがって、国内保護の選択肢に関する調査は、常に特定の場所または地域に言及するものでなければならない。2011年のEU 庇護資格指令第8条は次のように規定する。

加盟国は、申請について決定を下す時点において、第4条[事実および状況の評価]の規定に則り国の当該地域において支配的な一般的状況および申請者の個人的事情を検討しなければならない。その目的のために、加盟国は、正確かつ最新の情報が、国連難民高等弁務官事務所および欧州庇護支援事務所等の適切な情報源から入手されることを確保する。(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 8 (2))

たとえば内戦のために、治安状況および政治状況が予測できず不安定な国においては、国内で以前は安全とみなされていた地域が急速に危険となる可能性がある。そのような状況においては、移住先とされる地域に関するCOIの最新性が特に重要となる。UNHCRは、実務上、治安状況が急激に変化する国に関しては、移住先とされる特定地域についての最新のCOIは入手できない場合があると指摘している(UNHCR, 23 July 2003, para. 37)。

国内保護の選択肢に関する様々な側面は、リサーチ・ツリーによって次のように図式化することができる。





## 国内保護の選択肢に関するリサーチ・クエスチョンのリスト(網羅的なものではない)

### 安全な地域へのアクセス可能性:

- ・ 移住先の地域は実際に、安全に、そして法的に、当該個人にとってアクセス可能か？  
自然の障害や深刻な安全上の問題がある地域はあるか？
- ・ 移住先地域に合法的に入り居住するための規制はどのようなものがあるか？
- ・ 安全に旅することは可能か？独身女性や子どもにとっても？

### 国家主体(または他の保護主体 — すなわち、国際機関を含め、国または国の相当部分を支配する当事者または組織)による迫害:

- ・ 迫害主体が国家(または他の保護主体)である場合:地方当局や地域当局の力の及ぶ範囲が限られていることを示す明白な証拠があるか？
- ・ 政府(または他の保護主体)が、地方で行われる危害に対して対処できないことを説明する特定の事情はあるか？
- ・ 国家当局(または他の保護主体)による保護は、当該地域において申立人に及ぶか？その保護の有効性に関する情報はるか？

### 新たな迫害の危険:

- ・ 移住先となる地域に同じグループ(民族や宗教、部族等)の人は暮らしているか？
- ・ 当該地域において、生命、身体、自由または健康に対する重大な危険、或いは重大な差別にあった人に関する報告はあるか？
- ・ 申請者のプロフィールを考慮して、生命、身体、自由または健康に対する重大な危険、或いは重大な差別にあった人に関する報告はあるか？例えば、仮に申請者が国内で移住することによって政治的理由により迫害される脅威から逃れられたとしても、その移住先で申請者が自らの宗教を実行できないとすれば、関連性のテストが満たされないことになる。

### 個人的な事情(合理性のテスト):

- ・ 過度の困難なく経済的に生き延びることは可能か？食料と住居は現実的に入手や維持が可能か？
- ・ その人物の個人的なバックグラウンドや職歴はどのようなものか？
- ・ 雇用および教育へのアクセスはあるか？
- ・ 文化的な絆および／または当該地域の言語の知識はあるか？
- ・ その地域は安全か？
- ・ 人権は尊重されているか？
- ・ 家族の絆はあるか、または社会的、人道的な支援はあるか？
- ・ その地域における国内避難民の生活水準および生活の質はどのようなものか？

### ジェンダーおよび弱者の集団:

女性、子ども、高齢者、特定のジェンダー・アイデンティティや性的指向の人々、または弱者のグループに属する人々の状況に関する情報を探している場合、クエスチョンに対する回答は異なるものとなる可能性に留意すること。

### 3.3 ケースからクエスチョンへ：難民条約上の迫害理由に基づく実用例

本セクションでは、これまで紹介してきたリサーチ・ツリーを庇護申請の簡単な例にあてはめて説明する。それぞれの例は、難民条約上の異なる迫害理由に焦点を当て、これまで見てきた主要な法的論点の様々な要素を組み合わせるにより、実務におけるリサーチ・ツリーの利用方法を示している。

#### 3.3.1 宗教

宗教および信仰の自由の権利の保障は、世界人権宣言第18条、自由権規約第18条および27条並びに様々な地域条約（アフリカ人権憲章第1条、米州人権条約第12条、欧州人権条約第9条）に謳われている。これらの条約で守られる権利には2つの側面がある：1)宗教または信仰を持つまたは持たない自由、2)自らの宗教または信仰を公的または私的に表明する自由。宗教的自由に関するこの権利は、「国家による介入を禁止するのみならず、国家が個人を（私的な）第三者による侵害から保護することも義務づけている」（Zimmermann/Mahler, 2011, pp. 381-382）。

宗教上の理由に基づく国際的保護の申立ては、宗教の3つの要素に関わる可能性がある。

- ・ 第1の要素は信念としての宗教であり（無神論を含む）、「神あるいは究極の現実、または人類の霊的運命に関する確信または価値観」である（UNHCR, 28 April 2004, para. 6）。
- ・ 第2の要素はアイデンティティとしての宗教であり、共通の信念、儀式または伝統を守るまたはそれによって結びついたコミュニティの構成員であることを意味する（UNHCR, 28 April 2004, para. 7）。
- ・ 第3の要素は生き方としての宗教であり、（宗教上の休日や食事の作法等）特定の宗教上の慣習を守ること、あるいは独特な衣服の着用等の行為によって明示される場合がある（UNHCR, 28 April 2004, para. 8）。

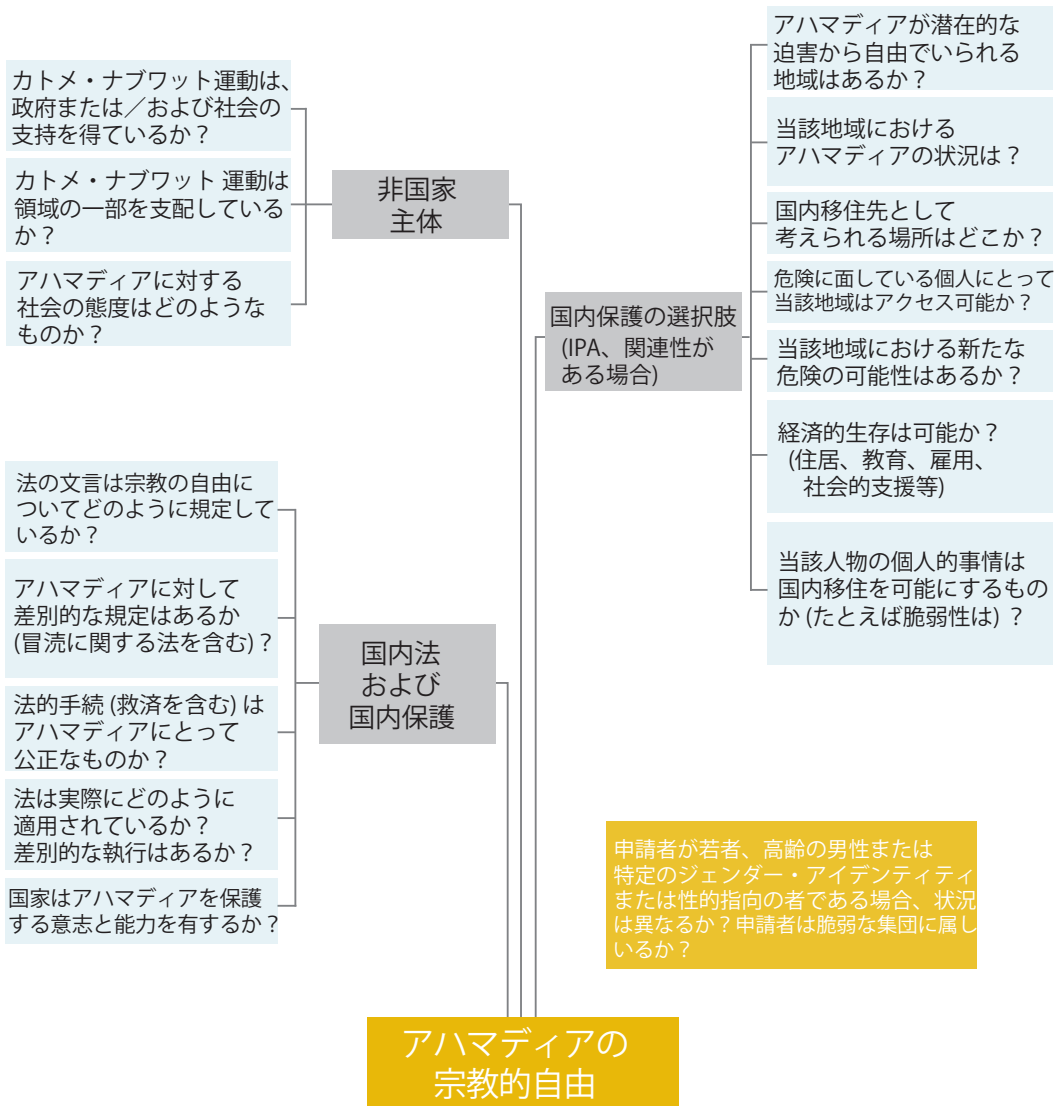
宗教的差別や迫害は、2つの方向への強制により構成されうる。「1つは宗教的活動を止めさせたり介入したりするものであり、もう1つは宗教的規範の遵守を強制するものである」（Gunn, 2003, p.206）。このようなケースでは、国家および宗教的（または社会的）なコミュニティの双方が、迫害の主体となりうる（Gunn, 2003, p. 206）。

規範の遵守の強制は同一の宗教グループの構成員を対象とすることが多い。一連の宗教的規範を遵守しない者は、異端者、背教者、分離者、異教徒または迷信的とみなされうる。宗教の自由は改宗の自由を含む。しかし、異なる宗教へと改宗する者や無神論的な見解をとる者は、そのような動きに反対する主体により差別や迫害を受ける場合がある。ケースによっては、申請者の実際の状況よりも迫害者の見方の方がより重要になる場合がある点に留意することがきわめて大切である（詳細はUNHCR, 28 April 2004を参照）。



例

パキスタン出身の男性が、アハマディアという宗教集団に所属しているために国際的保護が必要であると主張している。彼は、パキスタンでアハマディアを背教者と称して標的としている「カトメ・ナブワット運動」によって重大な危害にさらされる可能性があることを恐れている。この組織は、組織の目的はパキスタンの法的枠組み、特に冒瀆に関する法に一致するものであると述べている。



宗教上の理由に基づく迫害に関するリサーチ・クエスチョンのリスト(網羅的なものではない)

国内法および国内保護:

- 宗教の自由を保護する法律上の規定はあるか?宗教上の信仰または実践について法律上の制限はあるか?
- その国における国家と宗教の関係は?
- 特定の宗教コミュニティのメンバーとなること、公的または私的に礼拝すること、あるいは宗教教育を行うことは禁止されているか?宗教団体の義務的登録を要求する法律はあるか?
- 宗教の自由の侵害に対する罰則はあるか、それらは執行されているか?宗教または信仰の自由の行使を妨げる集団に関する特定の規制はあるか?
- 差別的な訴追または刑罰に関する報告はあるか?
- 宗教の自由の侵害に対する法的救済はあるか、そして有効か?
- 宗教上の理由に基づいて従軍を拒否することについて刑罰はあるか?
- 異なる宗教に改宗すること(背教)、改宗させること、または宗教上の祭事を祝うことについて刑罰はあるか?
- 宗教上の慣習や規範の不遵守は、法律上処罰の対象となるか?実際に処罰されているか?
- 問題となる法は、その法の違反に対して過重な刑罰を科しているか(例えば、冒瀆または他の宗教の実践に対する禁固刑、或いは不貞行為に対する死刑等)?
- 特に女性に影響を与える規制や慣習はあるか(服装に関する要件、移動の規制、有害な伝統的慣習、宗教の名における不平等または差別的な扱い等)?

迫害者:

- 国家または非国家主体による、ある宗教への強制改宗の頻度は?
- 国家または非国家主体は、宗教的慣習の遵守を強制しているか?
- 特定の宗教集団や特定の信念を有する人物を標的としている主体はあるか?その影響力は?
- 宗教的少数者に対する社会全体の態度はどのようなものか?それは全国に及ぶものか?
- 宗教を実践している、或いは特定の宗教コミュニティに所属しているという理由で課される深刻な差別的措置はあるか(例えば、労働市場、住居、教育制度、医療制度等)?

国内保護の選択肢 (IPA):

- 宗教的少数派が多数を占める地域はあるか?その地域においてこの宗教団体に対する宗教的差別はあるか?
- 一部の宗教コミュニティは独自の管轄権を有しているか?
- 一定の宗教コミュニティに自治はあるか?
- IPA に関するリサーチ・クエスチョンについては 3.2.4を参照。

### ジェンダーおよび弱者の集団:

女性、子ども、高齢者、特定のジェンダー・アイデンティティや性的指向の人々、または弱者のグループに属する人々の状況に関する情報を探している場合、クエスチョンに対する回答は異なるものとなる可能性に留意すること。

詳細は、国内法、国内保護、非国家主体および国内保護の選択肢に関する主要な法的論点(3.2)のリサーチ・ツリーを参照すること。

### 3.3.2 政治的意見

意見をもつ権利および表現の自由に対する権利の保障は、世界人権宣言第19条、自由権規約第19条、並びに様々な地域条約(アフリカ人権憲章第9条、米州人権条約第13条、欧州人権条約第10条)によって謳われている。難民法の判例は、「政治的」という用語の幅広い理解を反映している。

UNHCRハンドブックによると、政治的意見により迫害を受けるという恐怖は、申請人の意見が当局により容認されていないことを前提とする。申請人のものであるとされる迫害者の目から見た政治的意見の有無(imputed political opinion)を理由に迫害を受けることを恐れている場合もある。これは、申請人自身は必ずしもそのような意見を有していないが、主として国家当局である迫害者によって、申請人のものであるとされるような場合である (UNHCR, January 1992, para. 80)。「難民」の定義は政治的行為ではなく政治的意見に言及するものであるが、行為は申請人の政治的意見の現れとして解釈されることが多い。裁判所は、例えばクルド人によるトルコ軍への従軍拒否、労働組合のメンバーであること、反政府的な劇のパフォーマンス、政治的紛争における密告者としての活動等、複数のケースにおいて、特定の行為が政治的意見を示唆するものであると理解している (Zimmermann/Mahler, 2011, pp. 401-402)。

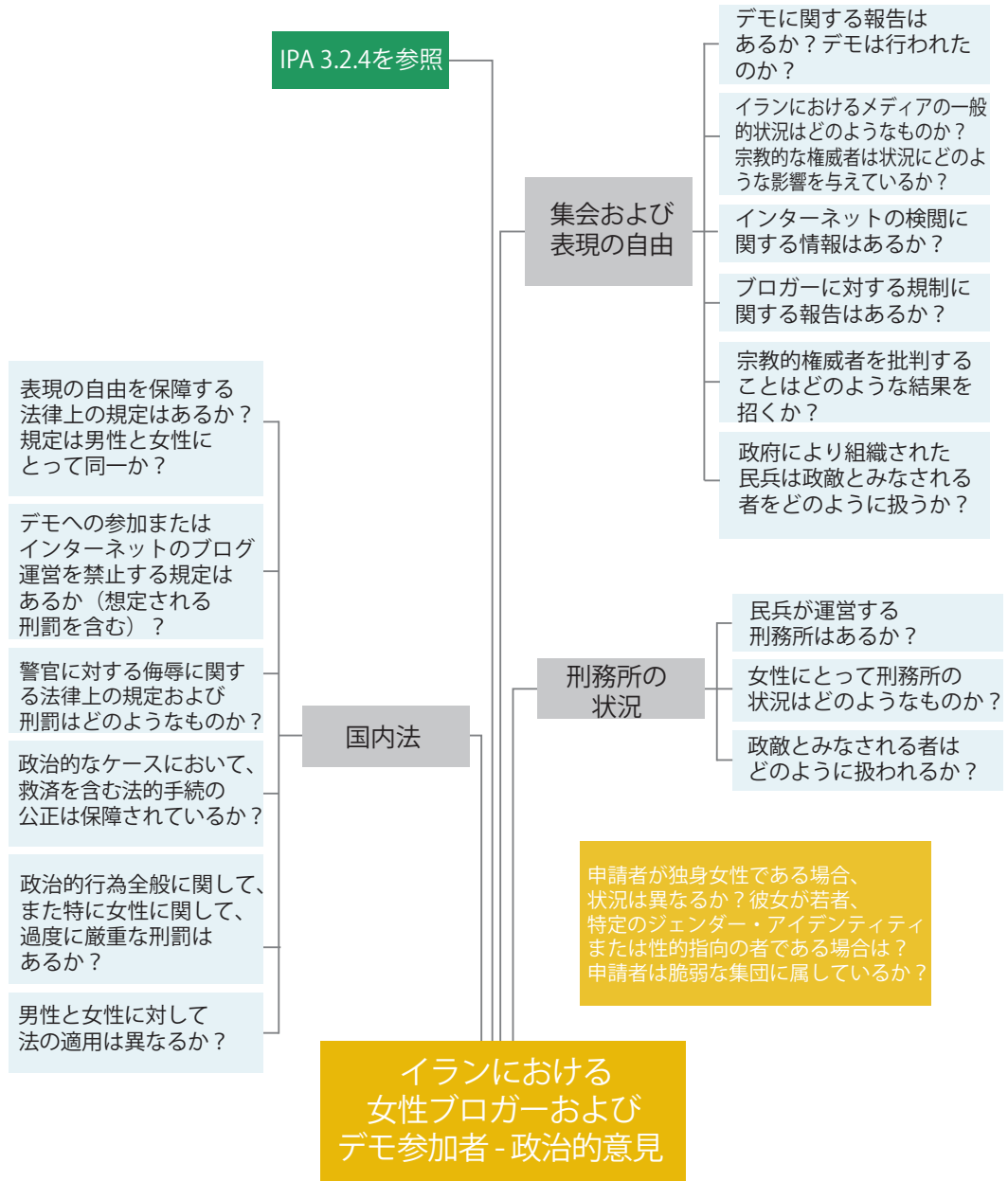
UNHCRハンドブックは次のように述べる。

定義は「政治的意見を理由とする」迫害というのであるが、表明された意見と申請人の蒙っている又は怖れている措置との間の因果関係を立証することが常に可能であるとは限らない。そのような措置が、「意見」の故であることを明示して行われることは滅多にない。むしろ頻繁にあるのは政権に対する犯罪行為に対する制裁という形態をとることであろう。それ故、申請人の行動の原点となっている政治的意見と、そのおそれを主張する迫害を導いた又は導くかもしれない事実を立証することが必要であろう。(UNHCR, January 1992, para. 81)



例

イラン出身の女性が、2009年に反政府デモに参加し、警官を侮辱したことで現在訴追されているために、国際的保護が必要であると主張している。また、彼女はインターネットでブログを運営しており、そこで本国の政府や宗教的権威者に批判的な見解を定期的に表明していることも主張している。彼女は、政府により組織された民兵が神政主義的な制度に対するあらゆる批判を排除しようとし、秘密刑務所を運営しており、自身はそのような民兵からの重大な危害に直面していると述べている。





政治的意見を理由とする迫害に関するリサーチ・クエスチョンのリスト(網羅的なものではない)

一般的な政治状況:

- ・ その国の政治制度はどのようなものか?
- ・ 自由で公正な選挙は行われているか?

国内法とその適用:

- ・ 表現、集会および結社の自由を保障する法律上の規定はあるか、また実際にどのように適用されているか?
- ・ 表現、集会および結社の自由に対する法律上の制限はあるか?
- ・ 政党や政治組織に対する禁止はあるか、それはどのように執行されているか?
- ・ 政党や政治組織の登録または活動に関する制限はあるか?
- ・ 政治的犯罪に対する刑罰は過度に厳しいものか?
- ・ 個人の政治的意見に対する制裁の口実として訴追が利用されていることに関する報告はあるか?
- ・ 政治的な事件に関して法的手続の公正は保障されているか?
- ・ 政治的な動機による犯罪について刑罰を免れることに関する報告はあるか?
- ・ 当局は、権力を握る集団の関係者による犯罪を許容しているか(腐敗)?
- ・ 当局は、関係団体や関係個人による(現実のまたは想像上の)政敵に対する人権侵害を容認しているか?

集会および表現の自由:

- ・ 公に活動している政党／政治集団は複数あるか?
- ・ 反対運動や集会および当局の反応に関する報告はあるか?
- ・ 政治囚に関する報告はあるか?
- ・ 政治的意見が人になすりつけられることに関する報告はあるか?

ジェンダーおよび弱者の集団:

女性、子ども、高齢者、特定のジェンダー・アイデンティティや性的指向の人々、または弱者のグループに属する人々の状況に関する情報を探している場合、クエスチョンに対する回答は異なるものとなる可能性に留意すること。

詳細は、国内法、国内保護、非国家主体および国内保護の選択肢に関する主要な法的論点(3.2)のリサーチ・ツリーを参照すること。

### 3.3.3 人種および国籍

人種差別撤廃条約において、締約国は人種差別を非難し、「あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する」(CERD, Article 2 (1))。第1条は、「人種差別」を次のように定義する。

人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの。(CERD, Article 1 (1))

UNHCRハンドブックによると、人種は、

現在の状況下において、通常の言葉の用語法において「人種」と言及されるすべての種類の民族的集団を含む最も広義な意味で理解されなければならない。しばしば大きな人口の中に少数者を構成する、共通の子孫から成る特定の社会的集団の構成員であることを伴う。(UNHCR, January 1992, para. 68)

国籍は市民権よりも広い概念である。時には「人種」という用語とも重なり合うであろう(UNHCR, January 1992, para. 74)。EU庇護資格指令は、次のように述べることにより、難民法の文脈における「国籍」の幅広い解釈の例を提供している。

国籍の概念は市民権の有無に留まるものではなく、特に文化的、民族的、言語的なアイデンティティ、共通の地理的又は政治的な出身或いは他国の住民との関係によって決定される集団の構成員であることを包含する。(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 10 (1) (c))

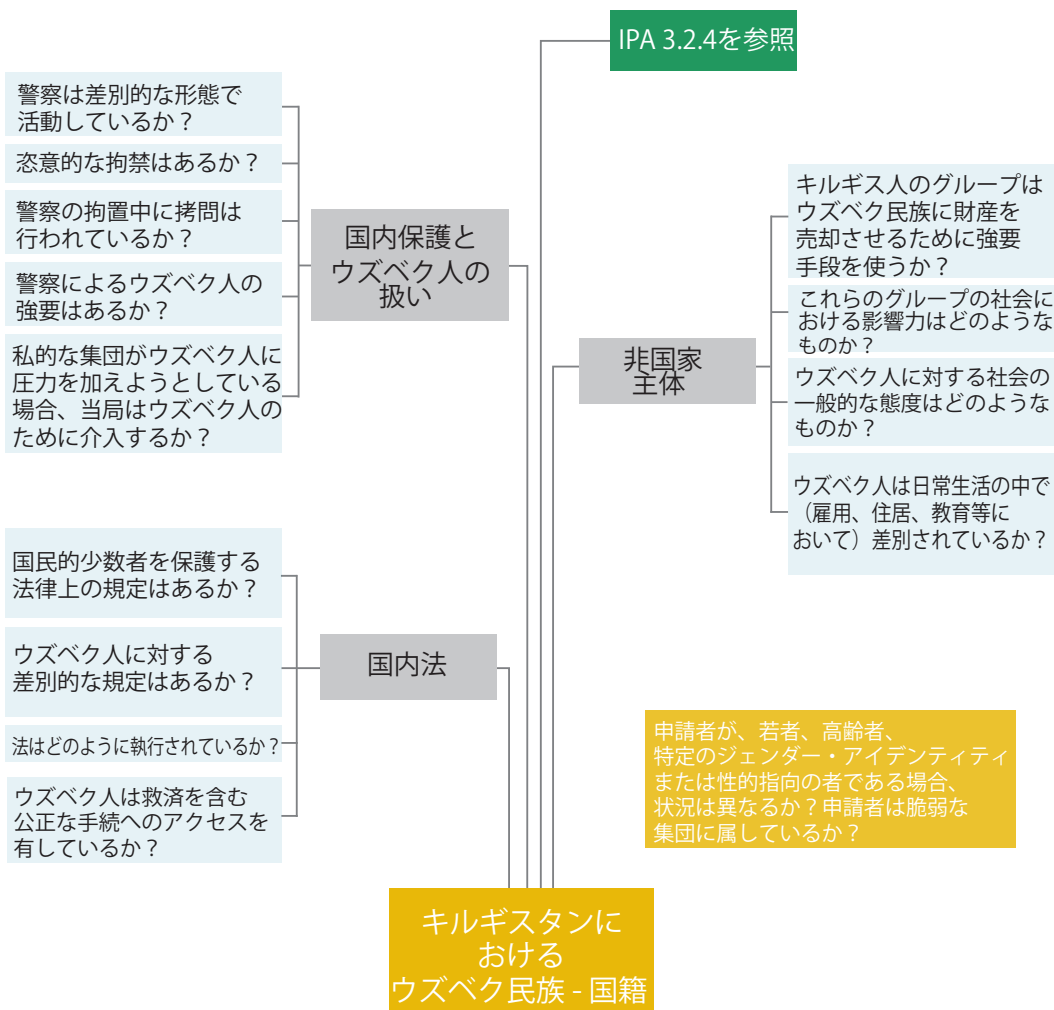
国籍を理由とする迫害行為は、国民的少数者に対する不利な待遇および措置に基づく場合がある。しかしまた、「そのような少数者に属するという事実をもって迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するといえることもある」(UNHCR, January 1992, para. 74)。

多くのケースにおいては、国籍を理由とする迫害の恐れは国民的少数者に属する者が抱いているが、多数グループの構成員が支配的な少数グループによる迫害を怖れる場合もある(UNHCR, January 1992, para. 76)。



例

キルギスタン出身の申請人は、ウズベク民族であるために国際的保護が必要であると主張している。彼自身はまったく無関係であると主張しているものの、2010年6月のオシュにおける暴力に参加したと告発されている。警察は、他の多くのウズベク民族と同様に、彼から金員を強要しようとしたという。彼は警察に逮捕され、取調べ中に殴られ、拷問された上、最終的に解放された。彼は、キルギスタン当局はウズベク人を差別的に扱うので、キルギスタンに帰ることはできないと主張する。彼はキルギス民族による強要の被害者であり、キルギスの犯罪集団に小さなレストランを無理矢理売却させられたと述べている。彼は、ウズベク人はキルギス社会の中で一般的に尊重されていないため、当局は彼を支援するために何もしなかったと述べている。



人種および国籍を理由とする迫害に関するリサーチ・クエスチョンのリスト(網羅的なものではない)

国内法とその適用:

- 国民的少数者を保護する法律上の規定はあるか?
- 人種、国籍または民族に基づいて差別する法律上の規定はあるか?
- これらの規定は実際に執行されているか?
- 理論上および実際に、異なる人種または民族集団に属する人々の法的手続における平等の取扱いに関する情報はあるか?
- 人種または国籍に基づく差別的取扱いに対する救済はあるか?

国内保護および非国家主体:

- 警察または他の国家主体が人種または国籍に基づいて差別しているとの報告はあるか?
- 国家主体または非国家主体による、人種、民族または国民的少数者に対する物理的または心理的暴力に関する報告はあるか?
- たとえば多数派集団に属する私的な主体による強要行為を含め、多数派集団の構成員による虐待から当局が少数者を守ることにに関する情報はあるか?
- 人種または国籍にかかわらず、食料および水、教育、医療、住居、労働市場、社会保障等の基本的リソースへの平等のアクセスはあるか?
- 民族的または文化的少数者は、日常生活において公にその伝統を実践し、その言語を使用する自由があるか?

国内保護の選択肢:

- 申請人の民族グループが多数派である、または他の理由によりより良い状況にある地域はあるか?

ジェンダーおよび弱者の集団:

女性、子ども、高齢者、特定のジェンダー・アイデンティティや性的指向の人々、または弱者のグループに属する人々の状況に関する情報を探している場合、クエスチョンに対する回答は異なるものとなる可能性に留意すること。

詳細は、国内法、国内保護、非国家主体および国内保護の選択肢に関する主要な法的論点(3.2)のリサーチ・ツリーを参照すること。

### 3.3.4 特定の社会的集団

特定の社会的集団の構成員であることに関するUNHCRのガイドラインは次のように述べる。

そのような集団が、第1条A(2)における「特定の社会的集団」を構成するかを明示する「確定リスト」は存在しない。条約は、社会的集団に関する具体的なリストを含んでおらず、起草過程もこの文言に当てはまる特定化された集団のリストが存在するという見解を表すものではない。むしろ、特定の社会的集団の構成員であることという文言は、発展的に解釈されるべきものであり、様々な社会における多様かつ変化する性質の集団や発展する

国際人権規範に対して開かれたものである。(UNHCR, 7 May 2002b, para. 3)

2つのアプローチが、難民条約の目的のために何が特定の社会的集団を構成するかについての意思決定において支配的であった。「保護される特性アプローチ(protected characteristics approach)」は、ある集団が、人間の尊厳の根源を成すために変更を強いられるべきでない変更不可能な特性によって結びついているか否かを判断する。他方、「社会的認知アプローチ(social perception approach)」は、ある集団が、彼らを認識可能な集団とする共通の特性または社会全体から区別される共通の特性を有しているか否かを判断するものである。UNHCRは、2つのアプローチを組み込む基準を採用し、特定の社会的集団を次のように定義する。

特定の社会的集団とは、迫害のおそれ以外に共通の特性を共有する者、あるいは、社会により一つの集団として認識される者の集団をいう。ここにいう特性とは、多くの場合、生来の、変更不可能な特性若しくはアイデンティティ、良心又は人権の行使の根源をなすものを指す。(UNHCR, 7 May 2002b, para. 11)

2011年の EU庇護資格指令は第10条で次のように規定する。

[ある]集団は、特に以下の場合に、特定の社会的集団を構成すると考えられる。

その集団の構成員が生来の特性又は変更不可能な共通のバックグラウンドを共有している、或いはアイデンティティ又は良心の根源をなすものであるため変更を強いられるべきでない特性又は信念を共有しており、かつ、

その集団が周囲の社会によって異なるものと認識されているために、当該国において明確なアイデンティティを有している。(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 10 (1) (d))

EU庇護資格指令はその前文において、「特定の社会的集団の構成員であること」という迫害理由に言及し、次のように述べる。

特定の社会的集団を定義する目的のためには、申請人のジェンダー・アイデンティティおよび性的指向を含むジェンダーから生じる問題について、これは特定の法的伝統および慣習に関係し、たとえば性器切除、強制断種又は強制墮胎を招くことがあるが、申請人の有する迫害の十分に理由のある恐れと関連する限りにおいて相応の検討がなされるべきである。(EU Asylum Qualification Directive 2011, Preamble (30))

申請人が(実際のまたは認知された)特定の社会的集団を根拠に難民条約の範疇に入るためには、迫害の怖れと迫害理由との間に要求される因果関係を示すために、人権侵害または虐待からの保護の欠如がその共通の特性によって動機づけられることが必要である。

本書では、特定の社会的集団の構成員であることに関するリサーチ・クエスチョンの作成手法を示すために、3つの集団を扱うことにする。すなわち、女性、LGBTIの人々、そして子どもである。

### 3.3.4.1 女性

ジェンダー関連の申立ては女性と男性のいずれによっても行われうる。実務上、ジェンダー特有の申立ては通常女性によってなされる。なぜなら女性は社会において不利益を受けやすく、よってジェンダーに特化した迫害を受けやすいからである。多くの場合、女性の迫害は非国家主体によって行われる(Binder, 2001, pp. 348-385)。

女性の迫害は男性の迫害と同じ理由による場合がある。しかし、ドメスティック・バイオレンス、誘拐、強制結婚、売買春のための人身取引、レイプおよび他の性的暴力、強制不妊措置、名誉犯罪、女性器切除等、女性に特有の慣習や女性の方がより頻繁に経験する慣習がいくつかある。さらに、女性はしばしば法の下で平等に扱われず、または、国際人権基準に合致していない出身国の伝統的決定機関に身を委ねることになる (UNHCR, 7 May 2002a; Asylum Aid, October 2007)。

女性差別撤廃条約(CEDAW)および同選択議定書は、女性の国際的な権利憲章であると言われる。同条約の第1条は次のように述べる。

「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。(CEDAW, 1979, Article 1)



アサイラム・エイド：出身国情報と女性：庇護および人権申立ての文脈におけるジェンダーおよび迫害の調査

Asylum Aid: Country of Origin Information and Women: Researching gender and persecution in the context of asylum and human rights claims (author: Bethany Collier), October 2007

[http://www.asylumaid.org.uk/data/files/publications/68/Country\\_of\\_Origin\\_Information\\_and\\_Women.pdf](http://www.asylumaid.org.uk/data/files/publications/68/Country_of_Origin_Information_and_Women.pdf)

Crawley, Heaven/Guemar, Latefa/Hintjens, Helen: Thematic review on the coverage of women in Country of Origin Information (COI) reports (出身国情報レポートにおける女性の扱いに関するテーマ別報告), Prepared for the Independent Advisory Group on Country Information (IAGCI), Centre for Migration Policy Research (CMPR), Swansea University, 19 September 2011

<http://icinspector.independent.gov.uk/wp-content/uploads/2011/02/Evaluation-of-the-Country-of-Origin-Report-on-Women3.pdf>

Mullally, Siobhán: Domestic violence asylum claims and recent developments in international human rights law: A progress narrative?, International and Comparative Law Quarterly, Volume 60, Issue 2, April 2011, pp. 459-484

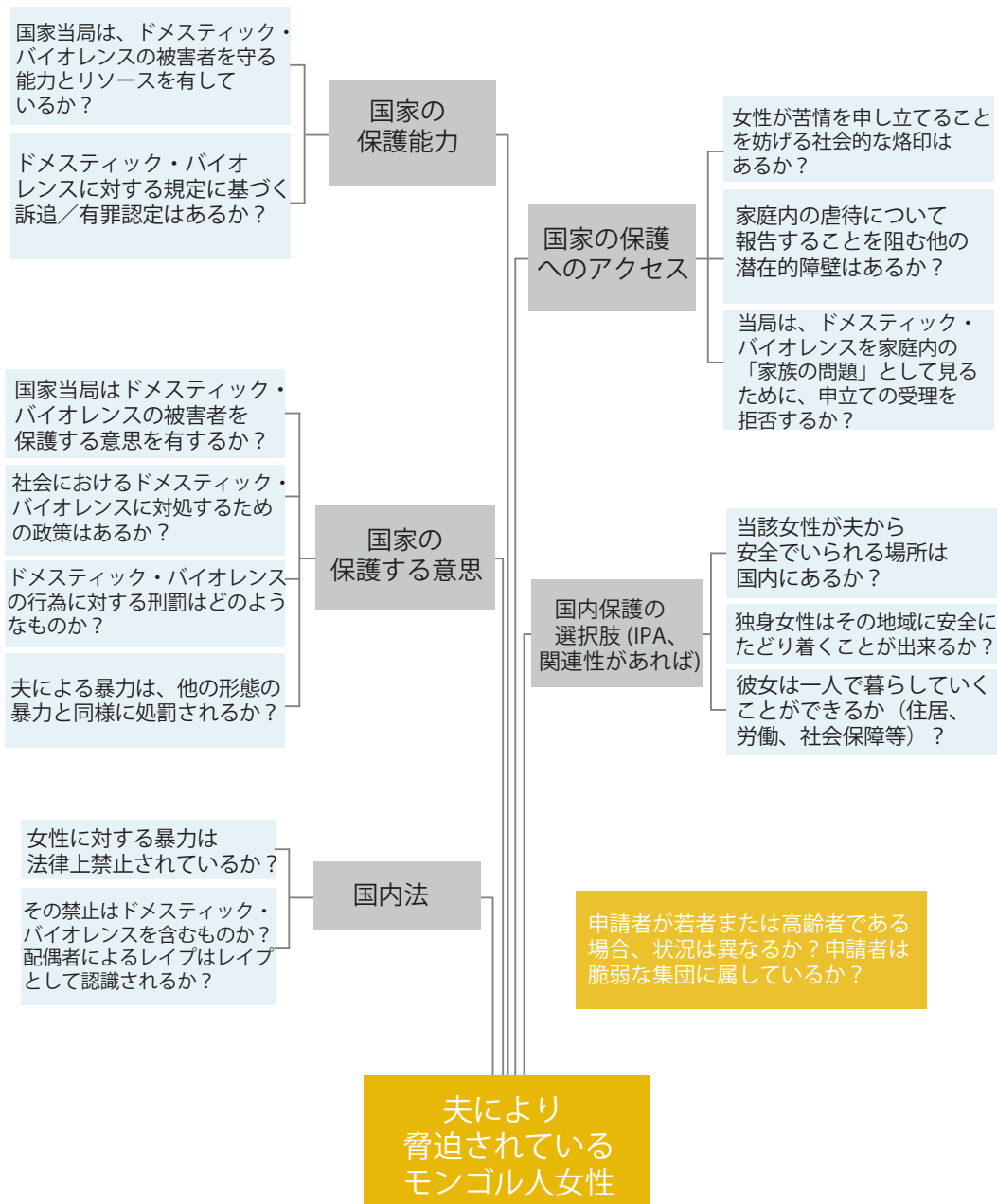
[http://journals.cambridge.org/abstract\\_S0020589311000042](http://journals.cambridge.org/abstract_S0020589311000042)





例

モンゴル出身の女性が、虐待的な夫から逃れなければならないために国際的保護が必要であると申し立てている。彼女の話では、夫は何回も彼女を殴り、レイプし、彼女は何度か病院に行かなければならなかった。警察に苦情の申立てをしようとしたが、何もしてもらえなかった。夫は、彼女が申立てを行おうとした証拠を発見し、殺してやると脅した。このあと彼女は本国から逃げてきた。



女性に特有の迫害に関するリサーチ・クエスチョンのリスト(網羅的なものではない)

国内法とその適用:

- 女性の市民的および社会的権利、並びに社会経済的権利は保障されているか? 反差別法はあるか?それは執行されているか?
- 女性に対して相当差別的な性質の、女性に対する法律上または事実上の差別のパターンの証拠はあるか(たとえば、収入を得る権利、宗教を实践する権利、または教育へのアクセスに対する重大な制約)?
- 特定の犯罪に関し、女性に差別的な訴追または刑罰の証拠はあるか?
- 社会的または文化的規範を破る女性を罰する法律はあるか(文言は中立的だがその実際の適用が女性に対するものを含む)? その場合、刑罰はどのようなものか?そのような法は執行されているか?
- レイプ被害者は犯罪者として扱われているか?
- 性的暴力を含め、女性に対する国家および非国家主体による暴力は、法律上禁止されているか?
- 正当化しうる政策目的の法律で基本的人権の侵害を示唆するものはあるか(たとえば人口をコントロールする手段としての強制不妊措置または堕胎)?

社会の態度および行動:

- 出身国では(女性との関連で)どのような文化的、社会的および/または伝統的規範および慣行/政策が優勢か? 女性に対して有害な伝統的慣行に関する報告はあるか?
- 社会的規範から逸脱する(たとえば服装に関する決まりに従わないことや不貞行為等)女性にはどのような結果が生じるか?
- 社会または国家は女性を個人として見ているか、あるいは単にコミュニティの一部として、または夫の延長として見ているか?
- 特定の政治的意見を有する親族/夫との関係(みなし政治的意見、反射的迫害)、または特定の社会的集団の構成員であること(例えば民族浄化)を理由に、女性に対する嫌がらせ、威嚇、拘禁、脅迫が行われている証拠はあるか?

国内保護:

- 警察または公的な当局が女性を私人からの有害な行為から保護することを拒否すると報告はあるか?公的な当局が女性に対する有害な行為に直面しても何ら行動を起こさなかったとの報告はあるか?警察が犯罪、特に性的暴力を含むものについて報告する女性を無視するまたは虐待するとの証拠はあるか?
- 女性が不服を申立てるのを妨げる潜在的な障壁に関する情報はありますか?
- 公的な当局は介入することが出来るか(例えば人員は不足しているか)?
- 私的な主体が女性に対する人権侵害を行っても不処罰または過度に軽い処罰しか受けないとの報告はあるか?
- 女性に対する有害行為を規制する規定に基づく訴追/有罪認定に関する報告はあるか?

#### ジェンダーおよび弱者の集団:

独身の女性、若年の女性、高齢の女性、あるいは特定のジェンダー・アイデンティティや性的指向の人々、または弱者のグループに属する女性の状況に関する情報を探している場合、クエスチョンに対する回答は異なるものとなる可能性に留意すること。

詳細は、国内法、国内保護、非国家主体および国内保護の選択肢に関する主要な法的論点(3.2)のリサーチ・ツリーを参照すること。

#### 3.3.4.2 LGBTI (レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス)の人々

性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由とする難民申請に関するガイドラインにおいて、UNHCRはLGBTIという略称に含まれる用語を次のように定義する。

レズビアンとは、他の女性に対して身体的、情愛的および／または情緒的魅力を持続的に感じる女性である。[...] ゲイという言葉は、他の男性に対して身体的、情愛的および／または情緒的魅力を持続的に感じる男性を表すために用いられることが多いものの、ゲイの男性および女性(レズビアン)の両方を表すために用いられることもある。[...] バイセクシュアルとは、男女双方に対して身体的、情愛的および／または情緒的魅力を感じる個人を表す。[...] トランスジェンダーとは、そのジェンダー・アイデンティティおよび／またはジェンダーの表出が、生まれつきの性別とは異なる人々のことをいう。トランスジェンダーはジェンダー・アイデンティティの一つであって性的指向ではなく、トランスジェンダーである個人は異性愛者、ゲイ、レズビアンまたはバイセクシュアルのいずれである可能性もある。[...] インターセックスまたは「性分化疾患」(disorders of sex development, DSD)とは、個人が生まれ持った生殖器もしくは外性器の解剖学的構造および／または染色体パターンが、男性または女性に関する典型的な生物学的概念に適合しないように見える状態のことをいう。このような状態は、出生の時点で明らかになることもあれば、第二性徴期に現れることもあり、あるいは医学的検査の際にしか発見されないこともある。このような状態を有する個人はかつては「半陰陽(両性具有)」(hermaphrodites)と呼ばれていたが、この用語は時代遅れであると考えられており、申請者が用いないかぎり用いるべきではない。インターセックスである者のアイデンティティは男性・女性のどちらである場合もあり、その性的指向はレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、または異性愛のいずれである場合もある。(UNHCR, 23 October 2012, para. 10)

多くの法域において、「性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティは、生来のまたは変更不可能な、かつ断念または秘匿を要求されるべきではない、人間の尊厳の基本的側面である」ことが確認されている、とUNHCRは指摘する(UNHCR, 23 October 2012, para. 12)。

LGBTIの人々のケースに関連する迫害理由についてはUNHCRは次のように述べる。

性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを理由とする難民申請は、「特定の社会的集団の構成員であること」という事由に基づいて認定されるのがもっとも一般的である。ただし、申請の政治的、宗教的および文化的文脈によっては、他の事由も関連してくる場合がある。たとえば、LGBTIの活動家および人権擁護活動家(またはそのような活動家とみなされている者)は、たとえばその唱道内容が政治的または宗教的に支配的な見解

および／または実践に反しているとみなされる場合、政治的意見または宗教を理由とする申請のいずれかまたは双方を有することになるかもしれない。(UNHCR, 23 October 2012, para. 40)

LGBTIの人々が虐待および差別の対象とされうることには幅広い理由がある。異常者、犯罪者、卑しむべき者等とみなされることは、伝統的および社会的規範または非寛容の結果でありうる。国内法はこれらの規範および態度を反映するものであるかもしれない。「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスおよびインターセックス国際協会(ILGA)」によると、2013年5月の時点で、78ヶ国において、同性の成人間の同意に基づく性行為を犯罪とする法律がまだある(ILGA, May 2013, p. 5)。

性的指向の自由は国際人権として明示的に認識されていない。しかし、LGBTIの人々が他の人々と平等にすべての人権を享有することは十分確立されている。人権専門家グループによって2007年に採択されたジョグジャカルタ原則は、国際人権基準を性的指向およびジェンダー・アイデンティティとの関連で解釈するものである(Yogyakarta Principles, 2007)。

UNHCRは、性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティに基づく難民申請に関するガイドラインの中で、LGBTIの人々の取扱いに言及している。

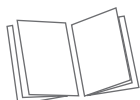
LGBTIの人々が、世界中のあらゆる地域で、殺害、性的暴力およびジェンダーに基づく暴力、身体的攻撃、拷問、恣意的拘禁、不品行または逸脱行動という非難、集会・表現・情報に対する権利の否定ならびに雇用・保健・教育に関する差別の標的とされていることは、広く記録されている。多くの国が、合意に基づく同性間の関係について厳しい刑法を維持しており、収監、身体刑および／または死刑を定めている法令も多い。これらの国々では、また他の国々でも、当局が、非国家的主体による人権侵害および迫害から個人を保護する意思または能力を有していないことがあり、そのため、加害者が処罰されず、またこのような人権侵害および迫害が(明示的ではないにせよ)暗黙に容認される事態が生じている。(UNHCR, 23 October 2012, para. 2)

LGBTIの人々の状況および処遇に関する出身国情報については、UNHCRは次のように指摘する。

LGBTIの状況および処遇に関する、関連性および具体性のある出身国情報は存在しないことが多い。これにより、申請者の主張には理由がない、または当該国においてLGBTIの迫害は行われていないという結論を自動的に導き出すべきではない。国際機関その他のグループがLGBTIに対する人権侵害を監視・記録できる度合いは、多くの国で依然として限られている。活動が盛んになれば人権擁護活動家が攻撃されることも多く、人権侵害を記録する能力が妨げられる。性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティをめぐる問題につきまとうスティグマ(烙印)も、事件が報告されない状況を助長する。一定の集団、とくにバイセクシュアル、レズビアン、トランスジェンダーおよびインターセックスである人々については、とりわけ情報が不足する場合がある。他のいずれかの集団に関する情報に基づいて自動的に結論を引き出さないようすることが、きわめて重要である。ただし、他のいずれかの集団に関する情報も、一定の状況下では、申請者が置かれた状況をうかがわせるものとなる場合がある。(UNHCR, 23 October 2012, para. 66)

LGBTIの庇護希望者は、自らの性的指向および／またはジェンダー・アイデンティティを秘匿し、人生の一部を秘密にする場合がある。このような人々が庇護申請を裏づける証拠を僅かしか、あるいはまったく、提示できないことが多いのはこのためである。入手可能な情報はゲイの男性に関

するもののみであることが多い。レズビアン女性やバイセクシュアルにとっての危険に関する情報は稀である。トランスジェンダーおよびインターセックスの状況に関する情報はほぼ存在しないかのように見える。一つの集団に関する情報は必ずしも他の集団に関する情報を含むものではない。また、一つの集団に関する情報の欠如は、その集団または他の集団にとって危険がないことを示唆しない(COC Nederland, Vrije Universiteit Amsterdam, September 2011, p. 10)。



UN High Commissioner for Refugees: Judging gender: Asylum adjudication and issues of gender, gender identity and sexual orientation (国連難民高等弁務官事務所: ジェンダーの判断: 庇護審査およびジェンダー、ジェンダー・アイデンティティおよび性的指向の諸問題), Keynote statement by Dr Alice Edwards, Senior gal Coordinator and Chief of the Protection Policy and Legal Advice Section, UNHCR at the Intergovernmental consultations on migration, asylum and refugees Workshop on asylum issues relating to gender, sexual orientation and gender identity - Geneva, 25-26 October 2012  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/509cc8252.html>

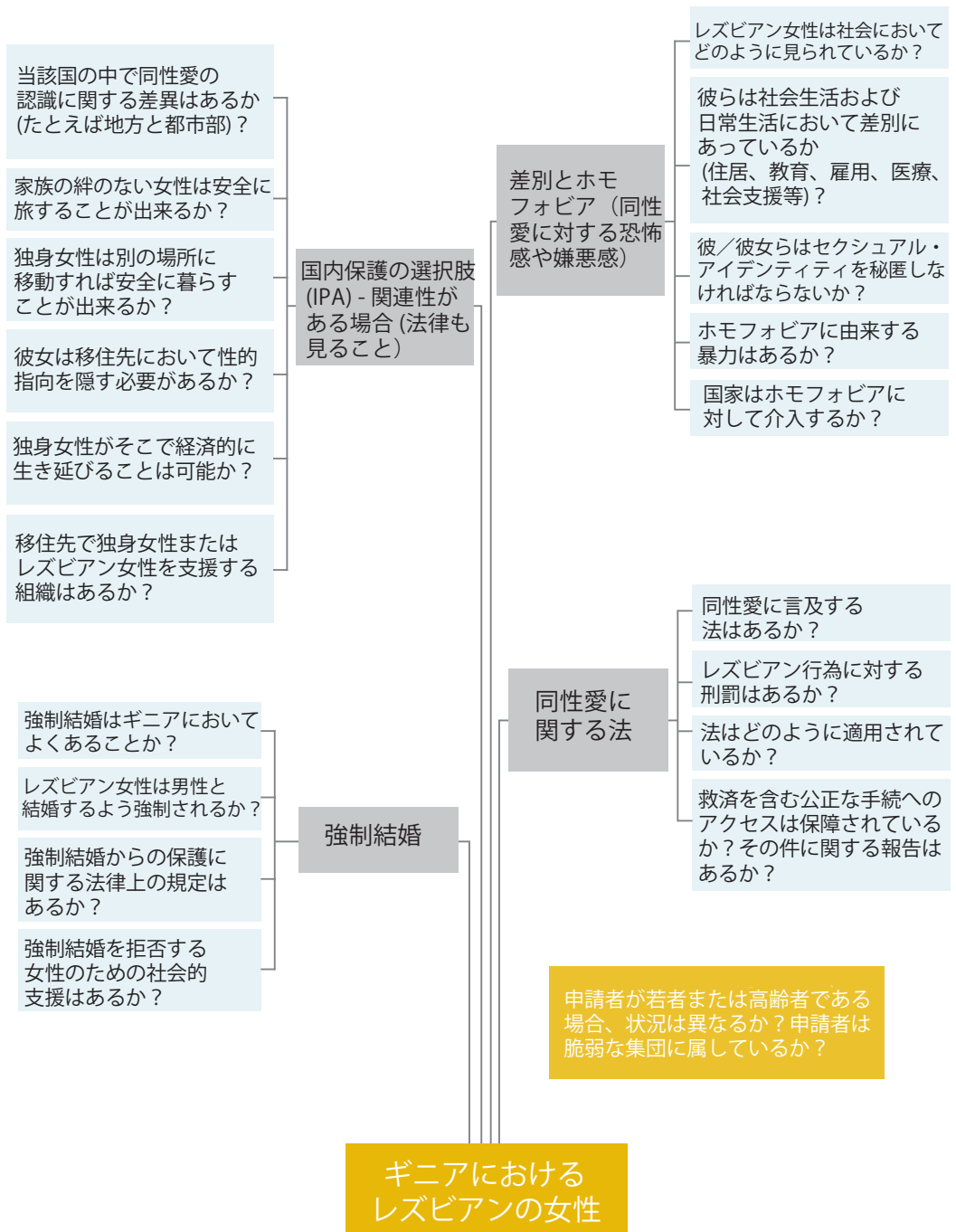
Swedish Migration Board: Unknown people, The vulnerability of sexual and gender identity minorities and the Swedish Migration Board's Country of Origin Information system (知られざる人々、性的マイノリティおよびジェンダー・アイデンティティ・マイノリティの脆弱性およびスウェーデン移民局の出身国情報制度), January 2010  
[http://www.migrationsverket.se/download/18.478d06a31358f98884580001120/migrationsverket\\_unknown\\_people.pdf](http://www.migrationsverket.se/download/18.478d06a31358f98884580001120/migrationsverket_unknown_people.pdf)

Refugee Studies Centre, Oxford Department of International Development, University of Oxford, Forced Migration Review, Issue 42: Sexual orientation and gender identity and the protection of forced migrants (性的指向およびジェンダー・アイデンティティおよび強制移民の保護), April 2013  
<http://www.fmreview.org/en/fmr42full.pdf>



例

ある女性と性的関係をもったために保護を必要としていると申立てているギニア出身の女性がいる。彼女は厳しい刑罰を受けることを怖れている。また、家族のもとに戻れば男性との婚姻を強制されるため戻ることが出来ないと述べている。





## LGBTI特有の形態の迫害に関するリサーチ・クエスチョンのリスト(網羅的なものではない)

### 国内法、その適用を含む:

- LGBTIの人々に関する法律上の規定はどのようなものか?
- 同性愛行為を犯罪とする法律上の規定はあるか? 刑罰はどのようなものか? それらの規定は執行されているか?
- 同性愛行為の隠れた処罰にあたるような規定はあるか?
- LGBTIの人々は特定の医学的処置を受けることを強制されるか(たとえば義務的な身体的または精神的処置)?

### 国内保護:

- LGBTIの人々は社会的虐待の被害者であるとき当局に有効に連絡することが出来るか?
- LGBTIの人々を支援する機関または組織はあるか?
- 重大な危害を防止するために国家当局が介入したまたは介入しなかった事例に関する報告はあるか? 介入しなかった場合の動機は何か?
- 国家当局による保護の成功事例に関する報告はあるか?
- (警察、刑務所を含む)政府機関に関して差別は報告されているか?
- 裁判所におけるLGBTIに対する差別の報告はあるか?

### 社会の態度および行動:

- LGBTIの人々(およびその中の個別の集団)は社会においてどのように見られているか?
- 出身国においてはLGBTIに関するどのような文化的、社会的および伝統的規範および慣行が優勢か
- 教育、労働市場、住居、医療、公的な場所等に関し、LGBTIに対する差別の形態はあるか? LGBTIの人々の社会的除外に関する報告はあるか? 個別の集団の処遇に差異はあるか?
- LGBTIの人々がその性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティを秘匿する必要性の有無に関する報告はあるか?
- LGBTIの人々に対する暴力を含む事件に関する報告はあるか?
- LGBTIの人々に対する他の形態の事実上の差別のパターンを示す証拠はあるか?
- 医療へのアクセスに関する差別の報告はあるか?
- LGBTIの人々がその性的指向または/およびジェンダー・アイデンティティにかかわらず婚姻を強制されるとの報告はあるか?
- 性的指向および/またはジェンダー・アイデンティティに関する伝統的慣習で重大な身体的または性的な暴力を含むものに関する報告はあるか?
- 何らかの形態の伝統的司法(たとえば長老委員会、宗教裁判所等)はあるか? LGBTIの人々はどのように扱われるか?

### ジェンダーおよび弱者の集団:

レズビアン女性、ゲイ男性、あるいはトランスジェンダー、インターセックスの人々の状況に関する情報を探している場合、クエスチョンに対する回答は異なるものとなる可能性に留意すること。また、若者や高齢者、弱者のグループに属する人については、状況が異なる可能性がある。

詳細は、国内法、国内保護、非国家主体および国内保護の選択肢に関する主要な法的論点(3.2)のリサーチ・ツリーを参照すること。

### 3.3.4.3 子ども

児童の権利条約と、児童の売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書、並びに武力紛争における児童の関与に関する選択議定書は、子どもの権利および最善の利益を守るための包括的な規約である。

児童の権利条約第1条によれば、「児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律により早く成年に達したものを除く」。同様に、EU庇護資格指令は、成人年齢を18歳と規定する(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 2 (k))。

子どもが迫害を受けるという十分に理由のある恐怖は、条約上の迫害理由のいずれとも関連づけることができる。しかし、子どもの申請に関しては特定の社会的集団の構成員であるということが適用されることが多い。UNHCRは子どもの庇護申請に関するガイドラインにおいて、ストリート・チルドレン、HIV/AIDSに罹患している子ども、および軍隊または武装集団によって徴集または利用されている子ども等、いくつかのより顕著な社会的集団に言及している(UNHCR, 22 December 2009, para. 52)。子どもに特有の形態の迫害はさらに、たとえば子どもの人身売買、女性性器切除、家族間・家庭内暴力、強制的なまたは法定年齢に満たない段階での婚姻、債務児童労働または危険な児童労働、強制労働、強制売春および児童ポルノ、或いは経済的、社会的および文化的権利の侵害に関連しうる(UNHCR, 22 December 2009, paras. 18 - 36)。

国連子どもの権利委員会は、次のように強調する。

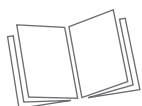
法定年齢に満たない者の徴集(軍隊への性的サービスまたは強制的な婚姻のための女兒の徴集を含む)および紛争への直接または間接の参加は重大な人権侵害、よって迫害を構成し、そのような紛争への参加または徴集の十分に理由のある恐怖が「人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見」(article 1A (2), 1951)に基づいている場合には、難民の地位の付与を導くべきである。(UN Committee on the Rights of the Child, 1 September 2005, para. 59)

子どもの社会経済的権利に関しては、国連の「経済的、社会的および文化的権利に関する委員会」は次のように述べる。

子どものための経済的機会の欠如は、しばしば彼らが様々な人権侵害の対象とされることを助長する。たとえば極貧状態にあり健康的な生活を営んでいない子どもたちは、特に強制労働および他の形態の搾取にあうことが多い。さらに、例えば女兒の小学校入学率と子どもの婚姻の大幅な削減との間には直接的な相関性がある(UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights, 10 May 1999, para. 4)。

EU庇護資格指令は、子ども特有の形態の迫害に特に注意し(Preamble 28)、迫害行為が子ども特有の性質を有しうることを認識する必要性を強調する(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 9 (2) (f))。

子どもによる難民申請の審査においては、特に子どもはその出身国の状況に関して十分な知識を有していない可能性があるため、関連性のある出身国情報を収集するための特別の努力が必要である。

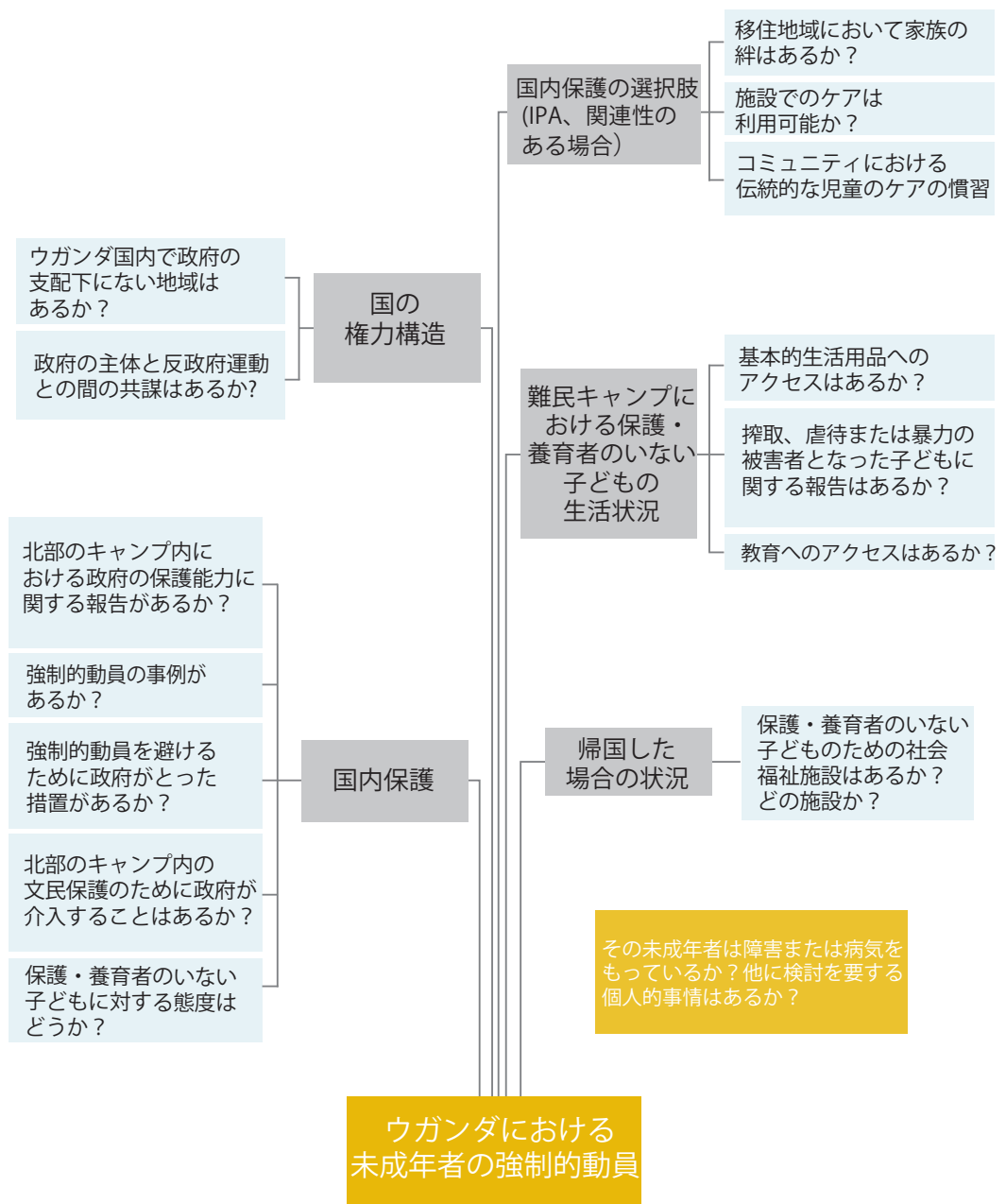


Kohl, Ravi KS/Mitchell, Fiona/Connolly, Helen: An analysis of the coverage of issues related to children in Country of Origin Reports produced by the Home Office (英国内務省作成の出身国情報レポートにおける子どもに関する問題の取扱いに関する分析), Prepared for the Independent Advisory Group on Country Information (IAGCI), October 2012  
[http://icsinspector.independent.gov.uk/wp-content/uploads/2012/12/IAGCI.Children.COIS\\_Final\\_.pdf](http://icsinspector.independent.gov.uk/wp-content/uploads/2012/12/IAGCI.Children.COIS_Final_.pdf)



例

16歳の男児が、反政府勢力による強制的な動員を怖れており、兄はこのグループにより捉えられているため、ウガンダから逃げてきたと述べている。両親は他界しており、彼は本国北部の難民キャンプで暮らしていた。ウガンダ国内には彼を助けてくれる家族はいないとのことである。



子ども特有の形態の迫害に関するリサーチ・クエスチョンのリスト(網羅的なものではない)

国内法とその適用:

- 子どもを保護するための法律上の規定はどのようなものがあるか?それらは執行されているか?
- 有害な慣習から子どもを守るための国内法はあるか?そのような法に違反した場合の刑罰はどのようなものか?それらの法は執行されているか?

社会の態度および行動:

- 子どもに関する有害な伝統的慣習に関する報告はあるか(例えばFGM(女性性器切除)、強制的/法定年齢未満の婚姻、魔女裁判、儀式的殺人等)?
- 子どもに影響のある文化的、社会的または伝統的規範および慣習は、当該国においてどのようなものが優勢か?

武力紛争における子ども:

- 武力紛争における子どもの関与に関する報告はあるか? 戦闘のための子どもの徴兵に関しては?軍隊への性的サービスまたは強制結婚のための子どもの動員に関しては?紛争への他の形態の直接または間接の参加に関しては?
- 動員は誰が行っているか?国家か、それとも非国家の主体か?

子どもの人身取引:

- 子どもの人身取引に関する報告はあるか?
- 搾取目的での、子どもの徴集、輸送、引渡、蔵匿または受領に関する情報はあるか?
- 子どもの両親、他の親族または介助者が人身取引の手配または同意により、共謀している可能性に関する報告はあるか?
- 子どもの人身取引に対する当局による介入に関する報告はあるか?

児童労働:

- 児童労働および奴隷制に関する報告はあるか? 借金を理由とするおよび他の形態の強制労働に関しては?売買春またはポルノにおける子どもの利用、あるいは違法行為(例えば麻薬取引)における子どもの利用に関しては?
- その種の労働のせいで子どもの十分な発達および教育が阻害されているか?その労働は子どもの健康、安全または倫理を損なうものか?

ドメスティック・バイオレンス:

- 子どもに対するドメスティック・バイオレンスに関する報告はあるか(例えば殴打、家庭内における性的虐待、近親相姦、名誉の名の下に行われる犯罪、精神的虐待等)?
- ドメスティック・バイオレンスに言及する国内法はあるか?それは執行されているか?

#### 経済的、社会的および文化的権利:

- 経済的、社会的および文化的権利の侵害に関する報告はあるか?食料、水および住居へのアクセスの否定に関しては?生命の危険がある病の場合に医療行為へのアクセスが否定されることに関しては?
- 差別の累積はあるか、例えば(特に女兒に関する)教育へのアクセスの制度的否定は?

#### 家族関係を理由とする迫害:

- 特定の政治的意見を有する親/親族との関係(みなし政治的意見、反射的迫害)、または特定の社会的集団の構成員であること(例えば民族浄化)を理由に、子どもに対する嫌がらせ、威嚇、拘禁、または脅迫が行われている証拠はあるか?

#### ジェンダーおよび弱者の集団:

男児、女児、あるいは特定の弱者のグループに属する子どもの状況に関する情報を探している場合、クエスチョンに対する回答は異なるものとなる可能性に留意すること。

詳細は、国内法、国内保護、非国家主体および国内保護の選択肢に関する主要な法的論点(3.2)のリサーチ・ツリーを参照すること。

### 3.4 まとめ

- ✓ 関連性のある結果にたどり着くためには、出身国情報の調査においては国際人権法の理解が必要である。
- ✓ 保護関連のクエスチョンは、法的概念から系統的に導き出すことが可能である。
  - 条約上の迫害理由(政治的または宗教的理由、人種、国籍、または特定の社会的集団の構成員であることを理由とする迫害)
  - 国内法、国内(または国家による)保護、非国家主体による迫害、国内保護の選択肢
- ✓ ジェンダーおよび脆弱性を強く意識することは、ジェンダーや弱者のグループへの所属がいかに生活状況に影響するかについての知識と認識を育むプロセスであり、多くのリサーチ・クエスチョンに特定の側面を追加するものである。





## 実務のための注意点

難民認定実務家：

COI サービス提供者：

- ・ リサーチ・ツリーは質問を構築し、整理し、関連させるのに役立ち、COIの調査を専門的に準備するのをサポートする。

- ・ 自ら調査を行う難民認定実務家は、調査を行う際に事前に形成された意見や判断に従うことを避けるため、COIの調査と法的評価を区別するべきである。

- ・ 関連性のあるCOIクエスチョンを注意深く作成することは、調査を法的な評価と切り離すのに役立つ。

- ・ COIサービス提供者のサポートを得られる者にとっては、COIクエスチョンがCOIサービス提供者との中心的なコミュニケーション・ツールである。

- ・ リサーチ・クエスチョンの作成にあたっては、申請者を念頭におくことが重要である。申請者は男性か、女性か、または子どもか？申請者は健常者か、または病人か？特定の脆弱性はあるか？

- ・ ケースの背景情報は、COIサービス提供者が特定の質問の文脈を理解するのに役立つ。

- ・ 男性と女性、若者と高齢者、病人と健常者等の経験および現実は異なりうることに留意すること。リサーチにおいてはこれらの側面の主流化を必ず検討すること。

## 4 情報源に関する知識および評価

関連性のある質問を形成した後(第3章のテーマ)、有効かつ効率的なCOIリサーチのための次のステップは、信頼できる情報源の識別である。

第1章で述べた通り、情報は、国際的保護の文脈において利用されることによってCOIとなる。結果として、いかなる情報源からのいかなる情報であっても - その情報に関連性があり、その情報源の信頼性が考慮に入れられている限り - COIとなりうる。

この章では、一次情報源と二次情報源の概念を説明し、情報源の評価のための基準を提供する。また、疑わしいと思われる情報源への対処方法についての指針と考え方を示す。

本書の付属書Bでは、COIリサーチにおいて幅広く利用されている情報源が紹介されている。これらは特定の国またはテーマについて概観するのに役立ち、リサーチの出発点となりうる。また、付属書Bには、COIリサーチをサポートする重要なツールとして、公開されているCOIデータベースの概要も含まれている。

情報源の評価の重要性は、本書の様々なターゲットグループによって異なる。

COIサービス提供者は、関連性があり、注意深く選び抜かれた、質的基準を満たすCOIをもって依頼者をサポートする。彼らにとって、情報源に関する知識と未知の情報源を効率的に評価する能力は、核となる能力である。

リサーチと法的評価の両方の責任を負う難民認定実務家は、これらの2つの作業を混同する危険がある。情報源の注意深い評価は、その信頼性を判断し、その価値を検討し、よってある国の状況について偏見なく理解するのに役立つ。

第4章の内容:

- 4.1 COIの情報源 - 定義と範囲
  - 4.1.1 一次情報源と二次情報源
  - 4.1.2 情報源の種類
- 4.2 情報源の評価
  - 4.2.1 情報源の評価基準
  - 4.2.2 様々な種類の情報源の評価
  - 4.2.3 実務における情報源の評価
- 4.3 疑わしい情報源
- 4.4 情報源に関する知識の蓄え方
- 4.5 まとめ



## 学習目的

この章の学習を終えた読者は、以下のことが出来るようになるであろう。

- » 一次情報源と二次情報源の違いを説明すること
- » 異なる種類の情報源を見分けること
- » 情報源の評価基準を列挙し、個別の情報源に対してそれらを適用すること
- » 疑わしい情報源への対処方法を理解すること
- » 信頼性があり偏りのない調査結果を出すために、バランスのとれた情報源を選ぶこと

## 4.1 COI の情報源 – 定義と範囲

COI の文脈においては、情報源は情報を発する人物または機関として定義される。

信頼性とバランスの質的基準を満たすためには、情報源を系統的に評価し、利用される情報源のバランスをとることが不可欠である。これにより、ある出来事または状況について、包括的な見解を得ることができる。

COI 情報源の識別は継続的なプロセスであり、しばしばリサーチの過程で行われる。COI に取り組むには、COI リサーチにおいて幅広く利用されている一連の基本的な情報源に精通していることと、手元のクエスチョンへの回答に関連性を有する情報を含む適切な情報源を選ぶ能力を要する。

### 4.1.1 一次情報源および二次情報源

本書では、一次情報源と二次情報源を次のように区別する。

- 一次情報源とは、ある出来事や問題に関して直接の証言や分析を提供する人物または機関をいう。
- 二次情報源とは、一次情報源または他の二次情報源に言及する人物または機関をいう。二次情報源は、一次情報源または他の二次情報源を再現、編集、または解説する場合がある。

用語に関する注意:「原典 (original source)」という用語は通常一次情報源の同義語として使用される。しかし、出身国情報の処理のためのEU共通指針は、「原典」という用語を、一次情報源、二次情報源とは別の第三のカテゴリーとして紹介し、「出来事、事実または事柄について初めて記録する人物または機関」と定義している (Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information, April 2008, p. 6)。曖昧さを避けるため、本書では「原典」という用語は使用しない。

この用語法に慣れるため、国際危機グループ(ICG)が2011年7月14日に発表した“*Strangers at Home: North Koreans in the South*”という報告書から例を見てみよう。報告書は以下で入手可能である。

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/north-east-asia/north-korea/208%20-%20Strangers%20at%20Home%20-%20North%20Koreans%20in%20the%20South.pdf>

ICGの報告書は、インタビュー、メディア、および他の機関から得た情報から成る。これにはICG以外の情報源から得た情報への言及が多く含まれているが、それでもICGがこの報告書の情報源であるとされる。

ここでは異なるメカニズムが作用している。第一に、ICGはインタビューの実施により情報を入手している。インタビューされ、ICGに情報を提供した人物が一次情報源である。このような人物は、ICG報告書の対象である出来事または状況について直接の知識を有している。ICGはインタビュー対象者の話を記録し、この情報を報告書にまとめる。そうすることによりICGは、インタビュー対象者の言葉を引用する部分に関し、二次情報源となる。

第二に、ICGは地元メディアからの情報および他の機関により発表された情報に言及している。ここでもICGは二次情報源として機能する。最後に、報告書にはICG自身による分析や結論が含まれる。これらの部分に関しては、ICGは一次情報源である。

ICG報告書の12ページの一部を見てみよう。

The diagram illustrates the flow of information from primary sources to ICG and then to secondary sources. It consists of three main text blocks on the left, each with an arrow pointing to a corresponding analysis box on the right.

**Text Block 1:** 「北朝鮮人権データベースセンター」所長の Yun・ヨサンによると、多くの亡命者が韓国で同化に苦勞し、劣等感により困難に直面している。彼らの多くは軽んじられ、差別され、除外され、制度的偏見の被害者であると感じている。<sup>106</sup>

**Analysis Box 1:** Yun・ヨサンが一次情報源である。ICGは、この情報を最初に記録した情報源であり、二次情報源である。

**Text Block 2:** 韓国社会は族社会の傾向があるため、北朝鮮からの亡命者は、自国にいながらもよそ者のように感じる。

**Analysis Box 2:** ICG が一次情報源である。

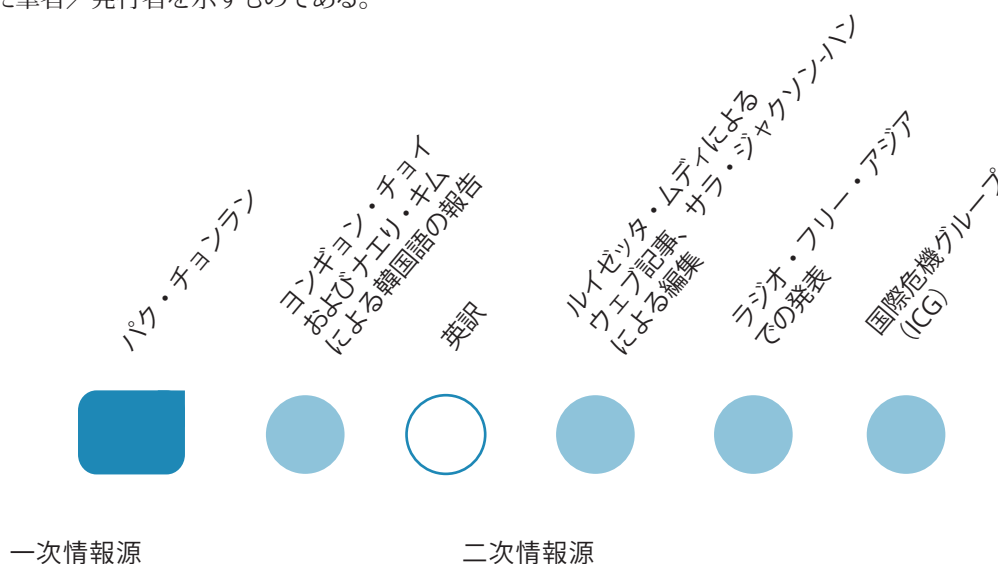
**Text Block 3:** 多くの亡命者は韓国において相当の寂しさを感じると報告しており、これは親族を残してきたことについての激しい罪悪感と混ざり合っている。ソウル国立大学統合学研究所の亡命者に関する専門家、パク・チョンラン氏によると、「北に家族を残してきた亡命者の健康状態は、親族や友人と一緒に北朝鮮から逃げてきた亡命者と比べて5倍悪い」<sup>107</sup>

**Analysis Box 3:** パク・チョンランが一次情報源である。ICG は二次情報源である。  
ラジオ・フリー・アジア ([http://www.rfa.org/english/news/social/korea\\_defector-20070509.html](http://www.rfa.org/english/news/social/korea_defector-20070509.html)) を調べると、ICG報告が脚注107で言及している記事そのものは、ヨンギョン・チョイおよびナエリ・キムによる韓国語の報告に基づいていることが分かる。この報告は英語に翻訳されており、Radio Free Asiaの英語のウェブサイト上の記事は、ルイゼッタ・ムディによって書かれ、サラ・ジャクソン・ハンによって編集されたものである。  
ラジオ・フリー・アジアは二次情報源である。

**Footnote 106:** Crisis Group interview, Yun Yō-sang, president of the Database Centre for North Korean Human Rights (NKDB), Seoul, 14 April 2011.

**Footnote 107:** "In mind, body, North Koreans still suffer after they defect", Radio Free Asia, 9 May 2007.

二番目の引用例 (パク・チョンラン) からは、我々が利用できる段階にいたるまでに情報がたどりうるステップについて学ぶことが出来る。次の図は、一次情報源からICG報告にいたるまでに関与した筆者／発行者を示すものである。



COIを調査したり利用したりするとき、二次情報源はある特定の情報に関して互いに引用し合うことが多いことに気づくであろう。問題は、選択的(よって誤解を招きやすい)または誤った引用、間違った翻訳、情報の鮮度に関する誤った印象等との関係で生じうる。このため、扱っている素材が一次情報源なのか二次情報源なのかについて認識することが重要である。

常に一次情報源を識別し、可能な限り情報をその一次情報源までたどるよう努力すべきである。しかし、一次情報源は必ずしもより質が高いとは限らない。二次情報源と同様に、意図的にまたは誤って、間違った情報を提供することもある。情報源を注意深く評価することは、一次情報源と二次情報源のいずれにとっても等しく重要である。

#### 4.1.2 情報源の種類

COI調査において利用される情報のほとんどは、以下の種類の情報源によって提供されている。

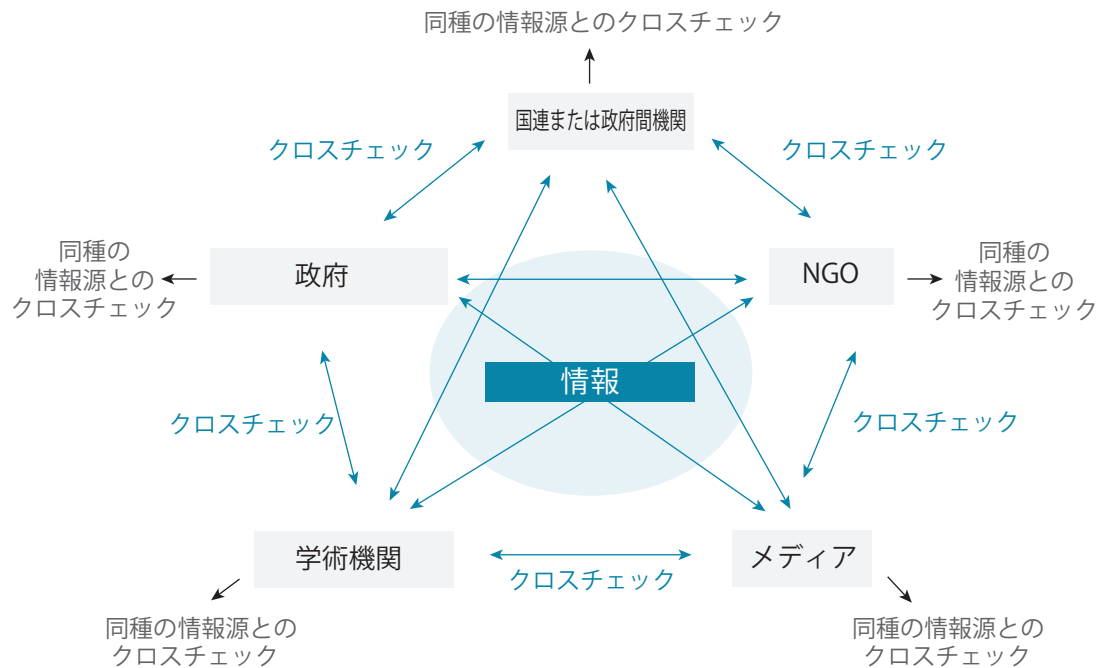
1. 国際機関および政府間機関 (IGO)
2. 政府機関
3. 非政府組織 (NGO) および他の市民組織
4. メディア
5. 学界

情報をクロスチェックするためには(5.4を参照)、異なる種類の情報源を利用すべきである。これはバランスのとれた調査結果を得るために不可欠である。

どの種類の情報源を選びどのようにそれらを統合するかを考えると、ある種の情報源は他の情報源よりも一般的に価値があるのかとの疑問が生じるかもしれない。情報源のヒエラルキーのようなものはあるのか?例えば、COI調査においてメディアの情報源は国連の情報源と同等の価値

があるのか?決定権者は非政府組織によるペーパーよりも政府の報告書の方を重視すべきか?この文脈では、情報源の一般的なヒエラルキーは存在しないということを強調することが重要である。それぞれの情報源の有益度および権威は、答えようとする問いによる。各情報源はそれ自体の価値について評価されるべきであり、情報源の信頼性についての結論は、十分な情報源評価を行った後にのみ導き出されるべきである。

以下の図は、異なる情報源からの情報を相互にクロスチェックすることによっていかにバランスを確保することが出来るかを示すものである。



クロスチェックに関する詳細かつ実務的な情報については、本書のセクション5.4で紹介する。

情報源が発出する情報は、書面または口頭による報告、写真、映像、地図、グラフ、表など、様々な形態をとりうる。情報は、政情分析、人権報告書、治安状況の評価報告、国内法、科学的な報告、人道支援のためのブリーフィング、報道、目撃者証言等、異なる種類の報告書や出版物に含まれる。

実務上、COI調査において利用される情報のほとんどは、インターネットによってアクセス可能である。近年、ソーシャルメディア(例:フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ、ブログおよびフォーラム)によって配布される情報が増加しており、他の経路によって得られる情報を補完しうる(詳細は本書第6章を参照)。ハードコピーでしか入手できない書籍、雑誌および地図にももちろん重要な情報が含まれる可能性があり、調査において検討されるべきである。専門家および情報提供者は、書面では見つからないような詳細を提供できる場合がある。

COI調査において幅広く利用されている情報源のリストについては付属書Bを参照すること。



## 4.2 情報源の評価

情報源を評価することは、誰が、どのような目的で、どのような手段により、どのような情報を報告しているかを確立するために、系統的に検討することを意味する。情報源の評価は、報告された情報の質について検討し、国際的保護に関する決定の文脈において利用できる程度に信頼できるか、あるいは信頼性を欠くために利用すべきでないかを判断するのに役立つ。

インターネットは、COI調査に携わる者にとって鍵となるツールである。一方では、COIがオンラインで入手可能になったことは、入手可能な情報の質、鮮度、および詳細が飛躍的に向上したことを意味する。他方、オンラインで見つかった情報の質は、時として評価が困難である。これは、COIを調査する者にとって、情報源評価における責任の増加を意味する。セクション2.1.2で強調した通り、COIのために利用される資料は、信頼性およびバランスという質的基準を満たすべきである。

この章では「伝統的な」情報源に焦点を当てており、ソーシャルメディアに関する特有の問題は検討していない。後者は第6章で扱われている。

### 4.2.1 情報源評価の基準

情報源が信頼できるといえるか否かについての判断は、以下の質問に十分かつ批判的に回答することによって行うことができる。これらの質問はある情報源について、その役割および権威、報告メカニズム、成果物の性質等の異なる側面に光を当てるものである。

誰が その情報を提供しているか？

何 の情報が提供されているか？

なぜ その情報源はこの情報を提供しているのか？

どのようにして その情報は得られたのか？

いつ その情報は収集され、提供されたのか？



#### 知っておくと良いこと

この情報源評価の仕組みは、2004年のCOIに関するUNHCRのペーパー（UNHCR, February 2004, para. 26）および本書の2004年版にまで遡ることができる。「出身国情報の処理のためのEU共通指針」も、用語は若干異なるものの、この仕組みを採用している。EUの指針は「情報源のクロスチェック」という用語を使用し、それは「情報源が作用する文脈を評価する」および「情報源の客観性および信頼性を評価する」プロセスとして定義されている（Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information, April 2008, pp. 8-9）。

実務においては、前述の情報源評価のための質問は相互に関連していることが多い。以下では、具体例を見る前に、5つの質問の重要性を理解するためにそれぞれについて詳しく見ていくことにする。

#### 誰が その情報を提供しているか？

情報源を評価する際には、ある情報の筆者または発行者が誰なのかを検討することが重要である。

これは潜在的な関心や偏見を明らかにするであろう。

- それは国際機関／政府間機関、政府機関、非政府組織、学術的な情報源、メディアの情報源、または私人か？
- それは情報源によって明らかにされているか、それとも情報源は匿名のままか？
- 情報源の評判に関する情報はるか？

また、その情報源が当面の課題についての専門知識または専門性を有するか否かを確立する必要がある。他の信頼性があると考えられる情報源に、この情報源に関する情報があるかどうか確認しよう。ある組織のミッションやマンデートに関する公式な声明は、当該組織のウェブサイトの“about us”または“frequently asked questions (FAQ、よくある質問)”のセクションで見つかる場合が多い。情報源のミッションおよびマンデートに関する情報の多くは次の「何」の質問への回答にも関連することに留意しよう。

情報の筆者または発行者を検討する際に考慮すべきもう一つの重要な側面は資金の問題である。

- その情報源の資金源は政府、財団または個人か？
- それらの資金提供者の関心はどのようなものであろうか？

#### 何 の情報が提供されているか？

情報源の報告範囲について考えるとき、いくつかの質問が思い浮かぶ。

- その情報源によってどのような情報が提供されているか？
- それは報道記事か、当該国内における代表者のインタビューに基づく事実調査派遣員報告か、あるいは特定のテーマについての主要なメッセージのみを含むプレスリリースか？
- それは危険に直面しているある人物に関する詳細を含む人権組織によるアピールか、それとも毎年発行される人権報告書か？
- それは専門家の意見、ポジション・ペーパー、ビデオレポート、またはブログ上の目撃者証言か？
- 報告の地理的範囲は？
- その情報源は特定の地域または国に特化しているか？
- その情報源はどのようなテーマを扱っているか？
- その文脈において何らかのフォーカスまたは専門性は明らかか？
- 発表のためにどのような手段が利用されているか（紙媒体のメディア、オンライン報告、ラジオまたはテレビ報道、ソーシャルメディア）？
- 提供されている情報の内容はどのようなものか？

- その情報源による報告の詳細の程度は(一般的な声明、進展に関する評価、特定の事件に関する報告)?
- その情報源はどの言語で報告しているか?

多くの場合、報告の範囲が、特定のテーマに関するその情報源の専門性および信頼出来る情報を提供する能力についての結論を導くことを可能にする。

COIの目的のためには、その情報源が観察可能な事実を提供しているのか、それとも自らの意見、結論または印象を提供しているのかを評価することが重要である。

オンラインの情報源を評価する際には、ナビゲーション・バーまたはサイトマップを調べるのが、報告範囲についての概要をつかむのに役立つ。

**なぜ** その情報源はこの情報を提供しているのか?

この質問は、その情報の発行にあたる情報源の動機に関するものである。

- その情報源の政策的課題は何か?
- その情報源には特定の関心事項があるか?
- その情報を公表することにより、その情報源はどのような結果の達成を求めているか?

COI調査においては、情報源が特定の問題について報告することの全体的な目的について認識することが重要である。なぜなら、この目的が情報の選択および提示において重要な役割を果たすことがあるからである。人権に関する報告は、単に情報を知らせる目的のみで行われることもあれば、情報源に他の動機がある場合もある。このような動機は、ある政府を支持すること、或いは逆にある政府を害すること、人権侵害の阻止または被害者保護のためにとられた措置を擁護すること、ある特定の政府または資金提供者に対して資金の割り当てを求め、一般的な意識を高めること、または決定権者に情報を提供すること等、多様なものがありうる。

情報源のターゲットグループもまた、報告の目的を示しうる。その情報源が一般市民、政府、政策決定者、資金提供者、人権活動家、国連委員会、裁判所、決定権者、その他のターゲットグループのいずれのために報告しているのかを見極めよう。

前述のように、情報源のマンデートおよびミッションは、情報の公表におけるその情報源の動機の判断に深く関係している。オンライン情報源については、ウェブサイトの“about us”およびFAQの部分において、その情報源のミッションおよびマンデートに関する情報が見つかることが多い。

**どのようにして** その情報は得られ、提示されているか?

情報源が適用する調査手法は、その信頼性の重要な手がかりである。

- その情報はどのようにして収集されたか?
- その情報源は当該国内に(継続的な現地におけるモニタリングを可能にする)常設事務所を有するか?
- どのような調査手法が適用されたかは明らかか?
- 筆者は(現地調査やインタビューによって)直接その情報を収集したか、それともその報告は二次情報源のみによるものか?
- オリジナルの情報は再入手可能であり、参考文献が十分に明示されているか?

- その情報は、直接の情報を有する情報源を含む、他の情報源に照らしてクロスチェックされているか？
- その情報はどのように選択され、承認されているか？
- その情報はどのように作成されているか？
- その資料は、客観的、中立的、かつ透明性のある形で提示されているか？

長い報告書は、導入部分において調査方法に関する説明があるか、または方法論について別のセクションが設けられていることが多い。

情報源の言葉およびスタイルは、その視点と潜在的にありうるバイアスについて多くを語るものである。注意深いリサーチを示唆するものには、すべての主張および結論を裏づける詳細な情報の提供、透明性のある参照文献の明示、およびよく練られた文章が含まれる。

潜在的なバイアスは、特定の情報源のスタイルおよび言葉に影響を及ぼす可能性がある。

- 語り口は非難に満ちているか、または性急に判断を下しがちか？
- いずれか一方を非難するものか？
- 他の情報源による状況説明と合致するものか、またはある特定の主体による人権侵害を省略したり軽視したりするものか？

筆者は母国語で執筆しているか、または、英文の報告書が、たとえば非英語圏の小規模なNGOによって起草されているか等についても考慮しよう。そのような場合には、文法や編集よりも論調やスタイルの方がより重要であるかもしれない。情報源が利用する言葉が非難に満ちていたり性急に判断を下しがちであったりする場合、その情報源に依拠することには特に注意が必要である。

さらに、報告書や報道記事が作成された文化的文脈はその報告スタイルに影響を及ぼす。報告スタイル、レイアウト、ウェブデザイン等における文化的差異の潜在的影響について認識すべきであり、スタイルに基づいて内容の質に関して尚早な判断を下すことは避けるべきである。


**いつ** その情報は収集され、提供されたのか？

ある出来事とそれに関する情報の公表の間には常にタイムラグがある。特定の情報源との関連において、このタイムラグの理由を理解することが重要である。タイムラグは、その情報源が、ある出来事の発生から長時間たってから情報収集を始めたという事実によって由来するかもしれない。また、事件発生後すぐに情報を入手したがそれを処理し分析するのに時間がかかったことが理由かもしれない。情報源によっては時間のかかる承認手続があり、発行の遅延が生じる。遅延はその情報源の発行サイクルの結果であることも多い。そのようなサイクルについて認識しておくことは役に立つ。

- その情報はいつ発行されたか？
- その情報はいつ調査されたか？
- 報告書は定期的に（毎年、年2回、毎月、毎週、毎日）または不特定の時期に発行されているか？
- その情報源は必要に応じてアドホックなアップデートを発表しているか？



### アドバイス

COIデータベースのecoi.netは、定期的に利用する情報源に関して概説を提供している。情報源の概説は、情報源の名前の横のアイコンをクリックして見ることが出来る。

例えば、ノルウェーのCOIセンターであるLandinfoの概説を見てみよう。

<http://www.ecoi.net/index.php?id=0&command=help&about=assessment&source=2467>

## 4.2.2 様々な種類の情報源の評価

実務上、以前扱ったことのある情報源を利用するたびに完全な情報源評価を行う必要はない。COIリサーチの経験のある程度積めば、幅広く利用されている一連の情報源について知ることになるであろう(付属書B - 情報源 を参照)。しかし、前述の「誰が、何を、なぜ、どのように、いつ」の質問は常に検討すべきである。様々な種類の情報源を評価する際には以下のアドバイスが有益になるであろう。

**公式の人権監視機関**による報告書は、専門性の基盤を形成し、特定の人権に関する慣習についての情報にアクセスすることを可能にする、国際的または地域的なマンデートによる利点を有する。しかしながら、このような機関は時として直接の調査を実施することが妨げられたり、ある国または地域への立ち入りを完全に拒絶されたりする場合がある。彼らはしばしば匿名で情報を収集する。ある文書が(政府代表によって構成される)政治的機関によって作成されたものか、それとも(専門家および独立のメンバーによって構成される)監視機関によって作成されたものかを認識すること。

情報源が**政府組織または政府系組織**である場合、それが当該国の政府であるか、外国の政府であるかについて認識しよう。その政府の政策上の関心事項は何か?その政府の人権に関する実績について何が分かっているか?

出身国の政府によって作成された情報については注意深い分析を要する。責任ある政府当局(または他の加害者)が過去の人権侵害について自ら責任を表明したり告白したりすることには非常な重みがありうる。政府は自らの行動を正当化したり、特定の人権問題について言及を省いたりすることが多いからである。報告書はより広範な政治的文脈において検討されるべきである。政府は別の問題に対する批判を回避するために特定の人権問題について認める場合がある。政府の統計は十分注意して、入念なクロスチェックを経て使用する必要がある。

出身国における人権状況を説明する政府報告書に関しては、外交または内政上の政策課題の認識が必要である。安全保障および貿易上の関心、並びに外交的配慮が、人権侵害を軽視するのに一役買うことがある。ある特定の国出身の庇護希望者の大量の(潜在的な)ケースロードに関する、国内の関係者の認識についても同様である。

他の情報源の場合と同様、**非政府組織 (NGO)** の信頼性は、そのマンデート、報告方法およびアドボカシー上の立場による。特定の集団 - 民族集団または宗教集団 - の利益を代表するNGOは、多くの人権問題や地域について広く報告しているNGOよりも、評価するのが困難である。アドボカシー組織の一部は人権侵害の範囲および深刻さを誇張するかもしれない。行動をおこす必要性を



強調するために、ドラマチックな言葉を使用する場合もある(彼ら自身がある状況によって直接影響を受ける場合にはよりその傾向が強い)。しかし、責任ある人権機関は、事実を正しく把握することがアドボカシーをより有効にすることを知っている。

**学術的な情報源**は、ある国における紛争および迫害についてより深く理解し、より大きな全体像を把握するために非常に貴重でありうる。文化的な問題や伝統に関する情報、または特定の質問やケースの文脈を示す背景情報は、学術的な情報源によって提供されることが多い。

学術的な情報源を評価するとき、学術機関(大学または研究所)と個人の研究者とを区別する必要がある。個人の研究者によって産み出された情報を分析するためには、調査方法以外の他の要素を考慮に入れる必要があるかもしれない。執筆者の課外活動が潜在的な利益相反を生じさせる場合がある。また、執筆者の作業の資金源および目的に関する問題が、結果に影響を与える場合もある。民間の研究所の場合、その資金源を問うことも関連性があるかもしれない。

**メディア**の報告は特定の出来事に関する情報として重要である。COI調査においては、ニュース報道と、論説、解説および社説を区別することが重要である。事実に基づくニュース報道は多くの意味においてCOIの基礎である一方、COIの目的にとって論説、解説および社説の有益性はより限定的である。

誰が発行者で誰が特定のメディアを所有しているかについて知ることが重要である。直接政府によって所有されていない場合であっても、新聞または放送局は政府と緊密な関係にあたり、反対政治勢力と関係があたりする場合がある。ある新聞や放送局を知らない場合は、その立場を知るために、いくつかの記事および社説に目を通して(または放送を聴いて)みよう。ある新聞、雑誌または放送局の所有者および政治的背景に関する情報を得るためには、メディア・ディレクターをチェックしよう(たとえば、次のBBCのカントリー・プロフィール内のメディアセクションを参照[http://news.bbc.co.uk/2/hi/country\\_profiles/](http://news.bbc.co.uk/2/hi/country_profiles/))。

### 4.2.3 実務における情報源評価

以下の例は、特定の報告書に関して前述の質問をあてはめることにより、実務上、情報源評価がどのように行われるかを示すものである。ここではCOIリサーチにおいて最も頻繁に利用される報告書の一つとして、米国国務省(USDOS)の『人権状況に関する国別報告書』(*Country Report on Human Rights Practices*)を取り上げる。



<p>情報源評価のための質問</p>	<p>情報源評価： 米国国務省 (USDOS): 『人権状況に関する国別報告書』 (Country Report on Human Rights Practices)</p>
<p>誰がその情報を提供しているか？</p>	<p>『人権状況に関する国別報告書』は、米国国務省の民主主義・人権・労働局内、国別報告書および庇護問題担当課によって作成されている。その説明によると、当該局は、「民主主義の促進、人権および宗教に関する国際的自由の保障、および労働権のグローバルな推進のための米国の努力をリードする」(USDOS, undated)。</p> <p>米国国務省は、米国の行政府内の主たる外交機関であり、米国の外交を指揮する中央組織である。米国国務省のミッション・ステートメントは、「米国民および世界中の人々の利益のために、平和的、繁栄的、公正、かつ民主的な世界を維持形成し、安定と進歩のための状況を育むこと」を目的として宣言している(USDOS, 12 March 2012)。</p> <p>国務省の予算は米国外交予算の一部であり、連邦政府の全予算の1%強である(USDOS, 10 April 2013)。</p>
<p>何の情報が提供されているか？</p>	<p>国別報告書は、世界中の国(およびいくつかの地域)の人権状況について説明する。しかし、米国内の人権状況については国別報告書がない。国別報告書は、米国政府またはその代表によってとられた行動の人権上の意味合いを評価することを趣旨とするものではない(USDOS, 24 May 2012a)。</p> <p>テーマに関しては、すべての報告書が同じ構造になっており、「世界人権宣言(1948年採択)」および「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言(1998年採択)」に基づく国際的に認められた人権にフォーカスしている(USDOS, 24 May 2012a; US GAO, 31 May 2012)。</p>
<p>なぜこの情報源はその情報を提供しているのか？</p>	<p>国別報告書は、米国議会が米国の援助の受領者をモニターする手段として1976年に導入された。以来、報告の対象国数および範囲のいずれもが拡大し、国別報告書は、米国の外交政策の中で人権問題を促進する基盤を提供するとともに、特定の国に関する米国の政策を正当化することを目的とする(Steven C. Poe, et al, 2001, p. 654)。</p> <p>2011年の国別報告書の前書きにおいて、ヒラリー・クリントン米国務長官は、国別報告書の目的について次のように説明した。「議会は30年以上前に、対外軍事援助および対外経済援助に関する議会の決定に指針を提供するためこれらの国別報告書作成の権限を与えたが、以来、報告書はそれ以上の意義を有するものへと進化してきた。今日、政府、政府間機関、学者、ジャーナリスト、活動家等が世界中で、世界の人権状況に関する必須の最新情報として、これらの報告書に依拠している」(USDOS, 24 May 2012b)。</p>

どのようにしてその  
情報は得られ、提示  
されているか？

2011年の『人権状況に関する国別報告書』に関するファクトシートは、国別報告書の作成における主要な方法論的原則として次のように述べている。「人権報告書は、毎年の各国の状況を国際人権基準に照らして評価するものであり、各報告書は独立したものである。他の国との比較は行われない」(USDOS, 24 May 2012c)。

報告書の準備に関する覚書によると(2011年報告書の付属書A)、「毎年の人権状況に関する国別報告書は、米国および他国の政府関係者、人権侵害の被害者、学界および議会の研究報告、報道機関、国際機関および人権に関する非政府組織(NGOs)による報告を含む、幅広い種類の情報源から入手可能な情報に基づいている」(USDOS, 24 May 2012a)。しかしながら、これらの情報源が直接引用されることは稀である。

米国の会計検査院(GAO)が、報告書作成の過程を監視する。それによると、国別報告書は民主主義・人権・労働局(DRL)主導の、協働的なプロセスの繰り返しにより準備、編集、レビューが行われており、当該プロセスには以下のステップが含まれる。

- 大使館が国別報告書の草案を作成する。
- DRL が国別報告の編集とレビューを行う。
- 国務省、労働省および国家安全保障会議(NSC)のスタッフが国別報告のレビューを行う。
- 国務省がそのウェブサイト上で国別報告書を発表し、個人およびホスト国からのフィードバックに対応する(USGAO, 31 May 2012, pp. 9-10)。

報告書準備に関する覚書は、ある政府の人権に関する実績を判断するにあたり、報告書は「政策や意図に関する声明に留まらず、ある政府が人権侵害を予防するために、人権侵害を行う者の調査、訴追および刑罰の程度を含め、実際に何を行ったかを吟味するよう」努力すると述べる(USDOS, 24 May 2012a)。

2011年の報告書において、国務省は『人権状況に関する国別報告書』を合理化する努力を始めた。よって報告されるケースの数は削減され、人権侵害の具体例は少ししか含まれなかった。また、ケースに関するフォローアップも削減された(USDOS, 24 May 2012a)。

国別報告書によって提供される情報の情報源が明示されることは稀であるため、報告書は時にその透明性の欠如について批判される。これに対し、国務省は次のように述べる。「我々が利用する情報の多くは既に公開されているものの、特定の人権侵害に関する情報はしばしば、明白な理由により、特定の情報源に帰することができない。[...] 国務省は、信憑性に欠けると考える情報または情報源は利用しない」(USDOS, 24 May 2012a)。

Human Rights First(以前は Lawyers Committee for Human Rightsとして知られていた)は、そのミッション・ステートメントによると、「アメリカがその理想に従って行動するよう挑戦する」非営利の人権組織である。米国および米国の影響下にある国々における人権尊重のためにロビイングを行っている(Human Rights First, undated)。

この組織は定期的に国務省の人権報告をモニターしている。2011年の報告に関しては、例えば次のように述べている。「地域における主要同盟国であるサウジアラビアを、最も深刻な人権侵害を

行っている国の一つとして強調していないことは、人権に対する米国の支持の一貫性に疑問を投げかけ、ダブル・スタンダードであるとの批判を招くものであり、米国が他の場所で人権を促進する努力を損なうであろう」(Human Rights First, 24 May 2012)。

いつその情報は  
収集され、提供され  
たのか？

『人権状況に関する国別報告書』は毎年発表され、1月1日から12月31日までの期間をカバーしている(前年に関する報告は通常翌年の春に公表される)。

「法により、国務長官は2月25日までに議会に国別報告書を提出しなければならない。」(USDOS, 24 May 2012a)

提出期限のため、年末以降に起草者の知るところとなった情報は報告書に反映されていない(USDOS, 24 May 2012a)。

#### 上記の例のための参考文献リスト:

Human Rights First: About us, undated

<http://www.humanrightsfirst.org/about-us>

HumanRightsFirst:StateDepartmentCountryReports2011:ComprehensiveReportingHighlightsHuman Rights Challenges Facing the United States, 24 May 2012

<http://www.humanrightsfirst.org/2012/05/24/state-department-country-reports-2011-comprehensive-reporting-highlights-human-rights-challenges-facing-the-united-states/>

Steven C. Poe, et al.: How are These Pictures Different? A Quantitative Comparison of the U.S. State Department and Amnesty International Human Rights Reports, 1976–1995, Human Rights Quarterly, 23, 2001

USGAO-United States Government Accountability Office: Human Rights: State Department Followed an Extensive Process to Prepare Annual Country Reports, 31 May 2012

<http://gao.gov/assets/600/591267.pdf>

USDOS - United States Department of State: 2011-2016 Strategic Plan Addendum for the U.S. Department of State and the U.S. Agency for International Development, 12 March 2012

<http://www.state.gov/s/dmr/qddr/185613.htm>

USDOS - United States Department of State: Country Reports on Human Rights Practices for 2011, Appendix A: Notes on Preparation of Report, 24 May 2012a

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2011humanrightsreport/index.htm?dliid=186552&year=2011#wrapper>

USDOS - United States Department of State, 2011 Human Rights Reports: Secretary's Preface, 24 May 2012b  
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2011/frontmatter/186162.htm>

USDOS - United States Department of State: 2011 Country Reports on Human Rights Practices, Fact Sheet, 24 May 2012c  
<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/05/190814.htm>

USDOS - United States Department of State: Highlights of the Department of State and U.S. Agency for International Development Budget, 10 April 2013  
<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2013/04/207281.htm>

USDOS - United States Department of State: Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor, undated  
<http://www.state.gov/j/drl/index.htm>

結論:

基準	情報源の信頼性評価	
誰が Who	明らかである	✓
何を What	明らかである	✓
なぜ Why	明らかである	✓
どのように How	一般的情報が提供されている、起草過程は明らかである、情報の収集および選択については明らかでない、すべての情報について情報源が明示されていない、情報の選択は外交的および政治的関心によって左右される - 上記サウジアラビアの例を参照。	➔
いつ When	明らかである	✓

- 情報源評価に関する質問はすべて回答できた。
- すべての回答が満足のいく結果ではなかった。

- o 米国国務省は方法論について明確であるものの、方法論そのものは透明ではない。
- o 外交的および政治的関心による潜在的バイアスがありうる。

情報源の信頼性は当面の課題にもよる。たとえば、米国政府が国外で運営する拘禁施設における刑務所の状況に関しては、米国国務省は信頼できる情報源とはみなされないであろう。その第一の理由は報告書の範囲である。米国国務省は米国政府またはその代表によってとられた行動の持つ人権上の意味合いに関しては何も報告していない。第二に、仮に報告書にそのような情報が含まれていたとしても、バイアスがあるものと考えられるべきである。

しかし、米国政府がこれらの報告書を作成する目的に留意し、報告書に含まれる情報の選択および透明性に関する弱点にもかかわらず、この情報源は一般的に信頼できるものと評価されている。米国国務省の報告書はCOI調査において幅広く利用されている。

情報を裏づけるために、他の情報源(NGO、メディア、学者等)とクロスチェックすることは不可欠である。それは情報源の短所を補う唯一の方法である。しかし、米国国務省報告書の情報は追跡可能な形で情報源が明示されていないため、誤った裏づけが生じやすい。情報のクロスチェックについての詳細に関してはセクション 5.4を参照すること。

### 4.3 疑わしい情報源

国際的保護を求める人々のための手続において、信頼できる情報源は、質の高い出身国情報の基盤を形成するものである。情報源の評価は、ある情報源をどの程度「信頼できる」と考えられるかを判断するのに有益である。情報源の評価は、ある特定の情報源の信頼性について疑念を生じさせる場合がある。「出身国情報の処理のためのEU共通指針」によると、「誰が、何を、なぜ、いつ、どのように [...] の検討後、ある情報源が『疑わしい』と評価されることがある」(Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information, April 2008, p. 10)。

情報源評価のための質問の一つ以上が満足いく形で回答できないという場合もある。誰が筆者かが明確でない場合もあれば、ある情報源の動機や方法論が透明でない場合もある。このように、自らのアイデンティティ、背景、動機または方法論について十分な情報を提供しない情報源は「疑わしい」と評価される。これは、実名を使用せずに偽名、ニックネームまたは偽のアイデンティティの裏に隠れている筆者によって産み出される内容に該当することが多い。

はっきりしない情報源のほかにも、誰なのか、何が目的か、どのように作業するかは明確であるが、そのマンドート(例: マンドートが人権侵害を支持している、またはいかがわしい組織と関係がある場合)または方法論(例: 不十分な調査方法、根拠のないステートメントやプロバガンダの使用)に関して、あるいは強いバイアスを表しているために、疑念を生じさせる情報源がある。

バイアスのある情報源は疑わしい情報源の特定の形態であると考えることができ、報告の対象となる問題に関して選択的な視点を提供する。そのような情報源は一定の視点からのみ情報を提供するか、あるいは紛争の一当事者のために無批判な立場をとる。しばしば読者の印象や態度に影響を与え、感情を動かし、その立場に関して読者を説得しようとする。バイアスのある情報源は中立的に報告することを意図せず、事実を不正確に伝えたりねじまげたりするために情報を統合または省略する。

もっとも、すべての情報源には一定のアジェンダがあり、完全に客観的な情報源などないということを念頭におくことが大切である。人権の分野では特に、ほとんどの情報源がそのミッションおよびマンドートに従って一定の視点と目的を有する。特定の目的を達成するために情報を公表する(これはアドボカシー組織を含む)、プロフェッショナルな報告基準を遵守している。よって、根本的にバイアスのある情報源と、一般的に信頼できるが単に特定の視点があり透明性をもってそのミッションに従っている情報源とを区別することが重要である。これは柔軟な基準であるため、その情報源が用いる報告の方法論について注意深く検討する必要がある。



ここで浮上するのはどこで線引きするかの問題である。バイアスのある情報源は拒否すべきか、あるいは、一定の偏りを表す情報源でもCOIの情報源として役立つのか?評価する際には、ある情報源の主要目的を発見し、どこまで報告が終了しどこからロビイングおよびプロパガンダが開始するのかを認識することが必要である。

一般的に、疑わしい情報源は(よって根本的にバイアスのある情報源も)避けるべきである。この原則の例外は、他にまったく情報が見つからない場合である。そのような場合には、その情報源の問題点に言及することにより、疑念の根拠となる評価を透明にすべきである。「出身国情報の処理に関するEU共通指針」は、COIレポートに疑わしい情報源を含ませる場合について、同様の手続を推奨している。

「疑わしい」情報源による情報を提示する場合には、その点に明確に言及し、その情報源の評価が行われるべきである。もしもこの「疑わしい」情報源が唯一見つかった情報源であり、その情報が重要または特に関連性があると思われる場合、その情報を報告書で提示することができる。ただし、その情報源が信頼できると評価できなかったこととその理由について、明確に述べられるべきである。(Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information, April 2008, p. 15)



オーストラリア移民不服審判所・難民不服審判所(MRT-RRT)のカントリー・アドバイス部門:我々は、最も極端な事態でない限り、(ソーシャルメディアを含め)目下の質問に関連性のあるいかなる情報源も排除しない。我々は、情報源が「疑わしい」か否か等について何らコメントしない。懸念がある場合には、本文または脚注において情報源の由来を記すよう注意する。決定権者が情報源の信頼性を評価するのを助けるために、筆者、作成機関、ブログ等について簡単な背景情報を提供している。しかし、我々は情報源の信頼性に関する評価は提供しない。それは決定権者が判断することである。(MRT-RRT, email, 25 February 2013)

以下の質問は、リサーチ結果または法的主張の中に疑わしい情報源を含ませるべきか省略すべきかを判断するのに有益でありうる。

- 目下の問題に関する一般的な報告状況はどうか?
- それは唯一見つかった情報か?
- その情報の、情報としての付加価値は、問題のある情報源を検討することの不利益を正当化するほど十分高いものか?

COIサービス提供者が調査結果に疑わしい情報源を含ませると決定する場合には、その情報源の問題点を指摘するのみならず、特にその情報が質問の中心的要素に関連する場合には、目下の課題についてもっと情報を探そうとしたが見つからなかったことを記録することを勧める(7.1.2の例を参照)。そうすることにより読者は報告状況について認識することができ、情報の吟味および情報源の評価がしやすくなる。



難民認定実務家は、ある決定または法的主張の根拠として疑わしい情報源を利用すべきか否かについて十分に考察する必要がある。もしもその情報が当該決定にとって中心的であると考えられるのであれば、難民認定実務家は追加的なりサーチ・クエスチョンを作成し、もう一度調査を試みるべきである。それ以上何も情報が見つからない場合には、仮に申請者の供述と疑わしい情報源との間に齟齬があるとしても、灰色の利益を考慮すべきである。

#### 4.4 情報源に関する知識の蓄え方

調査の実施にあたっては、情報源に関する確かな知識を蓄え、頻繁に出会う情報源に絶えず注意し、最新の情報源および出版物について遅れないでいることが不可欠である。COIの調査は、情報の検索のみならず、知識の管理並びに情報の共有および移転を含むものである。

COIの情報源について幅広い知識を蓄積するためには、以下のアドバイスが有益でありうる。

- ・ 報告書で引用されている人物、組織および機関に注目すること
- ・ オンライン・データベースに含まれている情報源を確認すること
- ・ 仕事に関連する国およびテーマについてのニュースレターを購読すること-新しい情報源による出版物への言及があるかもしれない
- ・ 情報源について同僚と共有し話し合うこと

特定の国に特化することができる環境であれば、広範囲の関連ある情報源を注視することはより容易である。

さらに、自分の組織および国の決定機関においてどの情報源が信頼性ありとされ特に重視されているか、およびその理由について、知っておくことが重要である。

情報源のリストについては以下を参照すること。

- 本書の付属書 B
- ecoinetおよび Refworld のCOIデータベース
- 英国内務省の COI サービスは、幅広いテーマを扱いCOIにとって有益であると考えられる、特定の国に限定されない情報源のリストを提供している(2011年7月14日公表):  
<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/useful-sources.pdf>
- レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスおよびインターセックス国際協会(ILGA)は、そのターゲットグループに関するCOI情報源を収集している(日付なし):  
[http://www.ilga-europe.org/media\\_library/ilga\\_europe/issues/asylum/asylum\\_country\\_by\\_country\\_resource/country\\_of\\_origin\\_information](http://www.ilga-europe.org/media_library/ilga_europe/issues/asylum/asylum_country_by_country_resource/country_of_origin_information)
- 国連開発計画(UNDP) は2005年にA Guide to Civil Society Organizations working on Democratic Governanceを出版した。これには民主主義的な発展の支持に関与している市民団体が300以上列挙されている:  
[http://www.undp.org/content/dam/aplaws/publication/en/publications/democratic-governance/oslo-governance-center/civic-engagement/a-guide-to-civil-society-organizations-working-on-democratic-governance-/3665%20Booklet\\_heleWEB\\_.pdf](http://www.undp.org/content/dam/aplaws/publication/en/publications/democratic-governance/oslo-governance-center/civic-engagement/a-guide-to-civil-society-organizations-working-on-democratic-governance-/3665%20Booklet_heleWEB_.pdf)

#### 4.5 まとめ

- ✓ 我々は一次情報源と二次情報源を区別する。一次情報源は直接の供述または観察を提供するのに対し、二次情報源は他の誰かによる情報を再生するものである。
- ✓ 情報は、国際機関および政府間機関、政府機関、非政府組織(NGO)および他の市民団体、メディアおよび学界等、異なる種類の情報源によって提供される。
- ✓ ある情報源が信頼できるといえるか否かを判断するためには、以下の質問について批判的に検討することによってその情報源を評価する。
  - 誰がその情報を提供しているか？
  - 何の情報が提供されているか？
  - なぜその情報源はこの情報を提供しているのか？
  - どのようにしてその情報は得られ、提示されているか？
  - いつその情報は収集され、提供されたのか？
- ✓ 自身のアイデンティティ、背景、動機または方法論について十分な情報を提供しない情報源は「疑わしい」と考えられる。疑わしい情報源を扱う際には特別の注意が必要である。
- ✓ 情報源に関する確かな知識を蓄えるためには、選び抜かれた情報源リストを使用し、COI情報システムを確認し、頻繁に出会う情報源を注視し、それらについて同僚と意見交換や情報共有をしておくこと。



## 実務のための注意点

難民認定実務家

COIサービス提供者

- 扱っている対象が一次情報源か二次情報源かについて常に意識すること。
- 情報がどこから発生しているか識別すること:それは一次情報源か二次情報源か?
- 一次情報源は必ずしも質が高くない。二次情報源と同様、意図的にまたは間違っ誤った情報を提供することもある。
- 使用する情報の情報源が誰であり、なぜその情報源が情報提供しているかについて知っておくこと。
- 情報源のリストについては本書の付属書Bを参照し、ecoi.net および RefworldのCOIデータベースを確認すること。

- 難民認定実務家は、ある決定または法的主張の根拠として疑わしい情報源を利用すべきか否かについて十分考察すべきである。
- 疑わしい情報源からの情報がその決定にとって中心的であると思われる場合には、追加的なりサーチ・クエスチョンを作成し、もう一度調査を試みるべきである。
- それ以上何も情報が見つからない場合には、仮に申請者の供述と疑わしい情報源との間に齟齬があるとしても、灰色の利益を考慮すべきである。

- 疑わしい情報源を調査結果に含ませる場合には、その情報源の問題点を示す簡単な説明が提供されるべきである。
- 見つかった唯一の情報が疑わしい情報源からのものである場合、課題についてもっと情報を探そうとしたが見つからなかったことを明記すべきである。

## 5 調査

前章までは法的に有効な調査依頼の構成方法(3章)、および、これら依頼に答える上で信憑性あるCOIを知り、そして分析すること(4章)を扱ってきた。

本章においては、COIの質的基準、依頼の有効性および情報源の選定基準に関して得られた知見を適用することを通じて、さらに一步踏み込んだ形で実践的なCOI調査を見てゆくことにする。調査計画を練ることで、秩序だった、計画的な、そして、整然と設計された方法でのCOI調査が可能となり、かつ、懸案の主題や疑問に適切な調査手順を常を選択することが可能となるのである。組織化されていない調査と、高度に専門化されたCOI調査との違いは、調査計画にある。インターネットでの検索に必要な高度な技術を身につけることで、調査はより効果的かつ効率的なものとなるであろう。書籍や図書館での調査、専門家や情報提供者(供述による情報)についての知見、さらにはCOIセミナーや事実調査の実施についての知見も、本章のテーマである。本章末では、情報を多様な角度から確認すること(クロスチェック)の重要性についても検討する。

本章は、正確かつ最新のCOIを提供するために求められる調査手法の系統立った全体像を提供することを目的としている。本章において示される実践的調査のための技術は、熟練レベルのリサーチャーと入門者レベルであることを問わず、有用なものとなるであろう。

読者の方々には、リサーチャーの実際の働き方および必要性にあわせて、本章の内容の中から適切な部分を選択しながらお読み頂くことをお勧めする。

### 第5章の内容

- 5.1 調査の計画
- 5.2 ウェブでの調査
  - 5.2.1 ステップ1: 依頼内容の明確化
  - 5.2.2 ステップ2: 何から始めるべきか?
  - 5.2.3 ステップ3: 検索ワードの選定および使用
  - 5.2.4 ステップ4: 検索結果一覧から文書を選定する
  - 5.2.5 ステップ5: 文書内での検索
  - 5.2.6 ステップ6: 検索結果の全体像を見失わないために
  - 5.2.7 ステップ7: 検索結果のクロスチェック
- 5.3 ウェブ以外の調査
  - 5.3.1 書籍および図書館での調査
  - 5.3.2 口述による情報
  - 5.3.3 COIに関するセミナー
  - 5.3.4 事実調査員の派遣(FFM)
- 5.4 情報のクロスチェック
  - 5.4.1 クロスチェックの意味と目的
  - 5.4.2 クロスチェックについての実践的考慮事項
  - 5.4.3 情報のクロスチェックの重要性についてのまとめ
- 5.5 調査手順の評価および終了時期
- 5.6 まとめ



## 学習目的

この章の学習を終えた読者は、以下のことが出来るようになるであろう。

- » 調査依頼の種別に応じた適切な調査計画を立てること。
- » 個別の依頼に回答する最適な方法を、ウェブ、図書館、供述などの情報源の中から選択すること。
- » 何から着手し、検索エンジンおよび各種COIデータベースを用いてどのように検索を実施し、それらをどのように効果的に用いることができるかなど、意識的に計画された方法でウェブ検索を実施すること。
- » COI調査にありがちな、情報の過多や欠如などの典型的な諸問題に対応すること。
- » 実践的調査のなかで情報の正確さおよび有効期限に関する諸基準を適用し検討すること。
- » 正確かつ有効期限の保障された情報を提供するためのクロスチェックの手法を用いること。

注: COI調査を自らは実施することのない難民認定実務家は、5.1、5.2、および5.3を読み飛ばして構わない。ただしクロスチェックにかかる5.4については一読されることを強くお勧めする。

## 5.1 調査計画

### 調査計画とは何であり、なぜ必要であるのか?

調査計画は、組織的かつ計画的に調査を実施するためのものである。正確かつ最新の調査結果を提供する上で役立つ。考えぬかれた計画は調査を段階的に管理することを可能にさせ、また、利用可能な情報が大量に及ぶ場合においても、必要な情報を見極め、調査依頼の中心的課題を見失わないように我々を導いてくれる。また、調査計画がしっかりしていれば、調査目的を見失ったりこだわり過ぎたりしないよう、バランスを保つこともできるようになる。調査計画は固定的なものではなく、得られた情報に応じて広げられたり狭められたりするものである。調査計画は変更の許されない厳格な行動計画などではなく、「生きた」道具として意識すべきであろう。

そのうえ、調査計画は、情報過多の回避または対応や、調査結果のないままどの段階で調査を終了すべきであるかなど、調査においてよくある課題や疑問への対応を可能にさせる。また、最後に述べるが決して軽んじるべきでない点として、良い調査計画というものは、時間のより効果的かつ生産的な活用を促進するものである。

### 調査計画の立て方とは？

調査計画の立て方は、依頼内容次第である。特定のデータベース検索や情報源の調査に限定すべきか否かや、ウェブ検索を行なうべきか否か、または、ウェブ以外(たとえば図書館など)での文書調査もしくは専門家からの聴き取りなどを実施する必要があるか否かということもまた、調査計画の一部である。最善の調査結果を提供するためには、何種類かのアプローチを複合することが重要であろう。情報源に関する知識は最も効果的な調査計画を選択する上で有用となる。

情報源の選択、適切な検索ワードを紡ぎ出す能力、検索結果の中から有効な文書を抽出する能力、文章内から有用な情報を素早く見つけ出す能力なども調査技術ということになる。検索エンジンやデータベースの技術や仕様に関する理解や基礎知識があれば、リサーチャーは目的を常に意識した調査が可能となり、また、選択した手段に応じて見込まれる結果の予測ができるようになる。検索エンジンやデータベースの技術や仕様に関する知識や技能によって、リサーチャーはそうしたツールを効果的に用いることが可能となり、それらの性能を最大限まで引き出すことができるようになるのである。

### 有効な情報への「入口」 — 依頼の種類に応じた調査計画が必要である

本章では情報を得るための5つの方法について説明する。曖昧な表現を避けるため、実践上最も重要であるところのウェブ検索(5.2)と、ウェブ以外の調査(5.3)をまず明確に区別する。ここでウェブ以外の調査とは、COI収集のための図書館や書籍の利用(5.3.1)や、専門家または情報提供者との接触(口述による情報)(5.3.2)、COIに関するセミナー(5.3.3)、および事実調査員の派遣(5.3.4)のことである。理論的には互いに異なる情報源も、実務においては統合的に扱うことが必要となる。ウェブ上で入手可能な一般的な背景情報は専門家の見解によって補足されうるであろうし、調査依頼内容のより深い理解のために、そしてウェブで収集された情報をより論理的に再構成するうえでも書籍は有用というべきであろう。さらには、ウェブ検索も専門家からのアドバイスも、事実調査のための要員派遣におけるインタビューの相手の選定や、インタビューの準備のためにも有用である。

以下のグラフは、情報へのさまざまな「入口」を表している。いずれの情報源から調査を開始し、また、どのような調査手続から着手すべきであるのかは、依頼内容によって決まる。通常、一般的なCOI(たとえば特定の少数民族の置かれた状況や、特定の政治集団の活動内容、宗教活動の自由など)を調査しようとしている場合はグラフの左側の内容から着手することになる。より具体的な情報を探している場合は、グラフ下部に示された情報の入口のいずれかを選択して調査を開始することになる。



専門的な情報源	■	
COIに特化したデータベース	■	ウェブ上の出版物 ウェブ検索
グーグル等の各種検索エンジン	■	
各種メディアのアーカイブ	■	
各種の地図	■	
グーグルブックス	■	
COI調査部門の図書館	■	印刷物としての出版物 書籍
大学その他の 学術図書館	■	

---

メールによる連絡	■	直接のまたは学術的な知見を有する人 専門家/情報提供者 (口述による情報)
電話による連絡	■	
面接でのインタビュー	■	
COIに関するセミナー	■	

---

NGO および 政府関係者	■	現地調査 事実調査のための要員派遣
専門家、情報提供者、 ジャーナリスト	■	
関係個人	■	

#### 調査計画の例

依頼内容が**特に重要な人権侵害**に関係する場合には、国連および人権に関する各種主要組織、または、当該事案に特に関係する組織の体系的分析が欠かせない。そうした各種書類には、[ecoi.net](#)や[Refworld](#)などのCOIデータベースから容易にアクセスできるようになっている。

**特定集団に対するリスク**の検討のための情報を探する場合、特定の国または集団についての声明または専門的見解を明らかにしている組織、研究所、および個人について知っておくべきであろう。そうした場合には、COIに特化したデータベースで検索を行なうことから開始するのもいいだろう。

特定日に特定の場所で**デモが行なわれた**か否かについての情報を求めている場合、[Google](#)または[LexisNexis](#)、[Factiva](#)もしくは[allafrica.com](#)などのウェブ上の各種メディアのアーカイブから検索してみるのもお勧めである。

何らかの名称の綴りについて疑いがある場合、Googleなどの検索エンジンから問題の名称を検索ワードとして入力してみて、場所/組織/個人などの名称として存在するか否かをまず確認するのが良いであろう。この方法で結果が得られなかった場合(たとえばGlobal Gazetteer's Worldwide Directory of Cities and Townsなどを通じて)、場所や組織の一覧表から確認することも試してみると良いだろう。



### 知っておくと良いこと

特定個人、組織、場所などの名称をウェブ上で探すことで「デジタルの足跡」が残ってしまうことは要注意である。閲覧および利用されたウェブサイトの管理者は、入力された検索ワードを知ることができるばかりか、いずれの組織からのアクセスがあったのかさえも知ることができるのである。このことは、難民の国際的保護にかかわりのある活動であることの推察を可能にする。こうして、当該個人、場所、または、組織に関心を有する者はウェブサイトの管理者には知られてしまうのであり、何が注目されており、検索されているのかについても注意を引いてしまうこともあり得るであろう。

政党に関する情報を求めている場合、ウェブ上の国別情報(例えばCIA World Factbook)の確認、資料集(たとえばJohn Harper 出版の *Political Parties of the World* や、Routledge社の *Europa World Year Book* など)の参照、国別調査報告書(たとえば英国内務省のCOI調査部によるものなど)の付属書の参照の、いずれかを行なうと良いであろう。翻訳が原因であったり名称の綴り自体にばらつきがあるため、ほかの正式名称など同様に、政党の名称の場合も注意深いクロスチェックや複数の検索ワードを用いて調べるべきである。

特定集団の**文化的または宗教的行為**についての情報を探する場合、文化人類学に特化した組織や研究所のウェブサイト、または、書籍や雑誌を調べてみるのも良いであろう。学術図書館での調査もまた有益な場合がある。また、カナダの移民難民委員会の調査局によるクエリ回答(調査局自身のウェブサイトのほか、[ecoi.net](http://ecoi.net)および[Refworld](http://Refworld.org)にも所収されている)もまた、文化的または宗教的行為に関する学術専門家からの情報を含んでいる。大学で研究者に直接インタビューを実施することも検討する価値があらう。

詳細な**地理情報**が必要となることもある。特定の場所に関する情報を探する場合、ウェブ上の地図情報(Googleマップや専門データベースによって提供される地図など)や、時間のある場合などは図書館で印刷物としての地図情報にあたってみるのも良いだろう。地理、言語、および、民族に関する情報調査に固有の諸問題もあるため、このテーマは付属書B(情報源)において詳しく解説している。

依頼内容に関する情報が乏しい場合や、矛盾が多く含まれている場合、または、十分な洞察に欠ける情報の場合には、COIに関するセミナーや事実調査のための要員派遣から得られた知見に目を向けるべきであろう。特に後者は情報が著しく欠如している場合に実施されるのが一般的である。

## 5.2 ウェブでの調査

COI調査において最もよく用いられるウェブ調査を実施する際には、効率を上げるためにいくつかの段階を踏むこと、特定の技能が必須である。ウェブ調査のための効果的かつ効率的な計画は以下の段階によって構成される:

調査活動	検索エンジンやデータベース技術に関する知識および技能として求められるもの
ステップ1 調査依頼内容を明確にすること	リサーチ・ツリー、調査依頼に関するやり取りや意見交換
ステップ2 何から始めるかを定める（ウェブ検索エンジンまたはCOIに特化したデータベース）	ウェブ検索エンジン（Googleなど）の機能に関する知識、COIに特化したデータベース（ecoi.netやRefworld）の機能や特徴
ステップ3 検索ワードの選定および使用	検索ワードの拡大および絞り込みならびに類語の使用、検索演算子の理解、特殊な検索機能
ステップ4 検索結果一覧から文書を選定する	検索結果の表示および提供方法、「該当箇所前後の単語」
ステップ5 文書内での検索	検索機能の利用
ステップ6 検索結果の全体像を見失わないために	タブをセッションとして保存、調査バスケット／フォルダの利用
ステップ7 検索結果のクロスチェック	比較および対照

### 5.2.1 ステップ1: 依頼内容の明確化

問いとして設定されていないものには回答は期待できない。「誤った」問いの設定では「正しい」答えは導けないであろうし、時間と資源の無駄ともなる。それゆえあらゆる調査計画の最初のステップは依頼内容の明確化なのである。何の情報が必要とされているのか？ 必要な情報は一般的なものかそれとも具体的なものか？ 難民の国際的保護の文脈において当該調査依頼は意味をなすものであるか？

場合によっては、別の人（たとえば同僚や、クエリを依頼した本人）の見解が依頼内容を明確化する上で有用ないし必要となることもある。リサーチ・ツリーは、ある事例に関する問いを構造化するうえで有用である。調査依頼およびリサーチ・ツリーに関する詳細は3章を参照。

## 5.2.2 ステップ2: 何から始めるべきか?

依頼内容が明確化できたら、同じ調査組織の同僚によって以前にも同様の課題が取り組まれていないかを確認してみようということになるであろう。その場合、そうした先行調査結果が出発点ということになるか、あるいは、確認、再考、および更新のみが必要とされるであろう。ウェブ調査を開始する前に、当該テーマに関する情報を提供しているであろうウェブ上の情報源について一考してもらいたい(たとえば女性、徴兵忌避、同性愛などに特化した情報源など)。情報源について知っておくことで、ウェブ調査を最も効率的に開始することができるであろう。

依頼の性質および情報源についての見込みが調査の開始点を決定することは少なくない。多くの依頼にとって、ecoi.netやRefworldなどのCOIデータベースは、難民の国際的保護の手續における有用性の観点から選ばれた幅広い情報源から情報収集を行なっているため、最良の出発点であるといえよう。特に重要な人権に関連のない依頼の場合、Googleのような検索エンジンの方が特定のテーマに限定されない情報であるため一層期待できるかもしれない。後になってからのやり直しを回避するためにも、依頼ごとに検索ツールを注意深く選択することが重要である。



### 例

例えばパキスタンにおける報道の自由およびジャーナリストが置かれる状況について調査しようとしている場合、一般的な検索エンジンを用いると時間がかかり、また、困難になりがちであるのに対し、ecoi.netやRefworldによって提供される情報はテーマにより特化した信用できる情報源からの有効な情報が大量に見つかることを期待できる。ただし、ある個人がパキスタンにおいて特定の新聞に記事を書いたか否かを知りたい場合、そうした詳細情報はCOIデータベースには収録されていないため、一般的な検索エンジンを通じて調査を行う方が結果に結びつきやすいであろう。

COI調査を効果的に実施するため、Googleおよびecoi.netやRefworldをはじめとするCOIデータベースなどの検索エンジンがどのように機能するのかなど、検索エンジンについての基本知識を知っておくことは重要である。以下ではこの点に関する概要を示し、有用な調査ツールとしてのインターネットアーカイブについて紹介する。

### 検索エンジン: 機能と検索結果ランキング

検索エンジンはコンピュータやウェブ上の情報を検索し(そして見つけ出す)ために設計されたコンピュータプログラムである。

検索エンジンにも様々なものがあり、情報収集の手法やその内容に関連する目的(一般的なウェブ検索または特定のデータベースの検索)によって互いに異なる特徴を有している。

- Googleのような一般的検索エンジンは、ウェブ上で閲覧可能なものを幅広く扱うために、その収集データを自動的に収集している。
- FactivaやLexisNexisのような情報プロバイダは、通常、有料サービスとして、様々な情報提供者からの情報を自動的に収集し、かつ、検索しやすくアクセスしやすい状況を整備して

いる。これらのサービスは、様々なメタデータ(たとえば出版期日や出版社など)を追加している。

- ecoi.netやRefworldがCOIに特化しているように、自動化されていないマンパワーによるデータベースは特定分野に特化している。その収集データは特定基準にしたがって人の手により抽出されており、また、メタデータ(国、要約、キーワード、出版期日、出版社など)が付加されている。

いずれの種類のデータベースを用いるべきかは求められている情報次第である。

### どのように検索エンジンは機能するのか?

もっともよく用いられる検索エンジンはGoogleである。このため、検索エンジンの機能を説明する上でGoogleを例として用いることにする。Googleのような検索エンジンは「ロボット」を用いて公開されているウェブサイトを探りながら読み込んでいる。これらのロボットは、スパイダーやクローラーとも呼ばれており、ハイパーリンクを辿りながら発見したウェブページを収集してゆき、ウェブを這い回る。そして収集されたウェブページは、全文検索用にインデックス処理される。

(他の検索エンジンと同様に)Googleは、アクセスできなかったウェブページまでインデックス処理することはできない。一般的に有料であるか、または、意図的か意図的でないかはともかく、ロボットによるアクセスを許可していないか、Googleが辿ることのできるウェブサイトへのリンクがないか、または、アクセスもしくは自動収集の障害となるようなその他の技術的問題のために収集されないウェブページもある。

つまり検索エンジンであろうともネット上のすべての情報を見出すことができるわけではないということである。ウェブ上にあってもアクセス可能となっているものの、検索エンジンによる「クロール」を受け付けない領域は「ディープウェブ」と呼ばれる。GoogleニュースやGoogleブックスのような検索サービスは、検索結果の一部を制限している(たとえば有料にしている)ため、「通常の」検索エンジンとディープウェブの中間的存在といえよう。



### 知っておくと良いこと

検索エンジンは特定分野のウェブサイトの収集を時間をかけて行なうこともある。たとえばHuriSearchの場合、約5,000もの人権ウェブサイトをインデックス処理している(<http://www.hurisearch.org>)。HuriSearchは国際NGOであるHURIDOCSによって運営されている。HuriSearchは一般的な検索エンジンと人権に特化したデータベースの中間的存在ということができよう。

Googleのロボットが新たな、または更新された内容を反映するまでには時間がかかる場合がある。New York Timesのように重要なウェブサイトの場合は、個人のウェブサイトのように小規模なウェブサイトよりも頻繁に変更の反映が行なわれるようになっている。

検索エンジンのなかには、他よりも大量のインデックス処理を行なっているものがある。また、他よりも頻繁にインデックス処理を行なっている検索エンジンもある。したがって、検索エンジンごとの検索対象となるウェブページには違いがある。また、悪意や何らかの目的で「スパム」の対象とされていることが判明した場合には、検索エンジンは特定のページを処罰の対象とすることがあり、インデックス処理の対象から外すこともある。

### 検索結果のランキング

Googleで検索を行なうと、検索結果がリスト化されて表示される。その結果の最初のページのみを検討対象とするユーザーがほとんどであろう。しかしCOI調査では、多くの検索エンジンが検索対象とするような情報とは異なり、高度に具体的な情報が求められることが少なくない。このため、検索エンジンがどのように検索結果のランキングを行なっており、特定の検索結果が本当に代表的な情報かというのを知り、または、検索ワードの変更が必要ではないのか、などを理解することが重要になってくる。検索結果の最初のページ以外にも有効な検索結果は含まれることを意識すべきであろう。検索エンジンはインターネットの一般ユーザーに最適なものとして設計されており、難民の国際的保護のような特定分野における調査を専門的に実施する人のために構成されてはいないのである。

検索結果のランキングに影響するものとして、以下の基準を知っておくと良いだろう。

#### 検索ワードの場所と出現頻度

文書のなかで検索ワードがどれだけ頻繁に、かつ、どこに出現しているか？ たとえば検索ワードが文書のタイトルまたはウェブアドレスに使われているような場合には、より重要な文書であることがわかる。

#### リンク解析

文書にはどれだけのリンクが誰によって張られているか？ 他の多くのウェブページや、重要度の高いウェブページからのリンクの張られたページや文書はランキング上位に表示される。

#### 文書の「質」の数値化

検索エンジンはウェブページの「質」を数値化すべく、その内容を解析している。たとえば検索ワードが有効な文章にではなく単語として含まれるだけのウェブページ(スパムページ)を、意味ある文章のなかに検索ワードが含まれるページよりも低ランクに位置づけることを試みている。

#### ユーザーの振る舞い: 文脈、クリックを通じた評価、および、ソーシャルメディア

検索エンジンは、検索結果をユーザーたちがどのように活用しているのかを監視している。さまざまな点でユーザーの振る舞いは検索結果のランキングに影響することがある。



たとえば、Googleは検索結果の文脈認識手法を実施しており、動物を検索していた履歴がある場合に「ジャガー」という検索ワードで検索を行ったとすると、車に関するものよりも動物のジャガーに関する検索結果が優先される。また別の文脈認識手法として、ユーザーの居場所が参照されている。検索エンジンがユーザーの居場所が検索結果に影響すべきと判定している場合には、米国にいるユーザーは、フランスにいるユーザーとは異なる検索結果を得ることになる(たとえばレストランの検索など)。

さらには、ユーザーがその検索結果をどれだけ実際にクリックしたかというのも、その後の検索結果のランキングに影響する要素となっている。

最近では、検索エンジンは徐々にではあるがソーシャルメディアから得られた情報をも考慮するようになってきている。たとえば、Googleが提供するソーシャルメディア(Google+)のユーザーの振る舞いは、そのユーザーとGoogle+上でつながりのある別のユーザーの検索結果による影響を一部受けることがある。

これら全ての情報は、ユーザーそれぞれに個別に対応した検索結果を導くようになっており、あるユーザーの検索結果において最初のページに現れるものが、他のユーザーにおいても同様であるとは限らないのである。

検索結果のランキングは、こうした諸基準やその他の基準を統合した結果として導かれている。検索エンジンのリンク解析が優れている場合には、その検索結果の高い順位に位置づけられる情報を有効かつ信頼できる情報源からのものであると推定しても問題ないということになる。

検索結果に直接の変化をもたらす最善の方法は、検索方法を変えることである。5.2.3に示す工夫が役立つであろう。

### ecoi.netにはどのような機能があるか?

ecoi.netは、ドイツのNGOであるInformationsverbund Asyl & Migrationの協力の下、オーストリア赤十字社のCOI部門であるACCORDによって運営される公開データベースである。二カ国語(英独)で編成されており、庇護とその他の国際的保護の分野で活動する人々のニーズに特化したCOIを集積、構成、および扱っている。

ecoi.netのコンテンツ管理者チームは、日々の関連情報(ニュース記事、報告書類、指針書など)の中から情報を選び出し、新たに情報を追加する場合にはその内容を英独で要約して標題とし、メタデータ(たとえば情報源、出版期日、国、引用元へのリンクなど)を付加している。追加情報は難民の国際的保護の手続において必要とされる国別情報であるか否かに基づき選定されている。

一定の品質管理を経て収集された情報は全文検索用に自動的にインデックス処理される。そうすることでインデックス処理された全ての文書を検索対象とすることと、検索や条件抽出のためにメタデータを使うことの両者が可能となる。

ecoi.netの検索エンジンは検索ワードの類語および関連語をも自動的に英独で構成して検索を行なっている。このことは、英独二カ国語のCOI類語辞典と検索エンジンを関連づけしたことで可能となっている。

2013年8月の時点で、[ecoi.net](http://www.ecoi.net)は140以上もの情報源をカバーしている。それら情報源の出版のタイミングにあわせて日々更新されるもの(たとえば BBC News、IRIN、Human Rights Watchなど)もあれば、毎月更新されるもの(たとえばCEDAW, the Congressional-Executive Commission on China or the Afghanistan Research and Evaluation Unitなど)もある。また、定期的なもの以外にも、不定期に発表される情報源もデータベースには含まれており、それらを合わせれば情報源は数百にも及ぶ。これら情報源の選定は、過去のCOI調査において最も有用であったという判断に基づいている。

ただし[ecoi.net](http://www.ecoi.net)は全ての国を均等に収集しているわけではなく、欧州において庇護を求める者の出身国に片寄っていることには注意を要する。定期的な情報収集の対象国や、優先的に扱われる国の一覧については、<http://www.ecoi.net/our-sources>を参照されたい。

[ecoi.net](http://www.ecoi.net)の収集データは機械による自動収集によるものではなく、適任者が難民の国際的保護に注視しながら選定しているものであるため、情報過多となるリスクは比較的小さいといえよう。また、メタデータは検索結果を絞り込むうえで有用である。たとえば特定国や出版期日による検索結果の絞り込みも可能である。Googleのような一般的な検索エンジンにはこうした機能は備わっていない。

#### Refworldにはどのような機能があるか?

Refworldは、COI、難民に関する判例、および法制度を、庇護申請に関する決定に関与するあらゆる人々に提供することを目的として、UNHCRによって管理されている難民保護の情報データベースである。Refworldには政策文書ならびに各種指針および難民の国際的および国内的法制度に関する各種文書とともに、難民の出身国の状況に関する報告書が大量に集積されている。

Refworldと[ecoi.net](http://www.ecoi.net)の主要な違いの一つが各国の法制度および判例に関する情報である。Refworldには庇護と国籍に関する各国の法制度の情報が所収されている。国によっては刑法の諸規定、メディアその他に関する法などを集積している場合もある。Refworldの判例集には各国、各地域、ならびに人権条約機関および準司法機関および国際法廷における各種決定が所収されている。

Refworldに所収される情報は、世界に所在するUNHCRの地域事務所、その他の国連機関、政府、国際機関、地域的機関、およびNGO、学術機関および研究組織、並びに司法機関の世界的ネットワークを通じて慎重に選定され編成されている。Refworldは400以上の情報源からの情報を集積している。

Refworldに所収の各種文書の大半は英語で構成されているが、フランス語やスペイン語によるものも少なくなく、その他の言語によるものも比較的少数ではあるが扱われている。2013年にはロシア語版のRefworldも設置予定である(<http://refworld.org.ru>)。

Refworldの内容は日々更新される。Refworldに追加される全ての文書には、特定テーマの文書を検索できるようにキーワードがふられている。特定の難民の出身国や庇護国、特定の情報源、特定期日や期間に出版された文書などを手がかりにした検索も可能になっている。Refworld内の全ての文書は全文検索可能である。

## インターネットアーカイブ

リンク切れはウェブ上の情報にはつきものの問題である。リンク切れとなっている場合は、インターネットアーカイブから当該文書のコピーを見つけることができる。

### インターネットアーカイブのウェイバックマシン

ウェイバックマシン(Wayback Machine, <http://www.archive.org>)は米国の非営利電子図書館であるインターネットアーカイブ(Internet Archive)によって提供されている。アーカイブ処理を受け入れる全てのウェブページ(たいていの場合は受け入れている)を収録している。アーカイブに成功すると、すでに変更されてしまったり消去されてしまったウェブサイトや、ウェブサイトからは削除された文書の内容をも検索対象とすることができるようになる。クロールが行なわれてからアーカイブ上でデータが利用可能となるまでに、少なくとも6ヶ月を要することに注意が必要である。

### Googleキャッシュ

Googleキャッシュとは、ウェブからGoogleの自社サーバーに収録される全文コピー集のことである。ウェブ上でリンクをクリックしてみても文書が出てこないような場合に、「キャッシュ」をクリックすることでアーカイブされた内容から当該文書のコピーを閲覧することが可能である。検索ワード入力欄に求めている情報のウェブアドレスに続けて「キャッシュ(cache)」という語を付加して検索を行なうことで、キャッシュを直接検索することも可能である。

Coral CDNのようなその他のアーカイブや、MicrosoftのBing(<http://www.bing.com>)のようなその他の検索エンジンのキャッシュなどにも、Googleやウェイバックマシンにはないウェブページのコピーが収録されている場合がある。



### アドバイス

#### 検索エンジンの新技術に遅れをとらないこと

検索エンジンは日々進化を続けている。たとえばGoogleはユーザーが何を検索しているのかを、類語や綴りの誤り訂正の提示などを通じて「推定」することを試みるようになってきている。検索エンジンはまた、その検索用のプログラム構文の改善を重ねてもいる。使用している検索エンジンの機能や特徴を常に把握するよう心がけることが重要である。そのためには、それぞれの検索エンジンが提供するヘルプページやブログ、またはニュースレターなどのチェックを定期的に行なうことが大切である。Googleの場合、ウェブ検索のヘルプ(<http://support.google.com/websearch/>)やGoogle公式ブログ(<http://googleblog.blogspot.com>)、さらにはGoogle検索公式ブログ(<http://insidesearch.blogspot.com>)、Googleに関する非公式ブログ(Google Operating Systemなど、<http://googlesystem.blogspot.com>)などが新技術に遅れをとらないために役立つであろう。

## 5.2.3 ステップ3: 検索ワードの選定および使用

ウェブ検索に使用するツールの選定の次は、検索ワードについて考えてみよう。検索ワードが自明である場合もないわけではない。しかし多くの場合、適切な検索ワードを見出すことで適切な情報を得ることができるようになる。

まずは、類語や、名詞の代わりに動詞を使うなどすることで、検索ワードまたは概念の拡大や絞り込みについて考えてみよう。また、検索ワードの綴りを何種か試し、また、難民の出身国における用語や具体的な概念は如何なるものかなど、柔軟に考えてみると良いだろう。



### 例1

今、ある国で女性や少女がその意思に反して婚姻を強制されているか否かについて調べようとしているとする。

こうした場合に最も良く使われる用語は強制婚(*forced marriage*)である。この用語で最初の検索を行なうとしても、同じことは強要婚(*coerced marriage*, 類語)や計画婚(*arranged marriage*, 関連語)などの用語でも表現可能であることも意識すべきである。

少女の強制婚については、児童婚(*child marriage*)、早婚(*early marriage*)、未成年婚(*underage marriage*)、または、児童嫁(*child bride*)などの用語も試してみると良いだろう。

また、強制婚は女性や少女の拉致(*abduction*)や誘拐(*kidnapping*)とも関連している場合があるため、これらの用語も検索には有用であろう。



### 例2

今、ある国のキリスト教ペンテコステ派の置かれた状況についての情報を集めようとしているとする。そしてペンテコステ(*Pentecostals*)という検索ワードでは十分な情報が得られなかった場合に、プロテスタント主義(*Protestantism*)やプロテスタント(*Protestants*)、または、キリスト教徒(*Christians*)やキリスト教(*Christianity*)などを検索ワードとして用いることで検索の幅を広げてみると良いだろう。

参考: [ecoi.net](http://ecoi.net)には「調整検索(*moderated search*)」機能があり、類語、関連語、二カ国語COI類語データベースに基づく用語の拡大や絞り込みなどを提供している。

## 検索演算子とその機能

検索ワードを効率的に用いるうえで、検索演算子と検索エンジンの各種機能に関する知識はCOIを調査しようとする全ての人にとっての基本的な技能である。

たいていの検索エンジンにおいては、検索を精緻化するためにブール代数演算子およびフレーズ検索を用いることが可能になっている。これらの機能によって、完全一致または部分一致ないし除外検索が可能となる。ワイルドカード、前方一致検索(トランケーション)、曖昧検索(ファジー検索)などもたいていの場合利用できる。検索エンジンそれぞれに異なる検索構文を用意していることが多いが、機能はほぼ変わらない。



### アドバイス

[ecoi.net](http://ecoi.net)や[Refworld](http://refworld.org)で利用可能な検索機能については、それぞれのユーザーマニュアルを参照できる。

[ecoi.net](http://ecoi.net): <http://www.ecoi.net/help>

[Refworld](http://refworld.org): <http://www.refworld.org/searchtips.html>

## AND 演算子

AND演算子は2つ以上の検索ワードを結合する際に通常用いられる演算子である。複数の検索ワードが入力された時点で、それらすべての検索ワードのいずれにも該当する検索結果を検索エンジンは提示する。たとえば「反乱者(*rebels*) 政府(*government*) 対話(*talks*)」という検索ワードで検索を行なった場合、「反乱者 AND 政府 AND 対話」と入力して検索したのと同様の結果となり、それはすなわち、それら3つの検索ワードのいずれにも合致する文書一覧が検索結果として提示されることを意味している。Google, ecoi.netおよびRefworldや、その他の検索エンジンにおいても、AND演算子は基本演算子として設定されており、検索ワード間に入力されていない場合(省略時)もAND演算子として機能するようになっている。ただしGoogleにおいては、複数の検索ワードのうちの一部に該当しない情報についても検索結果に含めて提示する必要があることには注意が必要である。

## OR 演算子

OR演算子の場合は、この演算子で結合される複数の検索ワードのうち、いずれかに合致する文書が検索結果としてリストアップされることになる。「拷問された(*tortured*) OR 殺害された(*killed*)」という検索を行なった場合、そのいずれかまたは両者に合致する検索結果が提示される。Refworldにおいては、OR演算子はたとえば(*tortured,killed*)のように()で括った中にカンマで区切る形で表現される。

## NOT 演算子

NOT演算子は検索ワードに合致する文書を検索結果から除外するために用いられる。マイナス記号(-)で表記することが多く、-記号と検索ワードの間はスペースを空けないことになっている。たとえば「ギニア(*Guinea*)-豚(*pig*)」と入力することで、当該国に関する情報のうち、豚に関連しないものだけが提示されることになる。

NOT演算子を使用する際、意図しない形で重要文書を除外してしまうことがあることに注意が必要である。たとえばNOT演算子を用いてグルジア(*Georgia*)から米国(*USA*)に関連する情報を除外(*Georgia NOT USA*)しようとした場合に、それはたしかに米国のジョージア州を除いたコーカサス地方のグルジアに関する情報を絞り込むためには有用であろう。しかし米国とグルジアの間での軍事協力に関する情報まで除外されてしまうことに注意が必要である。こうした場合には、むしろAND演算子を用いて具体的な検索ワードを追加してゆく方が検索結果を絞り込むうえで効果的である。

全ての論理演算子は複合的に用いることが可能である。各種検索エンジンのなかには一般的に()記号を用いて論理演算子を論理的にグループ化することが可能なものもある。たとえば(*homosexual OR lesbian*) AND *discrimination*とした場合には、同性愛(*homosexual*)またはレズビアン(*lesbian*)のいずれかに合致し、かつ、差別(*discrimination*)にも合致する情報が検索結果一覧に表示されることになる。

## フレーズ検索

フレーズや、正確な名称または順序を指定した複数ワードの左右をダブルクォーテーションで囲んで、それらに完全一致するものを検索することも可能である。たとえば「人権("human rights")」



として検索した場合、human rights に語順を含めて完全一致する検索結果が提示されるのに対し、ダブルクォーテーションなしで「human rights」として検索した場合には、語順に関わらずhuman とrightsのいずれも合致する情報まで検索結果として提示されることになる。

「停止語(stop words)」とも呼ばれる語(*the, on, where, how*, 単一の数字、単一の文字など)は一般的に検索エンジンにおいてフレーズ検索からは除外される。



**参考:**フレーズ検索に加えて、Googleの場合には単語の左右をダブルクォーテーションで囲うことで類語検索機能を外して単語への完全一致を実行するという機能がある。この機能においては、指定された単語への完全一致がある場合には、検索結果から省かれることはない。

### ワイルドカードおよび前方一致検索

ワイルドカードはフレーズ内で任意の1文字または複数文字列に相当するものとして機能する。ワイルドカードはロシア語やアラビア語などの非ラテン文字を用いる言語における各種の名称を正確に聞き取れず、綴りを正しく書き表せないような場合に用いるのも良いだろう。

ecoi.netやRefworldではアスタリスク(\*)がワイルドカードとして機能し、任意の複数文字(ゼロ文字を含めて)に相当するものとして用いることができる。



#### 例

homosex\*(同性愛\*)を検索ワードとして用いることで、冒頭にhomosexという表記のある単語を含む各種文書が検索されることになる。たとえば homosexual (同性愛者)、homosexuals (同性愛者たち)、homosexuality (同性愛)、さらにはドイツ語のhomosexuell (同性愛者)やHomosexualität (同性愛)などがヒットする。

ecoi.netでは任意の一文字を意味して「?」マークを使用することも可能である。



#### 例

「Tal?ban」という検索ワードを用いると、「Taliban」や「Taleban」などがヒットする。

多くの検索エンジンでは、検索ワード冒頭にはワイルドカードを用いることができない点に注意されたい。

Googleでは前方一致検索(トランケーション)を行なうことはできない。アスタリスク(\*)を検索ワード内に用いることは可能であるが、Googleでは、綴りの自動訂正を提案してくるだけでなく、語幹から自動的に検索ワードが生まれ、たとえば「run(走る)」と検索するだけで「running(駆け足)」もまたヒットする。



## あいまい検索

あいまい検索は検索ワードと類似した語を検索したいときに有用である。この機能は単語の厳密な綴りを知らない場合や、綴りに多くの可能性がありすぎて、ワイルドカードを用いてもうまくゆかない場合などに役立つ。

あいまい検索では入力された検索ワードと類似した語がヒットする。Googleで検索を行なうと、検索エンジンは自動的に数種の綴りや語尾に基づく検索を実施する。ecoi.netでは、チルダ(~)を検索ワードの末尾に付すことであいまい検索を実施することができる。



### 例

Googleでイスラム過激組織「*Shebab*(アルシャバブ)」を検索ワードとして使うと、*shebab*(シャバブ)、*shabaab*(シャバーブ)、および*shabab*(シャバブ)にヒットする検索結果が示される。

ecoi.netでは「*Shebab~*(アルシャバブ~)」と入力して検索を行なうと、上記同様のあいまい検索に加えて、さらに類似の綴りでのあいまい検索結果が示される。

## 類語データベース

検索エンジンに連結された類語データベース(シソーラス)によって、検索ワードの類語および別の綴りによる検索だけでなく、別言語の用語による検索さえも可能となる。

ecoi.netで検索を行なうと、英独二カ国語での関連語が自動的に検索され、検索結果一覧の冒頭に示される(たとえば検索ワードとして*FGM*を用いると、「女性割礼(*Female circumcision*)」、「女性の性器切除(*Female genital cutting*)」、「女性の性器切断(*Female genital mutilation*)」に加えて、ドイツ語での同様の類語も検索されることになる)。さらには、「調整検索(*moderated search*)」によってさらにいくつかの検索ワード候補が示される。この機能は、高度な検索設定機能を用いて無効設定とすることもできる。

Refworldはまた、検索ワード冒頭にチルダ(~)を付加することで「検索支援(*assisted search*)」機能を使うことができ、綴りその他の面で類似する語や関連語を検索することができる。

Googleは「もしかして(*did you mean*)」および「関連語(*related terms*)」を表示するものの、実際に検索エンジンに用いられたすべての用語が一覧表示されるわけではない。また、Googleは検索ワードから自動的に類語検索を行なうようになっている。Googleの類語集の大部分はGoogleによって収集される膨大なデータ解析に基づいて自動的に編成されている。

## ecoi.net, Refworld, およびGoogleにおける高度な検索

ecoi.netにおける高度な検索機能においては、国(*Country*)、情報源(*Source*)、文書の種類(*Type of Document*)、言語(*Language*)、出版期日(*Publishing Date*)を設定した検索が可能である。また、ecoi.netの類語データベース(シソーラス)を用いるか否か(「関連語を検索ワードに含めるか否か(*Consider related terms in search query*)」)を選択することもできる。以下のリンクにおいてこれらに関する説明や高度な検索機能について知ることができる。<http://www.ecoi.net/help>

Refworldのアドバンスド・サーチには、それぞれに異なる検索機能を提供する複数の検索ボックスが備わっている。これにより、出身国(*country of origin*)、庇護国(*country of asylum*)、類別(*category*)、出版者(*publisher*)、文書の種類(*document type*)などの条件設定を行うことで検索結果を絞り込むことが可能である。Refworldの検索機能の詳細については、以下のリンクを参照されたい。  
<http://refworld.org/searchtips.html>

Googleの高度な検索機能には、AND演算子、OR演算子、NOT演算子といったブール代数演算子に相当する機能を果たす検索ボックスが用意されており、また、検索結果をさらに絞り込むことが可能となっている。たとえば言語、地域、および最終更新日などについて条件設定することが可能である。また、特定のサイトやドメイン内での検索に限定することも可能であり、ウェブページ内のどの部分(タイトル、本文、URL、リンク)に検索ワードがヒットするかを指定することも可能となっている。ここで「地域(*region*)」とは、当該ウェブサイトが所在する場所のこと(訳者注: すなわちその掲載されているサーバーの所在地であり検索対象としたい地域とは別である)であり、また、最終更新日(*last update*)とはGoogleが当該ウェブサイトを自動訪問した最終日のことである(したがって当該ウェブサイトの更新日自体ではない)ことに注意を要する。詳細については以下のサイトを参照。[http://www.google.com/advanced\\_search](http://www.google.com/advanced_search)



#### アドバイス

Googleは検索そのもののみならず、検索支援機能をも提供している。たとえばGoogle翻訳エンジンを有効設定にすれば、検索結果を自動翻訳にかけることが可能である(<http://translate.google.com>)。

Googleによる自動翻訳機能の質はまだまだ十分ではないため、調査依頼への回答、報告書、事例ファイル、その他の作成物にそのまま用いることはできないとしても、外国語での有用な情報を得る上での助けにはなるはずである。また、多くのウェブサイト自身もこの自動翻訳機能を使っていることを知っておくべきであろう。そうした場合、それらウェブサイトは自動翻訳を用いていることを明示しているとは限らない。このため、こうしたウェブサイトに依拠する際には翻訳文の注意深い確認が必要となろう。

#### 5.2.4 ステップ4: 検索結果一覧から文書を選定する

データベースや検索エンジンにおいて検索を行なうと、次に、COI調査の文脈でそれら文書が有用か否かを速やかに判定する必要が出てくる。たいていの場合、検索結果一覧に表示される全ての文書を開いて確認することは合理的ではないため、いずれの文書を開くべきかを決する基準が必要となる。

情報源、標題、出版期日、および、「該当箇所前後の単語(*words around hits*)」などはそうした決定を左右する主たる考慮要素である。情報源はその出版者が如何なる者であるのかを示唆し、標題は当該文書の内容を推定させ、出版期日は情報が今現在も有効であるのかを判断する上で役立ち、「該当箇所前後の単語」は当該文書内で検索ワードがどういった箇所にヒットしているのか、その文脈を示すものといえることができるであろう。検索結果一覧に示されたこれらの情報から、いずれの文書が有効であり、より詳細に検討すべき文書はいずれであるのかを判断する材料を得ることができる。



## 例

2011年夏にソマリアの首都モガデシュのホテル・メディナ(Hotel Medina)において発生したアルシャバブによる暗殺事件に関する情報を検索しているとする。Google上で「Hotel(ホテル) Medina(メディナ) mogadishu(モガデシュ)2011」を検索ワードとして入力し、以下の2つの検索結果を得たとする。そのいずれを開いてみるべきか、迷っているとする。

<検索結果>

[2 killed in Somalia over accord demanding ouster of country's prime ...](#)

[www.thestar.com/.../1006385--2-killed-i... - Canada](#)

10 Jun 2011 – Farah Abdi Warsameh/AP Somali protesters set a fire outside the Hotel Medina that accommodates Somali MPs, in southern Mogadishu's ...

[SomaliaReport: 27 August 2011 Daily Media Roundup](#)

[www.somaliareport.com/.../27\\_August\\_2011\\_D... -](#)

27 Aug 2011 – Somali Memo - The Somali Islamist website reported that several blasts rocked Mogadishu, including Hotel Medina which was occupied by ...

この例において、前者は2011年6月のデモとその結果としてのホテルへの放火について報じたものであり、新聞(thestar.com)上で発表されたAP通信による記事であることがわかる。後者はホテル・メディナとその周辺における爆破事件を報じるイスラム系のウェブサイトが援用する2011年8月のニュース要約であることがわかる。これら検索結果を一瞥することで、その両者ともが2011年夏のホテル・メディナにおける暗殺事件に関する情報であることはわかる。しかし後者についてはイスラム系のウェブサイトから引用されたものであるところ、調査すべき内容はイスラム系グループのアルシャバブによる暗殺事件に関するものであり、この点において後者のほうが一層有用であろうと推測できる。なお、ここでGoogleの検索結果には日付が必ず表示されるとは限らず、また、検索エンジンロボットはそうした日付を正確に把握することはできないため、表示される場合においてもそれらは実際の出版日を意味していないことに注意が必要である。

### 5.2.5 ステップ5: 文書内での検索

関連する可能性のある文書をいくつか見繕うことができれば、次はそれら文書内から有益な文章を見つけ出す作業に移ることになる。ほとんど全ての文書(DOC、PDF、HTMLなど)は検索可能である。コントロールキー+Fキー(アップルの場合はコマンドキー+Fキー)でキーワード検索ができる。このショートカットはたいていのワープロソフト、PDFビューア、および、ウェブブラウザで有効である。

Microsoft Wordには高度なオプションが多く用意されている(大文字小文字を区別した検索、ワイルドカード、完全一致検索など)。Adobe ReaderにもPDFファイル内を検索するための高度な検索オプションがある。使用するソフトのヘルプメニューから検索機能の詳細を確認することができる。

画像として構成されている文書の場合には検索対象となりえない場合もある。そうした場合には、OCRソフトを使うことでたいいてい問題は解決できる。ただし文字を正確に認識できていない場合もあるため、OCRの処理結果をそのまま信用すべきではない。

キーワード検索に加えて、比較的長文の情報の場合には目次を参照すると良いだろう。目次がない場合には、関心を引きそうな箇所を明らかにするために全体にざっと目を通すなどすると良いだろう。

### 5.2.6 ステップ6: 検索結果の全体像を見失わないために

さまざまな手段を通じて調査した結果の全体像を見失わないために、気をつけるべき点がいくつかある。

#### ウェブブラウザに検索結果を保存する

たいいていのウェブブラウザは、ブラウザの履歴機能として、訪問したウェブページの記録を残している。この記録によって、検索実施後しばらくの間は以前の検索結果を辿ることが可能となる。この記録保存期間はウェブブラウザの設定を通じて変更可能である。ウェブブラウザの履歴自体を検索対象とすることもできる。多くの場合、コントロールキー+Hキーで履歴を確認することができる。

ウェブブラウザのなかには、検索セッション(タブセッション)を保存しておいて、後で再読み込みできるものもある。タブセッションは、ウェブブラウザがフリーズや強制終了してしまった場合などにも自動的に保存されており、復元できるようになっている。タブは複数の検索セッションを同時に実行することを可能とし、複数の検索履歴全体の概観を通じてより良い全体像把握に寄与する。以下のウェブブラウザには、場合によっては追加的なプラグインやアドオンを必要とするものもあるが、タブセッションの保存と復元機能が備わっている:クローム(Google Chrome)、インターネットエクスプローラ(Internet Explore)、ファイアフォックス(Mozilla Firefox)、オペラ(Opera)、サファリ(Safari)。

Googleには、登録ユーザーとしてログインしている状態で実施した検索履歴を保存するという機能が用意されている。ウェブ上での検索履歴自体を検索対象とすることが可能であり、何をいつ検索し、その結果がどのようなものでどのようなファイルを開いたのかの記録を保存することが可能である: <http://history.google.com>

文献情報、ウェブアドレス(URL)、および関係する引用箇所を作業文書のなかで頻繁にコピーアンドペーストしたいこともあるかもしれない。こうした作業で調査依頼への回答や報告書の作成時間を節約することも可能になるであろう。

#### ecoi.netおよびRefworldに検索結果を保存する

ecoi.netやRefworldには、登録ユーザー個人の検索結果を「リサーチバスケット(research baskets)」(ecoi.net)や「フォルダ(folders)」(Refworld)に保存する機能が備わっている。この機能によって、後からの検討や、後日改めて作業を継続することが可能となる。リサーチバスケット内の文書一覧へはMY ECOI.NETまたはRefworld上のユーザープロフィールのページからアクセスすることができる。ecoi.netのリサーチバスケットには全ての必要な参照資料が標準化された書式にしたがって保存されており(情報源、原文の標題、出版期日、原文へのリンク、アクセス日)、印刷または調査報告書にコピーできるようになっている。

## ブックマーク/お気に入り

将来の調査時に素早く検索できるよう、「お気に入り(favorite)」や「ブックマーク(bookmark)」を作成することで特定のウェブサイトのアドレスを保存することができるようになっている。一般的には、個別の論文や報告書へのリンクよりも情報源へのリンクを保存しておく方が有用である。ブックマークは国、情報源、または、テーマごとにディレクトリを用いて構成することができる。ウェブブラウザによってはブックマークにキーワードやタグを追加することも可能である。ブックマークの最も効率的な構成方法は、個々人の検索技術に応じたものにしてゆくことであろう。ブックマークをどのように最も効率的に構成できるかは、個々人の検索方法や検索パターンがどのようなものであるのかによる。

Delicious(<http://delicious.com>)などのように、ネット上やソーシャル・ブックマーク・システムを通じてブックマーク集を共有することも可能である。ソーシャル・ブックマークの詳細については、ソーシャルメディアについて記した6.4を参照されたい。



### アドバイス

注目しているウェブサイトの更新を知りたい場合に有用なツールやサービスがある。このためにRSSフィードを提供するウェブサイトもある(RSSの詳細については6.2.2を参照)。RSSフィードを提供していないウェブサイトの場合も、いくつかの代替措置がありうる。

Changedetection.comは、監視対象としたいウェブサイトを入力しておくことで、当該サイトに更新があった場合にそれを知らせてくれる: <http://www.changedetection.com>

ウェブブラウザの機能拡張やアドオンを使ってウェブブラウザから注目しているウェブサイトの変更を知ることも可能である:

ファイアフォックスの場合: Update Scanner (<https://addons.mozilla.org/firefox/addon/update-scanner>), SiteDelta (<https://addons.mozilla.org/firefox/addon/sitedelta>), または check4change (<https://addons.mozilla.org/firefox/addon/check4change>)。

Googleクロームの場合: Page Monitor (<https://chrome.google.com/webstore/detail/page-monitor/pemhgklkefakciniebenbfclihhmmfcd>)。

## 5.2.7 ステップ7: 検索結果のクロスチェック

情報をいくつか見出した後は、特定の出来事または難民の出身国における支配的状況の正確、有効、かつ偏りのない把握のためにクロスチェックが必要となる。

クロスチェックとは、入手された情報同士の比較対照のことである。多様な資料の比較対照は、ある国で現在何が起きていて、過去に何が起きたのかについて偏りのない全体像を把握するうえで助けとなる(UNHCR, February 2004, para. 5)。COIとして用いられる情報の一つ一つは、他の情報源によって確認されなければならないのである。

クロスチェックのための情報はウェブ上のものに限られるわけではなく、COIをクロスチェックする方法の詳細な手引きについては5.4で扱う。



### 5.3 ウェブ以外の調査

COI調査に最もよく使われるものとしてウェブ調査について見てきたが、この節では情報検索のためのその他の重要な方法について概観する。書籍および図書館における調査、専門家もしくは情報提供者からの聴き取り(口述による情報)、COIに関するセミナーの開催、または事実調査員の派遣などは、ウェブ上での調査では入手不可能な情報を得る上でいずれも重要な方法である。ただし、伝統的な意味で「オフライン」の情報として提供されてきたものであっても、いまやウェブは様々に関与していると言ふべきである。書籍はGoogleブックスのようなサービスを通じて読むことができ、書籍発注については図書館や書店のオンラインカタログから行なうことができ、また、専門家に意見を求める際やCOIセミナーへの招聘、もしくは、事実調査の際の訪問の調整にもインターネットは用いられ、さらには、そもそもそうした専門家たちに関する情報収集においてもインターネットは用いられるのである。

#### 5.3.1 書籍および図書館での調査

ウェブで入手できる情報は増えてはいるものの、書籍、雑誌、季刊誌、および定期刊行物などは、とりわけ、あるテーマの深い理解、背景知識、または分析的視点を要する調査依頼の場合には、依然として価値あるCOIとなりうるものである。ウェブ上の情報と印刷媒体との境界線は、後者がウェブでも入手可能になりつつあるなか、次第と不明確になりつつある。

たとえばGoogleブックス(<http://books.google.com>)を通じて、多くの書籍がオンラインからも入手できるようになっている。Googleがスキャンした画像データをテキストデータ処理したものがデータベースに集積されており、その機能によって書籍内や雑誌内を全文検索することも可能になっている。書籍の出版社との合意に従って、Googleブックスは出版物の一部または書籍全体を表示している。リサーチャーはGoogleブックスを通じて当該書籍を購入する必要があるかを判断するための最初の材料を得ることができる。このような軽い概観だけで有用な情報を得られる場合もある。ただし数ページのみを見ただけである場合には、同じ書籍内の別の箇所との比較や一貫性の確認を誤る場合もあり、また、文脈を欠いた理解は時に内容をねじ曲げることがあることに注意すべきであろう。ある時点で閲覧できたページも、時間が経つと閲覧できなくなる可能性があることにも注意されたい。

電子商取引企業であるAmazonもまた全文検索対象となる書籍を増やしており、その内容の一部を閲覧できるようにしている。

電子書籍閲覧用のデバイスは、印刷媒体と電子メディアの架け橋となっている。COI調査に必要とされる詳細情報は、書籍を電子ファイルで検索対象とすることで一層入手しやすくなっている。

また、有料論文データベースも検索対象として重要である。学術定期刊行物に掲載される論文には、第一線の研究者によるものも少なくなく、COIとして価値あるものとなる。たとえばインジェンタコネクト(Ingentaconnect, <http://www.ingentaconnect.com>)は学術出版物の検索のための情報源である。科学論文を出版する多くのデータベースにおいては論文ごとの購入が可能となっていることは知っておくと良いだろう。科学雑誌への無料アクセスを提供するウェブサイトの例としてはDOAJ(<http://www.doaj.org>)がある。

それぞれの国の国立図書館や、大学の附属図書館ないし学部ごとの図書室などもまた、最も包括的な図書館であり、蔵書のオンラインカタログをチェックしてみると良いだろう。



図書館のオンラインカタログであるワールドキャット(WorldCat, <http://www.worldcat.org>)は20億タイトル以上からなり、世界の10,000以上の図書館の蔵書リストへのアクセスを提供している。目的の書籍がいずれの図書館に収録されているかを知る上で手がかりとなるだけでなく、様々なサービスをリサーチャーに提供している。



### アドバイス

図書館は、COI調査にも有用な、雑誌論文データベース、LexisNexisのようなニュースデータベース、ヨーロッパ世界年鑑(Europa World Year Book)のオンライン版などの登録制のデータベースへの無料アクセスを提供することがある。

質の高い参考書籍(たとえば民族集団、言語、または政党に関する事典や百科事典など)はCOIとして基本的なものである。各種参考書籍は依頼されたテーマの優れた概観を提供してくれる。ただし主要な参考書籍の多くは頻りに改訂を重ねているとしても、印刷媒体を参照する場合には、当該情報が現在有効であるかをクロスチェックすることが重要になってくる。参考書籍や百科事典の一覧は付属書B(情報源)に示してある。

印刷媒体の資料ならではの長所短所もある。以下はその一部である：

長所：

- 学術書や定期刊行物は信頼ある情報源と言いうるものであり、場合によっては査読を含む厳格な編集作業を経ている。
- 参考書籍(百科事典を含む)は、調査を依頼されている状況に対する偏りのない概観を得るために、とりわけ最初に参照する価値のあるものである。当該テーマに関する深い知見を有する第一線の学術研究者によって著されているのが一般的である。

短所：

- 扱うテーマによっては印刷媒体に記された内容はすぐに古くなってしまふ。
- 印刷媒体の文章を探すには時間がかかる。コンピュータによる文章検索機能を用いることができないため、資料内から必要な情報を特定して見つけ出すことは更に困難となる。
- 印刷媒体にある長文を電子ファイルへと入力する際の打ち込み作業が面倒である。

### 5.3.2 口述による情報

テーマに関する情報の欠如、十分な洞察に欠ける情報、もしくは、矛盾が多く含まれている場合、または、テーマの全体を把握することができないような場合、口述情報を検討してみると良いだろう。

この節における記述は、専門家から情報を収集してきた長い伝統と豊富な経験を有するカナダの移民難民委員会の調査局によって記された、情報提供者へのインタビュー指針に一部基づいている。

### 用語について:

本マニュアルにおいて「口述による情報(consulting an oral source)」とは、当該テーマについて特に専門的または特別な知見を有し、COIの情報源として有用であると認められる第三者との接触(communicating)を意味している。口述情報は対面インタビュー、電話での会話、または書面(電子メールなど)を通じて取得される。

口述による情報は専門家または情報提供者のいずれかによる。専門家とは、学術研究者だけでなく職業上の経験に基づく専門性を有する者(たとえば医者や薬剤師など)のことである。他方、特定状況の個人的経験を通じたものや、特定事件への直接関与または目撃を通じて得られたものが、情報提供者による知見である。「出身国情報の処理に関するEU共通指針」は、情報提供者のことを「必ずしも客観的に認められた一定の評価のある技能を有しない分野に関して(リサーチャーに)有用な情報を提供する」個人として定義することで、専門家と情報提供者の差異を強調している(*Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information*, April 2008, p. 34)。

専門家に見解を求める場合、それは必ずしも法的な意味での「鑑定人(expert witnesses)」を意味していないことを明確にしておく。鑑定人とは「法手続において事案の事実についての意見を提供する」者のことである(*Oxford Dictionary of English*, 2010, p. 616)。

### 口述による情報を用いるべきときは?

文書化された資料が欠如しており、文書情報源からは調査依頼に答えることが困難である場合、状況について情報を得る上での助けとなるのが専門家意見である。口述による情報は各種COIのクロスチェックにも補完的に用いられることがある。

以下の状況または疑問のあるときは専門家に依頼してみるべきであろう:

- 必要情報が高度に具体的であるため、文書化されたCOI情報源からは情報を得ることが見込めず、または、相当に困難であると考えられる場合
- そもそもテーマに関する情報が全く入手できていない場合
- 入手できた文書からは十分な情報が得られない場合
- 情報が曖昧である場合
- 得られた情報がいかがわしく、また、偏りがある情報源からのものとみなされる場合
- 情報過多の場合であって、調査依頼の本旨に引き戻し、明確化する必要がある場合
- 資料自体は見つかっていても、その理解が困難、または不明確である場合
- とりわけ文化、伝統、および慣習に関する調査依頼の場合に、必要な情報が、必須の技能を有し、かつ、そうした技能を有すると認められた者による解釈または分析を必要とする場合

### 口述情報の取得、選定、および分析

専門家は、大学、フィールド、または国際、国内、もしくは、自治体などの人権団体に所属している者だけでなく、政府関係者、法律家、またはジャーナリストなども考えられる。専門家の専門性は職業経験または学術活動もしくは学術組織への所属に基づくものである。

専門家の多くはウェブから検索可能である。学術研究者は、調査依頼のテーマや関連する疑問に関する出版物から探し出すのが一番である。大学の学部や研究所のほとんどは、スタッフの連絡方法の詳細をウェブサイトに掲載している。

専門家は、政府または民間の研究所やシンクタンクのウェブサイトからも見出すことが可能である。

調査依頼内容の種類(入管手続、居住権、または国籍法など)によっては、大使館職員からも専門的知見を入手できる場合がある。各種活動家やロビー団体なども、専門家を見出すうえで有力な情報源となることがある。各種組織が自身のウェブサイトを持していない場合は、適切な情報源を見極めるために政府や人権団体などによって編集されている名簿が役立つこともある。学術雑誌や出版物の編集記などを眺めてみることもまた関連テーマの専門家を見出すことに寄与するであろうし、新聞記事やNGOの報告書にも専門家発見の手がかりを見出せることがあるだろう。

また、COI報告書や、事実調査団の報告書、または調査依頼報告書など、既存のものを確認してみるのも良い。リサーチャーたちがインタビューした相手は誰か? 彼らはどの組織を訪問しているのか? 会議やシンポジウムのプログラムもまた専門家を特定する重要な情報源となる。雪だるま式に専門家の連絡先一覧を広げてゆくことを試みることをお勧めする。学術研究者や職業専門家同士のコミュニティも存在し、同僚を推薦してくれることもある。



### 知っておくと良いこと

ファハム・レフュジー・プログラム(Fahamu Refugee Programme)は、世界中の法律専門家の情報および専門知識共有の促進を目的とする法律扶助およびアドボカシー活動である(詳細についてはファハムのウェブサイト <http://www.frlan.org/about-us-0> の「私たちについて(about us)」を参照)。難民に対する法律サービスを無償提供するNGOへ出身国情報を提供する諸国の組織および個人の一覧を提供している。一覧はこちらから:<http://www.frlan.org/country-origin-information-experts>

有料サービスのものとしては、英国発の慈善団体であり、入管および庇護に関する情報を提供しているエレクトロニック・イミグレーション・ネットワーク(EIN)が、難民の出身国情報に関する専門家一覧を提供している。一覧はこちらから:<http://www.ein.org.uk/experts/?q=experts>

情報提供者は自身の生活状況や個人的環境に直結した知見を有している。たとえばその人のそれまでの経歴や、個人的な環境または生活条件のために特定集団や社会の慣習や風習についての具体的な知識を有している場合や、逃亡してきた状況についての詳細を供述することのできる難民などがそうである。情報源の評価および情報のクロスチェックの両面において、情報提供者と接触する場合には特別な配慮が必要である。職業専門家としてではなく、個人的な事情からCOIの情報源としての可能性を期待されているため、そもそも情報源の適正な評価自体ほとんど不可能である。情報提供者との接触が本当に必要であるかどうか、また、同様の、もしくは同種の情報が別ルートから入手できないかについて、常に慎重な検討が必要である。ある者を情報提供者として扱う場合に、検討すべきは以下の点である。

- 情報提供者との接触方法はどのようなものであったか?
- 当該個人は他の人間関係や各種の義務との関連では中立といえるか?
- 当該個人の(職業専門家としての)経歴や教育水準は?
- 当該情報を情報提供者はどこで入手したのか?
- 情報提供者自身はその供述が用いられる文脈を知っているのか?

口述での情報提供者にインタビューを行なう際、文書化された形式(たとえば書籍や雑誌など)における公開情報と比べて形式張らないからこそ、彼らはその知見を共有するのであるといえるであろう。このことは口述情報の長所ではあるが、思わぬ落とし穴もないわけではない。口頭や簡便な電子メールで提供される情報の場合、その内容の品質管理の面で公式の出版物より劣ってしまう。

口述での情報提供者の発言も、他の種類のCOI調査におけるのと同様の批判的評価を受けるべきであろう。信用に足ると判断される場合であっても、他の情報を用いたクロスチェックは必要である。他方、専門家の発言であれば、それ自体として他の情報源のクロスチェックに用いることができる。

専門家と、情報提供者およびその他のCOI情報源との差異に基づいて、それぞれの情報源に応じた基準を用いた評価が必要である。以下は、口述による情報の評価基準をまとめたものである。

#### 口述情報の評価のための補足的確認事項

**客観的評価を得た知見であるか:** 当該個人が受けた専門教育または経歴は、その専門性を保障するものであるか? その個人はさらなる訓練を受けているか?

**出版物の確認:** 当該個人は確立された評価のある/著名な学術雑誌に論文を発表しているか? その想定されている読者は誰か?

**口調/スタイル/言語の確認:** 当該個人の出版物における言葉遣いや言語は適切であるか?

**方法論の確認:** 当該個人はどこから情報を入手しているのか? 情報源は何であるか?

**評判の確認:** 当該個人やその勤務先となる組織の評判は? 調査依頼に関連する分野において当該個人は確立した名声を得ているか?

**偏りがありはしないか:** 当該個人は誰のために活動しているのか? 当該個人の所属する組織の目標や動機は何か? 誰が出資しているのか?

**専門性および当該国に関する知識:** 当該個人の専門分野は? 当該個人には関係国におけるフィールド調査実施の経験があるか? そこで生活または訪問したのはいつが最後であるか? どのくらいの期間、当該個人はその国を訪問ないしその国で生活していたのか?

**言語能力の確認:** 当該個人はその専門とする地域の言語を習得しているか? その言語能力のレベルは? その言語能力は、現地でのフィールド調査や人々と会話を行う上で十分なレベルであるか?

**専門家としてのこれまでの経験:** 庇護手続における専門家としてのこれまでの経験は? これまでに、当該個人は、信用性があり、中立かつ最新の情報を提供することができたか?

当該案件において当該専門家の知見の価値を損なわせるようなその他の要素がありはしないか(たとえば当該案件の難民認定申請者と同じ政党に所属している、あるいは、申請者と特別なまたは直接の関係がある場合など)?



### 情報漏洩への配慮および報酬

専門家や情報提供者と協力する場合、関係するすべての当事者に協働条件が明確にされていること、および、その提供する情報がどのような文脈で用いられるのかについて協力者が知っていることが重要である。一般的には、以下の3つの点の確認が必要である：インタビューの筆記録は公開されるのか？情報の出典はどのように記されるのか？専門家または情報提供者に何らかの形で報酬は支払われるのか？これらの点については、大部分のCOI部門は方針を明らかにしている。

基本的に、情報提供者はその職業上の肩書きおよび所属先とともにフルネームで記されるべきである。ただし情報提供者の身元を明らかにすることには危険が伴う場合もありうる。そのような場合、情報提供者の名前は伏せられるべきであろう。名前を伏せるだけでは情報提供者に危険が及ぶことが懸念される場合、当該専門家または情報提供者の秘匿処理を施す必要があるであろう。そうした場合、情報源を秘匿することの理由を示し、他方、その秘匿処理された情報源が信用できるものであることを示すような説明を追加すると良いであろう。

情報提供者がインタビュー内容を難民の国際的保護の手續に係る当事者や裁判所などに明らかにすることを拒む場合、当該情報は一切使用することができない。



#### 知っておくと良いこと

カナダの移民難民委員会の調査局（Research Directorate）は、以下のことを意識しながら口述情報を綴っている：

調査局によって提供されるすべての報告書はカナダにおける難民認定審査の審尋において書証として用いられることになり、公表もされ、移民難民委員会（IRB）のウェブサイトからもアクセス可能となる（[www.irb-cisr.gc.ca](http://www.irb-cisr.gc.ca)）。実務上は、調査局は短編報告（short reports）においては情報提供者の名前は示さないものの、その者の職業上の肩書きや所属組織については明らかにしている。仮に、審尋室において移民難民委員会の決定権者が調査局に情報提供者の名前の開示を求める場合には、調査局には開示すべき法的義務がある。ただし難民認定審査の審尋自体が証拠に関係する聴き取りのための参加人以外に対しては非公開であり、それゆえ情報提供者の名前が公開されることはない。

ただし移民難民委員会の決定に対する異議申立の要請が連邦裁判所によって受理されると、移民難民委員会における手續の全記録は公開を前提とする記録の対象となることには注意が必要である（IRB, 26 January 2011b, p. 12）。

報酬については実務上の問題であるだけでなく、原則にかかわる問題でもある。カナダの移民難民委員会の調査局によれば、報酬は中立をどう確保できるかの問題と関係している。専門家にその専門性に応じた報酬を支払うことは「支払を正当化する何らかの見解を提供すべきことを強要されていると感じさせ、難民の出身国情報に関する調査局の見解と違わぬ立場をとる情報提供者のみを指名しているとの印象を与えてしまいかねないことから、中立を損なわせるおそれがある」（IRB, 26 January 2011b, p. 10）。

## 口述による情報提供者からの聴き取り: 準備、聴き取りの実施、フォローアップ

### 聴き取りの準備

情報提供者に接触をはかる前に、可能な限りテーマに関する基本情報を入手しておくべきである。主要な質問の妥当性は確認しておくべきであり、また、注意深く構成すべきである。テーマについてしっかり理解し、有意義な質問を行なえるよう、幾分かの予備調査は実施しておくことが望ましい。文献を調べれば容易に回答可能な基本的な質問を行なうなどして情報提供者の貴重な時間を無駄にすることは避けねばならない。

聴き取りの申し入れは時間的に余裕を持って事前に行なうべきである。そうすることで、依頼を受けた専門家は準備を行なうことが可能となり、それゆえ、得られる回答の質も良くなることが期待できる。専門家には、質問者の自己紹介と聴き取りの申し入れを行ない、質問者の所属と立場を明らかにし、COI調査の文脈ならびに性質および目的の端的な概要を説明するため、手紙、電子メール、または、電話で連絡をとると良いだろう。情報提供者には質問者の所属組織の公開または機密情報の利用方針について知らせておくようにする。電子メールで情報収集を行なう場合にも、情報提供者がメールでの回答を準備し漏れなく回答できるように、時間的余裕をもって質問を届けることが重要である。

面会しての聴き取りが必要ではなく、文書で質問を送付すると決めた場合、上記と同様に、質問者の自己紹介、所属組織および質問の文脈を示すと良いであろう。最初の依頼からしばらくたっても返信のない場合には、別のメールを送信するか電話をかけるかすることをお勧めする。

### 聴き取りの実施

聴き取り開始時には、質問者はすでにメール、手紙、または電話で自己紹介を済ませていることであろう。それでもなお、情報提供者に対してはさらに質問者について明らかにすべきことがないかを尋ねておく方が良いであろう。情報提供者が聴き取りの文脈および目的についてよく理解しているかは確認すべきである。聴き取りの記録を公開することに情報提供者が同意するか否かを確認し、同意するという場合には、情報提供者は個人としてまたは所属組織を代表して見解を示しているのかのいずれの形での引用を希望するかを確認しておくが良い。情報提供者には聴き取り記録の公表前に内容確認ができることを告げておくべきである。

聴き取りの方法はリサーチャー個々人のスタイルや質問内容に大きく左右されることになる。情報提供者にはなるべく影響を与えないよう常に心がけるべきである。回答を誘導するような質問は控えるべきであり、情報提供者による回答への反応は示すべきではない。質問が具体的な事案に特化している場合、難民認定申請者とその関係者の個人情報保護の重要性は常に意識すべきである。

話には注意深く耳を傾け、聴き取り内容は(情報提供者の許可を得た上で)テープまたはノートのいずれかで記録するようにする。周到に準備され、標準化されたテンプレートがあれば記録もとりやすくなる。すべての質問が伝えられた後は、聴き取るべき要点を情報提供者に対して再度端的に明らかにすると良いであろう。何か不明な点があれば、情報提供者に尋ねて明確にするよう心がける。情報提供者には、聴き取り記録の内容確認と承認を要するかを尋ね、その日程についても相談しておく。

聴き取りを終了する前に、かかった時間と労力に感謝の意を表し、他の情報提供者となる可能性のある人を紹介してもらえるかについても尋ねておくが良い。



## フォローアップ

聴き取り終了後、書面化した記録を情報提供者にも見せ、不正確な箇所や情報の補足の必要性についても尋ねる。聴き取り記録を見せなくともよいとの事前同意が情報提供者との間でなされており、フォローアップすべき質問もない場合には、聴き取り記録は情報提供者に見せなくともよい。聴き取り記録への情報提供者からの承認を要する場合は時間を要しがちであることは意識すべきであろう。情報提供者が聴き取り記録を承認しない場合、当該情報は使用できない。

情報提供者および聴き取りに関する資料は内部文書としてファイルしなければならない。このようにすることで、庇護手続のなかで必要に応じて記録を作成することが可能となり、関係者と共有することもできる。

情報提供者によって提供される情報を引用する場合、可能な限り透明性を確保すべきである。(情報提供者の身の安全を理由として不可能である場合を除き)情報提供者の名前、その職業上の所属、聴き取り実施日、当該情報がどのようにして取得されたか(電話での聴き取りまたは手紙もしくは電子メールによる回答)についての付言については言及すべきであろう。

専門家からの聴き取りをデータベース化している場合、取得するごとに情報を追加する。

### アドバイス

専門家に関するデータベースを維持すると何かと役に立つ。データベースには専門家それぞれの履歴をまとめるようにし、履歴にはいずれの国、地域、テーマを扱う専門家であるのかなどについて収録すると良いであろう。履歴には、専門家それぞれに対する過去の接触の有無、および、全ての聴き取りの進捗状況および結果についても記録しておくが良い。専門家に関するデータベースを運用することで、一人の専門家に相談が集中することも避けられるであろう。専門家に関するデータベースの管理が行き届いていれば、(COI)局内での知見の共有もスムーズになるであろう。新人リサーチャーにとっても、同僚が築いた関係を活用しやすくなる。

カナダの移民難民委員会は、頻繁に相談を求められる情報提供者が、聴き取りへの回答、および、聴き取りの結果提供した情報の確認のためにかかる時間の割に、報酬もなく社会的な評価も低い「情報提供疲れ」に陥っているであろうことを警告している。

### 5.3.3 COIに関するセミナー

COIに関するセミナーは情報を生み出し収集するための特別な方法である。定評があり、それぞれ異なる専門の2人以上の専門家が招聘され、特定されたテーマに関する情報と分析を、COIサービス提供者や難民認定申請にかかる実務者らからなる参加者に提供する。2人以上の専門家を招聘することで、それぞれから提供される情報の確認や矛盾を知ることができる。

参加者の求める情報を提供するため、質問や関心分野があらかじめ募集され、それらは登壇者とも準備のために共有される。COIに関するセミナーの質は、招聘される専門家の知識と経験に大きく左右されることは確かであるが、有効かつ意義ある質問を行なうファシリテーターや参加者の能力にもかかっている。COIに関するセミナーを組織してきたACCORDの経験から、多角的な視点を提供するため、庇護手続における様々な役割の人々の参加を促すことをお勧めする。

COIに関するセミナーに招聘される専門家は慎重に選出され、どのような人物であるかの要約が付されるべきである。庇護手続における彼らおよびCOIの役割を完全に理解しておくことは極めて重要である。専門家にどのようなテーマでの情報提供を依頼するかの優先順位は、専門家それぞれの経歴や何を調査してきた人なのかによる。たとえば、学術専門家による情報提供は、各国における現場経験のある人物による報告によって補完できるであろう。テーマとなっている国や地域に専門化したジャーナリストや研究者は、国際機関の職員とは異なる知見を提供できることもある。理想的には、セミナーの登壇者は互いの報告にコメントを付し合い、経験に基づく詳細情報を追加し、批判的意見によって登壇者たちの発言を一層明確化してゆくことが望ましい。

COIに関するセミナーの最大の強みは、文書化された形では入手困難な情報へのアクセスを参加者に提供することである。そのうえ、質疑応答セッションは聴衆と登壇者間での意見交換の場となり、参加者個々の特定の問題関心に引き寄せた情報提供を行なうことができる。同時に、COIに関するセミナーを通じて、より幅広い文脈のなかに個別の調査テーマを位置づけることができるようになる。

COIに関するセミナーは、その内容を記録し文書化しておくが良い。セミナー報告書作成のスタッフを指名し、関連する補完的資料も追加すると良い。報告書は、最終確認のため登壇した専門家に草案を見せて確認してから出版する。

COIに関するセミナーで情報提供を行なう専門家は、多くの時間を費やさなければならないため（準備、移動時間、セミナーの時間、セミナー後の様々な作業）、その尽力と経費に対して報酬を支払うことを検討すべきである。

#### 5.3.4 事実調査員の派遣 (FFM)

事実調査員の派遣 (Fact-Finding Missions, FFM) は、他に入手方法のない情報を収集するための手段である。事実調査派遣員は、現場の人々にインタビューするために他国へ赴く。多くの場合、訪問先となる国は特定の難民の出身国である。たとえば安全面での制約から、難民の出身国への事実調査員の派遣が不可能である場合もある。大量の難民やその他の人々（たとえば特定政党の人々、民族または宗教集団、活動家または対立政党のリーダー）が居住する隣国への事実調査のための要員派遣などの場合、当該国に滞在することは要検討である。FFMの実施は情報収集のために最も資源を投入する手段であるため、必要となる経費と期待される成果を注意深く分析した後でなければ実施すべきか否かを判断することはできない。事実調査員はまた、短期集中的な準備を要し、数日から数週間にわたって実施され、事後報告書の作成にも多くの時間を必要とする。

FFMの大きな長所の一つは、一次資料の収集、および、難民の出身国において専門家と接触することができる機会がリサーチャーに与えられることである。さまざまな事件や出来事の直接の関係者や目撃者からの聴き取りを実施することもできる。FFM報告書に記載される情報の質は、透明性を確保した形での情報収集や、情報提供者の専門性の程度などに関するFFMの方法論に左右される。それゆえ、他のCOIの情報源を評価するために用いられるのと同様の基準に従って、FFM報告書は批判的に検討されねばならない。COIの証拠能力を評価する場合、FFM報告書に示された情報源を他の情報源よりも当然に重視することがあってはならない。

「(合同)事実調査団に関するEU共通指針」(EU common guidelines on (Joint) Fact Finding Missions) は難民出身国に関するヨーロッパ基金 (ECS) プロジェクトの一貫として、2010年11月に公表されている。

この指針はEU加盟国が(合同)事実調査団を組織することを助けるために定められた。指針は調査団派遣の方法および実務上の知見に関する手引きを提供するものである。EU諸国外のCOIリサーチャーの関心事項にも対応するものとなっている。この指針の最も重要な点の概要は以下に示されている。指針は[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1292230919\\_20101118-ecs-ffm-guidelines-final-version.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1292230919_20101118-ecs-ffm-guidelines-final-version.pdf) から参照可能である。

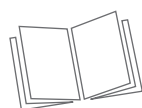
この指針によると、事実調査団派遣には、他国からはアクセス困難な情報および/または情報源へのアクセスが可能となり、また、限定的、不明確、論争的な情報の評価や明確化が可能となるという期待すべき長所が示されている(EU common guidelines on (Joint) FFM, November 2010, p. 6-7)。

FFMを派遣する前に、業務指示書(ToR)をまず定めねばならない。ToRには、FFM実施中に取り組みられることになる一般的なテーマや課題を記載し、ToRはFFMを通じて情報提供を求める個人または組織と相談しながら策定すべきである(EU common guidelines on (Joint) FFM, November 2010, p. 9)。

能力の高いFFMは、情報のクロスチェックについても方法論を確立している。クロスチェックのための様々な情報源を確認しながら聴き取り調査を実施できるかが、難民の出身国における特定のテーマの正確かつ中立的な概観を得るうえで鍵となる。前出のEU共通指針は、FFMは「ToRの主題それぞれにつき、互いに独立した最低3つ以上の情報源にあたる」べきであることを勧告している(EU common guidelines on (Joint) FFM, November 2010, p.11)。この指針は、「FFM派遣[中]において入手された情報の確認や評価のためのものであり、そうした情報を確認することで、派遣団は、正確で、信用性があり、かつ、確固たるCOIを入手するために」批判的方法が重要であることを指摘している(EU common guidelines on (Joint) FFM, November 2010, p. 20)。

他のあらゆる情報源と同様に、FFM実施期間において聴き取られた情報の評価は欠かせない。FFM派遣団によるインタビューの対照となる情報提供者にもそれぞれの目的があり、聴き取りや会合に応じる具体的な動機を有しているとみるべきであり、そのことは考慮に入れておかねばならない(EU common guidelines on (Joint) FFM, November 2010, p. 13)。4章で示した情報源の評価は、FFM実施に際しても適用すべきである。これらの基準はFFM報告書からの情報を参照する場合にも適用すべきであろう。

聴き取りを実施する側の中立性は、収集され報告される情報の正確さを左右する重要因子である。EU共通指針は、瑕疵のないインタビュー手続や、インタビューを通じて入手され情報の信憑性を損なわせる危険のある要素を列挙している。そのなかでは、FFMからの情報提供を期待する者やスポンサーが、特定の調査結果を期待する(スポンサー因子)の影響や、結論を早急に導こうとするあまり、後からのインタビューの価値を損う形で片寄ったインタビュー評価を行なってしまうこと(チーム因子)や、関連する問題と緊密な関係にありすぎるために聴き取り対象との適切な距離を維持できなくなってしまうがゆえにFFMのToRから逸れて聴き取り対象自身の関心事項に話題の重心が移ってしまうこと(情報提供者因子)などが懸念されている(EU common guidelines on (Joint) FFM, November 2010, p. 21)。



デンマーク入国管理局の文書化および調査部(Documentation and Research Division of the Danish Immigration Service)のイェン・バイス(Jens Weise)氏とヤン・オルセン(Jan Olsen)氏は、アイルランド難民ドキュメンテーションセンター(the Irish Refugee Documentation Centre)のウェブサイト上の出版物(The Researcher)に論文を発表している。その論文のなかで、COI事実調査員の派遣に幅広い経験を有するこの2名の著者は、

FFMの方法論、ToR、情報源の確認、難民の国際的保護のための手続におけるFFMの役割、および、FFMの長所について議論している。以下のアドレスから論文を読むことができる。  
[http://www.ecoi.net/blog/wp-content/uploads/2012/10/rdc-The\\_Researcher-Vol7Issue2.pdf](http://www.ecoi.net/blog/wp-content/uploads/2012/10/rdc-The_Researcher-Vol7Issue2.pdf)

国際弁護士協会(IBA)とラオル・バレンベリ(ラウル・ワレンバーク)研究所によって策定された以下の指針も有用であろう: Guidelines on International Human Rights Fact-Finding Visits and Reports (The Lund-London Guidelines), 1 June 2009: <http://www.factfindingguidelines.org>

## 5.4 情報のクロスチェック

この節では情報のクロスチェックの方法と目的について紹介し、その技術、課題、および、ありがちな失敗に関する実践上の検討事項について議論する。最後にクロスチェックの重要性に関する考察を示してまとめとする。

### 5.4.1 クロスチェックの意味と目的

COI調査の文脈のなかで、「クロスチェック」という用語は、さまざまな情報源および多種の情報源から入手された情報同士の比較対照のことであり、互いに共通する点、異なる点、および、調査成果の矛盾を明らかにすることや表現力の向上のための技術を意味している。

UNHCRはCOIに関する2004年の文書のなかで、難民認定の決定権者のために客観的かつ透明性の高いCOIシステムが重要であることと、情報の比較対照の重要性を強調している。

客観的な方法で幅広い見解や情報へのアクセスを促進しようとする思想が根底にある。多様な情報源からの情報を比較対照することによって、難民認定の決定権者は、その関心対象となっている諸国の一般的状況について中立的な概観を得やすくなる。(UNHCR, February 2004, para. 5)

COI調査においてクロスチェックは不可欠のステップである。多様な情報源によって情報の裏付けがとれれば、当該情報の正確さについて確信が得られるであろう。クロスチェックのためのある情報源からの情報によれば、当該情報に信用性がないことになり、他方、他の情報源からの情報とは矛盾するような場合、それぞれの情報源の信用性を評価し、そこから情報源の価値を決めることが特に重要となる。情報をクロスチェックする方法を知っておくことは、COIを扱う全ての人にとって重要な技能となる。

クロスチェックは正確さと情報の新しさを保つための主要な手段であり、以下のように様々な側面を有している。

#### 情報の裏を取る - 多様な情報源を確認することで情報の正確さを証明する

単一の情報源のみに依拠することは問題である。互いに独立しつつも、同様の内容の情報を提供する情報があればあるほど、当該情報が正確である可能性は高まる。



調査依頼の中核をなすような情報や、決定に大きな影響を及ぼすような情報はすべて、依頼されている情報に関する情報をそれぞれが独立して提供することのできる、互いに異なる3つの情報源によって、および、種類の異なる情報源(たとえば国連の報告書、国際または国内人権機関、国際または国内メディア、専門家の見解など)によって裏取りをすることが望ましい。実際のところ、こうしたことは常に可能というわけではない。裏取り情報が見当たらない場合は、裏取りできていない情報であることは明示されるべきであろう。

### バランスをとる - 多種の情報源にあたることで多様な視点に立つ

多種の情報源をあたってみることは、それぞれの情報源に内在する偏りを和らげ、バランスのとれた調査結果を構成するうえで役立つ。ある情報源から相当に有効な情報を得られたとしても、情報源に偏りがあるために情報が歪められていることがあり得るだけでなく、その情報源が当該情報を取得するために用いた方法に瑕疵があるため不正確である場合もある。

### 情報の更新 - 情報を常に最新状態にする

COIにとって、最新であることは極めて重要である。それゆえ素早い情報伝達のための信頼できる報告システムが特に有用となるであろう。しかし、報告書の質を改善するため時間をかけた精査を行ない、出版まで大幅な時間を必要とする調査機関もある。そうした情報源に頼る場合、メディアによる報告やプレスリリースを含めたその他の情報源を補完的に用いることが最新の情報を確保するために重要である。

### 情報の具体化 - 詳細情報で一般情報を補完する

COI調査においては、調査対象となる状況の一般的理解と、特定の出来事に関するより詳細な情報の両方ともが必要になる。たとえば、毎年の人権報告書から得られる情報は文脈理解に役立つとしても、具体的な出来事についての有用性は低い。そうした報告書は、たとえばメディアに掲載されている論文などの詳細情報によって補完することになる。

## 5.4.2 クロスチェックについての実践的考慮事項

### クロスチェックの技法

クロスチェックの技法には以下のものがある：

- 多様な情報源を活用し、互いに種類の異なる情報源を探す(国際的/現地のもの、政府/非政府のもの、人権報告書、メディア、学術的情報源、アドボカシー組織など)。可能であれば種類の異なる3種の情報源から、同じテーマについて各々が独立した情報を提供する3つの情報源を確保するよう努める。情報源を統合する場合は、多様性と変化に富んだものを求め、多様な見解を反映することができるような情報源を探すようにする。
- 有用かつ可能である場合は、一次情報源を直接引用し、二次的な情報源を用いる場合においても、一次情報源の参照情報を含めるようにする。
- 情報源の評価を行うことで、リサーチャー自身が詳しく知らない各々の情報源の信用性を判断する。
- 検索した情報を相互比較および対照する。その際、多様な情報源による各種報告間の明確な相互矛盾、または相互矛盾する可能性のある箇所を詳細に扱うようにする。

- ・ 一般情報と具体的情報を統合し、状況について一貫性あるまたは矛盾する概観をもたらすものであるか否かについて評価する。
- ・ 特に注意の必要な不確かな情報源による情報をクロスチェックする。信用性あるCOI情報源として認められる情報源からも同一または同様の情報が得られるかを確認する。

#### クロスチェックにおける課題

情報の確証をとる方法について考える時、理想的な - ただし常に現実的とは限らないが - 様々な情報源によって確証の得られる状況が想定される。情報をクロスチェックする際、以下のような課題に直面することがある。

**情報欠如:** 情報の一部の確証をとることが不可能な場合、その事実は明確にされるべきであろう。COIのエンドユーザーにとって、当該情報が単一の情報源からのものであるという事実を知っておくことは重要である。このことは、唯一の情報の情報源の信用性が薄い場合にはとりわけ重要である。

**情報過多:** 裏取り情報が豊富であり、十分な情報に恵まれる調査テーマもある。そうした場合、関連情報を含む全ての情報源を一覧表示することは不可能でもあり不要でもある。種類の異なる情報源を選択するようにすると良いであろう。

**矛盾し一貫性のない情報:** 矛盾点は明確にすべきである。そうした場合、特定の情報源からの情報を、他の情報よりも重視することを決めるのはCOIサービス提供者ではないことを意識すべきである。互いに異なる複数の情報源からの情報に矛盾があることが多く、それぞれに長所短所があり、全体として信用できるできないという評価を下すことはできないことがある。そうした状況では、(種類の)異なる情報源からの矛盾情報を含めることで、一貫性のない箇所を強調することこそ重要である。そうすることで、難民認定審査の実務者は情報の評価を行いやすくなるであろう。

**信用性の低い情報源の裏取り:** 不確かな情報源からの情報に直面した場合、クロスチェックはいつにもまして重要である。それでもなお、不確かな情報源からの情報でさえも情報が皆無であることよりは良いということもあるであろう。情報源の端的な説明とともに、その難点について明らかにしておくが良い。

**専門家の見解の裏取り:** COI調査において、専門家の見解には高い信用性があると考えられていることが少なくない。にもかかわらず、専門家によって提供される情報といえどもクロスチェックの必要はある。文書化されたCOIが欠如している場合に専門家の見解が求められるため、複数の専門家からの聴き取りを通じてクロスチェックを施すことをお勧めする。

**情報提供者から提供される情報の裏取り:** 情報提供者から得られた情報にクロスチェックをかけることはとりわけ困難となるであろう。テーマに関するより一般的な情報を見出すことで、情報をより幅広い文脈の中に位置づけることを試みると良いだろう。同一テーマについて複数の情報提供者から情報を得ることも有効な方法となるであろう。

#### クロスチェックの失敗 - 「堂々巡り」と「誤った裏取り」

情報の一部にクロスチェックをかけようとするとき、「堂々巡り」と「誤った裏取り」は共通の罠である。これを回避するため、誰や何が一次情報源であるのかを意識し、情報を最初にもたらした情報源との接触を、可能であればいつでも試みると良い。



堂々巡り:

「堂々巡り」とは、ある情報源が一次情報源または最初に情報を記録した情報源ではなく、二次情報源を引用することである。このことは、情報の歪曲や喪失を導くこともあり、または、情報の最新性や出所について誤解を招くことさえあるであろう。堂々巡りを回避するために、直接に情報を導出する多様な情報源に基づく調査を常に心がけるべきであろう。



#### 例

出身国情報の処理に関するEU共通指針 (*Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information*) には、堂々巡りの例が以下のように示されている:

英国内務省 (UK Home Office) の2004年4月の報告書は、デンマーク入国管理局 (Danish Immigration Service) によって作成された報告書の一部を引用しており、それはカナダの移民難民委員会 (IRB) による報告書から得られた情報に依拠しており、それは英国内務省によって以前 (2003年10月) に発表された報告書を参照している (*Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information, April 2008, p. 8*)。

上記の例においては、言及されている英国内務省の報告書でさえも一次情報源ではなく、別の情報源から引用を行なっている。こうした場合、誰がどの情報をいつ提供したのかについての正しい印象を情報利用者が得ることは不可能となるであろう。

誤った裏取り:

多くの場合、情報は多くの情報源から取得できる。ただし、もしもその多くの情報源が情報を結局のところ同じ情報源から得ているとするなら、裏取りができたという印象は架空のものであるというべきであろう。

たとえば、米国国務省は、ヒューマンライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) の報告書に基づいて報告している。この国務省報告の裏取りのために、同じくヒューマンライツ・ウォッチから情報を取得しているメディアの情報をを用いることには、その両者ともが同一の一次情報源に依拠していることからして、ほとんど意味がない。その情報をいずれから取得したのかを情報源が明らかにしていない場合、裏取りに誤りがあることを見定めること自体、困難になる。

### 5.4.3 情報のクロスチェックの重要性についてのまとめ

- 偏りのない情報など存在しない。それゆえ、COI調査は単一の情報源に依拠すべきではない。異なる種類の情報源を用いることで、多様な視点を持つことができるようになる。
- 確認および真実であることの証明が可能なものとして、事実に関する情報がある。他方、情報提供を行なう個人の解釈に左右される要素を多く含んだ情報があり、それらの面については完全な客観性を確保することは不可能である。しかしCOI調査を行なうとき、客観性を追求することこそ究極の目的である。異なる種類の情報源からの情報をを用いることで、この目的に近づくことができる。
- 情報源同士に定かな階層などない。しかし、調査依頼内容との関連性や、情報源の評価の結果次第では情報源間に証拠の価値の差異が与えられることはあるであろう。
- 情報のクロスチェックによって矛盾する、または、一貫性のない情報が明らかになる場合、そうした矛盾や一貫性のなさは強調して明示されるべきである。この情報は、調査依頼に対する情報提供を一貫性あるものとして提示することを目的として省略すべきではない。

## 5.5 調査手順の評価および終了時期

COI調査を行なう全ての者にとっての中核的問題は、調査をいつ終了するのかという問いである。ウェブはあまりに広大であるため、調査が十分な成果をあげたと言えるのはどの段階であるのか、または、調査は失敗に終わったということを認めるのはいつなのか、という判断は困難である。

この問題を扱う2つの方法について、このマニュアルは説明する：

- ・ 良く練り上げられた調査計画の運用
- ・ 一つの調査にかける最長時間を設定する明確な組織の指針

5.1で概観したように、調査計画とは調査のための体系的かつ計画的な方法である。事案の中核的な(いくつかの)問いからなり、それらの問いに答えるために開かれるべき「入口」に対応したものであり、もっとも適切と考えられるツールに対応したものであり、中核的な問いから逸れることなく調査結果から情報を抽出する必要がある。調査計画は、構造化され、よく考えられた方法で、かつ、体系的に調査を進めることに寄与するだけでなく、ある特定の問いへの回答のための調査が完了するタイミングを決定するうえでも欠くことのできないツールである。調査計画に従って調査を行えば、調査プロセスの終了は正当化することができる。

調査を終了する前に、以下の問いについて考えてみよう：

- ・ 調査依頼に対する回答は可能か？
- ・ 調査依頼に関する監視や定期報告を行なっている全ての情報源の確認は完了しているか？
- ・ 有用なデータベース、アーカイブ、および、COIに特化した情報源を調べたか？
- ・ 検索ワードは幅広く、調査目的に合致していたか？
- ・ 多様な種類の情報源を調べたか？
- ・ 情報源を評価したか？
- ・ 情報を徹底的にクロスチェックしたか？
- ・ 専門家から意見聴取したか？
- ・ 収集された全ての資料の出典を適切に示しているか？

調査計画にも柔軟性がなくてはならない。それは大量の情報のなかで方向性を示してくれる松明(たいまつ)のような存在である。時には焦点を再設定する必要もあるであろう。一般的に、調査計画は調査に固有の困難を解消するものではない。しかし調査計画は、リサーチャーが細かなことで迷うことのないよう、調査目標を見失うことなく、情報過剰を回避させるためのものである。

そのうえ、よく考えられた調査計画は、情報が一切入手できない場合においても調査を終了するタイミングを知る助けとなる。庇護申請者に関係する証拠が一切見出せないということを認めることは容易ではないため、最低でもわずかな情報を入手しようとするために多くの時間と労力を費やすことになりがちである。

そうした場合、上記に概要を示したように調査計画に沿って調査を進めると良いだろう。調査依頼に回答するために行なった調査活動を明らかにすることができるよう、リサーチャーはその活動記録をとっておくべきである。庇護申請者の発言は中心的な証拠であり、(COIを含めて)これ以上証拠が出てこない場合にはそれ自体として成立する。

情報過多と情報欠如のいずれの場合においても、時間を意識することは基本である。一つのテーマに使うことのできる最大時間を決めておくことで、時間および資源と、情報に求める質の間のバランスを保つことが可能になる。COI調査は限られた資源と時間の切迫という状況下で実施されるものであり、テーマに関する博士論文を書くようなレベルの作業が求められているわけではない。こうして、特定テーマについて、限られた時間の中で、各種要素のうちに明確な優先順位を定めながら現実的に何を達成するのかについて、調査の最初の段階から設定しておくことは、上手な調査計画にとって不可欠である。

## 5.6 まとめ

- ✓ クロスチェックは正確さと情報の新しさを達成するための主要な手段である。それは異なる情報源や異なる種類の情報源からの情報を比較対照することで達成することになる。クロスチェックは情報の裏取り、情報間のバランス確保、情報の更新、および、内容の具体化という諸側面からなる。
- ✓ 難民認定に関する決定を左右することになる依頼内容の中核をなすような情報は、依頼されている調査に関する情報を個別に提供する、互いに異なる3種類の情報源を用いることで裏取りすべきである。
- ✓ 一次情報源が何かを明確にするよう心がけ、可能な限り一次情報源へと遡ることを試みる。
- ✓ 一貫性確保のためとはいえ、矛盾する情報を無視してはならない。
- ✓ 体系化された調査計画を立てておくことで、秩序だった、組織された、および、構造化されたCOI調査の実施に近づくことができ、正確かつ最新の調査結果を得やすくなる。良く練り上げられた調査計画は、情報が入手できなかった場合に調査を終了するタイミングを決定するうえでも有用である。
- ✓ 調査開始前に、調査依頼内容は明確化しておく。
- ✓ 不確かな情報源からの情報については特に念入りのクロスチェックを行なう。
- ✓ 「堂々巡り」や「誤った裏取り」などのクロスチェックに共通する失敗は避ける。



### 実務のための注意点

難民認定実務家：

COI サービス提供者：

情報へのいずれの「入口」(ウェブ検索、口述情報、または、その他の資料)を選択するかは注意深く決定すべきである。

ウェブ検索の際には：

- 調査計画に沿った検索ワードを紡ぎ出し、用いること。
- 検索結果一覧のなかから、情報源、標題、出版期日、および、「該当箇所前後の単語」を手がかりにして文書を選択する。
- キーワードを用いるか、目次を見るか、または、文書全体を一瞥するかして文書内を検索する。
- 検索結果の保存やブックマークを利用することによって、検索結果の全体像を見失わないように心がける。

## 6 ソーシャルメディア

本章ではソーシャルメディア上の情報源について考え、そのCOIの文脈での活用についての指針を示す。ソーシャルメディアから入手可能な情報は益々増えており、誰かに関する何かを簡単に見出すことができるであろうとの期待も高まっている。ソーシャルメディア上の情報が掲載されるまでの経緯を踏まえると、そうした情報は特別な精査を経てはじめて難民の国際的保護のための手続において利用可能となると考えるべきである。

ソーシャルメディアとは何であり、そのCOIにおける重要性とは何であるかを一般的に説明したうえで、個別のソーシャルメディアについて詳述する。本章はまた、ソーシャルメディアを通じて入手した情報源の評価について、COI調査において避けては通れない課題として検討する。また、COIを求める人々の間での情報共有および知識管理のためのコミュニケーション・ツールとしてのソーシャルメディアの機能についても検討する。そしてCOI調査においてソーシャルメディアを用いる場合の一般的指針を紹介して、本章の締めくくりとする。

第6章の内容:

- 6.1 ソーシャルメディア - COIの定義と重要性
- 6.2 ソーシャルメディアの具体的形式
  - 6.2.1 ウィキペディア (Wikipedia)
  - 6.2.2 ブログ (Weblogs)
  - 6.3.3 映像コンテンツ (Video content)
  - 6.3.4 ソーシャル・ネットワーク (Social networks)
- 6.3 ソーシャルメディア上の情報源の評価
- 6.4 ネットワーキングおよび知識管理のためのツールとしてのソーシャルメディア
- 6.5 COI 調査におけるソーシャルメディア上の情報源の活用指針
- 6.6 まとめ



### 学習目的

この章の学習を終えた読者は、以下のことが出来るようになるであろう。

- » ソーシャルメディア上で発表される情報源の評価ができること
- » もっとも広く使われているソーシャルメディアについて知り、それらのCOIの分野における有用性について判断できること
- » 知識共有のためのソーシャルメディアの概要を把握すること

### 6.1 ソーシャルメディア - COIの定義と重要性

ソーシャルメディア(「Web 2.0」と呼ばれることもある)とは、ウェブ・アプリケーションの一種であり、個々のユーザーが発信する記事の作成および交換を可能とするものである (Kaplan/Haenlein, 2010, p.6)。

ソーシャルメディアについて、かつ、COIの分野でそれを活用する際に知っておくべき最重要事項は、ソーシャルメディア自体は情報源ではない、ということである。

ソーシャルメディアは、様々な個人や組織(すなわち情報源)によって制作される各種出版物、論文、コメント、または映像資料へのアクセスを提供するだけのものである。その意味で、ソーシャルメディアはデータベースに似ており - そして、最新の情報を提供する個人ベースの情報コレクションを作成する機会を個々のユーザーに与えるという点において、実際のところ両者は類似の機能を果たしている。ソーシャルメディアはその内容を最新の状態に保つため、一定の情報源をフォローしているのが一般的である。ソーシャルメディアは情報の共有や交換に役立っている。

一般的には、ソーシャルメディアの情報源には、その他の確立した情報源と同一の規制を適用することはできない。情報源の評価は容易ではなく、入手された情報の評価も困難である場合が少なくない。それゆえ、ソーシャルメディアによって追加される価値を過大評価すべきではない。ただしソーシャルメディアから得た情報を、情報収集の可能性ある手段から除外または無視すべきではない。たとえばいつどこでデモが行なわれたかの裏取り情報を探すなどの特定の文脈においては、ソーシャルメディアは有用であろう。ソーシャルメディアは特定のテーマや国での出来事の展開をフォローするのに役立つであろう。

難民の国際的保護の文脈では、たとえば、報道やNGOからの情報源が発表されていない場合や、そうした情報源が確立していないか、もしくは、資金不足である場合、または、情報が政府による情報操作または検閲の対象となっているような場合、ソーシャルメディアからの情報が用いられることが少なくない。そうした状況においては、ソーシャルメディアを通じた情報収集は経費もかからず、また、そうした国の内部から声を上げる人々にとって有効な手段となりうる。COI調査においては、調査依頼のある事案にとって有力とみなしうる情報をソーシャルメディアから見出し、情報によってもたらされる状況の全体像の確認および情報源の十分な評価を行うと良いであろう。

ソーシャルメディアは今後もなお発展傾向にあり、情報技術の向上、ユーザーに提供される操作システムの改善、および、ソーシャルメディアに参加する人々も常に変化を続けている。それゆえ、こうした展開を追い続け、日常的な調査活動においてソーシャルメディア上の情報源をうまく取り込んでゆけるような方法を見出すことができるなら、ソーシャルメディアは有用なものとなるであろう。ソーシャルメディア・ウェブサイトの特異性に慣れるために、各サイトにおいて提供されているヘルプやマニュアルを常日頃から参照するようにすると良いであろう。

ソーシャルメディアの長所短所のいくつかを要約すると、以下のようになる：

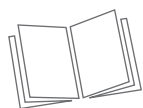
#### ソーシャルメディアの情報源の長所

- ・ ソーシャルメディアの情報源は非常に新しい情報を提供できる(たとえば安全に関する情報、現在進行中の選挙など)。新たな報告書の発表などをソーシャルメディア上で行う組織もある。
- ・ 他では入手できない情報にアクセスできる。
- ・ 特定テーマや諸国に関する新たな「通常の(regular)」情報にソーシャルメディア経由で触れることができる。
- ・ ソーシャルメディアは、専門家を見出し接触するための新たな方法を提供できる可能性がある。
- ・ 同僚リサーチャーとの情報共有や協働しての情報収集のツールとして用いることができる。



### ソーシャルメディアの情報源の短所

- 情報過多という一般的問題は今後更に悪化するであろう。必要な情報に絞り込むことには時間がかかり、また、困難である。
- ソーシャルメディアは本人以外になりすまして使うことができる。したがって情報の著者の素性を明らかにすることは困難なこともある。
- 主観的情報および見解は、ソーシャルメディア固有の性質のゆえに、拡散してゆく。
- 情報がユーザーによって生成されるという事実は、その内容が頻繁に変化されうることを意味している。
- ソーシャルメディアはアカウント登録を要求し、登録しない限り利用できないことが少なくない。



ニュージーランドのビジネス・イノベーション・雇用省の一部門であるニュージーランド入管の出身国情報部(Country Research Branch)は、COI調査におけるソーシャルメディア上の情報源からの情報の利用に関する文献レビューを出版している:

Country of Origin Information and Social Media - Literature Review - Executive Summary, October 2013 <http://www.ecoi.net/blog/wp-content/uploads/2013/10/CRB-Country-of-Origin-Information-and-Social-Media-Executive-Summary-October-2013.pdf>

The Nieman Foundation for Journalism at Harvard University:

Truth in the Age of Social Media, Nieman Reports, Vol. 66, No. 2, Summer 2012  
<http://www.nieman.harvard.edu/assets/pdf/Nieman%20Reports/backissues/NRSummer2012.pdf>

## 6.2 ソーシャルメディアの具体的形式

ソーシャルメディアの急速な変化を前提に考えると、COIリサーチのためにソーシャルメディアの一覧を提示することにはあまり意味がない。付属書Bに示されている広く社会で利用されているCOI情報源のなかには、ソーシャルメディアを通じて情報発表を行なうものも少なくない。

有用なソーシャルメディアを見定めるための出発点は、良く知られているCOI情報源の公式ウェブサイトを訪問し、たとえば、フェイスブック(facebook)、ツイッター(Twitter)、または、ユーチューブ(YouTube)などのソーシャルメディアのボタンを押してみることである。



COI調査において以下のソーシャルメディアは役立つであろう:

- ウィキ(Wikis): 「ウィキ(wiki)」「素早い」を意味するハワイ語を語源とする)とは、登録ユーザーのいずれもが内容を追加および編集できるという協働体制によって開発されるウェブサイトを意味している。たいていのウィキは知識の管理のために用いられている。
- ブログ(Blogs): ブログはウェブサイトの一部をなすものとして、または、ブロガー(Blogger)、ライブジャーナル(LiveJournal)、または、ワードプレス(Wordpress.com)の



ようなブログのためのプラットフォーム上で個人ベースで運用されている。ツイッター (Twitter)は「極小ブログ(micro-blogging)」のためのプラットフォームであり、ツイッター上で共有できるメッセージは140文字以下に制限されている。

- フォーラム (Forums):ワールド・ワイド・ウェブ (WWW)時代以前より、インターネット上での各種フォーラム(または掲示板)はテーマや各種相談のために用いられてきたプラットフォームである。
- 動画、音声、および、静止画の共有サイト:ユーチューブ、ビメオ (Vimeo)、マイスペース (MySpace)、サウンドクラウド (SoundCloud)、フリッカー (Flickr)、または、インスタグラム (Instagram)には、動画、音声ファイル、または、静止画/写真をアップロードし、他のユーザーと共有することが可能である。
- ソーシャル・ネットワーク:フェイスブック (Facebook)、リンクトイン (LinkedIn)、グーグルプラス (Google+)、または、フォースクエア (Foursquare)は、ネット上に社会を構築し、維持するために用いられている。ユーザーは個人の人物情報を登録し、メッセージや画像交換などを行っている。
- 位置情報サービス:ウィキマピア (Wikimapia)、オープンストリートマップ (OpenStreet Map)、および、パノラミオ (Panoramio)には、ユーザーが知っている、または、住んでいる地域の情報や画像をアップロードすることができる。



Research Information Network: Social Media: A guide for researchers, February 2011  
<http://www.rin.ac.uk/our-work/communicating-and-disseminating-research/social-media-guide-researchers>

### 6.2.1 ウィキペディア (WIKIPEDIA)

英文のものだけでも400万編以上の記事(全言語を総合すると、2013年6月時点で2,600万編以上の記事)を掲載しているオンライン百科事典ウィキペディア (<http://www.wikipedia.org>)は、ウェブ検索を行えば日常的に検索結果に現れる。以下に詳述する理由のため、ウィキペディアは一般的にはCOI情報源として引用すべきではない。しかし実際のところ、調査の出発点として役立つことは少なくなく、リサーチャーおよびユーザーの認識に影響を及ぼすことが多い。それゆえウィキペディアとは何であり、どのように機能するものであるのかを知っておくことは重要である。

「ウィキペディア - 無料の百科事典」はもっとも著名なウィキであり、ウェブ情報通信解析会社であるアレクサ (Alexa)によると、ウィキペディアは2001年に設立され、世界で7番目に閲覧数の多いウェブサイトであるという (Alexa, June 2013)。ウィキペディアは無料の公開オンライン百科事典であり、アクセスさえできれば情報を追加または修正することが可能である。ウィキペディアは米国に拠点を置く慈善団体であるウィキメディア基金 ([http://wikimediafoundation.org/wiki/Financial\\_reports](http://wikimediafoundation.org/wiki/Financial_reports))による支援を受けている。ウィキペディアには280以上の言語でのアクセスが可能であるが、言語ごとの内容量やアクセス数には大きなばらつきがある。

ウィキペディアの情報管理原則 (the core content policies)によると、記事は中立の立場を期して、偏りなくバランスのとれた方法で書かれねばならない。さらに、各記事内の全ての情報は真実であることが証明されねばならない (信頼でき、出版されている情報による根拠づけがなければならない)。

### ウィキペディアの記事の質

規模と使用頻度の違いのため、ウィキペディアは各言語版によって質のばらつきがある。ウィキペディアには各言語それぞれの質の確保のためのメカニズムが用意されている。たとえば、ドイツ語版のウィキペディアにおいては、記事の更新時には経験あるユーザーによる確認がなければ更新が表示内容として反映されないことになっている。さらに重要なことに、同じ言語版のなかでも、記事それぞれの質は実に様々である。一人の人間が全て書き、極わずかな人々からの関心しか集めない記事もあれば、数名が日に数度にわたって編集を重ねるような記事もある。後者の場合には編集上のミスが見逃されることはめったにないというべきであろう。

新聞やコンピューター雑誌(たとえば2005年のネイチャー誌や2007年のシュテルン誌)によるものが大半を占めるいくつかの記事は、ウィキペディアの正確さは、ブリタニカ百科事典(*Encyclopaedia Britannica*)や Brockhaus の、とりわけオンライン版との比較において、決して劣ってはいないとの調査結果を明らかにしている。ただし、ウィキペディアには編集長や品質管理の統轄本部が設定されていないことが、記事相互の質のばらつきの原因となっていることには注意が必要である。

以下のツールや技法はウィキペディア上の記事の質をより正確に評価するうえで役立つであろう。

**言語バージョン:**他言語版が閲覧可能であるかを確認し、様々な言語版同士の情報を比較してみよう。詳細や質の面で記事は大きく異なる場合がある。

**View history** *改訂履歴 (Revision history):* ウィキペディアにおける各種の修正(記事の編集、削除、追加)は「履歴(history)」に記録され蓄積されている。改訂履歴にアクセスするには、ウィキペディア内の各種記事の上部の「履歴表示(View history)」タブをクリックする。この履歴の記録には編集日時および著者のユーザー名、または、未登録ユーザーによる編集である場合には、その人のアクセス元のIPアドレスが含まれている。この履歴を閲覧することで、記事がどれだけ頻繁に編集されており、どれだけ様々なユーザーが編集に携わったのかが分かるようになっている。また、ユーザーによってなされたその他の編集を確認するには、ユーザー名の隣の「寄稿者(contribs)」をクリックすれば良い。

**Talk** *対話ページ(Talk page):* ウィキペディアでは、「ノートページ(talk pages)」が各記事から利用可能になっている。この機能は個別の記事の内容や質について議論しようとするコミュニティによって使われている。記事の質について問題提起している他のユーザーの有無を確認するために対話ページを確認してみよう。

**[citation needed]** *引用の必要あり(Citation needed):* ウィキペディアの情報管理原則によれば、記事内の全ての情報は、信頼でき、出版されている情報による根拠づけがなければならない。しかし多くの情報は引用元なしで記述されている。「要出典」表示は、不確かであると考えられる、引用情報のない情報を明確化するためにユーザーによって追加されることがある。

ウィキペディアの記事から得た情報を直接使用しているような、確認の足りないジャーナリストによるメディアの記事もある。これらの新聞記事が、ウィキペディアのまた別の記事において参照され、それによって裏取りがなされたかのような誤った印象が作り出されていることもある。

テンプレート・メッセージ: ウィキペディアの記事内には、具体的な問題へのその他のユーザーの注意を引くために配置可能なメッセージ・ボックスが多く存在する。以下はその例である:



This article's **factual accuracy** is **disputed**. Please help to ensure that disputed facts are **reliably sourced**. See the relevant discussion on the **talk page**. *(January 2009)*



The **neutrality** of this section is **disputed**. Please see the discussion on the **talk page**. Please do not remove this message until the **dispute is resolved**.



This article may require **cleanup** to meet Wikipedia's **quality standards**. No **cleanup reason** has been specified. Please help **improve this article** if you can; the **talk page** may contain suggestions.

誤った情報または主張を含んだ多数に上る記事の棄損やその派生行為の対象とされた記事は、ウィキペディア内での編集を禁止することができる。

## 結論

ウィキペディアの記事を読む場合、誰でも記事を作成または修正できるということを忘れてはならない。注意を促すメッセージ・ボックスがないか探してみることで、記事に関わる活動に関するさらなる情報を見出すため、および、他のユーザーによって採り上げられる可能性のある問題を見出すために、履歴表示およびノートページを確認すると良い。

上記のことを踏まえると、ウィキペディアは特定テーマに関する素早い概観を得るため、および、更なる調査の出発点となる手段として有用であろう。一般的に、ウィキペディアは情報源としては直接用いるべきではない。ただし、引用が豊富な記事からは、ウェブ上のその他の情報源へのリンクを見出すことができるであろう。



### 知っておくと良いこと

ウィキリークス (WikiLeaks, <http://wikileaks.org>) は、内部告発者や匿名の情報提供者によってもたらされる内部情報および機密情報を出版する組織である。ウィキリークスはウィキペディアやウィキメディアとは無関係である。2006年にウィキとして開始されたものの、2010年には公衆による編集およびコメントを禁止した。

ウィキリークスは、特に、米国の軍事および外交組織の数百にも及ぶ内部報告書/発言録を公開したことで、2010年にメディアから注目された。ガーディアン紙 (The Guardian)、ニューヨークタイムズ紙 (The New York Times)、ルモンド紙 (Le Monde)、および、デル・シュピーゲル誌 (Der Spiegel) などの主要なメディア・パートナーは、それら文書への特別アクセスを認められていた。

自身への情報提供について、ウィキリークスは次のように述べている。「ウィキリークスは、政治的、外交的、または、倫理的な重要性の高い、機密の、検閲された、または、その他の規制された情報を受け付ける。ウィキリークスは、噂、見解、または、その他の一次報告書もしくは一次資料であって、既に公表されているものについては受け付けない」(WikiLeaks, undated, emphasis in the original)。

COIの文脈でのウィキリークスによる情報の使用については、関連文書の注意深い評価が不可欠である。当該文書に言及のある、その他の情報源を見つけるようにすると良いであろう。一次情報源を特定し、それがどのようにしてウィキリークスに掲載されるに至ったのかを明らかにすべきである。リサーチャーは、それぞれの所属組織の方針としてウィキリークスを使うべきか否かについて確認すべきである。

## 6.2.2 ブログ (WEBLOGS)

ブログはエントリー(または「投稿(posts)」)の集合体からなるウェブサイトである。誰でもブログを公開することは可能である。ブログは日記の一種であったり、個人的意見を共有するためのプラットフォームとして使われることが少なくない。通常、ブログは個人ベースで運用されているが、複数名が運用するブログもある。ブロガーは通常、ブログの読者および他のブログ管理者と、コメントのやり取りを通じて交流するため、ブログはソーシャルメディアに分類される。ジャーナリスト、学術研究者、および活動家なども、それぞれの通常業務に加えてブログを運用していることがある。

たとえば、シリアコメント (<http://www.joshualandis.com/blog>) というブログはオクラホマ大学の教授によって運営されており、シリアの政治、歴史および宗教に関するコメントを掲載している。その内容は、関連テーマについてのCOIとして用いることが可能であろう。このブログからの情報を使用する場合、ブログの管理者が連絡方法の詳細を含む全ての必要データをそのウェブサイト上で提供しているため、その情報源を評価することは容易であろう。



ニュージーランド入国管理局の出身国情報部(Country Research Branch):ブログ上で提供される、ユーザー作成による連絡方法詳細や特定の文脈に沿った情報(contextual data)に依拠する場合には依然として注意が必要である。ウェブ上で著者が素性を偽ることや間違っ提示されることはよくあることであり、プロフェッショナルな外観のブログを作成することも比較的容易である。ブログ管理者に関する情報や、ブログ上で提供される出身国情報の真偽を確認しようとする場合には、ブログ外の情報源を用いることを当然ながらお勧めする。(Country Research Branch, email, 6 August 2013)

オンライン版の多くの新聞は、情報提供者のブログへのリンクを、関連するその他のブログへのリンクとともに提供している。以下は若干の例である。

- ニューヨークタイムズブログ(The New York Times Blogs) <http://www.nytimes.com/interactive/blogs>  
COIとの関連では、「ニュースと政治(News and Politics)」を参照すると良いであろう。
- ガーディアンブログ(The Guardian Blogposts) <http://www.guardian.co.uk/tone/blog>  
ガーディアン紙は所属ジャーナリストによるブログ一覧を提供しており、それをテーマごとに分類している。「ニュース(News)」や「政治(Politics)」に分類されているブログの情報量は多いであろう。
- BBCニュース編集者ブログ(The Editors blog) [http://www.bbc.co.uk/news/blogs/the\\_editors/](http://www.bbc.co.uk/news/blogs/the_editors/)  
BBCニュースは、「BBCニュースの編集者たちが悩みや課題を共有する」サイトとして編集者ブログに力を入れている。

人権団体もブログを運営している。その目的は様々である。それらの中には、組織の活動に対して、個々の職員の任務の範囲外となる職員個人の目線を導入することで報告内容を豊かにすることを狙う団体もある。組織の公式見解と個人の見解の区別を明確にするために、こうしたブログには「本ブログ上の投稿は～の見解や政策を必ずしも代表するものではない」といった断り書きが示されていることが少なくない。

- International Crisis Group Blogs, <http://www.crisisgroup.org/en/publication-type/blogs.aspx>  
国際危機グループ(ICG)は、組織に所属する専門家によって運営される6つのブログを現在運営しており、それぞれの専門分野からの解説や分析を提供している。
- Livewire, Amnesty International's global human rights blog, <http://livewire.amnesty.org>  
このブログはアムネスティインターナショナルの国際事務局(International Secretariat)によって運営されている。自身による説明によると、このブログは「アムネスティによる調査やキャンペーンの裏側を見せ、アムネスティが訪問し、活動対象や共に活動した人々から得たストーリーから読み取った新鮮な情報を提供する」のに役立つ。

その他の組織のブログもまた、それぞれのウェブサイトや、その定期報告を純粋に補完する役割を果たしている。





ブログを、雑誌などのように情報発信の場として考えるというより、もう少し気楽な日常会話などを行うスペースとしてとらえている人々もいる。それゆえそうしたユーザーたちは、他の場所以上にくだけた交流を行なっている場合もある。気楽/カジュアルといったことは、著者たちはフォーマルな場におけるのとは異なり、それぞれの記事が精査されることを予期しておらず、それゆえ詳細に関してそれほど注意を徹底していない、または具体的ではないということの意味することもある。(Bethany Collier, CORI-Director, email, 2 February 2013)

報道の自由が制限されている諸国から、独立した報告を得るための重要な情報源として、ブログは機能することがある。中国やキューバなどの諸国においては、ブロガーたちは高いリスクを追いながらも人権侵害に関する定期報告を行なっている。北アフリカにおけるいわゆるアラブの春においては、「ネチズン(netizens)」が反政府運動の中心にあり(Reporters Without Borders, 12 March 2012)、また、メキシコの学生運動「ヨソイ132(#Yosoy132)」はソーシャルメディアを用いた運動にとどまらず、政府による報道および情報に対する政策を厳しく批判する運動へと展開した(Konrad Adenauer Stiftung, 13 June 2012)。COI関連では、批判的内容のブログはアクセス制限や検閲の対象となり、アクセスできなくなることが少なくないという事実とは別に、政府支持のブロガーたちを多数支援することによって世論を操作しようとする政府があることもまた踏まえておく必要がある。表現の自由が制限されている諸国においてはとりわけ困難であるとしても、可能な限り徹底して情報源それぞれの性質を評価する必要がある。仮に情報源の評価のための検討項目の全てに回答が得られないという場合、その情報源は不確かなものとみなざるを得ない。既に述べたとおり、不確かな情報源を用いる場合は、情報源についての情報を示し、かつ、問題視される点について明らかにすることを含めて、情報のクロスチェックを注意深く実施すべきである。



#### アドバイス

ブログおよび投稿記事に特化した検索エンジンとして、たとえば以下のものがある。  
テクノラティ(Technorati): <http://technorati.com/>

#### 極小ブログ - ツイッター

ツイッター(<https://twitter.com>)は極小ブログであり、最長140文字のメッセージを扱うことができる。こうしたメッセージはつぶやき(ツイート)と呼ばれる。

あるユーザー(すなわち情報源)によって投稿された興味深い情報を(たとえばツイッター上で)見つけた場合、他にどのようなユーザーがその情報源をフォロー(つぶやきを受信)しているのかを調べると良い。ツイッターにおいて誰かをフォローするということは、誰かのつぶやきを受信し続けることを意味している。フォロー機能は登録と比較することができるであろう。フォローの対象となっているユーザーによって提供される新情報は自動的にそのフォロワーに届けられる。

ツイッターのユーザーの多くは他のユーザーによる情報をリツイートしており、すなわち他のユーザーからの情報を自らの登録アカウント上で共有し、他の人々にも参照可能な状態にしているのである。このことで、ウェブ上の関連する他のユーザーたちをさらに追加的に見出しやすくなる。

タグとも呼ばれることのあるハッシュタグ (*Hashtags*) は、特定の出来事やテーマに関する投稿記事をグループ化するために、いくつかのソーシャルメディアで使われているキーワードのことである。ハッシュタグは「#」(ハッシュ) という接頭記号で表される。

一般的に、ブログは詳細情報を見出そうとする場合に有用であるものの、注意深い評価が必要となる。ブログ上に集積される情報の質はブログ管理者がどれだけの時間を費やしているのか、および、専門的または関係者としての知見をどれだけ有しているのかに左右される。



### 知っておくと良いこと

 RSSフィードは、ウェブサイトが新情報を追加掲載した場合に、その知らせを配信する。ウェブサイトを訪ねることなく行える情報共有のための手段としてよく使われる。RSSフィードは見だしとウェブサイトへのリンクからなる。RSSとは「真に単純な通信社 (Really Simple Syndication)」の頭文字をとったものである (以前は Rich Site Summary や RDF Site Summary などを語源としているとも言われていた。 <http://www.merriam-webster.com/dictionary/rss>)。

RSSフィードは、特定諸国やテーマに関する最新情報を更新し続けるうえで有用である。RSSを使用して、興味深いウェブサイトを購読し、テーマまたは難民の出身国を設定して、RSSリーダーを通じて情報の展開の経過を追うことができる。

大部分のブログ、メディア、およびその他の情報源は、RSSフィードを提供している。

## 6.2.3 映像コンテンツ (VIDEO CONTENT)

Googleによって運営されている動画共有ウェブサイトであるユーチューブ (<http://www.youtube.com>) へは、誰でも動画をアップロードできる。ユーチューブ上のコンテンツのほとんどは個人によってアップロードされたものであるが、報道会社のなかにもユーチューブ上で放送を提供 (たとえばBBC) する会社や、ストリーミングを実施する会社 (たとえばアルジャジーラ (Al Jazeera)) もある。こうして、ユーチューブは、他では視聴することのできない放送へのアクセスを提供しているのである。多くの組織がユーチューブのユーザー・アカウントを有しており (たとえば赤十字国際委員会 (ICRC)、ヒューマンライツウォッチ、またはチャタムハウスなど)、それぞれによる報告書や論文への補足情報を提供している。

- Al Jazeera live streaming: <http://www.youtube.com/user/AlJazeeraEnglish>
- BBC - British Broadcasting Corporation: <http://www.youtube.com/user/bbc>
- Chatham House: <http://www.youtube.com/user/ChathamHouse10>
- HRW - Human Rights Watch: <http://www.youtube.com/user/humanrightswatch>
- ICRC - International Committee of the Red Cross: <http://www.youtube.com/user/icrcfilms?feature=watch>

ビメオ (Vimeo) やマイビデオ (MyVideo) など、動画共有サイトはユーチューブの他にもたくさんあり、また、写真共有のための様々なサイト (たとえばフリッカー (Flickr)、パノラミオ (Panoramio)、インスタグラム (Instagram))、および、音声ファイル共有のためのサイト (たとえばサウンドクラウド (SoundCloud)、マイスペース (MySpace)) なども多数ある。さらには、ソーシャル・ネットワークも

また、そのサービスを発展させる形で進化している。たとえば、すでに写真や動画をGoogleプラス (Google+)やフェイスブック上で共有しているユーザーは、写真または動画共有に特化したプラットフォームを利用してはいない。動画共有サイトを利用するリサーチャーたちが直面する問題の一つが、素人のファイル作成者またはユーザーによってアップロードされた動画の多くは編集が十分でなく、または、音声の質が良くない、という問題である(たとえば携帯電話で撮影された動画など)。これらの技術的な問題は、既に指摘したソーシャルメディア固有の諸問題にさらに上乘せられる形での課題となっている。

リサーチャーは巧みに操作または偽られている可能性のある動画情報もありうることを意識すべきである。

調査報告書に動画情報を含めようとする場合には、動画情報の内容を文書化したものを用意するか、または、その要約を付し、かつ、一次情報源を示し(たとえばユーチューブのユーザーによる投稿動画である、など)、さらには、当該動画を発表しているプラットフォームが何であるのか(たとえばユーチューブなど)を示すべきであって、ユーチューブを情報源として示すだけの形にしてはならない。動画をアップロードした情報源について、可能な限り慎重に評価することが必要である。



#### アドバイス

ソーシャル・プラットフォームの多くは、ユーザーがリストを作れるようにしている。リストとは、特定分野について共通の関心を有している選ばれたユーザー/アカウントをグループ化するために使われる。それらユーザーをリストにグループ化することで、情報を篩(ふるい)にかけ、焦点を明らかにすることができる。リストをクリックすると、グループ化されたユーザーたちによって投稿された情報を閲覧することができる。COI調査の目的で、調査対象となる特定の難民の出身国についてのリストを設定し、または、関心対象となる特定のテーマに関するリストを設定することができるであろう。特定の動画コンテンツを自動的に提供されることになるユーチューブ・チャンネル(YouTube channels)に登録してみるのも良いであろう。

さまざまなプラットフォームでのリストやチャンネルに関する情報として、以下のものを参照:

- Twitter: <https://support.twitter.com/groups/31-twitter-basics/topics/111-features/articles/76460-how-to-use-twitter-lists>
- Facebook: <https://www.facebook.com/help/?page=175076589213424>
- YouTube: <http://www.youtube.com/channels>
- YouTube also provides a Human Rights Channel: <http://www.youtube.com/humanrights>

### 6.2.4 ソーシャル・ネットワーク (SOCIAL NETWORKS)

フェイスブック、Googleプラス、またはフォースクウェアなどのソーシャル・ネットワークを用いることで、ユーザーは社会的な関係を構築・維持することができる。これらのネットワークによって作り出される社会的関係は、ユーザー同士の関係(AはBの「友人」である)、それらユーザー間でのメッセージのやり取り、および、ユーザーによる投稿からなる。プライバシー設定を用いて特定ユーザーのみが利用可能となっている情報もあり、結果的に、たとえば「友人」のみがそのユーザーによる投稿(文字、静止画、動画など)を閲覧できるようになっている。

ソーシャル・ネットワークのなかにはユーザーに本名での登録を要請するものがあるとしても、ニックネームや仮名の使用、そして素性を偽ることは広く見受けられる。このことから、情報源の評価はさらに困難になっている。

ソーシャル・ネットワークは、アドボカシーの道具として、または、「伝統的な」ウェブサイトにおいて出版された情報の共有のためにも用いられている。たとえばUNHCRは、難民問題に対する意識を高め、かつ、UNHCRの活動を読者に伝えるために、フェイスブックのページをいくつか運営している。

ソーシャル・ネットワーク上で、たとえばあるユーザーによる投稿などの中に有益な情報を見つけた場合、情報源の十分な評価を行い、他の情報源を用いて情報のクロスチェックを行うよう試みる必要がある。そしてその情報の一部を引用する場合、その個別のユーザー/アカウント名と共にそのプラットフォームについても明示することが望ましく、そのいずれかのみを示すだけでは不十分であることに注意が必要である。また、情報が提供された文脈を明らかにし、当該情報を信用できるできないの理由についても示すことが望ましい。

ソーシャル・ネットワークを利用する際には、私的または公的利用の厳格な区別を常に維持することが求められる。

だれが情報にアクセスできるのかは必ずしも常に明確であるわけではないということを踏まえ、情報の保護に務めなければならない。たとえばフェイスブック上で「削除済み(deleted)」というメッセージが表示されている場合にも、それは実際に削除されていることを意味しておらず、引き続きサーバーには記録が残っているにもかかわらず「削除済み」と表示されているに過ぎないのである。



#### 知っておくと良いこと

フェイスブックによる情報の保護に関する詳細情報として以下を参照：

[http://europe-v-facebook.org/EN/Data\\_Pool/data\\_pool.html](http://europe-v-facebook.org/EN/Data_Pool/data_pool.html)

<https://www.facebook.com/about/privacy/your-info>

### 6.3 ソーシャルメディアの情報源の評価

第4章において説明した情報源の評価に関する各種の問いは、ソーシャルメディアの情報源の評価にもそのまま適用できる。ただしソーシャルメディアを評価する場合には、情報源の素性について特別な注意が必要である。「誰」であるかを明確化することの難しさは、誰かと同一/類似の名前を用いることや、ニックネーム/仮名、および、偽アカウントの利用が広く行われていることでさらに困難なものとなっている。

ソーシャルメディアのプラットフォーム上では、誰でも情報を生み出すことができる。ソーシャルメディアの情報源を評価する場合、当該組織/個人の公式ウェブサイトへのリンクの有無を確認してみるのが良い。プラットフォームによっては、アカウントの有効性が確認済みか否かについて、すなわち、表示された個人に真に帰属するアカウントであるか否か(ソーシャルメディアの確認の工夫について以下を参照)について表示しているものもある。ツイッターの場合、著名度の高いアカウントについては有効性確認のチェックマークが表示される(<https://support.twitter.com/>

groups/31-twitter-basics/topics/111-features/articles/119135-about-verified-)。それでもなお、アカウントや提供情報の有効性の確認や評価についてはユーザー自身で行うことを常に意識することが重要である。自身のウェブサイトまたはフォーラムを作成する代わりにソーシャルメディアを選択する多くの団体および個人が増えているため、通常のウェブサイトを経営していないソーシャルメディア上の様々な情報源に遭遇することもあるであろう。各組織はソーシャルメディアを特定の主義主張の普及のために用いることもあることに注意が必要である。

たとえば、ソマリアの武装イスラム集団であるアルシャバブ(al-Shabaab)は、ツイッター上にHSMプレス(HSMPress)という名称のアカウントを有しており、その攻撃に関する情報を定期的に投稿している(The Guardian, 13 December 2011)。このアカウントは信用性のあるメディアの情報源からの記事を通じてその真偽を確認されたのであるが、その他のアカウントについては真偽を見極めることは困難である(注: ツイッターはHSMPressのアカウントを2013年1月に停止している。The Guardian, 25 January 2013を参照)。

以下の実践上の例は、評判の高い情報源(ニューヨークタイムズ紙)がツイッターをどのように利用しているかを示すとともに、この文脈での情報源の評価の困難さについて示している。



### 例

2012年6月25日付の記事の中で、ニューヨークタイムズはメキシコ・シティー空港での銃撃戦を報じている(<http://www.nytimes.com/2012/06/26/world/americas/gunmen-tied-to-drugs-kill-3-officers-at-mexico-city-airport.html>)。記事の最終段落の中で、ツイッター上で銃撃戦についてコメントした人物に言及しながら次のように論述が行われている: 「この犯罪が発生してから最初の写真が掲載されたツイッター上では、不安がつぶやかれていた。ギルベルト・アナヤ(Gilberto Anaya)氏は、その空港は『犯罪に対応する準備を欠いていた』ことは明白であったとしている。彼は『どうして攻撃者たちを取り逃がすようなことになってしまったのか?』と問いかけている。」

この発言を読み、COIとして使用することを検討する場合に、「ギルベルト・アナヤとは誰なのか?」や「どのような条件が整ったら彼はこのような発言ができるのか?」といった疑問が問われねばならない。一次情報源としてのギルベルト・アナヤ氏の発言の裏取りが必要になる。

### どのような戦略をとることができるのか?

1. まずはギルベルト・アナヤ氏によるものとされる発言をグーグル検索してみると良いであろう。ただしこれを - ニューヨークタイムズに引用されているように - 英語で検索しても、検索結果は0件であった。

おそらく元の発言は英語で行われているわけではないため(氏名および事件の現場から推察するに、おそらくスペイン語で発信されたものである)、彼の発言から見出されるキーワードをスペイン語に変換し(たとえば: agresores)、それを彼の氏名と組み合わせて検索することで - 理論上は - 上手くゆくはずである。

それでもなお、このことを試してみても、ツイッター上のメッセージをグーグル検索しても検索結果が出てこない場合もあり得ることを覚えておかねばならない。これは、ツイッター側がグーグルのクロール機能を受け付けておらず、グーグルがソーシャルメディアの情報をインデックス処理していないという問題のためである。ツイッターはそのような方針を維



持するソーシャルメディアの一例に過ぎない。したがって、そうしたサイト上で提供された情報がグーグル上で収集可能とは限らないのである。

2. また別の方法として、ギルベルト・アナヤをツイッター上で探してみると良いであろう。リサーチャーがツイッターのユーザー登録をしていない場合、再度、グーグルから“Gilberto Anaya” twitterという検索ワードで検索を試みるのが最も容易な手段である。そうすることで、ツイッター上の同一名のユーザーを複数見出すことができるであろう。この時点で、それらのうちいずれのユーザーがニューヨークタイムズによって引用されている発言を行っているのかを見極める必要がある。ギルベルト・アナヤ名のアカウントのうちの一つは、2011年を最後にメッセージの投稿を行っていないことが分かったため、このユーザーは当該発言を行っていないことが明らかである。

また別のギルベルト・アナヤは頻繁に投稿を行っている。当該発言が行われた日付は分かっているため、その日に発表されたメッセージを検索することが可能である。メッセージはスペイン語で書かれているため、上記のスペイン語でのキーワードに合致するものを探さねばならない。キーワードのスペイン語への翻訳が発言中に現れる語と完全に合致しない場合を想定すると、ツイッターの検索機能ではなく、手作業でメッセージを探す方が、結果を出しやすいことが分かる。

3. 元の発言とその一次情報源を発見することができても、発言者に関する情報およびその彼の情報源としての信用性については情報がないうままである。ツイッターのユーザー情報は、この点について不十分な場合や深い情報を提供できていない場合が少なくない。ギルベルト・アナヤについてももう少し詳しい情報を得るためには、再びグーグルに戻り、信用できる情報源によって彼の名前が引用されていることを期待しながら検索することになる。今回の情報源の評価においては、全ての評価基準について明確な回答を得ることができなかった。今回のツイッター上の情報源はその意味で不確かなものと言わねばならない。この情報を使用する場合には、このように不確かな情報源から得られた情報であることを明示しておこう。

COI調査においてソーシャルメディアを使用する際に、情報源の評価が課題となることを常に意識しておくことは極めて重要である。それゆえ、ソーシャルメディア上の情報源の可能性は過大評価すべきでない。調査対象となる諸国の現在の状況について常に新しい情報を維持し追いかける上でソーシャルメディアは有用であるとしても、他方では、多くの限界を抱えてもいるのである。

### ソーシャルメディアのアカウントを確認するための工夫

調査対象に関連する情報をアップロードしたユーザー(すなわち情報源)について、より詳しい情報を見つけてみよう。

- 当該ユーザーは、そのユーザー情報(profile)のなかで自身の情報開示を行っているか?
- 当該ユーザーは、当該情報をアップロードしただけではなく、その著者であるか、または、別の誰かによって著された情報をアップロードしたにすぎないのか?
- 当該ユーザーはその他にどのような情報をアップロードしているのか? それは当該テーマや場所に関連するものであるか?
- 当該ユーザーはその他のソーシャルメディアやウェブサイトにおいても活発に情報発信を行っているか?
- それらアカウントは互いに関連づけられ、また、相互リンクされているか?
- 互いに関連づけられたウェブサイトについてのWHOIS情報は存在しているか?

(WHOISは、特定の情報源の責任母体であるインターネット・サービス・プロバイダ(ISP)に関する情報であり、当該サイトのドメイン名の所有者から、その個別登録機関に至るまで、誰でも参照できるよう公開されている。<http://whois.net>を参照。)

- ・当該アカウントはいつ作られたのか?
- ・当該ユーザーとは無関係のウェブサイトから、当該アカウントへのリンクは存在するか?
- ・視覚資料について: 表示されている映像は、当該地域の地理的特徴に合致しているか? 地理情報を提供するその他の情報源を用いてクロスチェックしてみるのも良いであろう。

当該アカウントに関して収集された情報は、当該情報源の特定およびその信用性の評価に役立つものであるか?

技術的に可能な全てのことが有用/意味のある結果を導くとは限らないことは意識しておくべきであろう。デジタル情報は、たとえば、場所に関する情報を示す画像やIPアドレスなどを示すことができるが、そうしたデータは巧みに処理することができ、また、単純に、非表示にされることも少なくない。デジタル情報技術を用いての情報の裏取りは、そもそも不可能である場合が少なくなく、また、COIサービス提供者や難民認定実務家の職務遂行のための専門技術に含まれない技能を要求することになる。さらには、追加的な時間も必要になる。これらの理由のため、クロスチェックの取り組みは基本的には工学知識に基づくものではなく、同一テーマについて他の情報源から入手できる情報を発見する試みとして実施されることになる。

報道の分野における例を通して、ユーザーによって提供される情報をクロスチェックすることが如何に複雑であるかを見てみよう:BBCニュースは、20名からなる「ユーザー提供情報ハブ」(UGC Hub)を組織し、BBCへ送信されたニュース情報や、ソーシャルメディアにおいて見つかった情報のスクリーニングおよびクロスチェックにあたらせている(Turner, 2012)。

COI報告書にソーシャルメディアから入手したユーザー提供情報を含める場合、まずそうした情報が含まれていることを明示すべきである。断り書きを行うのが最も適切であろう。



#### 例

ニュージーランド入国管理局の出身国情報部(Country Research Branch)は、ソーシャルメディアから入手したCOIの使用に関する断り書きの標準化手法を定めている。この断り書きは個々の調査依頼に対する回答毎に示され、情報源またはその情報内容を評価するための情報などの、特定の文脈に沿った情報(contextual information)の場合に付される。ソーシャルメディアを提供する場合、その理由もまた述べられる(たとえば、それが唯一の情報源である/それは出来事に対する感じ方を表している、など)。

「この回答は、ブログ、フェイスブック、または、ユーチューブなどのソーシャルメディアから入手したユーザー提供情報を利用している。この種の資料を意思決定において判断材料とする場合は、その暫定的で、十分に確認されていないという性質に注意されたい。」

### 6.4 ネットワーキングおよび知識管理のためのツールとしてのソーシャルメディア

ソーシャルメディアは、その情報技術上の特徴のゆえにCOI調査にとって有益なツールとなりうる。

- ・ソーシャル・ネットワークは、COIの分野において活動する同業者間の関係の維持・構築のために用いることができる。

- ・ ソーシャル・ブックマークのためのツールは、同じ組織内や他の部署の同僚とブックマークを共有するためのものである。組織化されたオンライン・ブックマークはスタッフ入れ替えの場合においても情報の散逸を防ぐ上で特に役立つ。
- ・ ウィキは組織内部での情報管理に役立つ。ただしウィキの管理には、組織のスタッフの一部に一定の情報技術が求められる。
- ・ ソーシャル・ネットワーク、ソーシャル・ブックマーク、およびウィキは、調査にあたる人の職務内容を記録し、発信を活発化するために使うこともできる。調査にあたる人の職務内容や職務遂行方法について記述することで、報告書の透明性を高め、報告書のより良い理解につなげることができる。

これらツールの効果的かつ効率的な利用のためには、十分な準備と、そのための時間と考察を要する。あまりに多くのツイッターのフィードに登録してしまうと、とても管理できないほどの多数の投稿に悩まされることになる。それゆえ、目的に沿ったソーシャルメディアのツールの利用のためには、その選択が重要である。その使い方次第であるので、利用可能なツールもまた多様である。調査任務のための最適な選択は、任務、作業負荷、技術、調査結果を第三者と共有することを希望するか否か、および、仮にそう希望する場合に、誰との共有を希望するか、などの条件に大きく依存する。本マニュアルにおいては、いつどのようによい種類の情報技術を使うのかについて、余すところなく説明することはできない。ただし、以下の2つの例は役立つであろう。

#### ソーシャル・ブックマーク

ソーシャル・ブックマークに関するツールを使えば、各種リンク(ブックマークや、お気に入りと呼ばれることもある)を集積し整理することができる。各種リンクにキーワードへのタグ付けや、説明書きの追加、および、その検索を行うことができる。リサーチャーは、自身の調査業務のためだけにこれらの機能を利用することもでき、また、同じ組織内やその他の部署の同僚とブックマークのコレクション共有を行うこともできる。複数名でコレクションを集積する場合、体系的なコレクションにしてゆくためには指針や書式ガイドが必要となる(キーワードには何をを用いるべきか、どのようなリンクを用いるべき、または、用いるべきでないか、など)。ソーシャル・ブックマークのプロバイダーは多数に上る。ここでは、無料サービスとして広く利用されている例として、デリシャス(Delicious, <http://www.delicious.com>)およびディーゴ(Diigo, <http://www.diigo.com>)の2つを示しておく。タグを検索対象とすることで、登録アカウントに別ユーザーによって追加された新たなブックマークを見つけることができる。他方、たとえばユーザー自身によるものに限定するなど、検索対象を自由に限定することも可能である。

関係するブックマーク(個別の論文/報告書へのリンク、または、情報源/出版社へのリンク)の集積、および、タグと説明書きを用いたそれらの整理は、既存のデータベースを補完するうえで役立つであろう。たとえば、調査対象となることが多いものの、[ecoi.net](http://ecoi.net)や[Refworld](http://Refworld.org)などのCOIデータベース上では十分な情報を見つけることができないような国またはテーマに関する論文を集積することができる。

私たちセドカ(CEDOCA)職員のなかには日常業務のなかでソーシャルメディアを多用している者もいる。ただし大抵の場合、私たちは資料検索/情報収集のツールとして(ツイッターフィードおよびツイッター)、情報管理/ウェブ上での協働ツールとして(多くの場合、デリシャス)、および、ソーシャル・ネットワーク/情報交換のツールとして(ツイッター、リンクトイン、および、フェイスブック)ソーシャルメディアを利用している。(Cedoca, email, 16 May 2013)



### 例

セドカ(CEDOCA)とは、ベルギーの難民・無国籍者弁務官事務所のCOI部門のことであり、情報管理および共有のためにソーシャル・ブックマークを利用している。セドカによる、アフガニスタンに関するブックマークのコレクションとして以下を参照：  
[https://delicious.com/#cedoca\\_afghanistan](https://delicious.com/#cedoca_afghanistan)

ブラウザのブックマーク機能と比較してオンライン・ブックマークが優れている点：

- ・ブックマークを組織化するためのオプション(タグ、説明書きの追加、検索)が一般的に洗練されている。
- ・他のユーザーと共有できる。
- ・ウェブ上で、多くのコンピューターおよびブラウザからアクセスできる。
- ・他のユーザーが追加したリンクを利用できる。

システムに慣れる必要があること以外に、これと比べて劣る点がない。サービス利用を停止する際には、自分のコンピューターのブラウザにコレクションをインポートすることも可能。

### ウィキを用いた知識管理

アコード(ACCORD)は、ウィキペディアによっても利用されているソフトウェアであるメディアウィキ(MediaWiki)を、組織内部の知識管理のために用いている。スタッフ全員がシステムにアクセスし、情報を入力できるようになっている。投稿内容は、事務所のプリンタの使い方やチームの会議議事録から、専門家との連絡内容のコレクションまで、様々である。投稿内容は分類され、全文検索可能となっている。投稿内容を管理するためのテンプレートや説明書はスタッフによって系統だった形で入力されている。

電子メールおよびネットワーク上の共有フォルダでのファイル管理と比較して優れている点：

- ・文書を検索対象にでき、ウェブ上でアクセス可能。全ての情報が一つの場所に集積される。
- ・新たに配属となったスタッフが、業務開始前に、仮に電子メールで情報共有がなされるとすれば通常はアクセスすることのできない情報にもアクセスできる。

劣る点：

- ・メディアウィキなどの編集機能を利用するためにはそれなりの情報技術が必要となる。大きくはないにせよ、その障害がないわけではない。
- ・ウィキの利用と投稿の両方を行うことで便益を生むためには、それなりのユーザー数が不可欠である。

## 6.5 COI調査におけるソーシャルメディアの情報源の活用指針

COIを収集するためにソーシャルメディアを用いる場合も、情報源の評価および「通常の」情報源の信頼性について指摘されることはすべて該当する。ただし以下の指針はソーシャルメディアの特殊性を扱っている。リサーチャーは、自身の所属組織において情報源としてのソーシャルメディアの利用に関する政策または指針が策定されているか否かを確認しておく必要がある。

ソーシャルメディア上で情報を入手した場合：

- ・当該情報源に信用性があるか否かについて判断することのできる情報源評価を実施し、当該情報源について記述すること(信憑性、透明性)。
- ・正しく引用すること: 情報源/アカウントの名前、および、情報が提供されたプラットフォーム(透明性)の参照。
- ・情報源評価の結果、当該情報源が不確かであることが判明した場合、その評価を隠さず明らかにすること(透明性)。



- ・ 当該情報を他の情報と照合して徹底的なクロスチェックを試みること(正確性)。
- ・ 動画または文字以外の情報を提供する場合、内容を文書化したものを用意する、または、内容を説明した文章を示す(透明性)。
- ・ 使用した情報の全体を文書化すること: 時間の経過とともに情報は変化または消滅しやすい。もしウェブサイトの複製を保存できない場合は、画面撮影(スクリーンショット)を利用すること(透明性およびトレーサビリティ)。

情報源となりうる対象人物(専門家、情報提供者)に接触するためにソーシャルメディアを利用すべき場合には:

- ・ 連絡をとろうとしている対象人物が誰であることを明確にすること(情報保護、信用性)。
- ・ 難民の国際的保護を求めている当該個人の特定につながるような、依頼内容の事実関係にかかる詳細を明らかにしないこと(情報保護)。
- ・ 連絡をとろうとしている対象人物との会話や情報が故意または意図せず第三者に明らかになってしまった場合、当該対象人物に誰がアクセスすることができるのかを明らかにする努力を行うこと(情報保護、情報源の保護)。
- ・ (難民の国際的保護の分野で活動する個人としての)リサーチャーが誰かと接触することによって、その人またはその関係者を危険にさらすことのないことを確保し、その接触が諜報機関またはその他の者による監視を受けている可能性のあることに配慮すること(情報源の保護)。
- ・ 接触を図る際は、私的なアカウント、偽の登録情報、または形式的な口実を使わず、公的なユーザー・アカウントを使用し、かつ、調査の理由を述べること(透明性、信用性)。
- ・ リサーチャーの所属組織は、その所属組織での標準化された断り書きを、専門家またはその他の連絡対象人物に対して提示することを求めることがある。ソーシャルメディアを通じた接触を図る際にもこの断り書きを同様に使用すること。

## 6.6 まとめ

- ✓ 私人が様々な形で情報発信するのと同様に、ソーシャルメディアはCOI情報源としても益々用いられるようになっていく。
- ✓ ソーシャルメディアはそれ自体としては情報源であるとは言えず、その情報源は情報を投稿する組織や個人である。
- ✓ 情報源評価について一般的に指摘されていることは、ソーシャルメディアの情報源にも該当する。しかし、ソーシャルメディアには誰でも何でも投稿できるため、ソーシャルメディアのユーザーの評価は課題が多く、情報の評価は困難であることが少なくないことが明らかになっている。それゆえ、ソーシャルメディアによる付加価値を過大評価するべきではない。
- ✓ 情報技術的に可能であることがすべて、有用で/意味ある結果につながるとは限らないことを意識すべきである。
- ✓ 本章において示されたソーシャルメディア利用のための指針のいくつかは、リサーチャーが質的基準に忠実になることを手助けする。ソーシャルメディアに関する自身の政策や指針を所属組織が策定しているか否かを確認すること
- ✓ 情報源としての可能性の有無にかかわらず、ソーシャルメディアは知識管理および共有のためのツールとして利用されている。



## 7 情報の提示

調査プロセスを辿る旅にも、終わりが近づいてきた。本マニュアルの読者は、適切なりサーチ・クエスチョンの立て方、COI情報源の見つけ方、および、その評価方法、ならびに、COI調査の効率的な実施方法について学んできた。調査結果を集積したら、いよいよ最後のステップとして、透明性を確保し、追跡可能な方法で収集した情報を提示することになる。情報提示の方法は、難民認定の判断権者によるかCOIサービス提供者によるかで異なってくる。本章では、COIサービスの成果としての調査結果の提示に焦点をあてる。一方で、難民認定審査にかかる行政決定、司法判断、および、その控訴におけるCOIの提示方法についても適宜検討する。

### 第7章の内容:

#### 7.1 COIの提示方法

- 7.1.1 文字での提示
- 7.1.2 書式と言語
- 7.1.3 文字以外の情報提示
- 7.1.4 情報の歪曲の回避

#### 7.2 参照方法

- 7.2.1 正しい参照に必要とされる情報とは?
- 7.2.2 様々な参照書式
- 7.2.3 口述情報の参照
- 7.2.4 ブログやソーシャル・ネットワークの参照
- 7.2.5 参考文献

#### 7.3 COI報告書の構成

- 7.3.1 例 1: アイルランド難民ドキュメンテーションセンター
- 7.3.2 例 2: オーストラリア難民不服審判所
- 7.3.3 例 3: カナダ移民難民委員会 (IRB)
- 7.3.4 断り書き
- 7.3.5 補足情報源一覧
- 7.3.6 COI報告書の例

#### 7.4 COI部門内の文書整理

#### 7.5 COI部門における情報の品質管理

- 7.5.1 査読
- 7.5.2 第三者による品質管理
- 7.5.3 内部の編集チーム
- 7.5.4 独自の手法の開発 - COI書式ガイドの策定

#### 7.6 まとめ



## 学習目的

この章の学習を終えた読者は、以下のことが出来るようになるであろう。

- » 調査結果を提示する際に透明性と追跡可能性を確保すること。
- » 引用、換言、要約、および、統合の間の区別をつけること。
- » 適切な言語を使用し、情報の歪曲を回避すること。

## 7.1 COIの提示方法

透明性およびトレーサビリティの基準については、本マニュアルの2.1.4において、以下のように説明されているとおりである：

透明性およびトレーサビリティの質的基準は、情報が明確、簡潔、率直、かつ再入手可能な形で提示されることを要求する。[...]COIに関するプロダクトは、あらゆる情報の出典が明示されており、読者が提供されている情報を独自に検証し評価することが可能になっている場合にのみ、透明性があるといえる。[...]構成および言語は、内容の容易な理解を確保すべきである。

調査結果を提示する方法については、難民認定実務家とCOIサービス提供者それぞれに異なる課題がある。

COIサービス提供者にとっては、調査依頼者のニーズに応える情報提供を行うことが中心的な課題となる。情報の品質基準を満たしつつ、依頼者のニーズにできる限り引き寄せた最適な書式を追求すべきであろう。依頼者のニーズを把握し、適宜軌道修正できる仕組みを確立するためには、依頼者と話をすることが有益である。COI調査チームの一般的な成果物としては、調査依頼に対する回答、報告書、情報を一括化したもの、および、情報の編集物がある。

難民認定実務家の場合は、決定または異議申立における証拠としてCOIを編成する必要がある。彼らの場合は証拠類の収集と評価(情報を用いた法的立論)の間に明確な区別をつける必要がある。

### 7.1.1 文字での提示

この節では、COI調査において文字データとして収集された情報の提示方法をいくつか概観する。いずれの方法も、調査依頼への回答や報告書を作成する際にCOI調査チームによって日常的に用いられているものであり、難民認定の決定や判決などの中にもそのまま使われることがある。ただし、以下に示す方法相互の違いを理解しておくことは有益であろう。

まず、原文からどれほど離れた形で情報を提示するべきかについて、様々な方法がある：原文と一語一句違わぬ形で段落丸ごと引用するのか？ 調査依頼は要約されているのか、また、その要約のみが与えられているのか？

以下に示される順に、提示方法は洗練され、かつ、時間のかかるものとなっている。



**注:** 読みやすさに配慮し、以下の例には本マニュアルの引用書式を適用しない。これらの例自体、参照にさまざまな書式があることの例となっている。

引用		
方法の説明	求められる形式	例
<p>引用(または抜き書き)とは、他者の言葉そのままの反復や複写である。</p> <p>引用とは、情報源の言葉を使いつつ、そこで言われている内容を正確に伝えるためのものである。</p> <p>引用または抜き書きが、原文の文脈から大きく外れていないのであれば、原文との距離はないと言える。</p>	<p>引用を行う際には、その文頭と文末が明示されており(引用記号、インデントの設定)、完全な参照情報を示していることを確保する。読者は情報源を辿ることができ、抜き書き箇所とその文脈を容易に確認できるようになっているべきである。</p> <p>関連する情報のみ引用する。</p> <p>引用した原文に明白な誤りがある場合、「ママ」(sic)と記すことで、誤りについても原文の一部を成していることを示す。</p> <p>引用者において説明やコメントを追加し、または、引用元の一部の文言を省略したい場合、それと分かるように明示すること。その明示のための記号として角括弧(ブラケット[] )が用いられることが多い。</p>	<p>英国内務省のCOI調査局は、エリトリアに関する報告書において、アムネスティインターナショナルによる報告書からの抜き書きを示している:</p> <p>The Amnesty International “2012 Annual Report”, published on 24 May 2012は、以下の通り述べている: 「[2011年における]刑務所の状況は、おぞましく、かつ、多くの場合残酷、非人道的、または、品位を傷つけるような扱いや処罰に相当するものであった。多くの被收容者は地下の独房や金属製の船積み用コンテナに拘禁され、それが砂漠地帯であることもしばしばで、それゆえ極度の暑さや寒さに悩まされていることも多かった。被收容者たちは十分な食事や飲料水を与えられてはいなかった。多くの被收容者たちは奴隷のように詰め込まれ、劣悪な衛生環境の中で拘禁されていた。」</p> <p>Example taken from: UK Home Office: Country of Origin Information Report; Eritrea, 17 August 2012, p. 57 (available at <a href="http://www.ecoi.net/file_upload/1226_1345467488_report-08-112.pdf">http://www.ecoi.net/file_upload/1226_1345467488_report-08-112.pdf</a> (accessed 12 September 2012))</p>

換言(言い換え)		
方法の説明	求められる形式	例
<p>換言とは、原文の意図や意味を維持しつつ、引用者が自身の言葉を用いて、内容を再構成することである。</p> <p>上手な換言の場合、原文の内容全体を表し、原文からの距離もわずかである。</p>	<p>文章を換言する際、原文の意味に忠実な換言を行い、情報源の明示もあわせて行われることが重要である。</p> <p>換言の終了箇所がいずれであり、原著者自身の言葉がどこから始まっているのかを、読者に対して明確に示さなければならない。</p>	<p>オーストラリア難民不服審判所(RRT)の国別情報局(Country Advice)による、コロンビアに関する調査依頼への回答書のなかで、ある参考書籍の一部が換言されている:</p> <p>その他の情報源は、1973年に始まり、国家人民連合(ANAPO)の支持者たちによって組織され、1970年4月19日にコロンビアで実施された選挙結果をめぐる争いのなかで同党の武力集団として組織されたものとして、コロンビアの反政府府運動(M19,</p>

翻訳は、換言の特例として位置づけられる。翻訳とは、文章の意味を他言語で再構成を試みるものである。COIの分野において、翻訳はプロの翻訳家によって作成されることは稀であるため、そのような場合には専門家による翻訳ではないことを明記すべきである。

4月19日運動)に言及している<sup>14</sup>。

14 Szajkowski, B. (ed) 2005, Political Parties of the World, 6th edition, John Harper Publishing, London, p. 131

Example taken from:  
MRT-RRT - Australian Refugee Review Tribunal - Country Advice: Country Advice Colombia - COL38771 - M19-Bucaramanga - Valledupar - Arjona Cesar - Pailitas - Barranquilla, 8 June 2012 (available at ecoi.net)  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1930\\_1346164671\\_col38771.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1346164671_col38771.pdf)  
(accessed 12 September 2012)

## 要約

### 方法の説明

要約とは、一つの情報源からの一つの文章の全体を表すために、簡略化された形で資料の内容を提示することである。

この方法は、引用または換言に長過ぎ、かつ、詳細すぎる文章の形で関連情報を見つけた場合に用いられる。

要約冒頭には、主要テーマに読者の注意を引くための明確な表現が広く用いられている:XY報告書は～に取り組みつつ/～に焦点をあてつつ、～について記述する/扱う…

比較的重要度が低いと考えられる箇所は省略されるため、原文との距離は大きくなりがちである。

### 求められる形式

文章の一定部分を要約する際、原文に忠実であることを確保しなければならない。要約である以上、原文に対する何らかの解釈や意味の欠如を伴うものになっていることに注意が必要である。COI調査依頼に対応する中核的な文章を示し、かつ、中立性を追求せねばならない。

### 例

パキスタン施政下のカシミールに関する報告書のなかで、アジア人権委員会(AHRC)による論文の要約を行っているアコード(ACCORD):

2009年12月のAHRCの論文は、ムジャフアラバードにおける軍統合情報局(ISI)による4人の若者の違法な逮捕、収容、および拷問について報告している。そのうち一人は、彼の叔父に、その不当逮捕に関わったISI職員の親戚である貸金業者への債務支払を強要する目的で人質にとられたとも言われている。残り三名については、その一名の友人であり、駐在所でその彼に関する質問を受けている時に逮捕された(AHRC, 11 December 2009)。

Example taken from:  
ACCORD - Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation: Pakistan-administered Kashmir (Azad Kashmir and Gilgit-Baltistan) - COI Compilation, 7 May 2012 (available at ecoi.net)  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1337596756\\_accord-pakistan-20120507-kashmir.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1337596756_accord-pakistan-20120507-kashmir.pdf)

統合		
方法の説明	求められる形式	例
<p>統合とは、類似の内容について複数の情報源から得られた情報を統合し、互いに矛盾する部分と比較しながら併置しつつ、集約された方法で複数の情報源からの情報を要約して提示することである。</p> <p>複数の情報源から一貫性ある情報が多数入手できた場合にこの方法は用いられる。</p> <p>他の方法との比較において、原文からの距離が最も大きくなるのが統合である。</p>	<p>情報を統合する際、適切な表現を思いつけるかが課題となる。複数の情報源からの情報が全く同一の内容を示していることはほとんどないと言って良い。不正確、簡素、または誤った裏取りとならないよう注意が必要である。</p>	<p>モルドバに関する調査依頼への回答において、複数の情報源からの情報を統合しているカナダの移民難民委員会 (IRB)：</p> <p>家庭内暴力が過小評価されて報告されていることを示唆する情報源 (US 24 May 2012, Sec. 6; IOM 7 June 2012; Moldova 2010, 18; UN 8 May 2009, para. 67)。</p> <p>Example taken from: (IRB - Immigration and Refugee Board of Canada: Moldova: Domestic violence, including legislation, state protection and services available to victims [MDA104108.E], 13 July 2012 (available at <a href="http://www.ecoi.net">ecoi.net</a>) <a href="http://www.ecoi.net/local_link/222872/330349_en.html">http://www.ecoi.net/local_link/222872/330349_en.html</a> (accessed 12 September 2012)</p>

いずれの方法を用いるとしても、全ての情報について、用いた情報源への完全な参照を行うことは、義務である。

### 7.1.2 書式と言語

COI調査報告書や各種決定に用いられるCOIは、文法が正確であり、用語の選択が適切かつ言語レベルが一定水準を満たしているものである必要がある。単語の綴り間違いや句読点の誤りもあってはならない。明確な文章を書くことは当然である。語り口は中立的でなければならず、価値判断や主観的意見を追加してはならず、また、分かりやすい内容にすべきである。

収集した情報の提示方法を軽視してはならない。提示方法は、書き味 (tone)、文書内での論理整合性 (inner logic)、可読性 (readability)、および、総合的な可用性 (general usability) といった難解な問題に関わっている。COI成果物の発行を行う組織の任務や、その成果物の質は、文書の提示方法に影響する。

#### 中立の確保および偏りの原因となる書きぶりの確認

COIの調査結果の提示方法は、調査そのものと同様に中立的でなければならない。それゆえ、調査結果にはコメントや結論を付さないようにする。報告書の構成、情報のクロスチェックの内容、記述方針、および表現の選択について中立的な立場から明示すべきである。情報内容からの距離を置いていることが伝わるような、中立的な言葉遣いにすべきである。

個人的判断や見解を抜きにした内容を提供すべきである。依頼者に影響を与えることになるような、情報の価値についての評価や解説は控えるべきである。法的評価 (legal assessment) を示唆するような言葉遣いをしないよう、特に注意が必要である。



情報を要約する際、本来の著者の名前を用いる場合は確定的な表現を避けるよう注意する。カナダの移民難民委員会(IRB)の調査局は、調査依頼への回答(RIR)のなかでどうすべきかについての例をいくつか示している:

個人的判断や見解には、「Xを本国送還することで問題は絶対に起きる」「唯一の保証は～」「政府は明確に～」「それは明白である」「それは～とみられる」「それは～であろう」「どうやら～である」などの表現が使われる。情報源によって提供される分析をそのまま用い、また、そのことを明示するようにしよう。パブリック・ドメイン (the public domain, 訳者注: 公有のための特別な著作権設定がなされている情報源) の情報源は裏取りされていることが想定されるため、内容が間違っているという危険性は低い。しかし、それらも誤った内容を絶対に含んでいないわけではなく、調査依頼に対する回答(RIR)のなかで、たとえば「政府は具体的な措置を講じていると伝えられる」「強盗を背後から操っていたのはXであると言われている」「～と報じられている」などと明示することを通じて、あくまで中立の立場であることを示すと良い。(IRB, 26 January 2011c, p. 5)

#### 調査目的を常に意識し、情報過多を避ける

調査依頼へのCOIサービス提供者による回答は、常に、難民認定実務家からの調査依頼に可能な限り正確に答えるものであるべきである。報告書や調査依頼への回答書の長さは、それぞれの調査依頼や、リサーチャーが入手可能な情報量によって、様々である。COI調査報告書や各種決定に用いられるCOIは、無関係な情報を含まないようにすべきである。

#### 読者に理解しやすく工夫された情報提供

COI成果物を作成する場合、個別情報を多数集めていない場合においてさえ、テーマや課題は整理分類され、思考は論理的に練り上げるべきである。テーマ次第で、事実は、その重要性や時系列に沿った順のいずれかで並べるべきである。

カナダの移民難民委員会(IRB)は以下のように述べている:

良い内容構成は情報の階層 - 最も重要な情報とその内容を支持する詳細情報 - を明らかにするものである。良い内容構成はまた、各々の情報が、因果関係、時間的(時系列)関係、または、空間的関係の観点においてどう関係しているのかについても示すことになる。調査依頼に対する回答(RIR)の内容構成を行う場合、比較的一般的な情報から開始し、より詳細な情報へと展開するか、または、その逆順に構成してゆくことになるであろう。RIRは時系列または逆時系列に情報源を並べて、または、調査依頼者による依頼の数次第ではテーマごとに分類して構成すると良いであろう。(IRB, 26 January 2011c, p. 9)

#### 文書内での情報源の紹介

COI成果物の読者は、そこに示される情報源をすべて知っているわけではないことがある。情報源の種類を示し(政府組織、非政府組織など)、頻繁に言及される情報源の場合には端的な紹介文を付すのも良いであろう。



### 例 1

パリに拠点を置く非営利団体であり、中央アジアおよび南アジアに特化したシンクタンクである、カイバル調査戦略研究所 (IRESK) は、論文の中で以下のように述べている[…]

#### 例の出典:

ACCORD - Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation: Pakistan - COI Compilation, June 2013, p. 9 (available at [ecoi.net](http://www.ecoi.net))  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1371627314\\_accord-coi-compilation-pakistan-june-2013.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1371627314_accord-coi-compilation-pakistan-june-2013.pdf) (accessed 24 September 2013)



### 例 2

ロンドンに拠点を置くNGOであり、パキスタンにおけるキリスト教およびその他の宗教的少数者に対する人権侵害に注目している、英国パキスタンキリスト教協会 (BPCA) ([2012], para. 1) は以下のように指摘している[…]

#### 例の出典:

IRB - Immigration and Refugee Board of Canada: Pakistan: Situation of Christians in Pakistan, including social and government attitudes, treatment and rights (2010-2012) [PAK104259.E],  
14 January 2013 (available at [ecoi.net](http://www.ecoi.net))  
[http://www.ecoi.net/local\\_link/237374/346406\\_en.html](http://www.ecoi.net/local_link/237374/346406_en.html) (accessed 13 May 2013)

不確かな情報源を示すよりほかない場合、当該情報源の不十分な点を明示すべきである。



### 例

情報源の不十分な点について言及する場合、以下のように記述すると良い:

XYというニックネームのユーザーは、ライブジャーナル (LiveJournal) というウェブサイトのユーザーであるものの、この情報源についてはそれ以上の詳細情報は入手できなかった。

COIサービス提供者が上記のことを記載する場合、以下のように記すこともできる:  
この情報の著者はどのような人であるか十分に確認されていない。この情報源からの情報を難民認定審査の決定において引用する場合、その不確かであるという性質には注意されたい。

## クロスチェックの明示

情報の質を高めるうえで、クロスチェックは最重要因子の一つである。情報のクロスチェックのために何をしたのかを説明することも同様に重要である。調査において実施したクロスチェックの過程を明示するようすべきである：

- ・ 調査対象に関する情報を提供する複数の情報源を含める。
- ・ どの情報源からどのような情報を取得したのかを明示する。
- ・ 裏取りができた情報源や矛盾の認められる情報源を明示する。
- ・ 情報の裏取りが不可能であった点を明示する。
- ・ 情報が入手できなかった点を明示し、どのような方法で情報入手を試みたのかを明らかにする。あくまで情報入手ができなかったに過ぎないのであり、調査対象となっている個人、場所、もしくは、集団が存在しない、または、調査対象となっている事件が発生していないと受け取られるような書き方をしてはならない。
- ・ 情報が入手できない、または、不確かな情報源しか見当たらないという場合、調査を試みるも結果につながらなかった情報源を明示する(7.3.4も参照)。



### 例 - 相互に裏付けしあう情報源

カナダの移民難民委員会 (IRB) の調査局による電話インタビューの中で、コソボにおける「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)」の「地域計画のための平和およびガバナンス・アドバイザー」は、プリシュティナにおいて求職する女性は職業安定所に行くことができるものの、実際に職を得ることのできる「幸運な」場合であっても、最大で10から15年を要すると述べた (UN 20 Mar. 2013)。彼女が言うには、女性一般にとっても失業は「深刻な問題」であるが、コソボの人口の大多数は30歳以下であるため、特に若い女性への影響が大きいという (ibid.)。若者の失業率が特に高いことは、複数の情報源によって明らかになっている ((Express 22 Sept. 2012; UN n.d.; EU 12 Oct. 2011, 39)。

#### 例の出典：

IRB - Immigration and Refugee Board of Canada: Kosovo: Situation of single women in Pristina, including their ability to access employment, housing, and social services; whether Catholic Albanian women would face particular challenges accessing housing, employment and social services when relocating to Pristina from a different area of Kosovo [KOS104350.E], 08 April 2013 (available at ecoinet)



### 例 - 裏づけ情報が見つからない場合

フリーダムフロムトーチャー(Freedom from Torture)によれば、尋問の間、当局の役人は、タミル・イーラム解放の虎(LTTE)の「支持者を殺す」こと、および、「タミル人支援者は全員LTTEであるため、彼らを殺せば問題はなくなるであろう」と言ったことを、尋問からの生還者が述べたという(13 Sept. 2012, 6)。カナダ移民難民委員会(IRB)の調査局によって検討された情報源からは、このことを裏づける情報は、この回答のために配分された時間のなかでは見つけることができなかった。

#### 例の出典:

IRB - Immigration and Refugee Board of Canada: Sri Lanka: Treatment of Tamil returnees to Sri Lanka, including failed refugee applicants; information on specific asylum cases, including the Tamil asylum-seeker boat that stopped in Togo, the return of Sri Lankan asylum seekers from Australia in 2012, and any cases of voluntary repatriation (August 2011-January 2013) [LKA104245.E], 12 February 2013 (available at [ecoi.net](http://www.ecoi.net))  
[http://www.ecoi.net/local\\_link/240922/350350\\_en.html](http://www.ecoi.net/local_link/240922/350350_en.html) (accessed 12 April 2013)



### 例 - 矛盾の認められる情報源

マーダビ氏 [イランの裁判所の渉外事務局の局長] は、イランを不法に出国するイラン人は極わずかに過ぎないと述べた。不法にイランを出国した場合に課される罰金は数百ドルであり、その他には罰はない。この発言は、西側諸国の大使館(1)や弁護士によって提供される情報とは異なっている。この情報源のいずれも、多くのイラン人がイランから不法出国したことを指摘している。

#### 例の出典:

Danish Immigration Service / Danish Refugee Council: Fact finding mission to Iran 24 August - 2 September 2008, 30 April 2009, p. 36  
[http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/90D772D5-F2DA-45BE-9DBB-87E00CD0EB83/0/iran\\_report\\_final.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/90D772D5-F2DA-45BE-9DBB-87E00CD0EB83/0/iran_report_final.pdf) (accessed 28 May 2013)



### 例 - 一切の情報が見つからなかった場合

アコード(ACCORD)によって、その時間的制約のなかで検討された情報源からは、「行政区画および村落統治法」の施行にかかる情報を見出すことはできなかった。

#### 例の出典:

ACCORD - Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation: Myanmar - Update; COI Compilation; November 2012 (as of 31 October 2012), p. 46 (available at [ecoi.net](http://www.ecoi.net))  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1353917911\\_accord-myanmar-update-2012-11.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1353917911_accord-myanmar-update-2012-11.pdf) (accessed 22 May 2013)

### 特定言語におけるいずれのタイプ(variant)が用いられるべきか?

同一言語であっても、世界のいずれの場所で使われているのかによって、スペリング(variant)は様々となることに注意が必要である。アメリカ英語はイギリス英語とは異なり、ドイツのドイツ語は、オーストリアやスイスのドイツ語とは異なる。COIを用いた難民認定審査の決定や、COI報告書/調査依頼への回答書を作成する場合、いずれのスペリングを選ぶべきかについては注意深く判断し、このことは常に意識すべきである。オックスフォード英語辞典(*Oxford English Dictionary*)や、ドイツ語の場合はドゥーデン(*Duden*)などの、参考辞書を用いると良いであろう。

### 国への言及方法は?

アコード(ACCORD)は、国連の6つの公用語(アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語)における国連の用語法に従った公式な国名の最新版を用いることを推奨している:

[http://unstats.un.org/unsd/geoinfo/ungegn/docs/26th-gegn-docs/WP/WP54\\_UNGEGN%20WG%20Country%20Names%20Document%202011.pdf](http://unstats.un.org/unsd/geoinfo/ungegn/docs/26th-gegn-docs/WP/WP54_UNGEGN%20WG%20Country%20Names%20Document%202011.pdf)

国名に自信のない場合、国連多言語用語法データベースが、国名の最新版を確認する情報源として役立つ(<http://unterm.un.org>)。さらに、紛争地域などの地域名については、UNHCR書式手引きを参照すると良い(UNHCR, February 2012, p. 23-25)。

アコードの主な業務言語は、国連の公用語ではないドイツ語である。国名、地域名、または、都市名については、オーストリア外務省の情報を参照し、ドイツ外務省の情報でクロスチェックすることになっている。この両者とも、国名一覧情報を提供している。

### 非ローマ字の名称を字訳する方法

字訳システムを選択し、一貫性確保に努めることが重要である。

エストニア語研究所によって支援されているオンラインシステム(<http://transliteration.eki.ee>)は、アラビア語、ベンガル語、グルジア語、ヒンズー語、モンゴル語、ロシア語など多くの言語のための字訳表を提供している。



#### 例

COIデータベースであるecoi.netからの以下の例が示すように、完璧な一貫性を求めることは不可能であろう。アラビア語の الجزيرة (アル・ジャジーラ)の英語への書き換えは「Al Jazeera」である。それはドイツ語では「Al-Dschasira」と表記する。しかし「Al Jazeera」の方がドイツ語メディアにはより浸透しており、それゆえ、一貫性の面で妥協しながらも、ecoi.net 上でも「Al Jazeera」を用いることになったのである。

### 政党名および団体名は翻訳すべきか?

政党および団体の名称がCOI成果物の言語へ字訳されるべきか否かについて、一般的なルールがあるわけではない。メディアによって社会全体の傾向や、具体的政党や団体の言及方法はおおよそ分かるであろう。





### 例

アラビア語の政党名 حزب الله (*Hizbollah*, ヒズボラ)は、英語に翻訳される場合は「神の党(Party of God)」となる。この翻訳は、明確さを向上させるわけではないので、COIの文脈ではあまり使われていない。

他方、ロシア語の「Коммунистическая партия Российской Федерации (КПРФ)」(ローマ字への字訳: *Kommunisticheskaya Partiya Rossiyskoy Federatsii*, KPRF)は、英語(*Communist Party of the Russian Federation*, ロシア連邦共産党)とドイツ語(*Kommunistische Partei der Russischen Föderation*)の両言語それぞれへと翻訳されることが少なくない。この場合、翻訳は可能である。

### 数量の言い換えに注意

ある情報源が「多くのキリスト教者たち(many Christians)」と述べている場合、「大部分のキリスト教者たち(most Christians)」と言い換えるべきではない。ある情報源が「12名が殺害された(12 people have been killed)」と述べている場合は、「わずか数名が殺害された(only a few were killed)」や「大勢が殺害された(many have been killed)」と言い換えるべきではない。

### 7.1.3 文字以外の情報提示

調査結果に文字以外の情報(たとえば写真、専門家からの聴き取りの音声記録、ユーチューブ上で公開されている音声または動画など)が含まれる時は、多くの場合、使用しようとする情報は文字起こしするか、または、内容説明を追加し、適正に文書化される必要がある。COIとして動画を使用する場合、その内容の詳細を説明する必要がある。音声データの場合は、文字通り文字起こしを行うか、内容に沿って言い換えを行いながら文書化する。文書化された要約/筆記録には、聴き取りの日時と場所、インタビューを行った者と受けた者の名前、組織および役職、インタビューにかかる同意、ならびに、筆記録がインタビューされた人にも渡され、承認済みであるか、などを記すべきである。

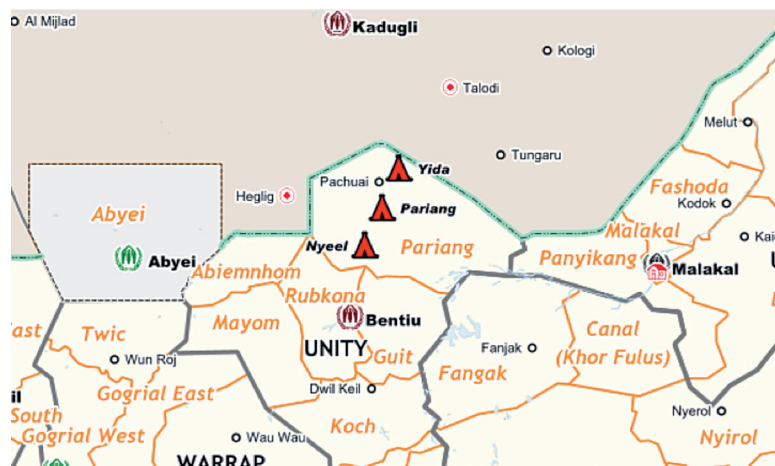
事実を説明する上で写真や地図を使いたい場合もあるであろう。そうした場合、それらの画像データを使うことによって文章情報の内容を歪めることのないよう、守るべき原則がいくつかある。まず、写真や地図を用いる場合、それらは文章情報の内容に対応するものである必要がある。また、調査依頼内容にとって有効なものであり、かつ、信頼できる情報源からのものであるべきであろう。この場合、COIに関するあらゆる基準は映像データにも基本的に該当する。さらには、写真類はその原作における文脈とは異なり、操作されている可能性があるということを忘れるべきではないであろう。

文章と同様に、イラスト類もその出典を完全に明らかにしなければならないのであり、それゆえ、写真、地図、または表などを用いる場合は、図表一覧を別に作成するのも良いであろう。



## 例

2012年10月以来、UNHCRの提供する地図は、南スーダンのユニティ州(Unity)のパリアン郡(Pariang)に3つの難民キャンプ(イータ、パリアンおよびニール)があることを示している。



地図の出典:

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: South Sudan - Operational Overview, 25 October 2012 (available at [ecoi.net](http://www.ecoi.net))

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/3055\\_1354024290\\_south-sudan-operational-overview.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/3055_1354024290_south-sudan-operational-overview.pdf) (accessed 22 January 2013)

### 7.1.4 情報の歪曲の回避

情報の歪曲を回避するため、文章を批判的に検討することは重要である。情報の歪曲につながる落とし穴としては以下のものが考えられる:

#### 文脈の欠如

情報の原情報の段階での文脈に沿って引用するよう心がけねばならない。情報は、その情報の文脈の背景情報を踏まえてこそ正確に解釈されるということがしばしばある。なぜ調査依頼テーマに直接は関係しない情報を引用しているのか、引用者自身においては明確である場合もあろうが、その場合は、そのことを読者に分かるように示すべきである。

#### 特定の見解を事実として提示すること

事実に関する情報を、(印で明確にされていない)見解表明と混同しないようにすることは基本である。専門家の意見を引用する場合、それと分かるように印で示し、それが誰の意見であるのかを明示することを忘れてはならない。

### 一貫性を維持するために特定情報を無視すること

リサーチャーが自身の描く状況に合致する情報ばかりを求め、または、既に収集された他の情報と相容れない情報を無視するという傾向のあることは、COI調査の重大な落とし穴の一つとすべきである。調査対象となる状況を漏れなく描き、最重要の情報源から引用することを追求すべきである。調査から見えてきた様々な見解を明らかにし、矛盾点を指摘するよう心がけよう。

### 情報の抜き書き、換言、および要約の不適切な使用

書かれている内容が、リサーチャー本人によるものであるのか、他者の発言の複写であるのかを常に示すことは重要である。抜き書き、換言、および要約の方法を注意深く用いることを確保し、その該当箇所を正確に記すようにすべきである(7.1を参照)。

直接引用のはじまりと終わりの箇所は印(引用記号またはインデント)を用いて明確に示すべきである。

## 7.2 参照方法

参照とは、情報がどの情報源からもたらされたものであるかを示すための、標準化された手法である。参照情報によって、読者は情報源へと遡って直接検討することが可能となる。さらに、参照によって情報源への謝意が示され、著作権や知的財産権の尊重にもつながる。参照は、透明性とトレーサビリティへの鍵である。

調査結果の透明性とトレーサビリティを確保するため、情報を取得した場所を明確に示すよう心がけるようにすると良い。全ての情報を完全かつ正確に参照せねばならない。既に述べた情報提示方法のいずれを用いるか、あるいは採用するかによらず、明確かつ一貫した参照システムが何より重要である。

### 7.2.1 正しい参照に必要なとされる情報とは？

参照方法(7.2.2)によらず、使用される全ての情報源について、それら情報のそれぞれについて正確な調査記録をとるため、以下の詳細情報を収集すべきである。

- ・ 情報源の名称(著者および/または組織)
- ・ 出版物の標題
- ・ 出版日(補足的に、可能な場合は、カバーされている期間)
- ・ 情報のなかの特定部分のページまたは段落または節のタイトル
- ・ ウェブサイトのリンク(URL)と更新日(ウェブ上で出版された文書の場合)

その他、さらにいくつかの追加情報の参照が必要な資料もある。たとえば、雑誌に掲載された論文の場合、雑誌タイトル、論文タイトル、巻号情報などがそうである。

情報源の名称については、情報の属性を正確に示すよう気をつけよう(一次情報源および二次情報源に関する4.1.1を参照)。情報の出所と、リサーチャーがどこでそれを入手したのかを読者に対して明示しなければならない。



例

Jane's Information Group: Sentinel Security Assessment: Pakistan, updated 23 April 2012, quoted in UK Home Office: Country of Origin Information (COI) Report; Pakistan, 7 December 2012, pp. 170-171 (available at [ecoi.net](http://www.ecoi.net))  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1354876278\\_coir-pakistan-final-ukba-2012-12-07.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1354876278_coir-pakistan-final-ukba-2012-12-07.pdf) (accessed 28 June 2013)

メディア・アーカイブやその他のデータベースについても同様。

出版日については、更新されている情報の場合の扱いに戸惑うこともあるであろう。たとえば、ウェブページは頻繁に更新され、また、最終更新日を明らかにしない場合もある。最新の引用または最新の更新文書の日付を手がかりにして最新の情報源の日付を探すと良い。そしてこのような参照日付としていることを事実として調査結果の文書の中で明らかにするべきである。



例

RFE/RL – Radio Free Europe/Radio Liberty: RFE/RL Mission Statement, undated  
<http://www.rferl.org/info/mission/169.html> (accessed 15 April 2013)

SATP - South Asia Terrorism Portal: Incidents involving Tehreek-e-Nafaz-e-Shariat-e-Mohammadi (TNSM), last entry 3 January 2012  
[http://www.satp.org/satporgtp/countries/pakistan/terroristoutfits/TNSM\\_tl.htm](http://www.satp.org/satporgtp/countries/pakistan/terroristoutfits/TNSM_tl.htm) (accessed 27 May 2013)



### 知っておくと良いこと

COIデータベースは、文書を引用する方法についても推奨している。ecoi.netでは、ユーザーは「~として引用 [cite as](#)」ボタンをクリックすることで、文書それぞれの推奨書式に整えられた参照情報を得られる。

30.04.2013 - US Commission on International Religious Free- [i](#) [cite as](#)

**Recommended citation**

USCIRF - US Commission on International Religious Freedom: 2013 Annual Report of the U.S.  
Commission on International Religious Freedom, 30 April 2013 [close](#)

Afghanistan, Azerbaijan, Bahrain, Bangladesh, Belarus, China, Cuba, Egypt, Eritrea, Ethiopia, India, Indonesia, Iran Iraq, Kazakhstan, Korea, Democratic People's Republic, Lao People's Democratic Republic, Myanmar, Nigeria, Pakistan, Russian Federation, Saudi Arabia, Sudan, Tajikistan, Turkey, Turkmenistan, Uzbekistan, Venezuela, Vietnam

Annual report on religious freedom (covering 31 January 2012 to 31 January 2013) [ID 246470]

[PDF](#) [EN](#) [Open Document](#) Periodical report: 2013 Annual Report of the U.S. Commission on International Religious

Refworldでは、推奨書式に整えられた参照情報は文書情報と共に表示されている。

Publisher	International Federation of Human Rights
Publication Date	6 May 2013
Cite as	International Federation for Human Rights. Bolivia: <i>FIDH and APDHB call for the respect of the right of the TIPNIS indigenous communities to a prior, free, informed, concerted and good faith consultation</i> , 6 May 2013, available at <a href="http://www.refworld.org/docid/518ceec6f.html">http://www.refworld.org/docid/518ceec6f.html</a> [accessed 13 May 2013]
Disclaimer	This is not a UNHCR publication. UNHCR is not responsible for, nor does it necessarily endorse, its content. Any views expressed are solely those of the author or publisher and do not necessarily reflect those of UNHCR, the United Nations or its Member States.

データベースは推奨書式に整えられた参照情報を自動生成していることに注意が必要である。このため、それらが正確であるか、利用前に確認を怠らないようにすること。

### 7.2.2 様々な参照書式

諸国それぞれの学術的伝統にしたがって、さまざまな参照書式がある。2つの最も普及している書式が、オックスフォード方式とハーバード方式である。文書に一貫して適用され、かつ、読者のニーズに応じていさえすれば、いずれの書式を採用するかは自由である。これら2つの書式の主な違いは、参照情報が位置づけられる場所の差異にある。オックスフォード方式はそれぞれのページ下部の脚注に参照情報を記述する。ハーバード方式は、本文内のそれぞれの引用に続けて参照情報を記述してゆく。



以下に、脚注方式と本文埋め込み方式それぞれの記述と例を示す。

### A. 脚注方式

初出情報が引用される場合、脚注には完全な文献情報(著者、標題、日付、ページ、URL、およびアクセス日)を記すべきである。同じ情報源についての2回目以降の引用情報については、初出時と同じ詳細情報を記す必要はない。短縮された参照(著者 出版年: ページ)で十分である。

完全な文献情報(参照一覧)を文書末尾に付すと良いが、絶対必要というものではない。

脚注の代わりに文末注が用いられることもある。文末注は各ページ下部にではなく、文書末尾または各セクションの末尾に記される。読者は参照情報を見つけるのが困難になるので、文末注を使用することはお勧めしない。

脚注の例:



#### 例 1 - カナダの移民難民委員会の決定

HIV/AIDS患者である女性によって経験されたこの差別は、健康に対する権利は単なるフィクションであることが多く、他の個人や集団による暴力に対する政府の対策が限定的にしか行われたい、という文脈のなかで分析されなければならない。<sup>15</sup>

<sup>15</sup> Exhibit D-11: IFHR, Haiti. Keeping the Peace in Haiti?, fact-finding mission, IFHR report no. 430, March 2005, 58 pages, pages 10, 11, 25, 28, 30 and 36.

#### 例の出典:

Immigration and Refugee Board of Canada: Decision MA6-03043, MA6-03043, 29 February 2009 (available at Refworld) <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4b7aa3662.html> (accessed 12 September 2012)



#### 例 2 - オーストリア難民審判所の国別情報局に寄せられた調査依頼への回答

[...] ガーディアン紙における2010年8月付の報告は、「今年、スウェーデンは50名のロマをルーマニアへ送還した」と述べている。<sup>12</sup>

<sup>12</sup> Kushen, R. 2010, 'Scapegoating will not solve Roma problem', The Guardian, 3 August <http://www.guardian.co.uk/commentisfree/libertycentral/2010/aug/03/scapegoating-roma-problemeurope> Accessed 24 August 2010 - Attachment 1

#### 例の出典:

RRT - Australian Refugee Review Tribunal - Country Advice: Country Advice Bulgaria - BGR37273 - Treatment of Roma - Deportation of Roma - Denmark - Sweden, 30 August 2012 (available at ecoi.net) [http://www.ecoi.net/file\\_upload/1930\\_1346160507\\_bgr37273.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1346160507_bgr37273.pdf) (accessed 12 September 2012)

## B. 本文埋め込み方式

参照情報は本文中に直接記入される。参照情報は特定の情報の前後に、完全または省略された形で埋め込まれる。省略形の参照情報は情報源の名称、出版日時、およびページ番号からなる。省略形の参照情報を用いるのであれば、完全な参考資料一覧表を文章末尾に付さねばならない。完全な文献一覧表は、いずれにしても有用である。

本文埋め込み方式の例:



### 例 1 - ヨーロッパ人権裁判所の決定

37. フリーダムハウス (Freedom House) によって公表された2011年4月18日付の文書(ネット上の自由 - イラン, p. 1)のなかで、「2009年6月12日の疑惑の大統領選挙に続く抗議運動以来、イラン当局は情報のフィルタリング(検閲)にとどまらない大々的かつ洗練された統制方法でインターネット上の自由に対する活発な反対行動をとっている。これらの行動には、インターネット接続、携帯電話サービス、および、衛星放送への干渉、反政府運動およびその他の政府に対する批判的ウェブサイトのハッキング(乗っ取り)、ネット上での反政府的発言の監視、および、取得された情報をそれらの人々の脅迫および逮捕のために用いること、などが含まれる…」と述べている。

#### 例の出典:

European Court of Human Rights: S.F. and Others v. Sweden, Application no. 52077/10, 15 May 2012 (available at Refworld)  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/5034e2162.html> (accessed 12 September 2012)



### 例 2 - ノルウェーのCOIセンター・ランドインフォ(Landinfo)の報告書

特定のパシュトゥーン民族/部族が死刑を行っている (ILF 2004) と ILF は述べているが、一方で、パシュトゥーンワリ(パシュトゥーン掟)はそうした刑罰の可能性を認めていないとバーフィールド(Barfield)は指摘している (Barfield 2003, p. 13)。

ランドインフォの報告書の参照情報リストの「文書情報源(Written sources)」として、以下の項目が示されている:

Barfield, T. (2003, 26 June). *Afghan Customary Law and Its Relationship to Formal Judicial Institutions*. Washington, D.C.: United States Institute for Peace. Available from <http://www.usip.org/files/file/barfield2.pdf> [accessed 1 November 2011][...]

ILF, i.e. The International Legal Foundation (2004, September). *The Customary Laws of Afghanistan*. Kabul: ILF. Available from [http://www.usip.org/files/file/ilf\\_customary\\_law\\_afghanistan.pdf](http://www.usip.org/files/file/ilf_customary_law_afghanistan.pdf) [accessed 1 November 2011]

#### 例の出典:

LandInfo - Norwegian Country of Origin Information Centre: Afghanistan: Blood feuds, traditional law (pashtunwali) and traditional conflict resolution, 1 November 2011 (available at ecoi.net) [http://www.ecoi.net/file\\_upload/1788\\_1327313532\\_1940-1.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1788_1327313532_1940-1.pdf) (accessed 12 September 2012)

いずれの参照システムを採用したとしても、情報入手の場所とそのメタ情報を、透明性とトレーサビリティに配慮した方法で提示すること、という目的は同じである。

### 7.2.3 口述情報の参照

口述情報源からの情報は、事実調査員によるものか、電話インタビューまたは電子メールによるものかにかかわらず、完全な参照情報が必要である。



#### 例

Quraishi, A., e-mail correspondence, 10 September 2012. Ahmad Quraishi is Director of the Afghanistan Journalists Centre (<http://afjc.af/english/>) and a correspondent of the Pajhwok Afghan News (<http://www.pajhwok.com/>)  
Ruttig, T., interview via Skype, 17 October 2012, 11.00–12.00, and e-mail correspondence, 9 November 2012

#### 例の出典:

EASO - European Asylum Support Office: Afghanistan - Insurgent strategies: intimidation and targeted violence against Afghans, December 2012, p. 100 (available at [ecoi.net](http://www.ecoi.net))  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1354794367\\_easo-2012-12-afghanistan-insurgents.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1354794367_easo-2012-12-afghanistan-insurgents.pdf) (accessed 24 September 2013)

情報源の保護のため、参照情報の一部は内部共有にとどめ、公表を避けるのが良いこともあるであろう。そうした場合、情報源を簡略化して記述すべきである。読者には、その情報源がなぜ選択されたのかを理解できるようにすべきである。

以下の例は匿名処理された情報源を多く含んでいる。そのうちいくつかの例(たとえば「2人のイラン人弁護士」など)においては、情報源の保護がその匿名化の理由であるのに対し、また別の例(たとえば「西側の大使館」など)では、情報源が外交関係への配慮から匿名処理を希望したことが理由であろう。



#### 例

デンマーク移民サービス(Danish Immigration Service)、デンマーク難民協議会(Danish Refugee Council)、および、ランドインフォ(Landinfo)の事実調査合同派遣団が接触した口述情報源一覧の抜粋:

イランのテヘランにて、  
イラン外務省国籍難民部  
部長 サイド・ザレ氏  
イラン外務省旅券査証部  
首席 ホセイン・アブディ氏、主席補佐 ハシェミ氏  
国際移住機関(IOM)  
所長 アブドレーザ・サマドザデ氏、プログラム調整員 メーラン・ラズメール氏

テヘラン所在の国際機関  
赤十字国際委員会  
イランのキリスト教者と接触のある外国人  
キリスト教者について良く知るイラン在住の情報源  
2人のイラン人弁護士:

この両者とも刑事弁護の経験あり、うち1人は法学教授である。  
この弁護士たちは様々な法律問題を扱ってきた。あらかじめこの弁護士たちは匿名  
処理を希望し、調査派遣団に対しても匿名で接触することを希望していること、また、  
法および法律関連の技術的な質問に対してのみ回答することを希望していることを  
強調していた。  
高等教育を受け、国際社会とのつながりもあるイラン人女性  
西側の大使館(1)  
西側の大使館(2)[…]

**例の出典:**

Danish Immigration Service/Danish Refugee Council/LandInfo: Iran; On Conversion to Christianity, Issues concerning Kurds and Post-2009 Election Protestors as well as Legal Issues and Exit Procedures; Joint report from the Danish Immigration Service, the Norwegian Landinfo and Danish Refugee Council's fact-finding mission to Tehran, Iran, Ankara, Turkey and London, United Kingdom; 9 November to 20 November 2012 and 8 January to 9 January 2013, February 2013  
(published by DIS), p. 81 <http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/A8C2C897-1CA9-49D1-BA32-EC3E599D646D/0/Iranendeligudgave.pdf> (accessed 13 May 2013)

カナダ移民難民委員会の調査局は、リサーチャーに次のようにアドバイスしている。

[...] RIR(調査依頼に対する回答)には情報源の氏名を含めない。その代わりに、当該人物の職務上の所属先および、該当する場合には、その人物が代表する組織について簡単な説明を提供すること。(IRB, 26 January 2011c, p. 9)

## 7.2.4 ブログやソーシャル・ネットワークの参照

情報入手の場所を示し、かつ、情報の発信元を読者が理解できるよう心がける。



### 例 1

Haysom, Simone. "Kabul's Hidden Crisis." Overseas Development Institute Blog Post (Weblog), July 8, 2012. <http://www.odi.org.uk/opinion/details.asp?id=6688&title=kabul-refugee-idp-displacement-urban-afghanistan> (accessed September 5, 2012)

**例の出典:**

Tufts University - Feinstein International Center: Afghanistan: Humanitarianism in Uncertain Times, November 2012, p. 48  
<http://sites.tufts.edu/feinstein/files/2012/12/Afghan-uncertain-times.pdf>  
(accessed 13 May 2013)



## 例 2

ヒューマンライツ・ウォッチ(HRW)による『後退してゆく法(Laws of Attrition)』と題する報告書の脚注121において、フェイスブック(Facebook)への投稿、およびルドミラ・クズミナ氏(Ludmila Kuzmina)によるブログへの投稿記事が参照されている。当該脚注は以下のように記されている。

[...] Comment posted by Nikolai Sorokin on April 11, 2013, to Facebook <https://www.facebook.com/nvsorokin/posts/399651123466219> (accessed April 15, 2013); Ludmila Kuzmina, "Whose ears stick out from the tax examination? [Чьи уши торчат из налогового допроса?]," post to LiveJournal, March 26, 2013, <http://ludmila-kuzmina.LiveJournal.com/392338.html> (accessed April 15, 2013).

### 例の出典:

HRW - Human Rights Watch: Laws of Attrition; Crackdown on Russia's Civil Society after Putin's Return to the Presidency, 24 April 2013, p. 35 (available on ecoi.net) [http://www.ecoi.net/file\\_upload/1226\\_1366808328\\_russia0413-](http://www.ecoi.net/file_upload/1226_1366808328_russia0413-)

## 7.2.5 参考文献

COI成果物は、そのそれぞれの末尾に(情報源の名称で)アルファベット順に並べた参考資料の完全な一覧表を付すべきである。同じ情報源のなかで複数の情報がある場合は、さらに日付順に並べると良い。

書式は様々ありうる。機能性、完全性、および一貫性に寄与するのであれば、いずれの書式を採用するか自体は問題ではない。示された資料に読者が容易にアクセスできる状態でなければならない。



## 例

アコード(ACCORD)は資料一覧表において情報源を参照する一般的書式として以下のものを用いている:

情報源の名称の略記 - 情報源の完全名称: 情報の標題、ウェブ上でリンクをたどった日(アクセス日)

- AI - Amnesty International: Amnesty International Report 2012 - The State of the World's Human Rights, 24 May 2012 <http://www.amnesty.org/en/region/india/report-2012> (accessed 18 April 2013)



資料一覧表は、COI成果物の文章のなかで実際に参照されたものによって構成される。資料一覧に加えて、「参考資料」や「補足的な情報源」を含むCOI成果物もなかにはある。

以下の例は、アイルランドの難民ドキュメンテーションセンター（RDC）によって公表されているクエリ回答の末尾に記された参照リストの例である。



### 例

#### 参照 (References) :

African News (29 February 2012) *Ghana; Fahter's Fight to Save Daughter From Genital Mutilation*

<http://www.lexisnexis.com>

(Accessed 24 October 2012)

This is a subscription database.

Freedom House (7 April 2010) *Countries at the Crossroads 2010 – Ghana*

<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4be3c8b00.pdf>

(Accessed 24 October 2012)

Immigration and Refugee Board of Canada (12 October 2006) *GHA 101617. E Practice of female genital mutilation (FGM) and state protection available to those being targeted (2004 - 2006)*

[http://www.ecoi.net/local\\_link/101594/198138\\_en.html](http://www.ecoi.net/local_link/101594/198138_en.html)

(Accessed 23 October 2012)

United Nations Human Rights Council (21 February 2008) *Report of the Special Rapportuer on Violence against Women, Its Causes and Consequences, Yakin Ertürk: addendum: mission to Ghana*

<http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/47ce68652.pdf>

(Accessed 23 October 2012)

United States Department of State (24 May 2012) *Country Reports on Human Rights Practices for 2011 Ghana*

<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/humanrightsreport/index.htm#wrapper>

(Accessed 23 October 2012)

#### 例の出典:

RDC - Refugee Documentation Centre, Legal Aid Board: Information on FGM in Ghana. Information on whether protection is available for someone fearing FGM? Information on whether FGM is legal in Ghana? [Q15958], 25 October 2012 (available at ecoi.net)

[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1930\\_1352281441\\_q15958-ghana.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1352281441_q15958-ghana.pdf)

(accessed 28 June 2013)

### 7.3 COI 報告書の構成

調査依頼に対するCOI部門による回答は、以下の項目で構成されることが多い。

調査依頼の主要内容を要約した端的な標題 (組織内での文書整理目的に即した通し番号を含む)
回答の日時
文書の限界を記した断り書き (詳細は下記)
調査結果が含まれた本文
回答内で言及のあるすべての文書および口述情報源 (ウェブのリンクおよびアクセス日)を記した文献一覧または資料一覧
口述情報源およびウェブ上の情報源を含めた 調査対象となった補足的情報源の一覧 (詳細は下記)

調査対象となる集団によっては、調査に用いた資料自体を回答に付すことが必要になる。そうした場合、付属書類についても回答の一部として一覧に含めるべきである。

COI成果物が上記すべての項目を満たしている場合であっても、下記の3つの回答例が示すように書式や内容構成はさまざまである。

### 7.3.1 例 1: アイルランド難民ドキュメンテーションセンター

アイルランドの難民ドキュメンテーションセンターは、調査対象国の国名を冒頭に記し、標題に調査日を記している。それに調査テーマが続く。難民ドキュメンテーションセンターは本文中において情報源を参照している。それから情報源を示し、情報を引用している。



Refugee Documentation Centre (Ireland)  
LEGAL AID BOARD

Ghana - Researched and compiled by the Refugee Documentation Centre of Ireland on 25 October 2012

Information on FGM in Ghana. Information on whether protection is available for someone fearing FGM? Information on whether FGM is legal in Ghana?

A report by the United States Department of State under the heading "Children" states:

"Harmful Traditional Practices: The law prohibits FGM, but it remained a serious problem in the Upper West Region of the country, and to a lesser extent in the Upper East and Northern regions. Type II FGM--defined by the World Health Organization as the excision of the clitoris with partial or total excision of the labia minora--was more commonly perpetrated than any other type. A girl was typically excised between four and 14 years of age. According to a 2008 study conducted by the Ghana Statistical Service with support from UNICEF, the most recent study available, approximately 49 percent of girls and women under 50 years in the Upper West Region, 20 percent in the Upper East Region, and 5 percent in the Northern Region had experienced some form of FGM.

Intervention programs were somewhat successful in reducing the prevalence of FGM, particularly in the northern regions. Officials at all levels, including traditional chiefs, continued to speak out against the practice, and local NGOs continued educational campaigns to encourage abandonment of FGM and to train practitioners in new skills so they could seek alternate sources of income." (United States Department of State (24 May 2012) Country Reports on Human Rights Practices for 2011 Ghana)

This report also states:

参照情報一覧のあと、断り書きが示されている。調査依頼への回答は、調査対象となった情報源の一覧で締めくくられている。

この回答は公開情報のうち、難民ドキュメンテーションセンターの設定する時間的制約の中で閲覧可能であったものを調査したのちに準備されたものである。この回答は難民の地位または庇護に対する何らかの主張の本案について結論を下す目的のものではなく、また、そう企図されたものではない。参照されている全ての文書の全体を読むことをお勧めする。

Sources Consulted:

Amnesty International

BBC News

Electronic Immigration Network (EIN)

European Country of Origin Information Network

Freedom House

Human Rights Watch

IRIN News

Lexis Nexis

Refugee Documentation Centre Query Database

UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW)

UNHCR Refworld

UN Human Rights Council

United Kingdom Home Office

United States Department of State

例の出典:

RDC - Refugee Documentation Centre, Legal Aid Board: Information on FGM in Ghana. Information on whether protection is available for someone fearing FGM? Information on whether FGM is legal in Ghana? [Q15958], 25 October 2012 (available at ecoi.net) [http://www.ecoi.net/file\\_upload/1930\\_1352281441\\_q15958-ghana.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1930_1352281441_q15958-ghana.pdf) (accessed 28 June 2013)

### 7.3.2 例 2: オーストラリア難民不服審判所

注: 移民不服審判所および難民不服審判所(MRT-RRT)の難民出身国情報部と移民市民権局(DIAC)は、2013年1月にDIAC内の一部門として統合された。従来、COIを提供してきたMRT-RRTの出身国情報アドバイス部(Country Advice Section)の職員はDIACへと異動し、MRT-RRTの判断権者への情報提供を引き続き行っている。(MRT-RRT, email, 26 August 2013)

オーストラリアRTTの出身国情報アドバイス班(Country Advice Unit)の調査依頼への回答は、様々な種類の問いからなり、通し番号を付した標題によって構成されている。情報の多くは原文そのものではなく、換言されたもの、要約されたもの、および統合されたものによって構成されている。ただし必要に応じて引用も行われている。見出しおよび小見出しは、とりわけ問いが複数のテーマからなる場合には本文を構造化するのに役立つ。

出身国情報アドバイス班は参照には脚注を用いており、回答の末尾に参照情報一覧を付している。



**Australian Government**  
**Refugee Review Tribunal**

## Country Advice

### Lebanon

Lebanon – LBN40490 – Alawi – Accent –  
In Lebanon  
22 June 2012

1. アラウィ(Alawi)は、その外見や会話のアクセントによって識別可能であるか?

アラウィ固有の特徴に関して、ここに示す情報源は様々な見解を明らかにしている。身体的特徴に言及する情報源がいくつか見られる一方で、ほとんどの情報源はシリアやレバノンにおけるアラウィを識別可能にする身体的特徴には触れていない。これらの情報源は、アラウィとその他のシリア/レバノン人との違いについては部族的なものであり、また、祖先の宗教分派によるものであると指摘している。コーリ(Khoury)とコスティナ(Kostiner)<sup>1</sup>はシリアのアラウィ(その数の多さおよび影響力を前提として、ほとんどの情報源はレバノンでなくシリアのアラウィ共同体について議論する)は民族的には「アラビア語を共通言語とするだけでなく、アラブ民族としての共通の起源についても主張する」<sup>2</sup>アラブ人であると指摘している。



回答は矛盾情報を指摘する形で続く。

ロンリープラネット(Lonely Planet)のレバノンおよびシリア案内は、シリアでは、人々は人の民族性や宗教については「その着衣や名前から」「通常は分かる」<sup>3</sup>と指摘している。ジェームス・ミナハン(James Minahan)<sup>4</sup>は、地理的な孤立やシリアのアラウィの同族結婚が「身体的に顕著な特徴」<sup>5</sup>を強めてきたと指摘している。ここで注意すべきは、ミナハンはシリアで生活するアラウィに言及しており、レバノンのアラウィが同様の特徴を有しているかについては不明であるという点である。サミュエル・ピッケリング(Samuel Pickering)<sup>6</sup>は、(シリアの)アラウィは後頭部が平たく、他のシリア人との比較においても丸みを帯びてはいないという外見の特徴を有していると指摘している。このような見解を支持する情報源は不十分である。

上記とは対照的に、アラウィには外見上の特徴がないと指摘する情報源が大半である。たとえば、インターナショナルアフェアーズ誌(International Affairs)のミドルイーストレビュー(Middle East Review)は、シリアの前大統領ハフェズ・アサド(Hafez Asad)は「彼の出自からしてアラウィであり…彼の態度および外見からしてシリア人である」<sup>7</sup>と述べている。

この回答の末尾には参照情報一覧が付されている。

#### References

Carter, T., Dunston, L., & Thomas, A (eds) 2008, Syria and Lebanon, Lonely Planet Publications, p.67 [http://books.google.com.au/books?id=\\_RI\\_%20Gx5OgQC&lpg=PA67&dq=Alawite%20accent&pg=PA67#v=onepage&q=Alawite%20accent%20&f=false](http://books.google.com.au/books?id=_RI_%20Gx5OgQC&lpg=PA67&dq=Alawite%20accent&pg=PA67#v=onepage&q=Alawite%20accent%20&f=false)

Deeb, L 2006, An Enchanted Modern: Gender and Public Piety in Shi'i Lebanon, Princeton University Press, p.10  
[http://books.google.com.au/books?id=Cs\\_IUECaLwwC&lpg=PA10&dq=atheists%20lebanon&pg=PA11#v=onepage&q=atheist&f=false](http://books.google.com.au/books?id=Cs_IUECaLwwC&lpg=PA10&dq=atheists%20lebanon&pg=PA11#v=onepage&q=atheist&f=false) Accessed 22 June 2012

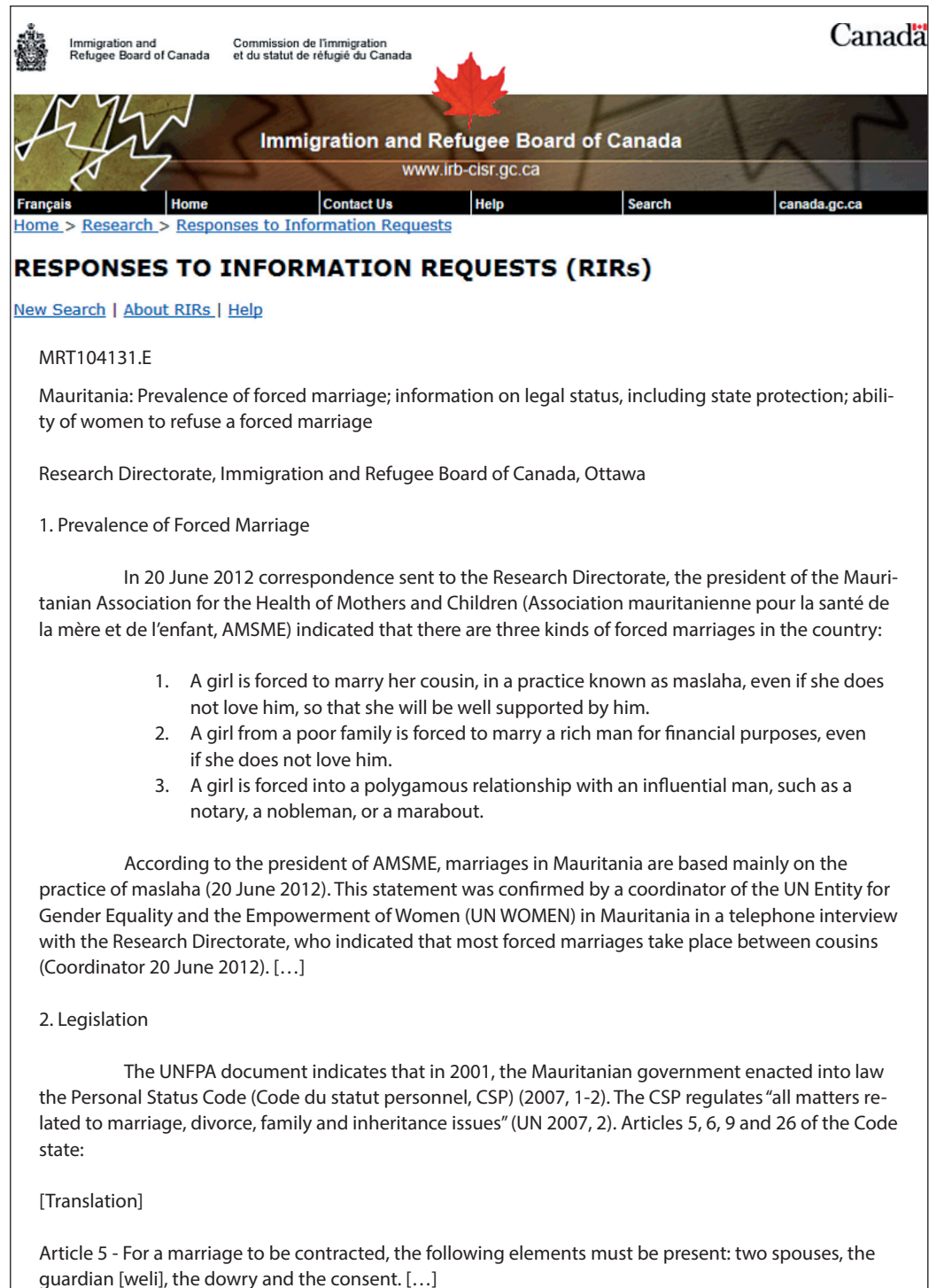
Dick, M 2006, 'The Thin Red Lines: Censorship, Controversy, and the Case of the Syrian Soap Opera Behind Bars', TBS <http://www.tbsjournal.com/Dick.html> Accessed 22 June 2012

#### 例の出典:

RRT – Refugee Review Tribunal Australia: Country Advice Lebanon – LBN40490 – Alawi – Accent – In Lebanon, 22 June 2012  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/1226\\_1364552429\\_lbn40490.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/1226_1364552429_lbn40490.pdf)  
(accessed 24 September 2013)

### 7.3.3 例 3: カナダ移民難民委員会 (IRB)

IRBの調査局は、回答の冒頭に国名、次いで調査テーマを記している。調査依頼が複数要素を含んでいる場合は、通し番号の付された小見出しによって整理される。IRBの調査局は情報の要約や統合を行うことが少なくない。引用は本文中で行われる。



The screenshot shows the website of the Immigration and Refugee Board of Canada. The header includes the organization's name in English and French, along with the Canadian flag and the website URL www.irb-cisr.gc.ca. A navigation bar contains links for Français, Home, Contact Us, Help, Search, and canada.gc.ca. The main content area is titled "RESPONSES TO INFORMATION REQUESTS (RIRs)" and includes a breadcrumb trail: Home > Research > Responses to Information Requests. Below the title, there are links for New Search, About RIRs, and Help. The specific response is for MRT104131.E, titled "Mauritania: Prevalence of forced marriage; information on legal status, including state protection; ability of women to refuse a forced marriage". The response is dated 2012 and is from the Research Directorate, Ottawa. It details the prevalence of forced marriage in Mauritania, listing three types: 1. A girl is forced to marry her cousin (maslaha), 2. A girl from a poor family is forced to marry a rich man for financial purposes, and 3. A girl is forced into a polygamous relationship with an influential man. The text also mentions that according to the president of AMSME, marriages in Mauritania are based mainly on the practice of maslaha. The response concludes with a section on legislation, mentioning the UNFPA document and the Personal Status Code (CSP) of 2007, which regulates marriage, divorce, family, and inheritance issues. The response is translated from French.

Immigration and Refugee Board of Canada / Commission de l'immigration et du statut de réfugié du Canada

Canada

Immigration and Refugee Board of Canada  
www.irb-cisr.gc.ca

Français Home Contact Us Help Search canada.gc.ca

Home > Research > Responses to Information Requests

## RESPONSES TO INFORMATION REQUESTS (RIRs)

[New Search](#) | [About RIRs](#) | [Help](#)

MRT104131.E

Mauritania: Prevalence of forced marriage; information on legal status, including state protection; ability of women to refuse a forced marriage

Research Directorate, Immigration and Refugee Board of Canada, Ottawa

### 1. Prevalence of Forced Marriage

In 20 June 2012 correspondence sent to the Research Directorate, the president of the Mauritanian Association for the Health of Mothers and Children (Association mauritanienne pour la santé de la mère et de l'enfant, AMSME) indicated that there are three kinds of forced marriages in the country:

1. A girl is forced to marry her cousin, in a practice known as maslaha, even if she does not love him, so that she will be well supported by him.
2. A girl from a poor family is forced to marry a rich man for financial purposes, even if she does not love him.
3. A girl is forced into a polygamous relationship with an influential man, such as a notary, a nobleman, or a marabout.

According to the president of AMSME, marriages in Mauritania are based mainly on the practice of maslaha (20 June 2012). This statement was confirmed by a coordinator of the UN Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women (UN WOMEN) in Mauritania in a telephone interview with the Research Directorate, who indicated that most forced marriages take place between cousins (Coordinator 20 June 2012). [...]

### 2. Legislation

The UNFPA document indicates that in 2001, the Mauritanian government enacted into law the Personal Status Code (Code du statut personnel, CSP) (2007, 1-2). The CSP regulates "all matters related to marriage, divorce, family and inheritance issues" (UN 2007, 2). Articles 5, 6, 9 and 26 of the Code state:

[Translation]

Article 5 - For a marriage to be contracted, the following elements must be present: two spouses, the guardian [weli], the dowry and the consent. [...]

参照情報一覧を示すよりも先に、断り書きが示される：

この回答は、限られた期限内に当調査局が現在アクセス可能な公開情報を調査した後に用意されたものである。この回答は、難民保護にかかる如何なる具体的申立の本案にかかる結論を導くものでもなく、また、そのように企図するものでもない。この情報調査依頼において検討対象となった情報源の一覧については以下を参照されたい。

#### References

Africa for Women's Rights (AWR). 5 March 2010. "Cahier d'exigences: Mauritanie."  
<<http://www.africa4womensrights.org/?q=mauritanie>> [Accessed 14 June 2012]

\_\_\_\_\_. N.d. "About Us / Qui nous sommes." <<http://www.africa4womensrights.org/pages/Acteurs>>  
[Accessed 20 June 2012]

Association mauritanienne pour la santé de la mère et de l'enfant (AMSME). 20 June 2012.  
Correspondence sent to the Research Directorate by the president.

Coordinator. 20 June 2012. UN WOMEN. Telephone interview with the Research Directorate.

\_\_\_\_\_. 16 June 2012. UN WOMEN. Correspondence sent to the Research Directorate.

Intersos. 31 May 2012. "Eight Emergency Schools for the Refugee Children in Mali."  
<<http://intersos.org/en/bulletin/news/eight-emergency-schools-refugee-children-mali>>  
[Accessed 8 June 2012]  
[...]

調査依頼への回答の末尾には、検討対象となった補足情報源一覧が示される：

#### 検討対象となった補足情報

口述情報：Femme Aid, Programme des Nations Unies pour le développement, Paz y Desarrollo, Réseau des jeunes de Nouakchott および S.O.S. Esclaves Mauritanie,  
(訳者注：いずれもフランス語による表記名)の各代表への接触の試みは成果を挙げることができなかった。カリフォルニア大学の研究者への接触の試みは成果を挙げることができなかった。カーネギーメロン大学およびウィスコンシン・マディソン大学の各研究者には接触できたものの、本回答にとって有益な情報提供にはつながらなかった。

ウェブサイト：Amnesty International; Human Rights Watch; Fédération internationale des ligues des droits de l'Homme; International Committee of the Red Cross; Organisation internationale de la francophonie; United Nations – Children's Fund, Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women, Population Fund.

#### 例の出典：

IRB - Immigration and Refugee Board of Canada: Nigeria: Prevalence of forced marriage, particularly in Muslim and Yoruba communities; information on legislation, including state protection; ability of women to refuse a forced marriage [NGA104207.E], 9 November 2012  
[http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/RIR\\_RDI/RIR\\_RDI.aspx?id=454056&l=e](http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/RIR_RDI/RIR_RDI.aspx?id=454056&l=e) (accessed 24 September 2013)

### 7.3.4 断り書き

『出身国情報の処理に関するEU共通指針』によると、断り書きとは

文書に付加される明文であり、1.回答文書に含まれる情報が、必ずしも完全に包括的なものではなく、また、当該情報を用いることで一定の(副)作用があり得ることについての責任を特定条件下において限定し、および/または、2.著作権や依頼者の一定の関係者の範囲について当該文書利用の権利を制限するためのものである。(Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information, April 2008, p. 32)

断り書きは成果物の範囲を特定し、また、限定するものである。断り書きは、その成果物が作成された条件、その成果物が貢献しうる、または、貢献しえない目的、さらには、その成果物の制約について明示するものである。

#### 断り書きの例、および、そこに含まれる内容

出身国情報の処理に関するEU共通指針	カナダ難民委員会	アコード/オーストリア赤十字社
断り書きの文面:		
<p>この報告書は『出身国情報の処理に関するEU共通指針(2008)』に従って書かれている。したがって、注意深く選択された、公開情報源に基づいて編成されている。使用された全ての情報源は出典が示されている。争いのない/明白な事実を除く、提示された全ての情報は、特に断りのない場合はクロスチェックされている。提供された情報は時間的制約の中で細心の注意を払って調査され、評価され、および処理されている。ただし、この文書はそもそも包括的に情報を網羅することを意図して提示されているわけではない。また、この文書は難民の地位または庇護に関する特定のいかなる申立についても結論的なものではない。一定の出来事、人、または、組織にこの報告書のなかで言及がない場合においても、それはその出来事がなかったことを意味するものではなく、また、その人や組織が存在しないことを意味するものでもない。この報告書に掲載されている情報は、必ずしも当組織の見解を反映するものでもなく、また、如何なる政治的声明を行うものでもない。</p> <p>(Common EU Guidelines for processing COI, April 2008, p. 17)</p>	<p>この回答は限られた時間の中で当調査局が現在入手可能な公開情報の調査を経て準備されたものである。この回答は難民保護のためのいかなる特定の主張に有利な結論を導く目的のものでも、また、そのようなことを企図したものでもない。依頼に対応した情報の調査のなかで調査対象となった補足的情報源の一覧については、以下を参照されたい。</p> <p>(IRB, 26 January 2011c, Appendix D)</p>	<p>この回答は、限られた時間の中でアコードが現在アクセス可能な公開情報の調査を経て、かつ、アコードの定める手順基準および『出身国情報(COI)の処理に関するEU共通指針』に従って準備されたものである。</p> <p>この回答は、難民の地位、庇護、またはその他の国際的保護に関するいかなる特定の申立の本案についても決定的なものではなく、また、そのようなことを企図したものでもない。</p> <p>参照された全ての文書を通読されたい。</p> <p>英語以外の情報は英語で要約されている。元の言語については参照のために引用が行われている。</p> <p>(ACCORD, June 2013)</p>

扱われたテーマ:

方法に関する説明(成果物はCOIに関する諸基準に従って作成された)

使用された情報源

時間的制約に関する説明

成果物の範囲に関する限定

成果物の利用に関する説明

調査対象となった補足的情報源一覧の参照

英語以外の言語による情報に関する説明

### 7.3.5 補足情報源一覧

難民ドキュメンテーションセンターの例や、上記に示したCOI調査依頼への回答の基本構成の概要に示したように、調査組織によっては調査対象となった(補足的)情報源の一覧を文書の末尾に追加している。こうすることで、調査方法の透明性を高め、かつ、COI成果物の範囲や限界を読者に示すことができる。

調査方法を成果物の中で明示する2つの方法について見てみよう。

カナダ移民難民委員会(IRB)の調査局は、「調査対象となった追加情報源(Additional Sources Consulted)」の中で、口述情報源のうち、接触したものの提供すべき情報は得られなかった情報源や、接触自体失敗した情報源について一覧を示している。また、閲覧したものの成果物内では引用していないウェブサイトについても一覧できるようにしている。以下はナイジェリアに関する調査依頼への回答の例である:

#### 調査対象となった追加情報源

口述情報源: 以下の組織の代表者たちへの接触は、本回答のための時間的制約の中では達成できなかった: BAOBAB for Women's Human rights; Centre for Elimination of Violence Against Women; Centre for Women's Research and Development; Civil Ressource Development and Documentation Centre; Federation of Muslim Women's Associations in Nigeria; Gender Training and Development Network; Girls Power Initiative; Human Rights ans Justice Group International (Nigeria); International Federation of Women Lawyers (Nigeria); Mom's Club of Onitsha Nigeria;Muslim Sisters Organization of Nigeria; Nigeria – Federal Ministry of Women's Affairs; Federal Radio Corporation, National Commission for Women. National Council of Women's Societies Nigeria, National Human Rights Commission; Project Allert on Violence Agains Women; WomenAid Collectice; Women Living Under Muslim Laws (Nigeria); Women's Rights Advancement and Protetion Alternative; University of Ibadan's Centre for Women's Research; Voice of Widows, Divorcees ans Orphans Association of Nigeria. Attempts to contact the following were unsuccessful within the time constraints of this Response: associate professor and Chair, Anthropology Department, Brown University; professor, Department of Sociology. University if Port Harcourt; professor of Sociology and African Development, University of Nigeria.

ウェブサイト: including: All Africa Amnesty International; BAOBAB for Women's Human Rights; Ecoi.net; Factiva; Human Rights Watch; Ireland Refugee Documentation Centre; Minority Rights Group Internatio nal; Newser; Norwegian Country of Origin Information Centre (Landinfo): Ovcsupport.net; Plan Internati onal; Social Institutuins and Gender Index; Stop Honour Killings; This Day; United Kindom – Border Agency; United Nations – Committee on the Elimination of Discrimination Against Women, Integrated Regional Networks, Population Fund, Refworld; Women's UN Report Network; Vangiard; Violence is Not Our Culture; Voice of Windows, Divorcees, and Orphans Association of Nigeria; Widows' Rights International; WomenAid Collective; Women Living Under Muslim Lawa; Women's Housing Plan Initiative; Women's Rights Advancement and Protection Alternative.

例の出典:

IRB - Immigration and Refugee Board of Canada: Nigeria: Prevalence of forced marriage, particularly in Muslim and Yoruba communities; information on legislation, including state protection; ability of women to refuse a forced marriage [NGA104207.E], 9 November 2012  
[http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/RIR\\_RDI/RIR\\_RDI.aspx?id=454056&l=e](http://www.irb-cisr.gc.ca:8080/RIR_RDI/RIR_RDI.aspx?id=454056&l=e)

他方、アコードは調査対象となった情報全てを示さない代わりに、テーマに関する情報が見つからず、あるいは、わずかにしか見出せなかった場合には、以下のゲルジアに関する回答の例に示すように、データベース、検索エンジン、および用いた検索ワードの一覧を示している。



例

限られた時間内にアコードが調査対象とした情報源からは、上記テーマに関する情報は見つからなかった。調査はecoi.net, Google, Yandex, BBC Monitoring および Factiva を通じて行い、以下の検索ワードを組み合わせる検索を行った: government, правительственный, institution, учреждение, search, wanted, розыск, confirmation, certificate, подтверждение.

ゲルジア法を専門とする法律家、および在ウィーンおよび在ベルリンのゲルジア大使館にも接触を試みたものの、本回答のための時間的制約のなかで成果を得ることはできなかった。

例の出典:

ACCORD – Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation: Query response on Georgia: Which Georgian government institutions can issue a certificate that confirms that a person is wanted by the government institutions? Is there a special form for such a certificate? What kind of information is included in such a certificate? [a-8358], 23 May 2013



Asylum Research Consultancy (庇護調査コンサルタント): 検索に用いた全ての検索ワードとともに、調査テーマそれぞれについて調査対象とした情報源の一覧を示すことは、(これにかかる時間への配慮から)我々は通常は行っていないが、情報が見つからなかった場合には調査対象となった情報源を示すことがある。多くの情報源にあたりながらも結果を得ることのできなかった場合には、「広範な調査を実施したものの、調査対象とした情報源のなかからは有効な情報を得ることができなかった」と記すことになっている。(Asylum Research Consultancy, email, February 2013)



### 7.3.6 COI 報告書の例

COI報告書は、調査依頼に対する回答と同様の構成要素から成り、それに加えて目次、用語一覧、方法に関する説明、または、付属書などの補足的要素を含んでいることが少なくない。

英語によるCOI報告書の書式の各種の例については以下を参照：

- ACCORD - Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation: Myanmar - Update; COI Compilation; November 2012 (as of 31 October 2012)  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1353917911\\_accord-myanmar-update-2012-11.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1353917911_accord-myanmar-update-2012-11.pdf)
- DIS - Danish Immigration Service: Chechens in the Russian Federation – residence registration, racially motivated violence and fabricated criminal cases, Joint report from the Danish Immigration Service’s and Danish Refugee Council’s fact finding mission to Moscow and St Petersburg, the Russian Federation, August 2012  
[http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/01750EB0-C5B1-425C-90A7-3CE3B580EAAA/0/chechens\\_in\\_the\\_russian\\_federation.pdf](http://www.nyidanmark.dk/NR/rdonlyres/01750EB0-C5B1-425C-90A7-3CE3B580EAAA/0/chechens_in_the_russian_federation.pdf)
- UK Home Office: Country of Origin Information (COI) Report; China, 12 October 2012  
<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/china/report-1012.pdf?view=Binary>

欧州庇護支援事務所(EASO)は、COI報告書の作成方法の手引きを出版している。この手引きはEASOによって作成される報告書を拘束するものであり、品質基準、報告書の構成、および参照方法に言及している。手引きは以下から参照可能である。

[http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/asylum/european-asylum-support-office/coireportmethodologyfinallayout\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/asylum/european-asylum-support-office/coireportmethodologyfinallayout_en.pdf)

この手引きに従って作成された報告書の例として、以下のEASO報告書がある：

- EASO - European Asylum Support Office: Afghanistan: Taliban Strategies - Recruitment, 10 July 2012  
[http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/asylum/european-asylum-support-office/bz3012564enc\\_complet\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/asylum/european-asylum-support-office/bz3012564enc_complet_en.pdf)

## 7.4 COI 部門内の文書整理

調査のサイクルは情報のニーズ発生によって開始され、最終結果の提示および文書化によって終了する。多くの情報源が調査からクロスチェックのプロセスの間に検討対象となる。依頼に関する各種情報源および情報の分析後、有効な情報が選定される。リサーチャーは各自の役割に応じてそれら情報をCOI成果物、難民認定関連の決定、または、その控訴に対する決定へと統合する。

透明性を確保し、使用された情報を検索できるようにするため、一貫した文書化およびアーカイブ化が不可欠である。難民認定関連の決定、控訴、またはCOI成果物へと集約される全ての情報源は、将来において当該情報へのアクセスを確保するため、その複写物をそれぞれの内部文書システムに保管すべきである。ウェブサイトは幾度も更新されるものであり、当該情報へのアクセスを保証するものでもない。また、口述情報源から得られた情報は要約されたものであることが少なくなく、後にその全体を完全文書化したものを示す必要がある場合もあること、などが想定される。電子媒体の文書やウェブサイトのコピーを作成することが不可能である場合、スクリーンショット(画面撮影)を代わりに保存することが可能である。著作権に対する配慮はもちろん必要である。

難民認定審査の決定権者が情報を検索できるようにするためだけでなく、COI部門が自身のCOI成果物を内部文書化システムに送ることが必要である。そうすることで、必要な際に見つけて再利用しやすい状態を確保できる。それゆえ、COI部門は情報を管理するための内部文書システムを通常有している。一貫した文書化は情報の品質管理だけでなく、一度収集された情報の検索および再利用のための大前提ともなっている。こうすることで、効果的な調査、調査効率の評価、および、さらなる文書整理改善のための効率やデータの証明ともなる。

文書化システムは以下の基準を満たしているべきである：

- 文書化のための諸原則の透明性
- 文書化プロセスを通じた一貫性
- 資料および情報の検索のしやすさ
- 資料および情報の再利用可能性
- 効率性



#### 例

##### アコード(ACCORD)の内部文書

調査依頼への回答のための内部データベースは、各種依頼の全体像とそれらの処理状態を概観するために使われている。このデータベースは以下の項目からなっている：

- 内部組織に関する情報
- 調査員の氏名
- 品質管理員の氏名
- 回答日
- 補足的な統計情報
- 調査依頼に関する、調査依頼者や専門家とのやり取り
- 調査依頼に関する情報
- 調査依頼日
- 締切日
- 調査依頼/事案の番号(書類番号)
- 調査依頼者の氏名
- 調査依頼および調査結果の内容に関する情報
- 国/地域
- テーマ

調査依頼への回答内または報告書内で使用された全ての資料については、その複写物を調査依頼への回答書と共に、国別に分類されたファイルシステムにおいて保管することを著作権法上許諾する。

## 7.5 COI 部門における情報の品質管理

よく定義された品質基準によって、品質管理の基礎と枠組みは形作られる。時間的制約に追い立てられている場合でさえも、調査プロセスおよび調査結果の提示のためのガイドラインは、個々のリサーチャーによるこれらの品質基準とその適用を維持し、また、自己評価のためにも役立つであろう。加えて、調査チームの監督者による査読や評価は、COI成果物の品質の維持と改善のための重要なメカニズムを成している。

評価指標は品質管理の機能を果たすため、内部品質管理基準に対応するものでなければならない。

内部品質管理は査読制度を通じて組織され、また、上席リサーチャーや管理者、または品質管理部門によって実施される。どれだけ頻繁に品質管理が実施され、何が評価されるのかについて決定しておくことは重要である。利用可能なリソース次第で、特に複雑なケースにおいて、または全てのCOI成果物において、またはランダムに、品質管理を行うことが考えられる。たとえば使用された情報源や調査計画の確認、情報提示の書式など、全作業の一部のみを評価することも可能である。

外部品質管理は、評価の専門家によってなされる。外部評価を行うか否かは、それぞれの団体の組織構造および諸原則次第である。調査依頼者たちからのフィードバックは、非公式な評価(会合)および公式な評価(問い合わせ)の組み合わせからなり、COI局の任務が依頼者たちのニーズに合致することを確保するために有用である。

さらには、COI成果物の出版は質の向上に貢献しうる。出版は、成果物を第三者の目に触れさせ、内容評価にさらさせる。出版によって難民認定申請者(またはその関係者)の個人情報保護を侵害することや、情報源を危険に陥らせることがあってはならないことに注意が必要である。

以下の節では、COI部門における品質管理の仕組みのための3つの手法である、査読、外部品質管理、および内部編集局の例を示す。

### 7.5.1 査読

#### 例: アコード

アコードの全ての調査依頼への回答および報告書は査読を受ける。予算の制約から、査読の過程における補足的調査は例外的に実施されるに過ぎず、品質管理は形式的側面に重点を置いている:

- 質問は回答されたのか? 文脈情報または背景情報があまりに少ないということはないか?
- 成果物は読みやすく書かれているか? その構成およびレイアウトは明確であるか? 文法と綴りは正確か?
- 要約および翻訳は正確か? 何かしらの点で情報は歪曲されてはいないか? 書きぶりは中立的か?
- 適用されている引用規則は正確か? 全ての情報が参照されているか? 全ての情報源は資料リストに掲載されているか?
- 情報が全くまたはわずかにしか見つからなかった場合、断り書きは記されているか?

調査依頼への回答に責任を負うリサーチャーが、品質管理を行う同僚による指摘を調査成果物に反映するか否かを決定する。

## 7.5.2 第三者による品質管理

### 例：英国内務省COIサービス

英国内務省COIサービスの職務は国情報独立諮問委員団 (Independent Advisory Group on Country Information, IAGCI) による外部評価を受ける。IAGCIは出身国情報諮問委員会 (Advisory Panel on Country Information, APCI) の後継組織であり、国境・出入国管理独立首席視察官 (Independent Chief Inspector of Borders and Immigration) によって設立されている。IAGCIの会合議事録は首席視察官のウェブサイト上で公表されている：

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/minutes>

IAGCIは、外部コンサルタントに依頼してCOI報告書およびその他の文書のうちいくつかを抽出して評価しており、また、COIサービスおよび首席視察官へ勧告を行っている。これらの評価は、COIサービスからの回答を含めて、公表されている。

<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/reviews-of-country-information-reports>

さらに、英国内務省が出版しているCOI報告書の序文には、IAGCIの連絡先が示されており、また、フィードバックも推奨されている：「IAGCIは英国内務省COI報告書およびその他のCOI資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCIの職務に関する情報は、独立首席視察官のウェブサイト上から入手可能である…」(UK Home Office, 11 September 2012, p. 10)。

## 7.5.3 内部の編集チーム

### 例：カナダ移民難民委員会 (IRB) の調査手続き

IRBの調査官が調査を実施し調査依頼への回答 (Response to Information Request, RIR) を作成すると、RIRは調査分析官 (Research Analysis Officer, RAO) へと送付される。調査分析官または編集者たちは、読者目線で文章を検討する。調査分析官は内容理解や情報へのアクセスに目を配るだけでなく、情報の中立性や正確さにも注意している (IRB, 26 January 2011a)。

調査分析官は以下の点について確認している：

- RIR は調査依頼に適切に回答しているか？
- 情報の内容、書式、および提示方法は適切であるか？
- RIRを編集するうえで調査官に対して補足情報を要求し、または矛盾点を明確にする必要があるか？
- RIRに提示されている情報は有効、明確、かつ客観的であるか？
- RIRには矛盾点、偏り、またはその他の欠陥がないか？
- 情報の比較、対照、および確認のために文章に改善または変更が必要ではないか？
- 情報源となる文書から得た情報は適切に解釈されているか？
- 情報源となる文書から得た情報には偏りはなく、明確かつ正確に文書化されたものであると言えるか？
- 情報源となる文書から得た重要な情報に何らかの欠落や矛盾がありはしないか？
- 主題および具体的問題は報告書の中で適切に触れられているか？
- RIRを完成されるために調査官がさらなる調査または行動をとる必要がありはしないか？

[...]テーマについて調査官が十分な調査をしていなかった場合、仮に明らかな情報源が見当たらない場合には調査分析官がいくつか提案をすることがあるとしても、不明確または混乱した内容のものとなってしまっているRIRを調査分析官が書き直すことはなく、また、調査も実施しな

いことになっている。RIRに重大な書き換えが必要とされる場合には、調査分析官は報告書を調査官へと返送することになる[……。]。[調査官は]調査分析官によるあらゆる修正を反映させる責任を負う。編集者が修正しないことを明示的に認める場合以外は、修正は絶対に実施しなければならない。(IRB, 26 January 2011a, pp. 2-3)

#### 7.5.4 独自の手法の開発 – COI書式ガイドの策定

上記に示した全ての要素に加えて、リサーチャーそれぞれの所属組織が固有に用意している、フォントや文字サイズなどについての書式ガイドがある場合もあるだろう。

リサーチャーそれぞれの所属組織が共通書式を整える際には、詳細に関する膨大な決定が含まれることになる。調査依頼者のニーズに合致し、かつ、組織の基本姿勢や倫理を反映した書式を見極めるまで時間を要する。一般的に、書式ガイドは組織の文書作成の実行に対する評価や改訂や、フィードバックを受けることを繰り返す中で生み出されるものである。

以下は、公開されているCOIの書式ガイドと、参考になるであろう国際機関をリスト化したものである。

##### COI 書式ガイド

アイルランド難民ドキュメンテーションセンター(RDC)：調査情報局(Research & Information Unit)  
書式ガイド 2011年6月

<http://www.ecoi.net/blog/wp-content/uploads/2013/08/Refugee-Documentation-Centre-Style-guide-June-2011.pdf>

##### 国際機関の書式ガイド

UNHCR書式の手引き(UNHCR Style Companion) 2012年2月

<http://www.unhcr.org/refworld/docid/4fe30f9a2.html>

国際連合「国連書式ガイド」(A Guide to Writing for the United Nations) 1984年

[http://www.un.org/depts/OHRM/sds/lcp/English/docs/a\\_guide\\_to\\_writing\\_for\\_the\\_united\\_nations.pdf](http://www.un.org/depts/OHRM/sds/lcp/English/docs/a_guide_to_writing_for_the_united_nations.pdf)

国際連合「国連編集マニュアル」(Editorial Manual), 発刊日不明

<http://69.94.137.26/editorialcontrol/index.htm>

欧州委員会(European Commission)翻訳事務総局(Directorate-General for Translation)「英文書式ガイド(第7版)」(English Style Guide) 2011年8月, 2012年10月最終改訂

[http://ec.europa.eu/translation/english/guidelines/documents/styleguide\\_english\\_dgt\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/translation/english/guidelines/documents/styleguide_english_dgt_en.pdf)

#### 7.6 まとめ

- ✓ 情報はすべて完全な形で出典を明示しなければならず、トレースできる形で各種決定やCOI成果物の中で提示しなければならない。
- ✓ 情報は、引用、換言、要約、または統合する形で調査成果物において提示しなければならない。
- ✓ 換言、要約、または統合する場合には、中立的な表現を用い、偏っている危険性を意識しての表現の確認および文章の歪曲の回避に努めるべきである。

- ✓ 見解を(見分けのつかない形で)事実についての情報の中に紛れ込ませてはならない。見解を引用する場合、それが見解であることを分かる形で記し、それが誰の見解であるかを示すことを忘れてはならない。
- ✓ リサーチャーは、自身の想定と異なる場合や、既に入手した他の情報と矛盾することを理由に、特定の情報を無視するようなことがあってはならない。
- ✓ 音声記録、静止画、動画などの、文字以外の情報は文字起こしされるべきであり、または、文章において解説され適切に文書化されねばならない。
- ✓ 各種決定またはCOI成果物に添付された、情報源そのままの複写物は、リサーチャーの所属組織の内部文書システムに保管すべきである。
- ✓ COI部門それぞれに品質管理の方式がある。本章は、査読、外部管理、ならびに、調査および編集の役割分担に焦点を当てた説明を行った。



#### 実務のための注意点

難民認定実務家のために:

COIサービス提供者のために:

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 一貫性の観点から情報を無視することがあってはならない。</li> <li>• 情報の確認された点や矛盾点について明確に示すこと。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 読者にとって理解しやすい形で情報を編成すること。標題および副題を用いること: 文章を論理的に構成すること。</li> <li>• COI成果物のカバーしている範囲および限界を読者に知らしめるために断り書きを付すこと。</li> <li>• 読者にとって分かりやすくクロスチェックの結果を示すこと。</li> <li>• 情報の確認がとれなかった点を可能な限り明確に指摘すること。</li> <li>• 情報が見つからなかった点およびその情報入手のために何を試みたのかを読者に示すこと。</li> <li>• 周知の情報源については端的に紹介すること。</li> <li>• 定かではない情報源が含まれている場合は、その問題点を端的に示すこと。</li> <li>• 仮に唯一の情報が定かではない情報源によるものである場合、その情報取得のために試みたが失敗に終わった作業を記録しておくこと。</li> </ul> |
|--|--|



## 付属書 A – 各種国際条約および法的文書の概観

難民の出身国情報(COI)は、難民認定の法的および手続的側面と不可分の人権調査の確立した分野をなしている。COI調査に従事する者は、その取得した情報と、国際法において保護される各種の人権とを関連づけて理解することができるべきであり、難民の国際的保護の文脈におけるその有効性についても理解できるべきである。COI調査は、各種の人権侵害の原因や、政治的意見、宗教的信念、人種、国籍、または、民族性、もしくは、特定の社会的集団への帰属のゆえに、当該個人または集団が標的にされているのか否かの理解に寄与する情報源に特別な注意を払うべきである。

ただしCOI情報提供者は、必ずしも難民法や国際人権法の専門的知識を有する者である必要はない。以下の説明は、迫害およびその他の各種の深刻な危害から個人を保護することに関係する各種の国際および地域人権条約の基本的概観を示すためのものである。

COI調査は各国の国内法および国内法制の枠組のなかで実施される。各国の国内法や国内法制については本マニュアルではカバーしていない。

本マニュアルは、国際難民法のコースワークの一部を成すものとすべく編成されているわけではない。難民法の解説のための教科書は数多くあり、なかには導入的解説、カリキュラム、または、遠隔教育コースをウェブ上で提供するものもある。国際難民法および国際人権法の発展についてさらに学習したいという人には、本マニュアル末尾に付した参考資料一覧を参照することをお勧めする。

付属書 Aの内容：

### A.1 難民の保護

- A.1.1 難民の地位に関する1951年条約および1967年議定書(1951年難民条約)
- A.1.2 各種の地域条約および地域的基準
- A.1.3 迫害を構成するものとは

### A.2 補完的保護

- A.2.1 中核的な各種の国際条約および国際基準
- A.2.2 各種の地域条約および地域的基準

人が本国を脱出する理由は様々である。その理由次第では、受入国には、国際難民法およびその他の各種の国際的保護に従った保護を行う必要が発生することになる。1951年難民条約の全ての締約国において、ある者が1951年難民条約の基準に合致する場合には庇護が与えられなければならない。これらの諸基準に合致する者が難民である。この基準に合致せず、したがって難民とみなされない者であっても、受入国当局は、各種の国際条約、地域条約、または、国内法を含む、その他の各種法的文書にしたがって、(例えば、医療上の各種待遇の必要性や、内戦状況における処遇などの)追加的理由に基づいてその者に保護を提供すべきか否かを検討しなければならない。このような後者の形態による保護は、一般的に「補完的(complementary)」保護(または「補助的(subsidiary)」保護)と呼ばれている。一般的に、受入国における補完的保護のもとで与えられる各種の法的権利は、条約難民に与えられる各種の権利と比べると包括性の面で劣り、かつ、短期間のうちに再審査を要するものであることが少なくない。

難民保護またはその他の各種の形態の保護の問題を扱う各種の国際的または地域的条約や文書は、多数に及ぶ。これらの各種法的文書に共通する最も基本的な保護が、ノン・ルフルマンの原則である(「ルフレ(refouler)」は「強制送還すること(to forcibly return)」を意味する)。この原則は、生命または自由が脅かされる国または領域への強制送還から人々を保護するものである。

「庇護」という用語は国際法において定義されていないものの、難民に提供される保護を意味する共通用語として確立している。法的拘束力はないが、1948年の世界人権宣言(UDHR)は、その14条において、庇護を求める個人の権利を次のように規定している：

- (1) すべて人は、迫害を免れるため、他国に庇護を求め(to seek)、かつ、享受する(to enjoy)権利を有する。
- (2) この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

1967年には、国連総会が領域的庇護に関する宣言を採択し、その中で、世界人権宣言の14条を援用する者に庇護を付与することは平和的かつ人道的行為であり、いかなる国もそれを敵対的なもの(unfriendly)としてみなすことはできないことを強調している。この宣言はまた、庇護を求める個人を審査する責任は庇護国に課されていることも述べている。さらには、この宣言はノン・ルフルマンの原則の有効性を再確認している(UN General Assembly, 14 December 1967)。

UNHCRの『用語大全(Master Glossary of Terms)』によると、「庇護」とは：

迫害または深刻な危害を逃れようとする個人に対して、国家がその領域において行う保護の付与のことである。庇護は、ノン・ルフルマン、庇護国の領域にとどまる許可、および、各種の処遇に関する人道的基準をはじめとする多様な要素からなる。(UNHCR, June 2006, p. 4)

庇護希望者(asylum-seeker)とは：

国際的保護を求める個人のことである。各種手続を個々人用に整えた諸国において、庇護希望者とは、その提出した申請(claim)についての最終判断がなされていない人のことを指す。すべての庇護希望者が最終的に難民として認定されるわけではなく、逆に、すべての難民はその最初の段階において庇護希望者であるということになる。(UNHCR, June 2006, p. 4)

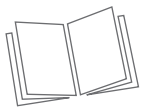
『欧州連合の基本権憲章(Charte of Fundamental Rights of the European Union)』は、その18条において「庇護権(right to asylum)」を予見的に規定している(18条の文言については以下を参照)。

## A.1 難民の保護

### A.1.1 難民の地位に関する1951年条約および1967年議定書(1951年難民条約)

難民の地位に関する1951年条約(以下、1951年難民条約)は、国際難民保護体制の基礎を成すものである。1951年難民条約は、誰が難民であるかということ、および、非常に重要なルフルマンの禁止をはじめとする諸国の法的義務とともに難民の権利義務についても定義している。

1951年難民条約は当初はその人的適用範囲を1951年1月1日以前に発生した出来事から逃れる個人に限定していた。そのうえ、欧州において発生した出来事にその地理的適用範囲を限定することを可能とする余地を用意している。これらの限定は、1967年議定書の締約国からは排除されることになった。



1951年の難民の地位に関する条約および1967年の難民の地位に関する議定書の本文は、<http://www.unhcr.org/3b66c2aa10.html>において参照可能。

この条約および議定書の締約国リストは以下のサイトから参照可能。

<http://www.unhcr.org/3b73b0d63.html>

国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、1951年難民条約の監督者(guardian)として1950年に設立されている。UNHCRは「難民の保護について定める国際条約の適用を監督する任務を有しており、かつ、難民問題を処理するためにとられる措置の効果的な調整は各国と国際連合難民高等弁務官との協力により可能となることは共通理解となっている」(1951 Refugee Convention, Preamble, p. 13)。

UNHCRは無国籍者を支援することも任務としており、また、関連して、国内避難民(IDP)や帰還民を含む、その他の人々も支援している(1961 Convention on the Reduction of Statelessness, 2011, Introductory Note)。

#### 「難民」の定義

難民は、難民条約の「該当条項(inclusion clauses)」に合致する必要がある、かつ、「終止条項(exclusion clauses)」または「除外条項(cessation clauses)」に該当してはならない。

#### 該当条項(inclusion clauses)

1951年難民条約の1条A(2)は難民を次のように定義している：

人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの及びこれらの事件の結果として常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができないもの又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まないもの。(1951 Refugee Convention, Article 1 A (2))

この定義は単一の審査として統合されるものの、その検討すべき要素は多数に細分可能である。したがって難民として認定されるために、庇護希望者は以下を証明しなければならない。

- 庇護希望者はその国籍国の外にいること(無国籍者の場合: その常居所とする国の外にいること)
- それが迫害の十分に理由のあるおそれのためであること
- その迫害のおそれが、人種、宗教、国籍、政治的意見、または、庇護希望者の個人としての政治的意見、宗教、国籍、民族、もしくは、社会的帰属に関する疑い(imputed)を当局によってかけられることを含む、特定の社会的集団への帰属に基づくものであること
- そうした恐怖のために、国籍国の保護を受けることができない、または、望んでいないこと(無国籍者の場合: その従前の常居所とした国へ戻ることができない、または、望んでいないこと)

国際難民法における迫害を余すところなく網羅的に定義することが困難である一方で、難民の定義は、迫害と1951年難民条約に規定された数種の原因のいずれかとの間の関係(「関連性(nexus)」とも言われる)を求めている。こうして、酷い行いや、人権侵害に対する保護の欠如は、いずれか一つ以上の難民条約上の原因によって動機づけられたものでなければならないことになっている。

1998年の『国際的保護に関する覚書(*Note on International Protection*)』において、UNHCRは、迫害とは常に差別の形態を伴うものであることを次のように述べている:

迫害の被害者たちは、特定の人種もしくは国籍を背景とするために、または、特定の信教もしくは政治的意見を有するがゆえに、または、特定の社会的集団の構成員であるがために標的にされるのである。(UNHCR, 3 July 1998, para. 5, 強調は追加されたもの)

さらなる詳細についてはこの付属書のセクション A.1.3を参照されたい。

1951年の難民条約に示された意味での迫害の行為者は、国家およびその国家機関のほか、非国家主体の場合もありうる。非国家主体による迫害の場合、これら迫害の行為者に対する国家当局による保護の可能性が検討対象とされることになる。

「国内避難選択肢(IFA)」や「国内移動選択肢(IRA)」と呼ばれることもある「国内保護選択肢(IPA)」という概念は、1951年難民条約に明示されているわけではない。この概念は、難民認定申請者の本国における、迫害の危険のない特定の地域であって、申請者が通常的生活(normal life)を営むことが合理的に見込める場所のことを指している。

難民条約に示された(限定された)迫害の理由や、国内保護選択肢、国内保護、国内法および非国家主体の詳細については、本マニュアルの3章を参照されたい。

#### 終止条項(Cessation clauses)

その国籍国の保護を自発的に受けることによって、国籍を失っていた場合は国籍を自発的に再取得することを通じて、庇護国の国籍を新たに取得することによって、迫害が懸念された国に自発的に再び居住を始めることを通じて、という具合に、1951年の難民条約の1条Cに定義される様々な理由に基づき、難民の地位は終止することがある。

COIリサーチにとって最重要となるのは、1条Cに示された「終止状況(ceased circumstances)」に該当するために難民の地位が終止するか否かに関する場合である。

Aの規定に該当する者についてのこの条約の適用は、当該者が次の場合のいずれかに該当する場合には、終止する。

(5) 難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、国籍国の保護を受けることを拒むことができなくなった場合  
ただし、この(5)の規定は、A(1)の規定に該当する難民であって、国籍国の保護を受けることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむを得ない事情を援用することができるものについては、適用しない。

(6) 国籍を有していない場合において、難民であると認められる根拠となった事由が消滅したため、常居所を有していた国に帰ることができるとき。(1951 Refugee Convention, Article 1 C (5) and (6))

そうした場合においても、難民が「国籍国の保護を受けることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむを得ない事情を援用すること」(難民条約1条C(5))、または、「常居所を有していた国に帰ることを拒む理由として過去における迫害に起因するやむを得ない事情」(難民条約1条C(6))を援用することができる場合には、引き続き難民としての地位を有する。

#### 除外条項

終止条項が難民の地位の終止状況について規定するのに対して、除外条項(1条D、E、およびF)は、1条A(2)に規定された諸条件に合致するとしても難民の国際的保護制度から一定の人々を外すことを規定している。現実的に最も意義ある除外条項は難民条約1条Fであり、以下のように規定している。

この条約は、次のいずれかに該当すると考えられる相当な理由がある者については、適用しない。

- (a) 平和に対する犯罪、戦争犯罪及び人道に対する犯罪に関して規定する国際文書の定めるこれらの犯罪を行ったこと。
- (b) 難民として避難国に入国することが許可される前に避難国の外で重大な犯罪(政治犯罪を除く。)を行ったこと。
- (c) 国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。  
(1951 Refugee Convention, Article 1 F)

さらには、1条Dは、難民条約は国際連合難民高等弁務官事務所以外の国際連合の機関の保護または援助を現に受けている者については適用しないことを規定している(1951 Refugee Convention, Article 1 D)。この条文は国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)による支援を受けているパレスチナ人たちに関係する。UNRWAは1949年にパレスチナ難民を支援する目的で設立された。UNRWAは、ヨルダン、レバノン、ガザ地区、シリア、および東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区において、教育、保健、緊急人道支援、および社会保障を対象者に与えている((UNRWA, undated, "Overview")。1951年に設定された国際難民法制度からパレスチナ難民たちが除外されることは、特定されつつ強調されてきた。UNRWAから支援を受けている限りにおいて、難民条約および難民議定書はパレスチナ難民を適用除外している。UNHCRは、UNRWAの活動地域外においてパレスチナ難民たちに支援および保護を行っている。



仮に除外条項に該当する場合であっても、人は、国際的もしくは地域的条約または国内法の下でのルフルマンの禁止を通じて保護される。

#### 1951年難民条約の下でのノン・ルフルマンの義務

UNHCRは、ノン・ルフルマン原則についての覚書(*Note on the Principle of Non-Refoulement*)の中で次のように述べている。

ノン・ルフルマン原則は庇護および国際難民法の礎石である。世界人権宣言14条に示された迫害から逃れて他国で庇護を求め享受する権利を受けて、ノン・ルフルマン原則は、生命に対する権利、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰、および個人の自由および安全に対する権利を含む、様々な人権を享受することを全ての個人に国際社会が確保しようとすることを反映している。難民が迫害または危険の待つところへ送還されるとなれば、これらおよび他の諸権利は脅かされることになる。(UNHCR, November 1997, A. Introduction, 強調は原文ママ)

難民条約33条は、国際難民法の下での最も基本的な義務としてノン・ルフルマン原則を規定している。

1. 締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のためにその生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない。
2. 締約国にいる難民であって、当該締約国の安全にとって危険であると認めるに足りる相当な理由があるもの又は特に重大な犯罪について有罪の判決が確定し当該締約国の社会にとって危険な存在となったものは、1の規定による利益の享受を要求することができない。(1951 Refugee Convention, Article 33)

ノン・ルフルマン原則は、難民の地位を公式に認定されるより前から適用されるものである。難民の地位に関する最終決定がなされるまでは、個人を送還または追放すべきではない。

ノン・ルフルマン原則は、迫害もしくはその他の重大な危害に直面することになる第三国、またはそうした危険のある国への送還の危機に瀕することになる国へ個人を送還してはならないことを含意している。

#### 1951年難民条約の解釈方法

難民条約は1969年のウィーン条約法条約31条における条約解釈の基本原則に従って解釈されなければならない。すなわち、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」(Vienna Convention on the Law of Treaties, Article 31, 1969)

この解釈法の法源には、難民条約の全締約諸国における上級裁判所の判例法、著名な学者の見解、および、UNHCRの出版物が含まれる。

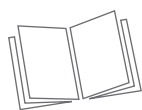
ここでは、難民条約の守護者としてのUNHCRの解釈に焦点を当てることにする。

UNHCRの各種ガイドライン(*UNHCR guidelines*)は法的拘束力は伴わない一方で、難民条約35条および難民議定書2条は、難民条約および議定書の諸規定の適用に関するUNHCRの監督機能を繰り返し強調しており、それゆえ難民条約の解釈に関するUNHCRの見解には特別な重みを置いて



いる。諸政府に対して難民認定審査に関する実務的指針を示すようにとのUNHCR計画執行委員会(Executive Committee)の要請に応じて、『UNHCRハンドブック』は1979年に発刊され、1992年に改訂されている(UNHCR, January 1992)。2011年には、『UNHCRハンドブック』は再発行され、テーマごとに国際的保護についての指針を示す形で補完されている(UNHCR, December 2011)。

ジュネーブにおいて年に一度会合を持つUNHCR計画執行委員会(ExCom)もまた、難民条約に関する解釈指針を明らかにしている。ExCom構成諸国は、難民法の教義に関する発展を説明するうえで助けとなる様々な「結論(Conclusions)」を採択している。



The UNHCR *Handbook and Guidelines on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status* explains key components of refugee status determination and is available at <http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4f33c8d92.pdf>

UNHCR's Protection Starter Kit is a compilation of key documents that helps to understand UNHCR and its protection mandate and can be found at [http://www.unhcr.org/refworld/protection\\_kit.html](http://www.unhcr.org/refworld/protection_kit.html)

UNHCR's ExCom Conclusions on International Protection can be found at <http://www.unhcr.org/pages/49e6e6dd6.html>

これら文書はすべてRefworldにおいて参照可能である。<http://www.refworld.org>

UNHCRの各種ガイドラインだけでなく、各国の庇護法および判例もまた国際難民法の解釈に寄与してきた。ただしそれら解釈はいくつかの点において依然として統一的ではないとも言える。

## A.1.2 各種の地域条約および地域的基準

難民に関する地域条約には多くのものがあり、とくにアフリカ、ラテンアメリカ、および欧州において顕著である。

### A. アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定するアフリカ統一機構条約(1969年)

「アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定するアフリカ統一機構条約」(アフリカ難民条約)は1969年に採択され、2002年にアフリカ連合(AU)へと改組したアフリカ統一機構(OAU)のすべての加盟国による署名および加入のために開放されている。アフリカ連合の45の加盟諸国はこの条約に2012年7月の時点で批准している(AU, 13 July 2012)。これら諸国にとって、アフリカ難民条約には法的拘束力がある。

アフリカ難民条約1条1項は、1951年難民条約と同様の文言で難民を定義している。また、アフリカ難民条約の難民の定義にはもう一つ別の定義が含まれており、その定義によると、「難民」には次の者も含まれる。

その出身国または国籍国の一部または全土における治安を深刻に乱すような外国からの侵略、占領、外国による支配、または出来事のために、その出身国または国籍国の外に亡命するためその常居所国を逃れざるを得なかった全ての個人。(1969 OAU Convention, Article 1 (2))

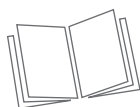
アフリカ難民条約は、以下の場合には難民としての地位を終止することを規定している。

難民が、難民として受け入れられた後に庇護国の外で重大な非政治犯罪を犯し、または、[...] アフリカ難民条約の目標および目的を重大に害した場合。(1969 OAU Convention, Article 1 (4))

除外条項に関しては、アフリカ難民条約は、「アフリカ統一機構(OAU)の諸目的および諸原則に反する行為によって有罪」となった個人への言及がある点を除き、難民条約1条Fとおおよそ同様のものとなっている。(1969 OAU Convention, Article 1 (5) (c))

1951年難民条約とは異なり、アフリカ難民条約はルフルマンの絶対的禁止を規定している。2条3項は次のように規定している。

締約国は、全ての者について、1条の第1および第2段落に規定される様々な原因のためにその生命、身体、安全または自由が脅威にさらされることになる領域に送還または留まることを強いることになるような、その国境における追い返し、送還、または追放のような各種の行為の対象としてはならない。(1969 OAU Convention, Article 2 (3))



The 1969 OAU Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa:  
[http://www.africa-union.org/Official\\_documents/Treaties\\_%20Conventions\\_%20Protocols/Refugee\\_Convention.pdf](http://www.africa-union.org/Official_documents/Treaties_%20Conventions_%20Protocols/Refugee_Convention.pdf)

A list of Member States of the African Union that have ratified the Convention as of 13 July 2012: [http://au.int/en/sites/default/files/refugee%20Problems%20in%20Africa\\_0.pdf](http://au.int/en/sites/default/files/refugee%20Problems%20in%20Africa_0.pdf)

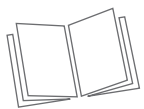
## B. 難民に関するカルタヘナ宣言(1984年)

法的拘束力を有しないものの、ラテンアメリカ諸国は、「難民」の定義を含めて、それぞれの国内法を立法する形でカルタヘナ宣言の諸原則を築き上げてきた。カルタヘナ宣言は、中央アメリカ地域における大量難民発生を経験から得た視点に基づき、難民の概念を拡大することを検討することが不可欠であることを、その結論3(Conclusion 3)において次のように述べている。

難民の定義または概念は、当該地域において実効的であるために、1951年難民条約および1967年難民議定書に示される諸要素に加えて、一般化した暴力、外国による侵略、内戦、各種人権の大規模な侵害、または治安を深刻に乱すその他の状況のゆえに、生命、安全、または自由を脅かされたため本国を逃れた人々をも含める。(Cartagena Declaration on Refugees, 1984, Conclusion 3)

カルタヘナ宣言はまた、その結論5においてはノン・ルフルマン原則への明確な言及を行っており、かつ、以下のことを強調している。

(国境における追い返しを含む)ノン・ルフルマン原則には、難民の国際的保護の礎石としての重要性および意味がある。ノン・ルフルマン原則は、難民に関して欠くことのできないものであり、国際法の現段階において明確に意識され遵守されるべきものである[...](Cartagena Declaration on Refugees, 1984, Conclusion 5)



The Cartagena Declaration on Refugees:  
<http://www.unhcr.org/refworld/docid/3ae6b36ec.html>

## C. 欧州連合基本権憲章(2000年)

欧州連合(EU)においては、欧州連合基本権憲章18条が庇護権を規定している。この憲章は、欧州議会(the European Parliament)、欧州評議会(the Council)、および欧州委員会(the Commission)によって2000年に採択されたものであり、2009年にはEU加盟諸国にとって法的拘束力のあるものとなっている。現行の憲章は2010年に採択されたものである。

庇護に対する権利は、1951年難民条約および1967年難民議定書の諸規則を遵守し、欧州連合条約および欧州連合機能条約に従って、保障されなければならない[...]。  
(Charter of Fundamental Rights of the European Union, 2010, Article 18)



The Charter of Fundamental Rights of the European Union:  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:083:0389:0403:en:PDF>

## D. EU 庇護資格指令(2011年)

EU庇護資格指令(2011/95/EU)は、1951年難民条約に規定された「難民」の定義を踏襲し、かつ、その10条においては1951年難民条約よりも更に詳細に迫害の諸原因を特定している。また、指令はその適用範囲を第三国の国民(EU加盟諸国外から到来した個人)および無国籍者に限定している。この2011年のEU庇護資格指令は、2013年12月までにEU加盟諸国それぞれの国内法へと移植されなければならない。これまでに、デンマーク、アイルランド、および英国はこの体制受入を辞

退している。アイルランドと英国はこの資格指令の2004年版(Directive 2004/85/EC)には合意しており、その諸規定の適用は受けることになっている。

EU庇護資格指令はその6条において非国家主体による迫害を、その7条においては非国家主体による保護をそれぞれ概念提起している。

7条:

迫害または重大な危害を及ぼす主体には以下のものが含まれる。(a) 国家。(b) 当該国家またはその領域の一部を統治する党派または組織。(c) 非国家主体。ただし様々な国際機関をはじめ、上記(a)および(b)に示された様々な主体が、7条に定義される迫害または重大な危害に対する保護を与えることが不可能または与える意図を有していないと認められる (be demonstrated) 場合に限る。

7条は、迫害または重大な危害に対する保護を提供することのできる様々な主体を列挙している。

[...] (a) 国家。または、(b) 様々な国際機関をはじめ、当該国家またはその領域の一部を統治する党派または組織。ただし第2段落に従って保護を与える意図を有しており、かつ、それが可能である場合に限る。(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 7 (1))

EU庇護資格指令は、そうした保護についてさらに次のように規定している。

保護は、効果的かつ永続的なものでなければならない。そうした保護は、第1段落の(a)および(b)に示された様々な主体が、迫害または重大な危害を被ることを防止するための合理的な手段を段階的に積み重ねる場合に一般的には与えられる。そうした保護は、とりわけ、迫害または重大な危害に関与する様々な行為について、捜査、起訴、および処罰するための合理的な法制度を運用することにより、かつ、当該難民認定申請者がそうした保護にアクセスすることが可能である場合において成立しているとみなされる。

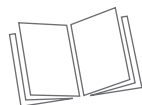
(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 7 (2))

国内保護選択枝の概念は8条に示されており、正確かつ最新の情報が必要とされていることを明確に指摘している。

終止条項および除外条項は、EU庇護資格指令においては11条および12条が相当し、いずれも1951年難民条約の諸規定をそれぞれ基礎としている。

EU庇護資格指令の解釈については、国際的保護に関する他の諸指令および欧州連合基本権憲章と同様に、欧州司法裁判所(Court of Justice of the European Union)の判例を通じてさらに継続的に発展してゆくことになる。

一定条件の下、EU加盟諸国は庇護申請の本案審理の義務を負わずとも良い場合がある。ダブリンII規則は、庇護申請の責任を負うEU加盟国を特定する規則を規定している。多くの場合、その責任を負うのは申請者が最初に到来したEU加盟国である。



The EU Asylum Qualification Directive 2011/95/EU:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:337:0009:0026:EN:PDF>

#### E. アラブ世界における難民および避難民の保護に関するカイロ宣言(1992年)および、アラブ諸国における難民の地位を規定するアラブ条約(1994年)

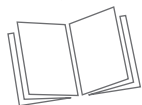
法的拘束力はないものの、「アラブ世界における難民および避難民の保護に関するカイロ宣言」が1992年にカイロにおけるアラブ人専門家たちのグループによって採択されており、以下の勧告を行っている。

難民に関するアラブ世界固有の条約を精緻に仕上げることを目的として、アラブ諸国は「アラブ世界における難民」および「避難民」の概念を幅広いものとして採択し、また、それらの人々の処遇の最低基準についても採択する。それらの内容は、関連する様々な地域的条約を含めて、人権および難民に係る国連の様々な文書に見られる諸規定に従うものとする。

2条は以下のことを再確認している。

その生命または自由が脅かされる国へ難民を送還または追放することを禁止する原則の重要性を再確認し、かつ、国際法の必須の規則としてこの原則を意識する。(Cairo Declaration, 1992, Article 2)

1994年、アラブ連盟(League of Arab States)は、より幅広い難民の定義を含む「アラブ諸国における難民の地位を規定するアラブ条約」を採択している。しかし今日まで、この条約は批准されていない。



The Cairo Declaration on the Protection of Refugees and Displaced Persons in the Arab World is available at <http://www.unhcr.org/refworld/docid/452675944.html>

The Arab Convention on Regulating the Status of Refugees in the Arab Countries: <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4dd5123f2.html>

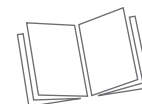
#### F. 難民の地位および処遇に関するバンコク諸原則(2001年)

アジアにおいては、難民に関する地域条約は存在しない。したがって、地域的な条約に基づく「難民」の定義も発展してはいない。とはいえ、1966年初頭にアジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)は「バンコク諸原則」を採択しており、2001年には改訂されている。

改訂バンコク諸原則は、その主文と一体をなす一部としての注意書き(notes)において、AALCO加盟諸国によるコメントと留保を明示しており、その諸原則を次のように述べている。

この諸原則は、宣言的なものであり、拘束力のない性質のものである。その目的は、とりわけ加盟諸国における難民の地位および処遇のためのそれぞれの国内における立法を促進しようとするものであり、かつ、難民問題を扱う上での指針とすることを意図したものである。(Bangkok Principles, 2001, Introductory Remark 2)

バンコク諸原則は、その1条の第1段落および第2段落において、1951年難民条約および1967年難民議定書における「難民」の定義を拡大している。ただし、今日に至るまで、バンコク諸原則の「難民」の定義は、アジア諸国において適用される難民法への現実的な影響を及ぼしてはいない。(Zimmermann/Mahler, 2011, p. 320)



The Bangkok Principles on the Status and Treatment of Refugees: <http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/3de5f2d52.pdf>



### A.1.3 迫害を構成するものとは

迫害は、難民の定義を構成する要素の中核を成している。迫害は、国際人権保障の理解と共に展開する発展的概念である。

#### 国際人権の文脈における迫害の意味

1951年難民条約1条の解釈に関する覚書(note)において、UNHCRは難民法および国際人権の相互補完的性質を次のように強調している。

まさに人権が脅かされているが故に、難民は国際的保護に頼らねばならないのである。[...] こうした背景もあり、人権の諸原則は、その保護に頼ることになる者の定義の解釈において参考とされるべきである。とりわけ、難民保護と人権保障のための国際的制度の自然な相互補完性については、UNHCRの公表している多くの文書やUNHCR計画執行委員会(ExCom)による各種結論において明らかにされ、かつ、発展してきている。(UNHCR, April 2001, para. 5)

学術研究者たちも「迫害」のかなり一般的な定義を行ってきている。ガイ・グッドウィンギル(Guy Goodwin-Gill)は次のように指摘している。

迫害は、[基本的な、本来保護されるべき] [当該個人の] 利益および人間としての完全かつ固有の尊厳が、広く共有されている(prevaling)[...]諸基準に照らして、甘受できないとみなされる程度まで迫害的手段(persecutory measures)によって侵害されるという結果をもたらす。(Goodwin-Gill, 1996, p. 78)

ジェームス・ハサウェイ(James Hathaway)は、迫害を「国際社会によって認められた中核的な各種人権(core entitlements)のいずれかに関連する、国家による保護の継続的または組織的な欠落」と定義している(Hathaway, 1991, p. 112)。この定義は、迫害の意味内容が、人権に対する甘受できない制限を構成するものについての我々の理解と共に、時間に伴って変化することを示唆している。

UNHCRハンドブックは次のことを強調している。

51. 普遍的に受け入れられる「迫害」の定義は存在しておらず、また、そのような定義を定立しようという様々な試みもあまり成功していない。1951年の条約第33条からみると、人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会的集団の構成員であることを理由とする生命又は自由に対する脅威は常に迫害にあたりと推論される。同様な理由によるその他の人権の重大な侵害もまた迫害を構成するであろう。

52. その他の偏見にみちた行為や脅威が迫害にあたりか否かは各事案の状況による[...]

53. 加えて、申請人は、それ自体としては迫害といえないような様々な措置(例えば様々な形態の差別)に服していたり、またいくつかの事案においてはその他の不利な要因(たとえば出身国における一般的な不安定な雰囲気)とからまっていたりする。こうした状況の下では、関連する様々な要素を一緒に併せて考えるならば、申請人の内心に「累積された根拠」(cumulative grounds)により迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有したという主張を十分に正当化できる結果となることもありえよう。言うまでもない



ことであるが、どのような蓄積的な理由が難民の地位の主張を満たすことになるかについて一般的な原則をいうことは不可能である。これは、必然的に、特定の地理上、歴史上、および民族上の文脈を含んだすべての事情によるのであろう。(UNHCR, January 1992, paras. 51-53)

生命、自由および身体的安全への脅威は国際人権法においては極めて深刻なものであり、1951年難民条約に示された迫害根拠のいずれかに該当する動機に基づく場合には、迫害を常に構成することになると考えられている(UNHCR, January 1992, para. 51も参照)。他の政治的および市民的権利の侵害は、経済的および社会的権利の侵害の場合も同様に、迫害に相当すると言うためには、生活を困難にし、または、人間の尊厳を根本的に否定するような一般的にさらに強度のもでなければならない。UNHCRによれば、差別は、特定の場合に迫害に相当するに過ぎない。例えば生計を立てる権利、信教に対する権利、または「通常は利用可能な教育施設へのアクセス」への深刻な制限(UNHCR, January 1992, para. 54)などのように、「当該個人に実質的損害を被らせる結果」へと帰結する場合がこれに当たるであろう(UNHCR, January 1992, para. 54)。

難民条約1条Aの解釈に関するガイドラインにおいて、UNHCRは次のことを繰り返し強調している。

難民条約が法的には迫害を定義していないという事実は、過去の経験に基づき、将来発生するであろう様々な種類の迫害を包括することが意図されていたことを強く示唆している。

17. 現在もなお続く、1951年難民条約の採択以降の様々な国際人権の発展が、UNHCRハンドブックに示された理解をさらに進める助けとなってきた。その理解とは、迫害は人権侵害やその他の重大な危害によって構成されることが多いとしても、常に組織的または繰り返しの要素を伴うものではない、というものである。一般的に「単なる」差別は、通常の意味で、(特別に程度の酷い形態の差別は疑いなく迫害に相当すると考えられるとしても)迫害に相当するまでのものにはなりにくく、また、差別自体としても迫害とはみなしえないであろうと考えられているのに対し、一貫し徹底したパターンと化した差別は、通常、それが蓄積されたものであるという根拠に基づいて、迫害に相当し、かつ、国際的保護の正当根拠となるであろう。(UNHCR, April 2001, paras. 16-17)

EUは、2011年の庇護資格指令のなかで、何らかの人権の重大もしくは繰り返し行われる侵害のいずれかの場合、または、複合的に行われることによって当該個人に深刻な影響を及ぼすことになる人権侵害の組み合わせが、迫害を構成するという考え方を採用している。庇護資格指令は、指令における迫害という用語の理解に従って、迫害として把握される多様な行為を9条において指摘している。

1. 難民条約1条Aの意味での迫害行為とみなされるためには、当該行為は次の要件を満たさなければならない。
  - a) とりわけ、欧州人権条約15条2項の下で如何なる逸脱も許されないとされている諸権利をはじめとする、基本的人権の深刻な侵害を構成する性質または繰り返しによる、十分に深刻なものであること。

または、上記(a)に示されるのと同様の方法での、個人に影響を及ぼすに十分深刻な人権侵害をはじめ、様々な手段の蓄積となっていること。

2. とりわけ、以下の形態のものは、第1段落に従って迫害とみなされる行為となるであろう。

- b) 性的暴力をはじめとする、身体または精神への暴力。それ自体として差別的であり、または、差別的な方法によって実施される、法的、行政的、警察的、および/または司法的行為。

バランスを欠いた、または、差別的な処罰に帰結する司法的救済の拒否。

12条2項に規定される適用除外の根拠に相当する各種の犯罪または行為に該当するとみなされる軍事行為を行うことになると考えられる、紛争時における兵役を拒否したことに対する訴追または処罰。

特定のジェンダーまたは子どもに向けられた性質の行為。

3. 2条dに従って、10条に示された各種の根拠との関連があり、かつ、本条第1項に示された各種の迫害行為がなければならず、または、そうした各種行為に対する保護が欠如していなければならない。(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 9)

迫害は、国家主体のみならず、国家による保護の欠如を伴う形で非国家主体によって行われることもある。

このセクションでは、人権保障の文脈の中で迫害の概念は理解されなければならないことを示してきた。次のセクションでは、国際人権に関する主要な各種条約を概観し、地域レベルでの人権諸条約についても触れる。そして最後に、武力紛争時の国際的保護についても解説する。これらは全て、難民保護の鍵となる概念としての迫害の理解を深めるうえで有用である。

### 主要な人権諸条約

庇護申請者の証言の法的分析は、迫害を構成するであろうあらゆる形態の危害を意識したものでなければならない。COIリサーチについて言えば、広く共有されている各種人権の基準をなす状況を侵害する迫害を構成するものとして指摘されてきた人権侵害およびその他の重大な危害について理解することが有用である。人権侵害またはその他の重大な危害と難民条約に示された迫害の理由、または、保護の欠如と難民条約に示された迫害の理由の関連性(*nexus*)を常に意識することが重要である。

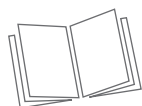
1948年世界人権宣言(UDHR)は各種人権とは何であるかのエッセンスを表したものであり、人権保障のための各種条約に基づく履行確保制度の基礎を提供するものである。世界人権宣言は法的拘束力のある各種の条約によって補強されてきており、なかでも9つの最重要の中核的国際人権諸条約が以下のものである。

- 1965年「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(ICERD)
- 1966年「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」(ICCPR)
- 1966年「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」(ICESCR)
- 1979年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(CEDAW)
- 1984年「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約」(CAT)
- 1989年「児童の権利に関する条約」(CRC)

- 1990年「全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約」(ICRMW)
- 2006年「障害者の権利に関する条約」(CRPD)
- 2006年「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(ICPED)

これら諸条約はそれぞれに、その批准国の条約上の義務の履行状況を監視する専門家委員会を設置している。これら諸条約のなかには、特定の問題意識に基づく選択議定書によって補完されているものもある。

これら監視組織に加えて、4年ごとに国連の全加盟国の各種人権記録を評価する目的で、2006年に国連総会によって「普遍的・定期的レビュー(UPR)」手続が設定されている。この手続は、国連人権理事会の先導のもと各国による取組として行われるものである。



More information on the Universal Periodic Review can be found at <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/UPR/Pages/UPRMain.aspx>

「市民のおよび政治的権利に関する国際規約(自由権規約, ICCPR)」の4条は、いかなる状況においても違反が許されない各種人権を列挙している。これらの権利は「逸脱不可能(non-derogable)」な権利と呼ばれている。逸脱不可能な権利は人間の尊厳の根本を成すものと考えられており、その逸脱は政府による緊急事態への対応としては認められない。

自由権規約4条2項によると、以下のものが逸脱不可能な権利である。

- 生命に対する権利(6条)
- 拷問又は残虐な刑の禁止(7条)
- 奴隷及び強制労働の禁止(8条、第1段落および第2段落)
- 契約不履行による拘禁(11条)
- 遡及処罰の禁止(15条)
- 人として認められる権利(16条)
- 思想・良心及び宗教の自由(18条)

同様に、自由権規約の第二選択議定書の6条は、自由権規約の4条の下で認められるいかなる逸脱にも該当するとみなしてはならない権利をあらかじめ明確に規定している。

国連総会によって初めて採択された人権条約は、1948年の「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約」であった。この条約は、ジェノサイド(集団殺害)を「国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を全部又は一部破壊する意図をもって行われる行為」(Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, 9 December 1948, Article 2)と定義し、それが平時と戦時のいずれにおいて行われたかによらず、犯罪として宣言している。以来、ジェノサイドなどの犯罪を訴追する国際的司法機関の設立が検討されることになった。特に重大な犯罪は国際刑事法の対象と考えられている。旧ユーゴおよびルワンダに関する特別法廷(ad-hoc tribunals)は、この分野および関連分野において多くの判決を下している。1998年7月には、国際刑事裁判所(ICC)が設立された。2002年7月1日に発効した国際刑事裁判所ローマ規程の5条1項は、ジェノサイド、人道に対する犯罪、戦争犯罪、および侵略を、ICCの管轄とする犯罪として定義している。

国際刑事裁判所ローマ規程の7条1項は人道に対する犯罪を次のように規定している。

この規程の適用上、「人道に対する犯罪」とは、文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的なものの一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う次のいずれかの行為をいう。

- a) 殺人
- b) 絶滅させる行為
- c) 奴隷化すること
- d) 住民の追放又は強制移送
- e) 国際法の基本的な規則に違反する拘禁その他の身体的な自由の著しいはく奪
- f) 拷問
- g) 強姦(かん)、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であってこれらと同等の重大性を有するもの
- h) 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的又は宗教的な理由、3に定義する性に係る理由その他国際法の下で許容されることが普遍的に認められている理由に基づく特定の集団又は共同体に対する迫害であって、この1に掲げる行為又は裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を伴うもの
- i) 人の強制失踪(そう)
- j) アパルトヘイト犯罪
- k) その他の同様の性質を有する非人道的な行為であって、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は重大な傷害を加えるもの(Rome Statute, 1998, Article 7 (1))

7条2項は、ローマ規程における迫害を「集団又は共同体の同一性を理由として、国際法に違反して基本的な権利を意図的にかつ著しくはく奪すること」と定義している(Rome Statute, Article 7 (2) (g))。

上記の諸条約は、1951年難民条約の除外条項に規定された、戦争犯罪もしくは人道に対する罪、または、その他の重大な犯罪を犯した者について、その国際的保護のニーズを決定するための手続としても重要である。(A.2.1を参照)

#### 地域レベルでの人権諸条約

地域的な人権問題に取り組むため、および、人権保障のための具体的メカニズムや手続を用意するため、人権諸条約は地域レベルでも履行されてきた。

例えば欧州では、特に1950年の「人権と基本的自由の保護のための条約(ECHR, 欧州人権条約)」によって啓発される形で、欧州評議会(Council of Europe)の下で多くの人権諸条約が採択されてきた。

米州では「1969年の人権に関する米州条約(ACHR, 米州人権条約)」が1978年に発効している。欧州人権条約と同じく、米州人権条約はその保障する人権の範囲もさることながら、その監視制度を設立しているという面においても重要である。

同様に、「1981年の人及び人民の権利に関するアフリカ憲章(ACHPR, バンジュール憲章)」が1986年に発効しており、人権保障の手段に関する各種規定が用意されている。

こうした地域的な人権保障制度については、1993年の「ウィーン宣言および行動計画」が次のよう



に指摘している。

地域的取決めは、人権の促進及び保護において基本的な役割を果たす。地域的取決めは、国際人権文書に含まれた普遍的人権基準とそれらの保護を強化すべきである。

(UN General Assembly, 12 July 1993, para. 37)

こうしたことから、地域的な人権保障制度とその促進は、国際人権規範の範囲をさらに押し広げ、かつ、特定してゆくために、各種の国際的な規範および基準に合致するものでなければならない。

### 武力紛争の文脈における国際的保護

武力紛争時には、文民の権利は国際人道法によって特に保護されることになる。国際人権法と国際人道法は補完的関係にある。その両者ともが、個人の生命、健康、および尊厳を保護することを目的としている。人権法が平時と戦時とを問わず適用されるのに対し、人道法は武力紛争時の行為を規制するものである。

1949年8月12日のジュネーブ四条約および1977年の追加議定書は、交戦の手段と方法 (means and methods) と共に、文民および軍隊の構成員、または、戦闘行為への積極的関与を中止した武装集団の保護を規制している。ジュネーブ四条約の共通第三条は、国際的性質を有しない紛争における人々の処遇についての最低限の保障を次のように規定している。

- (1) 敵対行為に直接に参加しない者(武器を放棄した軍隊の構成員及び病気、負傷、抑留その他の事由により戦闘外に置かれた者を含む。)は、すべての場合において、人種、色、宗教若しくは信条、性別、門地若しくは貧富又はその他類似の基準による不利な差別をしないで人道的に待遇しなければならない。

このため、次の行為は、前記の者については、いかなる場合にも、また、いかなる場所でも禁止する。

- a) 生命及び身体に対する暴行、特に、あらゆる種類の殺人、傷害、虐待及び拷問
- b) 人質
- c) 個人の尊厳に対する侵害、特に、侮辱的で体面を汚す待遇
- d) 正規に構成された裁判所で文明国民が不可欠と認めるすべての裁判上の保障を与えるものの裁判によらない判決の言渡及び刑の執行

- (2) 傷者及び病者[...]は、収容して看護しなければならない。(Geneva Conventions of 12 August 1949, Common Article 3)

1977年の第二追加議定書が、国際的性質を有しない紛争における共通第三条の意味を具体的に規定しているのに対し、1977年第一追加議定書の75条は、国際武力紛争時において適用可能な基本的保障内容を詳細に列挙している。これらの諸規定は、戦時および武力紛争時における逸脱不可能な各種権利の理解を規定しているのである。

典型的には民族紛争の側面を有するような紛争時には、人種、宗教、国籍、または特定の社会的集団に基づく迫害のおそれの故に避難し、すなわち1951年難民条約の適用を受けることになる人々が存在するという状況があらう。ただし、武力紛争を逃れる大多数の人々は、通常、状況悪化や

危険のレベルの上昇を受けて国を離れるのである。そうした場合には、難民保護を補完する各種の保護が適用可能である。次のセクションでは、こうした各種の保護の詳細を扱うことにする。

## A.2 補完的保護

補完的保護は、ある個人が難民には該当しないが国際的保護を求めている場合に機能する。補完的保護は、保護を必要とする個人に対する国家の保護を意味している。補完的保護(または「補助的保護(subsidiary protection)」)は多様な形態をとることになる。1951年難民条約に示された原因に基づかない場合であっても、国際人権法および国際人道法の下で禁止されている重大な人権侵害に対する保護に基づく場合もある。また、その他の人道的保護の形態をとりつつ、地域的諸条約や各国の国内法に基づく場合もある。

このセクションでは、補完的保護を必要とする個人の状況への対応を目的とする、各種の国際的および地域的人権諸条約の下での国家の義務の概要を説明することを試みる。

多くの場合、とくに生命に対する権利や、他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰の絶対的禁止に関連するような、いくつかの人権に対応する義務は、そうした処遇の危険や、生命に対する権利が侵害される危険のある国への追放または送還(ルフルマン)を禁止するものと解釈されてきた。

多くの国々における国内法もまた、その他の様々な状況に対応する補完的保護を規定している。補完的保護を必要とするとみなされる人々に対しては、難民の地位を与えられた人々に対する各種の権利との比較において、より限定された権利を与える国が大多数である。



### 知っておくと良いこと

UNHCRは、カナダ、メキシコ、およびオーストラリアにおける補完的保護の実行を検討した文書を発行している。

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Filling the protection gap: current trends in complementary protection in Canada, Mexico and Australia, New Issues in Refugee Research, Research Paper No. 238 (authors: Nicole Dickerand Joanna Mansfield), May 2012 <http://www.unhcr.org/4fc872719.html>



2009年には、欧州亡命難民評議会(ECRE)が、EUの9つの加盟国とスイスを検討対象として、補完的保護および補助的保護に関する調査を行い、発表している。

ECRE – European Council on Refugees and Exiles: Complementary Protection in Europe, July 2009

<http://www.ecre.org/component/downloads/downloads/129.html>

補完的保護は、難民の大量流入時において、1951年難民条約の下での難民であるか否かを集団に対して個人ごとに決定することなく、一見して明白に該当すると判断される場合に、各国の国内法または地域的な各種の法制度の下で与えられることによくある一時的保護(temporary protection)と混同されるべきではない。

### A.2.1 中核的な各種の国際条約および国際基準

国際人権法は発展的性質を有するため、ルフルマンを禁止する各種条約およびそれらに対応する補完的保護を用意する義務を課す条約の確定的な一覧は存在しない。それでもなお、ルフルマン禁止の法源となる条約には以下の2つの主要なものがあることは広く共有されている。

- 拷問等禁止条約3条は、拷問の危険に直面する国へ個人を退去させることを禁止している。
- 自由権規約6条および7条は、生命の保護を掲げ、拷問またはその他の非人道的な扱いの行われる場所への退去を禁止している。

その他にもルフルマンを禁止する条約として、2006年の強制失踪条約や、1949年のジュネーブ第四条約がある。

### A. 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約 – CAT (1984年)

拷問等禁止条約(CAT)の1条は拷問を次のように定義している。

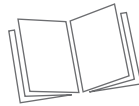
1. この条約の適用上、「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず人に重い苦痛を故意に与える行為であって、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、本人若しくは第三者が行ったか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によって、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものをいう。「拷問」には、合法的な制裁の限りで苦痛が生ずること又は合法的な制裁に固有の若しくは付随する苦痛を与えることを含まない。

2. 1の規定は、適用範囲が一層広い規定を含んでおり又は含むことのある国際文書又は国内法令に影響を及ぼすものではない。(CAT, 1984, Article 1)

また、拷問等禁止条約の3条はルフルマンを次のように明確に禁止している。

1. 締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足る実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引き渡してはならない。
2. 権限のある当局は、1の根拠の有無を決定するに当たり、すべての関連する事情(該当する場合には、関係する国における一貫した形態の重大な、明らかな又は大規模な人権侵害の存在を含む。)を考慮する。(CAT, 1984, Article 3)

1951年難民条約の規定とは異なり、拷問等禁止条約の3条におけるルフルマンの禁止は絶対的なものであり、それゆえ、難民認定申請者がどのような行動を行っているかということには左右されない(see the considerations of the Committee against Torture in its views on the case *Tapia Paez v. Sweden*, Communication No 39/1996. Views of 28 April 1997)。拷問等禁止条約には、とりわけ重大な犯罪の加害者や、その他の適用除外者を適用除外する規定は存在しない。ただし、1条における拷問の定義によれば、拷問等禁止条約のルフルマン禁止は、拷問が「公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に」行われる場合についてのみ適用されることになる。このため、拷問等禁止委員会の判例は、反乱分子などの非国家主体と、破綻国家において準政府的役割を果たす主体とを区別している。



The Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment and Punishment (CAT), 10 December 1984  
<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CAT.aspx>

## B. 市民のおよび政治的権利に関する国際規約 – ICCPR(1966年)

市民のおよび政治的権利に関する国際規約(自由権規約)は生命に対する権利を次のように保障し、拷問を禁止している。

すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。(ICCPR, Article 6 (1))

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。(ICCPR, Article 7)

規約人権委員会は、自由権規約の締約国は以下の義務を負うとしている。

(自由権規約の締約国は)個人を、当規約の6条および7条において想定されているような、回復不能の損害(irreparable harm)を被る危険があると信ずるに十分な理由のある場所へ、その領域から引渡、退去、追放、またはその他の移動をさせてはならない義務を負う[...]  
(UN Human Rights Committee, 26 May 2004, para. 12)



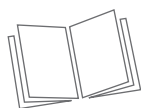
The International Covenant on Civil and Political Rights (ICCPR), 16 December 1966  
<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CCPR.aspx>

### C. 戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約 – 第四条約(1949年)

国際人道法は、武力紛争に関連する各種規則を提起している。そうした中であって、ジュネーブ第四条約は国際武力紛争に巻き込まれた文民の、国際的な引渡を規制している。その45条は、ルフルマンを次のように明示的に禁止している。

[...]被保護者は、いかなる場合にも、その政治的意見又は信仰のために迫害を受ける虞のある国に移送してはならない。

本条の規定は、敵対行為の開始前に締結されている犯罪人引渡条約に従って、普通の刑法上の違反行為のために訴追されている被保護者の引渡を妨げるものではない。  
(Convention (IV) relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War, 1949, Article 45)

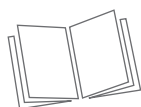


The Geneva Convention (IV) relative to the Protection of  
Civilian Persons in Time of War, 12 August 1949  
<http://www.icrc.org/ihl.nsf/FULL/380?OpenDocument>

### D. 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 – ICCPED(2006年)

既に見た諸条約と同様に、強制失踪条約はルフルマンの禁止を具体的に次のように16条において禁止している。

1. 締約国は、ある者が強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足る実質的な理由がある他の国へ当該者を追放し、若しくは送還し、又は当該者について犯罪人引渡しを行ってはならない。
2. 権限のある当局は、1に規定する理由の有無を決定するに当たり、すべての関連する事情(該当する場合には、重大、明らか若しくは大規模な人権侵害又は国際人道法の著しい違反についての一貫した傾向が関係する国において存在することを含む。)を考慮する。(ICCPED, 2006, Article 16)



The International Convention for the Protection of All Persons from Enforced  
Disappearance (ICCPED), 20 December 2006  
<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CED/Pages/ConventionCED.aspx>

### E. 児童の権利に関する条約 – CRC (1989年)

児童の権利委員会は、一般的意見6号(No. 6/2005)の中で、保護者のいない、または、養育者から分離された子ども(unaccompanied and separated children)がその本国外にいる場合の処遇について次のように説明している。

締約国は、本条約の6条および37条の下で想定されているような、子どもに回復不能の損害の真の危険があると信ずるに実質的根拠のある国へは、そこから送還が行われることになる国、または、後に結果的に送還が行われることになるであろう国のいずれへの送還も含めて、子どもを送還してはならない。(UN Committee on the Rights of the Child, 1 September 2005, para. 27)



UN Committee on the Rights of the Child: General Comment No. 6 (2005):  
Treatment of unaccompanied and separated children outside their country  
of origin, CRC/GC/2005/6, 1 September 2005  
<http://www.refworld.org/docid/42dd174b4.html>

### A.2.2 各種の地域条約および地域的基準

地域条約の中にも、明示的にまたは解釈を通じた補完的保護の付与によって、ルフルマンを禁止するものが多くある。

#### A. 人及び人民の権利に関するアフリカ憲章(1981年, バンジュール憲章)

バンジュール憲章の5条は次のように規定している。

全ての個人は、人間に固有の尊厳を尊重される権利およびその法的地位を認められる権利を有する。とりわけ、奴隷制度、奴隷貿易、拷問、ならびに残虐、非人道的および品位を傷つける処罰および処遇をはじめとするあらゆる形態の搾取および人の蔑み(degradation of man)は禁じられる。(African Charter on Human and Peoples' Rights, 1981, Article 5)

ノン・ルフルマン原則は、バンジュール憲章の5条における国家の義務の重要な要素と考えられている。ロベン島ガイドライン(Robben Island Guidelines, アフリカにおける拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する指針および手段)は、「拷問を受ける危険のある国へは、国家は、如何なる者も追放または引渡すべきではない」と明確に述べている。ロベン島ガイドラインは2002年のアフリカ委員会(African Commission)の決議によって公式に採択されており、2003年のアフリカ連合の各国首脳会議においても承認されている。



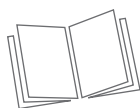
The African Charter on Human and Peoples' Rights of 27 June 1981  
[http://www.africa-union.org/official\\_documents/treaties\\_%20conventions\\_%20protocols/banjul%20charter.pdf](http://www.africa-union.org/official_documents/treaties_%20conventions_%20protocols/banjul%20charter.pdf)

The Robben Island Guidelines, adopted by the African Commission on  
23 October 2002  
[http://www.achpr.org/files/instruments/robben-island-guidelines/achpr\\_instr\\_guide\\_rig\\_2008\\_eng.pdf](http://www.achpr.org/files/instruments/robben-island-guidelines/achpr_instr_guide_rig_2008_eng.pdf)

#### B. 人権に関する米州条約(1969年, 米州人権条約)

米州人権条約は米州機構の加盟諸国によって批准されている。米州人権条約22条8項は次のように規定している。

人種、国籍、宗教、社会的地位、または政治的意見のために、生命に対する権利または個人の自由の侵害が危ぶまれる国へは、それがその外国人の本国であろうとなかろうと、如何なる場合においても、追放または送還の対象国とすることはできない。(American Convention on Human Rights, 1969, Article 22 (8))



The American Convention on Human Rights of 22 November 1969

[http://www.oas.org/dil/treaties\\_B-32\\_American\\_Convention\\_on\\_Human\\_Rights.htm](http://www.oas.org/dil/treaties_B-32_American_Convention_on_Human_Rights.htm)

### C. 人権と基本的自由の保護のための欧州条約 – ECHR(1950年, 欧州人権条約)

欧州人権条約は、欧州評議会(Council of Europe)の47の加盟国内における人権保障のための最も重要な法的枠組である。欧州人権条約の下で保障される様々な権利は、国籍の如何を問わずに適用され、それゆえ欧州評議会の加盟諸国の管轄権内にある難民、庇護申請者、および移民にさえも適用がある。

補完的保護の文脈においては、欧州人権条約の3条が最重要である。

何人も、拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。  
(ECHR, 1950, Article 3)

追放または引渡しの場合における欧州人権条約3条の適用可能性は、欧州人権裁判所(ECtHR)の判例の中で展開されてきた。以下、その例をいくつか参照されたい。

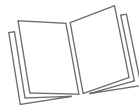
欧州人権裁判所は、ゾーリンク対英国(*Soering v. the United Kingdom*)事件判決において、欧州人権条約の締約国は「拷問又は非人道的若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰が引渡請求国において行われるという真の危険に、当該外国人が引渡される場合において直面することになると信ずる実質的根拠が示される場合」には、当該国へ個人を引き渡すことは禁止されていると判示した(*Soering v. the United Kingdom*, ECtHR, 7 July 1989)。

アーメッド対オーストリア(*Ahmed v. Austria*)事件判決においては、欧州人権裁判所は、欧州人権条約3条の絶対的性格を踏まえ、拷問の対象となる真の危険に直面するであろう国への個人の追放の禁止は「当該申請者の刑事上の有罪またはソマリアにおいて国家当局が現在確立していないことによって無効となるもの」ではないとし、したがって、非国家主体への3条の適用可能性と、それが個人の行いによって左右されるものではないことを認める判断を示した(*Ahmed v. Austria*, ECtHR, 17 December 1996)。

サーディ対イタリア(*Saadi v. Italy*)事件判決において、欧州人権裁判所は、テロリストの攻撃の危険性が高いとしても、サーディが現在いる管轄(領域)から追放することの根拠にはならないとし、次のように述べている。「仮に、イタリア政府と英国政府が主張するように、当該テロリストの脅威が当時からまたさらに高まりを見せているとしても、そうした状況は欧州人権条約3条の絶対的性格を示したチャハル(*Chahal*)判決において示された各種の結論に変更を迫るものではない。」(*Saadi v. Italy*, ECtHR, 28 February 2008)

M.S.S.対ベルギーおよびギリシャ(*M.S.S. v. Belgium and Greece*)事件においては、庇護申請者のベルギー当局によるギリシャへの移送についてダブリンII規則の適用が争われた。ダブリンII規則は、庇護申請の審査責任がいずれのEU加盟国にあるかを定めている。欧州人権裁判所は、さまざまな点を検討した上で、ギリシャにおける当該申請者の収容状況と生活環境の両面において、ギリシャは欧州人権条約3条に違反しており、かつ、13条(実効的な司法救済を受ける権利)にも違反していると判示した。本件はまた、ギリシャにおける庇護申請手続の不備についても3条との関係を検討している。このとき、当該庇護申請者は、庇護申請の本案を十分に検討されることなく、また、実効的な司法救済へのアクセスもなく、アフガニスタンへの追放の危険に直面していた。さらに、欧州人権裁判所は、ギリシャにおける不十分な状況との関連で、そうした場所へ送還されるという危険に申請者をさらした点において、ベルギーの条約違反を認めたのである(*M.S.S. v. Belgium and Greece*, Judgment of the Grand Chamber of the ECtHR, 21 January 2011, Appl. No. 30696/09)。





European Convention on Human Rights as amended by Protocols Nos. 11 and 14, supplemented by Protocols Nos. 1, 4, 6, 7, 12 and 13, 4 November 1950  
[http://www.echr.coe.int/Documents/Convention\\_ENG.pdf](http://www.echr.coe.int/Documents/Convention_ENG.pdf)

#### D. EUの各種文書

欧州連合基本権憲章の19条は、退去、送還、または引渡しの際に与えられる保護について次のように規定している。

1. 集団的な追放は禁止される。
2. いかなる者も、死刑、拷問、又はその他の非人道的若しくは品位を傷つける処遇若しくは処罰を受けるであろう重大な危険のある国へは、追放、送還、または引渡すことができない。  
(Charter of Fundamental Rights of the European Union, 2010, Article 19)

2011年のEU庇護資格指令は、補助的保護(または補完的保護)の付与について、2条f項で次のように想定している。

「補助的保護を受けることのできる者」とは、ある者が難民として認定されなかった場合において、その者が第三国の国民の場合には、その本国へ送還された場合に、あるいは、無国籍者の場合には、その従前の常居所のある国へ、その者が送還された場合に、15条に定義される重大な危害を被る真の危険に直面するであろうことを信じさせる実質的な根拠が示された者であり、または、17条1項および2項が適用されない者であって、その本国または常居所国による保護を受けることができないか、そうした危険の故に、その保護を受けることを望まない者のことである。

EU庇護資格指令の15条によると、重大な危害とは以下のものを指す。

- a. 死刑または処刑、または、
- b. 申請者の本国における拷問または非人道的若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰、または、
- c. 国際武力紛争または国内武力紛争状況における無差別の暴力を原因とする、文民の生命または人格(life or person)への重大かつ個別の脅威。  
(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 15)

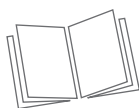
EU庇護資格指令は、補助的保護を必要とさせた状況が消滅または変化した場合には、補助的保護が終止することも想定している。そうした変化は「補助的保護を受けている個人が、重大な危害の真の危険にはもはや直面することがないという、顕著かつ永続的なもの」でなければならない(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 16)。

同じく、EU庇護資格指令は、1951年難民条約1条Fに示されている各種根拠と類似する形で、補助的保護の対象者の除外を想定している。難民条約に規定されている除外の根拠に加えて、EU庇護資格指令の17条1項は補助的保護の対象から次の者を除外することを規定している。

申請者が現在所在するEU加盟国の社会(community)または安全(security)に対する危険を構成する[...]とみなされる重大な理由のある場合。(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 17 (1) (d))

さらに、EU庇護資格指令は、17条1項に「示されている各種の犯罪または行為の任務を指示または参加する個人」が、補助的保護の対象者からは除外されるとしており(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 17 (2))、また、特定の犯罪の結果としての制裁を回避することだけを目的として出身国を逃れた者については、補助的保護の対象から除外することを認めている。(EU Asylum Qualification Directive 2011, Article 17 (3))

こうした文脈から、欧州人権条約3条に含意されたノン・ルフルマン原則、および、拷問等禁止条約3条および自由権規約7条に含まれるノン・ルフルマン原則の、絶対的性格を再確認することは重要である。このことは、ある者が拷問または残虐かつ非人道的または品位を傷つける取扱いまたは処罰の対象となるであろう国又は領域へは、いかなる場合においてもその者を送還すべきではないことを意味している。



The EU Asylum Qualification Directive - Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast), published in the Official Journal of the European Union, L337/9, 20 December 2011

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:337:0009:0026:EN:PDF>

Charter of Fundamental Rights of the European Union, published in the Official Journal of the European Union, C 83/389, 30 March 2010

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:083:0389:0403:en:PDF>



### 知っておくと良いこと

EU基本権庁(EU Agency for Fundamental Rights and the Council of Europe)は、庇護、国境、および移民に関するEU法(European law)についてのハンドブックを発売している。このハンドブックは、国際的保護の分野で活躍する弁護士、裁判官、入管職員、およびその他の様々な人々に、包括的な概観を提供する内容となっている。

European Union Agency for Fundamental Rights, Council of Europe:  
Handbook on European law relating to asylum, borders and immigration, 2013

[http://fra.europa.eu/sites/default/files/handbook-law-asylum-migration-borders\\_en.pdf](http://fra.europa.eu/sites/default/files/handbook-law-asylum-migration-borders_en.pdf)

## 付属書 B – 情報源

本付属書は、COI調査において幅広く利用されている情報源について簡単に説明するものである。これらの情報源は、特定の国またはテーマについて概観するのに役立つ、また調査の出発点となりうる。COI調査において幅広く利用され、一般的に信頼できると考えられている情報源はいくつかある。特定のテーマを扱うものもあれば、COI調査に関連性のある人権問題について幅広く扱うもの、または出身国の状況について最新の背景情報を提供するものもある。

以下では、国際的保護の必要性のための手続とは別に情報を発信している情報源と、特にこれらの手続のためにCOIを調査・収集している情報源 – UNHCRや各国のCOI部門等 – とを区別している。

さらに本付属書では、地理、言語および民族に関する情報源とリサーチ・テクニックについても言及している。

これは信頼できるCOI情報源について網羅するリストではない。

付属書 Bの内容:

### B.1 国際的保護の必要性についての認定手続とは別に情報を発信している情報源

- B.1.1 国際機関および政府間機関
- B.1.2 政府機関
- B.1.3 非政府組織
- B.1.4 メディアの情報源
- B.1.5 学界

### B.2 国際的保護の必要性についての認定手続のために情報を発信・収集している情報源

- B.2.1 国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR)
- B.2.2 各国のCOI部門
- B.2.3 各国の外務省および大使館
- B.2.4 COIデータベース

### B.3 地理、民族、言語の調査

## B.1 国際的保護の必要性についての認定手続とは別に情報を発信している情報源

このセクションは、第4章で紹介した情報源の種類によって整理されている。

- 国際機関および政府間機関
- 政府機関
- 非政府組織(NGO)および他の市民組織
- メディア
- 学界

### B.1.1 国際機関および政府間機関

国際連合や欧州安全保障協力機構(OSCE)のような機関は、多くの国について、報告書、ポジションペーパー、特別報告者や人権専門家による調査報告、背景情報等を公表している。

国際社会は、様々な人権監視メカニズム、委員会、機関または人を設置しており、人権侵害について監視し報告する権限を与えている。

国連の人権監視メカニズムに加え、地域の人権条約および遵守監視制度が設置されている。これらの中には定期的に報告書を発表するものがある。

#### 国際連合 (UN)

国連の文書および参照制度に関する詳細な説明は、国連文書リサーチガイド(United Nations Documentation Research Guide)を参照せよ。

- 国連事務総長 <http://www.un.org/sg/>

事務総長は、国連の仕事に関して様々な報告書およびプレス・ステートメントを発表する。COI調査にとって最も重要なものは、安全保障理事会および総会への報告である。特に、事務総長は国連安全保障理事会に対し、国連平和維持ミッションについて定期的に報告するとともに、安全保障理事会が関心を有する国の状況について報告を行う。

- 国連安全保障理事会 <http://www.un.org/Docs/sc/>

安全保障理事会の機能および権限は、平和および安全の維持であり、紛争について調査し、かかる紛争の調整または解決方法を勧告することである。報告書は、紛争に関与している国、または国際的な摩擦を生じさせうる状況にある国を対象とする。

国連システムの中には異なる人権監視メカニズムが存在する。第一に、国連憲章に基づく組織があり、これには人権理事会が含まれる。第二に、国際人権条約によって作られた、条約に基づく組織がある。これら二つのメカニズムに関する情報は、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のウェブサイトにある(以下を参照)。

## 国連人権理事会 (HRC)

人権理事会は国連憲章に基づくものであり、2006年に国連総会によって、国連人権委員会に代わるものとして設立された。人権理事会の文書および決議は以下で入手できる。

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/Pages/AboutCouncil.aspx>

普遍的定期的レビュー(Universal Periodic Review, UPR) は、人権理事会の下、すべての国連加盟国の人権状況を4年毎に審査する国家主導のプロセスである。審査は、国による報告書および、国連人権理事会、国連人権条約機関および他の国連組織によって権限を付与された独立の人権専門家および団体による報告書、並びにNGOおよび国内人権機関等の他のステークホルダーからの情報に基づいて行われる。UPR関連のすべての文書は以下で入手できる。

<http://www.ohchr.org/en/hrbodies/upr/pages/uprmain.aspx>

人権理事会はまた、特定の国に関する状況またはグローバルなテーマについて、「特別手続(special procedures)」という手続によって専門家に権限を与えることができる。特別手続のために任命されるのは、「特別報告者」または「独立専門家」と呼ばれる個人または作業部会のいずれかである。特別手続に関するすべての文書は以下で入手できる。

<http://www.ohchr.org/en/HRBodies/SP/Pages/Welcomepage.aspx>

## 人権条約機関

主要人権条約の加盟国は、条約の実施を監視する条約機関に対し、定期報告を提出する義務がある(加盟国レポート)。これらの各種報告に基づき、委員会は「最終見解」の中で勧告を行う。加盟国によってとられた措置についてNGOが独自の報告(シャドウレポート)を提出できる場合もある。以下の国連人権機関による報告は、OHCHRのウェブサイトで見覧可能である。

- 規約人権委員会(Human Rights Committee)は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の監視機関である。加盟国は委員会が要請するとき、通常5年毎に、報告を行わなければならない。  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrc/index.htm>
- CESCR - 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の監視機関である。加盟国は5年毎に報告する義務がある。  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/index.htm>
- CERD - 人種差別撤廃委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の監視機関である。加盟国は2年毎に報告する義務がある。  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cerd/index.htm>
- CEDAW - 女子差別撤廃委員会は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の監視機関である。加盟国は少なくとも4年毎に報告しなければならない。委員会は、加盟国による条約の重大なまたは組織的な侵害を示唆する十分に根拠のある信頼できる情報を得た場合には、自らのイニシアチブにより調査を開始することができる。  
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/index.htm>
- CAT - 拷問禁止委員会は、「拷問等禁止条約」の監視機関である。加盟国は4年毎に報告を行わなければならない。委員会は、加盟国による条約の重大なまたは組織的な侵害を



示唆する十分に根拠のある信頼できる情報を得た場合には、自らのイニシアチブにより調査を開始することができる。

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/index.htm>

拷問等禁止条約の選択議定書は、国内訪問を実施する拷問等防止小委員会(Sub-committee on Prevention of Torture (SPT))を設置した。SPTは加盟国に対し、勧告および観察について非公開の報告書を提出するが、加盟国はSPTに報告書の公表を要請することが奨励されている。

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/opcat/index.htm>

- CRC - 子どもの権利委員会は、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の監視機関である。加盟国は5年毎に報告義務がある。また、「武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書」および「子どもの売買、子ども買春および子どもポルノに関する選択議定書」の一方または双方の加盟国は、議定書に基づく義務に関して委員会に報告しなければならない。

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/index.htm>

「子どもの権利情報ネットワーク(CRIN)」は、子どもの権利条約の実施状況についてNGOによるシャドーレポートを公表している。

<http://www.crin.org/>

- CMW - 移住労働者委員会は、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の監視機関であり、加盟国は5年毎に報告を行う。

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cmw/index.htm>

- CRPD - 障害者の権利委員会は、「障害者の権利に関する条約」の監視機関である。加盟国は4年毎および委員会が要請するときに報告しなければならない。

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/CRPDIndex.aspx>

- CED - 強制失踪委員会は、強制失踪防止条約の監視機関である。加盟国は条約の批准から2年以内に報告しなければならない。

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CED/Pages/CEDIndex.aspx>

条約機関の通常業務に加え、人権理事会は特定のテーマまたは国について特別報告者を任命することができる。特別報告者は、人権問題を監視し、その活動および審査について公に報告することを任務とする。人権高等弁務官事務所のウェブサイトには、2013年4月1日時点で36のテーマ別報告および12の国別報告が公表されている。(訳者注:2014年4月時点では、37のテーマ別報告および14の国別報告となっている。)

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/SP/Pages/Welcompage.aspx>

## 国連機関

以下の国連機関は、COI調査に頻繁に利用される情報を定期的に公表している。このリストに含まれない国連機関も、特定の質問に関連する情報を有する場合がある。

- 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR):

<http://www.ohchr.org>

OHCHRは、「すべての人が人権を効果的に享受できるよう人権の促進と擁護を図る」ことを任務とする(OHCHR website, undated, <http://www.ohchr.org>)。OHCHRは国連の人権活動に主要な責任を持つ機関である。OHCHRは人権を監視し人権侵害を調査するため

のフィールド活動を拡大してきた。現地のOHCHR代表は、政府機関、国連の国内チーム、国際機関および地域機関、国内組織およびNGOと緊密な協力関係にある。OHCHRのウェブサイトには、人権関連の幅広い情報源へのリンクが提供されている。国別の情報は以下のページでアクセス可能である。

<http://www.ohchr.org/EN/Countries/Pages/HumanRightsintheWorld.aspx>

- 国連人道問題調整事務所(OCHA)  
<http://www.unocha.org>

OCHAは人道的な活動の調整を行う。危機的な状況、自然災害および複合的な緊急事態に焦点をあてている。OCHAはReliefWebという、人道危機に関する情報を収集したデータベースを運営している。

<http://www.reliefweb.int>

COI調査に頻繁に利用される、他の国連計画および基金または機関

- FAO - 国連食糧農業機関 <http://www.fao.org>
- ILO - 国際労働機関 <http://www.ilo.org>
- UNAIDS - 国連合同エイズ計画 <http://www.unaids.org>
- UNDP - 国連開発計画 <http://www.undp.org>
- UNESCO - 国連教育科学文化機関 <http://www.unesco.org>
- UNFPA - 国連人口基金 <http://www.unfpa.org>
- UN HABITAT - 国連人間居住計画(ハビタット) <http://www.unhabitat.org>
- UNICEF - 国連児童基金 <http://www.unicef.org>
- UNIFEM - 国連女性基金 <http://www.unifem.org>
- 国連平和維持および支援ミッション  
ミッションの過程で公表される情報については以下を参照。  
<http://www.un.org/en/peacekeeping/operations/current.shtml>
- UNRWA - 国連パレスチナ難民救済事業機関 <http://www.unrwa.org>
- WFP - 世界食糧計画 <http://www.wfp.org>
- WHO - 世界保健機関 <http://www.who.int>

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)については、特に国際的保護のために情報を発信、編纂または収集している情報源に関する以下のセクションで扱う。

### 経済協力開発機構(OECD)

経済協力開発機構(OECD)は1961年に設立され、ヨーロッパ諸国、オーストラリア、チリ、日本、イスラエル、韓国、メキシコ、トルコおよびアメリカを含む34の加盟国によって構成される。「世界中の人々の経済的および社会的幸福」の促進を目的とするOECD(undated, <http://www.oecd.org/about>)は、100ヶ国以上の国におけるジェンダー不平等に関する情報を提供する、Social Institutions and Gender Index (SIGI)を発表している。<http://www.genderindex.org>

## 欧州安全保障協力機構 (OSCE)

欧州安全保障協力機構(OSCE)は56の加盟国における人権状況を監視している(<http://www.osce.org/what/human-rights>)。OSCEの民主制度・人権事務所(ODIHR)は、選挙監視、民主的発展、人権、寛容と非差別、および法の支配に焦点を当てている。その報告は以下で入手可能である。  
<http://www.osce.org/odihr>

## 赤十字国際委員会 (ICRC)

赤十字国際委員会(ICRC, <http://www.icrc.org>)は、国際人道法の原則の適用を監視する任務を負う。その調査結果は非公開である。国際人道法違反に関するいかなる懸念も、当該政府およびアクターとの直接の対話によって取り上げられる。例外的なケースにおいてのみ、ICRCは特定の調査結果に関する情報を公表する。しかし、活動および他の情報に関する一般的な情報は以下でアクセス可能である。

<http://www.icrc.org/eng/resources/index.jsp>

## 地域の国家間機関

### アフリカ

- ACHPR - アフリカ人権・人民権委員会 (その特別メカニズムを含む, <http://www.achpr.org>)は、人権および人民権の保護および促進、そして「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章(アフリカ人権憲章)」の解釈を任務としている。
- ACERWC - 子どもの権利及び福祉に関するアフリカ専門家委員会 (<http://acerwc.org>)は、「子どもの権利及び福祉に関するアフリカ憲章」の実施を監視している。

### アメリカ

- OAS - 米州機構は、35の加盟国の人権状況を監視するために、1959年に米州人権委員会 (IACHR, <http://www.oas.org/en/iachr>)を創設した。IACHRは年次報告の他、国別報告およびテーマ別報告を公表している。

### ヨーロッパ

COE - 欧州評議会(Council of Europe, <http://www.coe.int>) は47の加盟国によって構成され、以下の組織を設置している。

- 人権弁務官(Commissioner for Human Rights)は、加盟国の人権状況を監視する独立機関である。勧告を含む国別報告は以下で参照できる。  
[http://www.coe.int/t/commissioner/Activities/countryreports\\_en.asp](http://www.coe.int/t/commissioner/Activities/countryreports_en.asp)
- 拷問および非人道的および品位を傷つける取扱いまたは刑罰に関する欧州委員会 (European Committee for the Prevention of Torture and Inhuman and Degrading Treatment or Punishment, CPT) は拘禁施設を訪問する。委員会の調査結果、報告書および政府による回答は、原則として非公開である。しかし大多数の国は、報告書を公開することを選択している。これらの報告書および他の文書は以下で参照できる。  
<http://www.cpt.coe.int>

- ・ 欧州社会権委員会 (ECSR) は、欧州社会憲章の実施を監視する。国の報告書、市民団体によるコメント、委員会の結論および決定は以下で参照できる。  
[http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/socialcharter/ECSR/ECSRdefault\\_en.asp](http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/socialcharter/ECSR/ECSRdefault_en.asp)
- ・ 人身取引に対する行動の専門家グループ (GRETA) は欧州評議会の人身取引に対する行動に関する条約の実施を監視する。評価報告は以下で参照できる。  
[http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/trafficking/Docs/Monitoring/GRETA\\_en.asp](http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/trafficking/Docs/Monitoring/GRETA_en.asp)
- ・ 人種差別と不寛容に反対する欧州委員会 (ECRI) は、様々な形態の差別、人種差別、外国人嫌悪および不寛容について監視している。委員会は、報告書を作成し加盟国に対して勧告を行う独立の専門家から成る。ECRIの出版物は以下で入手可能である。  
[http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/ecri/default\\_en.asp](http://www.coe.int/t/dghl/monitoring/ecri/default_en.asp)
- ・ 少数民族の保護に関する枠組条約 (FCNM) は1998年に発効した。これはこの条約を批准した43の欧州評議会加盟国にとって法的拘束力を持つ (FCNM, undated)。FCNMの実施状況は監視、評価され、各国に勧告が提示される。このプロセスにおいて作成された報告書および文書は以下で参照できる。  
<http://www.coe.int/minorities>
- ・ 腐敗防止グループ (GRECO) は、腐敗の削減および防止を目的とする。GRECOは1999年に設立され、49の加盟国によって構成されている (GRECO, undated)。モニタリングは、勧告が行われる審査手続と、とられた措置について評価するコンプライアンス手続に分けられる。詳細は以下を参照。  
<http://www.coe.int/greco>

#### 欧州連合

- ・ EU基本権庁 (FRA) は、欧州連合における基本権に関する情報の収集・分析を行う。出版物は以下で参照できる。  
<http://fra.europa.eu/en/publications-and-resources/publications>
- ・ EU対外行動庁 (EU External Action Service, EEAS) は、定期的に世界の選挙を監視している。その報告書は以下で参照できる。  
<http://eeas.europa.eu/eueom/missions>

#### B.1.2 政府機関

「政府機関」という情報源の種類には、行政機関、立法機関および司法機関が含まれる。様々な国の外務省は、その国の背景および最新の出来事について情報を提供している。しかしながら、通常はビジネス旅行者および観光客用の情報が重視されている。以下の政府機関による情報源は、COI調査に関連性を有する情報を提供している。

- ・ 米国国務省は幾つかの関連する報告書を発表している。COI調査にとって最も重要なのは、毎年国別人権報告書 (<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt>) および信仰の自由に関する国際報告書 (<http://www.state.gov/j/drl/rls/irf>) である。国務省はまた、人身取引に関する報告書 (<http://www.state.gov/j/tip>) およびテロリズムに関する報告書 (<http://www.state.gov/j/ct/rls/crt>) を毎年発表している。

- CIAのワールドファクトブックは、COI調査の文脈において背景情報のために幅広く参照されているもうひとつの米国の刊行物である。ワールドファクトブックは、267の国家および他の地域について、歴史、人口、政府、経済、地理、通信、運輸、軍事、およびトランスナショナルな問題に関する一般的情報を含む要約を提供している。  
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook>

英国内務省のように、国際的保護の必要性の認定手続のために特に情報を作成、編纂または収集している政府の情報源については、この付属書のセクションB.1.2で紹介する。

政府はまた、英国内務省のオペレーショナル・ガイダンス・ノートのように、COIを含む政策上の指令を提供することがあるが、これらはCOIの情報源とは考えられていない。

法律の規定はCOI調査の重要な一部をなす。出身国の立法機関および行政機関は、国内法令の文言を作成および公表している。各国の議会、法律および行政機関に関するリンクおよび／または情報を提供するウェブサイトは幾つかある。

- Constitution finder リッチモンド大学 <http://confinder.richmond.edu>
- GlobalLex ニューヨーク大学ロースクールの、ハウザー・グローバル・ロースクール・プログラムによる法律に関する電子出版物であり、国際的な法律の調査に専念している。GlobalLexによって発表される情報および記事には、調査と教育双方のための資料が含まれる。特定の国に関する情報は、以下のウェブサイトの“Foreign Law Research”で参照できる。  
<http://www.nyulawglobal.org/globallex>
- 列国議会同盟 (IPU, <http://www.ipu.org>)は、議会の国際組織であり、1889年に設立された。
- Legislationline (<http://legislationline.org>)は、欧州安全保障協力機構(OSCE)および参加国のための、無料のオンライン法令データベースである。人身取引、選挙および市民権等の問題に関する法令が含まれている。Legislationlineは英語およびロシア語で提供されている。
- 国連の国際労働機関(ILO)は、労働、社会保障および関連する人権に関する国内法のデータベース(NATLEX)を維持しており、以下で参照できる。  
<http://www.ilo.org/dyn/natlex>
- 米国の議会図書館は、出身国の多くの行政機関および司法機関へのリンクを提供するローライブラリーを運営している(<http://www.loc.gov/law/help/guide/nations.php>)。

Refworldおよびecoi.netのCOIデータベースも国内法に関する情報を含み、国によって検索できる。これらについては、この付属書のセクションB.2.4 においてより詳しく説明する。



### B.1.3 非政府組織

人権を扱う幾つかのNGOは国際的なレベルで活動している。それらのNGOは、年次報告書および特定の問題や国に関するペーパー等を発表している。以下のリストは、COIの分野で最もよく参照されるいくつかの例を挙げたものである。

- ・ アムネスティ・インターナショナル(AI)は人権を擁護する。本部はロンドンにある。年次報告書は150以上の国および領域における人権侵害の状況について報告するものである。さらに、テーマ別報告、ブリーフィングおよびニュースリリースの発表、並びに「緊急行動(Urgent Action)」の呼びかけが定期的に行われている。  
<http://www.amnesty.org/en/human-rights/human-rights-by-country>
- ・ 子どもの権利情報ネットワーク(CRIN)は子どもの権利を擁護する。ウェブサイトでは、約150ヶ国について、報告書、法律に関する情報、並びにその国で子どものために活動している組織のプロフィールを含むデータベースを提供している。  
<http://www.crin.org>
- ・ フリーダムハウスは世界中で民主的な変革を提唱している。フリーダムハウスは分析を行い、政治的権利および人権に関する国別報告、移行期にある国に関する報告、並びに他の特別報告を定期的に発表している。本部はワシントンD.Cにある。  
<http://www.freedomhouse.org/reports>
- ・ ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)は人権侵害について調査し、その調査結果を毎年のワールドレポート並びにテーマ別報告、ブリーフィングおよびニュースリリースで公表している。庇護希望者の出身国を多く含む70ヶ国以上がカバーされている。HRWはニューヨークを拠点とし、世界各地に事務所がある。  
<http://www.hrw.org/publications>
- ・ 国内避難民監視センター(IDMC)は、ノルウェー難民委員会によって設立され、ジュネーヴを拠点としつつ、世界各地の国内避難民の状況を監視している。IDMCは、約50ヶ国における国内避難民について包括的な情報および分析を提供するオンラインデータベースを運営している。  
<http://www.internal-displacement.org>
- ・ 国際危機グループ(ICG)は、世界各地の紛争および潜在的紛争状況に関する詳細な分析および政策アドバイスを行っている。ICGは毎年80以上の報告書およびブリーフィング・ペーパーを発表するほか、実際の紛争または潜在的な紛争状況にある国または地域の現状を評価する月例のCrisisWatch bulletinを発行している。本部はブリュッセルにある。  
<http://www.crisisgroup.org>
- ・ 国際人権連盟(FIDH)はパリを拠点とし、世界各地の160以上の非政府の人権団体や連盟が含まれる。FIDHは、報告書の配布、FIDHレターおよびメディアリリースを通じて人権侵害を非難している。<http://www.fidh.org>
- ・ 国際レズビアン・ゲイ協会(International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association, ILGA)は、LGBTIの人々に対する差別の撤廃を目的とする。ウェブサイトでは、多くの国における法的および社会的状況に関するニュースおよび情報を提供している。

ILGAは100ヶ国以上からのメンバー組織を有する。

<http://www.ilga.org>

- 世界拷問防止機構(OMCT)は、世界中で拷問および他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱いと闘う非政府組織の連合である。人権活動家の状況に焦点を当てた報告を行い、(FIDHと共同で)Observatory for the Protection of Human Rights Defendersという年次報告を公表している(<http://www.omct.org/human-rights-defenders>)。国際事務局はジュネーブにある。

<http://www.omct.org>

- ルートヴィヒ・ボルツマン人権研究所はウィーンにあり、世界各地の拷問および虐待について客観的な概観を示すことを目的とするAtlas of Tortureを提供している。

<http://www.atlas-of-torture.org>

## 国内人権機関

国内人権機関国際調整委員会(ICC)によると、世界各地で活動する国内人権機関(NHRI)は100以上ある(ICC, undated)。国連人権高等弁務官事務所は、グローバル、地域および国別情報、およびNHRIの関心のあるテーマ、並びに機関ディレクトリー内のコンタクト情報を含む、ICCのウェブサイトを持している。<http://nhri.ohchr.org>

### B.1.4 メディアの情報源

メディアの情報源には、国際、国内および地方新聞、テレビおよびラジオ局、ニュース・ウェブサイトおよび報道機関が含まれる。これらは最新情報の収集のために不可欠であり、人権報告書には含まれていないかもしれない特定の出来事に関する質問への回答に利用することができる。

新聞および放送局の包括的なリストを提供することは本書の範疇を超えるが、幾つかのニュースサービスおよびメディア・アーカイブを以下に紹介する。

#### 国際ニュースを扱うニュースサービス

- AP通信(Associated Press)は報道機関のNPO協同組合であり、メンバーである1,400の米国日刊新聞によって所有されている。<http://www.ap.org>
- ロイターは最も大きな国際報道機関の一つであり、トムソン・ロイター社の一部門である。世界の出来事について毎日報道するプロフェッショナルの包括的なネットワークを有している。<http://www.reuters.com>
- AFP通信(Agence France-Presse)は、英語および他の4言語で報道しているフランスの通信社である。AFPは政治および国際関係を含む国際ニュースの多くの側面を取り扱う。<http://www.afp.fr>

世界の特定の地域に主眼をおくものを含め、メディア情報源は当然のことながらまだある。これらの幾つかは英語で情報を提供している。

- アルジャジーラ・イングリッシュは、カタール・メディア・コーポレーションを通じてカタール政府が所有するアルジャジーラ・ネットワークの一部である。<http://www.aljazeera.com>
- 新華社は中国の国有通信社であり、8ヶ国語でXinhuanetを提供している。  
<http://www.xinhuanet.com/english>
- RIAノーボスチ(Russian News and Information Agency, RIA Novosti)はロシアの国有通信社で、45ヶ国をカバーしている。<http://en.rian.ru>

#### 専門的および地域的なニュースサービス

- AlertNetは、トムソン・ロイター財団が運営する無料のニュースサービスであり、世界各地の人道危機をカバーしている。ウェブサイトでは、自然災害、紛争、難民、饑餓、病気および気候変動について、英語でニュースおよび情報を提供している。196のロイター通信事務所、約500の国際救援組織のコミュニティおよびニュース・コンテンツ・パートナーである60人の専門家を含め、世界各地のAlertNetレポーターから情報が提供されている。  
<http://www.alertnet.org>
- AllAfricaは、新聞および通信社からストーリーを収集する。持続可能な開発、平和プロセス、ビジネスおよびテクノロジーに焦点をあてつつ、アフリカ諸国に関する一般的なニュースおよび情報を提供している。さらに、130以上のアフリカの報道機関および200以上の他の情報源による情報を集めて掲載しており、各情報源が自らの報道および見解について責任を有する。AllAfricaを出版者として特定する記事およびコメントは、AllAfricaによって作成または委託されたものである。  
<http://allafrica.com> (English), <http://fr.allafrica.com> (French)
- EurasiaNetは、オープンソサエティ・インスティテュートの中央ユーラシアプロジェクトによって運営されている (<http://www.soros.org/about>を参照)。ニューヨークを拠点とし、中央アジアおよびコーカサス、ロシア、トルコおよび南西アジアの政治、経済、環境および社会開発に関する情報および分析を提供している。自らの説明によれば、ウェブサイトは「西側および域内双方に拠点をおく特派員のネットワークを活用し、現状について様々な視点を提供する」(EurasiaNet website, undated)。  
<http://www.eurasianet.org/node/14733>
- 統合地域情報ネットワーク(IRIN)は国連人道問題調整事務所(OCHA)のサービスであり、人道関連のニュースおよび分析を提供する。危機または災害による影響を受けた国で活動しており、人道活動に影響を与える政治、経済および社会問題について幅広く定期的に報告書を公表している。<http://www.irinnews.org>  
IRIN PlusNewsはHIVおよびAIDSに特化したニュースサービスである。<http://www.plusnews.org>
- ラジオ・フリー・ヨーロッパ/ラジオ・リバティー(Radio Free Europe/Radio Liberty, RFE/RL)は米国議会の出資により、自由な報道が禁止されているまたは十分に確立されていない国のために、「有効な民主化および自由市場への移行のために不可欠な、国内および地域の問題に関する客観的なニュース、分析および議論」の提供を目的とする(RFE/RL website, undated)。21ヶ国について、28カ国語で報道を行っている。  
<http://www.rferl.org>  
アジア諸国についてはラジオ・フリー・アジア(Radio Free Asia)を参照。<http://www.rfa.org>

- ・ コーカサスノット(Caucasian Knot)は、モスクワを拠点とする独立の人権NGOであるMemorialによって設立された。2007年以来、非営利組織の「Information Agency Memo. ru」によって運営されている。コーカサスに関し、「人権侵害、武力紛争地域の状況、民族または政治的差別の事例、および難民問題」について情報を提供し、「市民の取組および独立のマスメディアの促進のために情報によるサポートを提供する」ことを目的とする(Caucasian Knot website, About us, 22 June 2009, <http://eng.kavkaz-uzel.ru/articles/AboutCaucasianKnot>)。 <http://www.eng.kavkaz-uzel.ru>



### アドバイス

BBCのカントリープロフィール([http://news.bbc.co.uk/2/hi/country\\_profiles](http://news.bbc.co.uk/2/hi/country_profiles))は新聞、雑誌、テレビおよびラジオ放送局に関し、その政治的傾向を含む詳細とリンクを提供している。たとえばスーダンに関するページの「media」のタブを参照。  
<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-14095119>

### メディア・アーカイブ(有料)

メディア・アーカイブは様々なメディア情報源によって発信された情報を収集し、オンラインで、よって検索可能な形で、提供するものである。アクセスには通常購読料が必要である。メディア・アーカイブは有益なツールとなりうるが、高額になりうる。

メディア・アーカイブの例は以下の通り。

- ・ AllAfricaは、最新情報は無料でアクセス可能である。アーカイブ機能とアドバンスド・サーチは購読者のみアクセス可能である。
- ・ BBC Monitoringは、3,000以上のラジオ、テレビ、プレス、インターネットおよび通信社の情報源から集められ、100に及ぶ言語から翻訳されたニュース、情報およびコメントを提供している。
- ・ Dow Jones Factivaは、159以上の国からの、22言語による、14,000以上のニュースおよびビジネス情報源からなる。
- ・ LexisNexisは、20,000以上の情報源(新聞、雑誌、テレビニュースおよび季刊誌)の検索を提供する。タイトルとヘッドラインを見るのは無料だが、文書の入手は有料である。
- ・ World News Connection (WNC)は米国政府によるニュースサービスであり、社会経済、政治、科学、技術および環境に関する問題および出来事に関し、翻訳および英語によるニュースおよび情報を含む。



**注意:** メディア・アーカイブを利用するときは、ある記事の情報源としてメディア・アーカイブ自体を引用するのではなく、その記事の最初の発行者を引用するよう注意すること。

### B.1.5 学界

COI情報源の一種としての「学界」のカテゴリには、国公立および私立大学、研究所、並びにシンクタンクとそこで働く研究者が含まれる。特定のテーマまたは国に関して特に専門性を有する学術的なりサーチャーは、COI調査において非常に有益でありうる。なぜなら彼らには深い知識があり、また、彼らは一般的に出身国の権力機構のいずれとも関係がなく、よって分析対象となる出来事や状況に関して個人的な利害関係を有しないからである。以下は若干の例である。

- ブルッキングス研究所 Brookings Institution <http://www.brookings.edu>
- 戦略国際問題研究所 Centre for Strategic and International Studies <http://csis.org>
- CMI - Chr. Michelsen Institute <http://www.cmi.no>
- 安全保障研究所 Institute for Security Studies <http://www.issafrica.org>
- 小型武器調査 Small Arms Survey <http://www.smallarmssurvey.org>
- Stiftung Wissenschaft und Politik <http://www.swp-berlin.org/en>

#### 科学的な出版物、季刊誌および記事

オープンアクセスの季刊誌は、たとえば以下で見つけることができる。

- Directory of Open Access Journals (DOAJ)は、「すべてのオープンアクセスの科学のおよび学術的ジャーナルで、内容を保障するために質の管理を行っているものをカバーする」ことを目的とする(DOAJ, About us, undated, <http://www.doaj.org/doaj?func=loadTemplate&template=about&uiLanguage=en>)。様々な国の出版者およびスウェーデン図書館サービスが出資している。<http://www.doaj.org>
- Social Science Research Network (SSRN)は、社会科学系の調査に関する内容を事前に発表する。SSRNには、「490,600以上の学術的なワーキングペーパーおよびこれから出版されるペーパーの抽象トクトを含む『抽象トクト・データベース』、並びに、現在399,400以上の、Adobe Acrobat pdf フォーマットでダウンロード可能な、フルテキストの文書を含む『エレクトロニック・ペーパー・コレクション』がある(SSRN, undated, <http://www.ssrn.com>)。

科学的な記事を提供する有料のデータベースには、例えば以下のようなものがある。

- Ingentaconnect, <http://www.ingentaconnect.com>
- Questia, <http://www.questia.com>
- ScienceDirect, <http://www.sciencedirect.com>
- Taylor&Francis Online, <http://www.tandfonline.com>

以下の基本的な参考図書はCOI調査に有益となりうる。

- David Levinson: *Ethnic Groups Worldwide* (世界の民族グループ), Oryx Press, 1998
- *Encyclopaedia of the World Muslims* (世界のムスリム百科事典), Volume 1-4, edited by N.K. Singh, A.M. Khan, Global Vision Publishing House, 2001
- *Ethnologue; Languages of the World* (世界の言語), edited by Raymond G. Gordon, The Summer Institute of Linguistics, 2005 (オンライン版も使用できる。<http://www.ethnologue.com>)



- *Political Parties of the World* (世界の政党), edited by D.J. Sagar, John Harper Publishing, 7th edition, 2009
- *The Times Comprehensive Atlas of the World*(世界地図), HarperCollins Publication, 2011
- *World Directory of Minorities*(世界のマイノリティ事典), Minority Rights Group, 1997  
Minority Rights Group による最新刊は次を参照。  
<http://www.minorityrights.org/645/reports/reports.html>
- *World Encyclopedia of Political Systems and Parties*(政治制度および政党に関する世界百科事典), Volume I-III, edited by Neil Schlager, Jayne Weisblatt, New York, 2006
- *Religions of the World: A Comprehensive Encyclopedia of Beliefs and Practices* (世界の宗教: 信仰と慣習に関する包括的な百科事典)(ABC-Clío), 2010
- *The Continuum Complete International Encyclopedia of Sexuality*(セクシュアリティ百科事典), edited by Robert T. Francoeur and Raymond J. Noonan, Continuum, 2003.
- The Rowman & Littlefield Publishing Group, Inc. は、多くの出身国について歴史事典を出版している。リストは以下を参照。 <https://rowman.com/page/hdseries>
- Routledgeは *The Europa Regional Surveys of the World* を出版しており、たとえば、サハラ以南アフリカ、中東および北アフリカ、東欧、ロシアおよび中央アジア、極東およびオーストラレーシアをカバーしている。この出版物は毎年更新される。

出版物の中に専門家による情報が含まれることもあれば、特定のCOIクエスチョンへの回答となりうる情報を入手するために専門家に直接連絡をとることも可能である。専門家へのコンタクトをどのように進めるかについての詳細は、本書のセクション5.3.2を参照すること。

## B.2 国際的保護の必要性についての認定手続のために情報を発信・収集している情報源

以下の情報源は、国際的保護手続における利用のために特に出身国情報を作成、照合または収集している。

### B.2.1 国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

UNHCRの主な任務は、難民が庇護国において国際的保護へのアクセスを有することを保障することにある。UNHCR (<http://www.unhcr.org>) は出身国における人権侵害について監視し報告することを任務としない。しかし、政府による庇護認定手続とUNHCRの難民認定手続の双方において、決定権者に対して正確かつ信頼できる出身国情報を提供することは、質の高い認定手続により真の難民が難民として認定されるよう保障しようとするUNHCRの努力の一環である。このためUNHCRは、パブリック・ドメインにある情報に基づくCOI報告書の作成を委託する。

UNHCRはまた、主要出身国からの庇護希望者の保護の必要性に関する該当性ガイドラインを公表している。該当性ガイドラインは、利用可能なCOIに基づき、出身国情報において危険であるとUNHCRが判断するグループのプロフィールを扱っている。

UNHCRは、包括的なCOIデータベースであるRefworldを運営している。Refworldに関する詳細については、この付属書のセクションB.2.4を参照すること。

## B.2.2 各国のCOI 部門

多くの国では、国際的保護手続のために特に出身国情報の調査を担当する機関を設置している。ほとんどのCOI部門は国際的保護に関する行政上の決定機関の一部である。ただし、独自のCOIサービスを運営する裁判所もあり、また、政府の庇護決定機関とは独立して運営されているサービスもある。

自らのCOI報告書等をオンラインで一般に入手可能にしている国が幾つかある一方、公表を制限している国もある。

以下のCOI部門は、英語、フランス語またはドイツ語で公的に入手可能な文書を作成している。

### オーストリア

オーストリア出身国庇護調査ドキュメンテーションセンター(ACCORD)はオーストリア赤十字社の一部門であり、オーストリア国内で難民認定に携わるすべてのアクター、ラトビアおよびリトアニアの庇護事務所、並びにUNHCRのために、COIクエリに回答している。リサーチプロダクツ(クエリ回答および報告書)の大部分はドイツ語であり、一部は英語である。

ACCORDは二カ国語(英語およびドイツ語)のCOIポータルecoi.netを運営し、自らのCOI成果物を公表している。ecoi.netについての詳細は、以下のセクションB.2.4を参照すること。

オーストリア連邦庇護事務所のCOI部門は、オーストリア当局および裁判所のために主にドイツ語で、クエリ回答、報告書および分析を作成している。それらの資料はecoi.netの協力の下、<http://www.staatendokumentation.at>で公表されている。

### カナダ

カナダ移民難民委員会(Immigration and Refugee Board of Canada, IRB)はカナダ議会によって設立された独立の審判所であり、移民および難民に関する問題について決定する権限を付与されている。COI調査はIRBの調査部門(Research Directorate)によって提供される。情報リクエストに対する回答、国別情報パッケージ、イシューペーパーおよびカントリーファクトシートを英語およびフランス語で公表している。IRBのCOI報告書等はecoi.netおよびRefworld、並びに以下のIRBウェブサイトですべて入手可能である。

<http://www.irb-cisr.gc.ca/eng/resrec/respro>

### デンマーク

デンマーク移民局(Danish Immigration Service, DIS)のドキュメンテーションおよびプロジェクト部門(Documentation and Project Division)はデンマークの庇護機関の一部である。事実調査ミッション(FFM)を頻繁に行っており、その報告書は英語で公表され、ecoi.net、Refworldおよび以下のDISのウェブサイトですべて入手可能である。

<http://www.nyidanmark.dk/en-us/publications>

### 欧州連合

2011年に、欧州連合はマルタに欧州庇護支援事務所(European Asylum Support Office, EASO)を設立した。EASOの任務にはCOIの収集および処理が含まれている。これにはEU

共通のCOIポータルが管理に含まれる。アクセスは加盟国の政府当局に制限されている。2012年、EASOはCOI報告書のための方法論を発表した。COI報告書はEASOのウェブサイトですぐに入手可能である。<http://www.easo.europa.eu>

#### フランス

フランス難民および無国籍保護局 (French Office for the Protection of Refugees and Stateless, OFPRA) には、情報、ドキュメンテーションおよび調査のための部門がある。リサーチプロダクツのほとんどは公開されていないが、幾つかの事実調査報告が公開されている。それらは以下で参照できる。

[http://www.ofpra.gouv.fr/index.html?xml\\_id=307&dtd\\_id=10](http://www.ofpra.gouv.fr/index.html?xml_id=307&dtd_id=10)

#### ドイツ

ドイツ連邦移民難民庁 (German Federal Office for Migration and Refugees, BAMF) の庇護移民情報センター (Information Centre for Asylum and Migration, IZAM) は、難民および移民の動向並びに出身国および経由国に関する情報を提供している。一部の文書はBAMFの情報システムMILoによって公的に入手可能である。

<http://www.bamf.de/EN/DasBAMF/ITDienstleistungen/Angebote/MILo/milo-node.html>

#### アイルランド

難民ドキュメンテーションセンター (Refugee Documentation Centre, RDC) は、アイルランド法律扶助局内の独立の図書館および調査サービスである。アイルランド国内で庇護手続に関与するすべての組織のために調査およびクエリサービスを提供しており、出身国、庇護、イミグレーションおよび人権に関する客観的かつ最新の情報のコレクションを維持している。RDCのクエリ回答はeкои.netおよびRefworldで公開されている。RDCは年に2回、COIおよび難民法に関する進展を扱うResearcherという季刊誌を発行している。ResearcherはRDCのウェブサイト、eкои.netおよびRefworldで入手可能である。

<http://www.legalaidboard.ie/lab/publishing.nsf/Content/RDC>

#### ノルウェー

ノルウェー出身国情報センター (Norwegian Country of Origin Information Centre)、通称Landinfoは、他のノルウェーの出入国管理機関とは専門的に独立している。Landinfoは、COIの収集、分析、そして様々な出入国管理アクターに対してCOIを提示する責任を負う。一部の報告書は英語で公表されており、eкои.netおよびRefworld、並びにLandinfoのウェブサイトですぐに入手可能である。<http://landinfo.no/id/2224.0>

#### スウェーデン

スウェーデン移民庁 (Swedish Migration Board) は少数のCOI報告書等を英語で公表している。それらはLifosというウェブサイトですぐに参照することができる。<http://lifos.migrationsverket.se>

#### スイス

スイス難民保護委員会 (Swiss Refugee Council, OSAR/SFH) には国別分析部門があり、リサーチプロダクツをドイツ語およびフランス語で公表している。これらの資料はeкои.netおよびOSAR/SFHのウェブサイトですぐに入手可能である。

[http://www.fluechtlingshilfe.ch/herkunftslaender/herkunftslaender?set\\_language=de](http://www.fluechtlingshilfe.ch/herkunftslaender/herkunftslaender?set_language=de) (ドイツ語)

[http://www.fluechtlingshilfe.ch/pays-d-origine/pays-dorigine?set\\_language=fr](http://www.fluechtlingshilfe.ch/pays-d-origine/pays-dorigine?set_language=fr) (フランス語)

スイス連邦移民局 (Swiss Federal Office for Migration, BFM) は、クエリ回答および報告書を主にドイツ語およびフランス語で作成している。COIプロダクトの一部はBFMのウェブサイトで公表されている。[http://www.bfm.admin.ch/content/bfm/en/home/themen/migration\\_analysen/herkunftslanderinformationen.html](http://www.bfm.admin.ch/content/bfm/en/home/themen/migration_analysen/herkunftslanderinformationen.html)

#### イギリス

英国内務省のCOIサービス (UK COIS) は、信頼できる情報源からのCOIを編纂する専門のカントリー・オフィサーを擁する。すべてのCOIプロダクト (国別報告書、COI bulletins and updates およびCOI事実調査ミッション報告書) は公的にアクセス可能であり、公開情報または機密扱いでない資料に基づいている。UK COISの報告書および作業方法は、国情報独立諮問委員団 (Independent Advisory Group on Country Information, IAGCI) のレビュー手続を経る (<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews> 参照)。UK COISの国別報告書は、[ecoi.net](http://ecoi.net)、[Refworld](http://Refworld.org) および英国内務省のウェブサイトで入手可能である。<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi>

「庇護調査コンサルタンシー」 (Asylum Research Consultancy, ARC) は、非政府組織、政府および政府間機関のためにCOI調査を行う。リサーチプロダクトの一部はウェブサイトに公表されている。<http://www.asylumresearchconsultancy.com>

「出身国調査情報センター」 (Country of Origin Research and Information Centre, CORI) は、政府、非政府組織および政府間機関のためにCOI調査を行う。リサーチプロダクトの一部はウェブサイトに公表されている。<http://www.coricentre.net>

他にも様々なCOI部門が政府および非政府組織のためにCOI調査を行っているが、以下の二つの理由により、ここでは紹介されていない。

- 他の言語により公表されている (たとえば「ルーマニアイエズス会難民サービス (Jesuit Refugee Service Romania)」や「オランダ難民委員会 (Dutch Refugee Council)」、または
- リサーチプロダクトを公表していない (たとえばベルギーの庇護当局および裁判所のためにあるCEDOCAや、米国市民権・移民業務局 (U.S. Citizenship and Immigration Services, USCIS) の出身国調査部門)。

### B.2.3 各国の外務省および大使館

多くの庇護国は自国の大使館に対し、出身国からの直接の情報を提供するよう要請している。様々な国の大使館が庇護関連の報告書作成および／または特定のクエリに基づく情報収集に関与している。

ほとんどの国はこれらの報告書および／またはクエリ回答を公表していない。しかしながら例外もある。公開情報および出身国にあるオランダ大使館による情報に基づいてオランダ外務省が作成する報告書は以下で一般に入手可能である (オランダ語)。

<http://www.rijksoverheid.nl/ministeries/bzk/documenten-en-publicaties/ambtsberichten>

オーストリアでは、大使館および／またはリエゾンオフィサーからの情報を含む、クエリ回答の一部はドイツ語で公表され、以下で入手可能である。<http://www.staatendokumentation.at> (ログインが必要)

ドイツにおいては、連邦外務省によって公表される庇護報告書が庇護決定において中心的な役割を果たす。これらの報告書は一般公開されていない。しかし、報告書は庇護希望者およびその代理人、並びに他の欧州諸国と共有されている。

## B.2.4 COIデータベース

COIデータベースまたはポータルには、多くの異なる情報源からの情報が集められている。COIデータベースにある文書の大多数は難民認定のために特に作成されたものではない。しかしながら、それらは国際的保護手続の文脈において関心の対象となると考えられている。COIデータベースはCOI調査のための主要なツールである。もっとも、いかなるデータベースも完全ではなく、一つのデータベースのみに頼るべきではない。

英語で包括的なCOIのコレクションを提供している、一般にアクセス可能なデータベースは、主に二つある。いずれもすべてのユーザーにとって無料である。

ecoi.net <http://www.ecoi.net>

ヨーロッパ出身国情報ネットワーク(European Country of Origin Information Network, ecoi.net)は、164カ国に関する140以上の情報源から一般に利用可能なCOIを収集、構成、および処理している。このポータルでは、COIソースを使いながらユーザーが文書のフルテキストを検索できるようになっている。ecoi.netは平日毎日アップデートされている。収集された文書の大多数は英語だが、ecoi.netは他の幾つかの言語による文書も収集しており、それらの文書については英語およびドイツ語で簡潔な要約を提供している。これはオーストリア赤十字社のCOI部門であるACCORDによって、ドイツのInformationsverbund Asyl & Migrationの協力のもと運営されている。ecoi.netは欧州難民基金、オーストリア内務省、およびアイルランド難民ドキュメンテーションセンターから共同出資を受けている。

レフワールド Refworld <http://www.refworld.org>

UNHCRのレフワールドは、出身国と庇護国の双方を含む、220以上の国および領域についての情報を提供している。レフワールドには、新聞記事、報告書、政策文書および判例が含まれている。レフワールドのインターフェースは英語のみで利用可能であるが、データベース自体には他言語の文書も多く含まれており、サーチエンジンは異なる言語によるサーチも可能である。レフワールドは平日毎日アップデートされており、UNHCRの保護情報部門が運営している。

これらに加えて、部内利用に限定された、国によるCOIデータベースが複数ある。データベースのすべてまたは一部を一般の利用にオープンにしている国もある。非政府のデータベースで、有料で一般公開されているものもある。以下は幾つかの例である。

- 移民電子ネットワーク(Electronic Immigration Network, EIN)はイギリスを拠点としている。移民関連の実務家およびイミグレーションに関心のある者のために、移民および難民に関する法とCOIについて情報を提供している。アクセスは有料。<http://www.ein.org.uk>
- LIFOSは、スウェーデン移民局(Swedish Migration Board, Migrationsverket)のCOI情報システムである。様々な情報源からの報告書を収集し、移民局のCOI部門による調査結果をスウェーデン語で公表している。このデータベースは一般に無料で利用可能である。<http://lifos.migrationsverket.se>



- MILOは、ドイツ連邦移民難民庁(German Federal Office for Migration and Refugees, BAMF)が運営するデータベースである。データベースの一部は一般にアクセス可能で、無料である。文書の大部分はドイツ語である。<https://milo.bamf.de>
- staatendokumentation.atは、ecoi.netとの緊密な協力の下、オーストリア連邦庇護事務所(Austrian Federal Asylum Office, BAA) によって運営されている。行政機関および司法機関によるアクセスは無料である。NGOおよび他の者は年2回少額の使用料を支払うことによりアクセスできる。BAAのCOI部門が作成する文書は主にドイツ語である。  
<http://www.staatendokumentation.at>
- オランダ難民委員会(Dutch Council for Refugees)のVluchtwebは購読すればアクセス可能である。データベースにはCOIだけでなく、オランダおよびEUの法と判例が含まれている。<https://www.vluchtweb.nl>
- ルーマニア出身国情報ポータルは、ルーマニア庇護事務所およびルーマニア難民委員会のCOI部門ROCCORDによって共同開発されたものである。COIと判例を、ルーマニア語で提供している。<http://www.portal-ito.ro>
- 欧州庇護支援事務所(European Asylum Support Office, EASO)は、「加盟国のために情報への共通の入口となり、更なる情報源を提供する」EUの共通COIポータルを運営している(EASO website, undated, <http://easo.europa.eu/about-us/tasks-of-easo/country-of-origin/>)。アクセスはEU加盟国に限定されている。  
<https://webgate.ec.europa.eu/eu-coi-portal/>

### B.3 地理、民族、言語の調査

ここでは、地理、言語および民族に関する情報について、情報源およびリサーチ・テクニックの概観を示すことを目的とする。

#### 地理的情報

地理的な情報の調査は、COI調査の中でも最も困難な作業の一つであるといえる。土地の名前は発音どおりにしかつづられていないことが多く、スペリングはアルファベット表記の仕方によって変わりうる。特定の言語のスペリングのパターンを習熟し、その発音と比較すべきである。また、異なるスペリングのバリエーションも試してみよう。

#### 地名のスペリングのバリエーションに関する有益なサイト

- EKI – Institute of the Estonian Language: Place Name Database (KNAB)  
(エストニア語研究所:地名データベース)  
<http://www.eki.ee/knab/knab.htm>

EKIの地名データベース(KNAB)は、地名のバリエーションおよびスペリングのバリエーションを示すものである。完全ではないが、地名に異なるスペルがあるときのみならず、使用言語によって地名が異なる場合に有益となりうる。地図の表示はない。

- NGA - National Geospatial-Intelligence Agency: GEOnet Names Server (GNS)  
(アメリカ国家地球空間情報局:GEOネットネームサーバー)

<http://geonames.nga.mil/ggmagaz>

GNSは、外国の地名の標準的なスペリングに関するアメリカ政府のための公式データベースであり、アメリカ地名委員会によって認可されたものである。場所の位置および行政区画に関する情報のほかにも地名の異なるスペリングが含まれており、またネイティブのスペリングも次第に含まれるようになってきている。

- GeoNames <http://www.geonames.org>

GeoNamesは、約300万の地名および550万の代替名を含む無料オンラインデータベースである。地図はグーグル・マップによる提供だが、地理データは、公式な情報源(上記NGAや、主に西側諸国政府の地理関係機関等)から観光情報サービスやウィキペディアに至るまで、様々な情報源から集められている。登録したユーザーはデータを編集することもできる。

- Global Gazetteer's Worldwide Directory of Cities and Towns(世界地名辞典)

<http://www.fallingrain.com/world>

この地名辞典では土地周辺の詳細な地図は表示されない。しかし国ごとに地名のアルファベット順リストがあり、非ラテン系言語のスペリングの特殊性、代替名およびスペリングのバリエーションが考慮されている。ある地名の発音やスペリングが確かでないときには非常に有益となりうる。

### 有益な地図サイト

信頼できる詳細な出身国の地図は入手が困難なことが多い。多くの国についてデジタルな地図があるとはいえ、すべての出身国についてある訳ではなく、あっても詳細であるとは限らない。政権交代によって通りや主要な建物の名称が変更され、それがまだ地図に反映されていない場合があることにも留意すべきである。

経験則としては、まず国連作成のカントリーマップを見ることによってその国の概観をつかみ、主要都市や地域名を識別してから、より詳細な地図を見ることを勧める。人道援助機関は活動地域について非常に詳細な地図を作成することが多く、軍もまた同様である。

PCL Perry-Castañeda Library Map Collection at the University of Texas  
(テキサス大学図書館地図コレクション)

<http://www.lib.utexas.edu/maps/>

Reliefweb Updates and maps <http://reliefweb.int/maps>

Reliefwebアップデートおよび地図

(Reliefweb データベースに新たに追加された地図のリストがある)

UNHCR Geographic Information and Mapping Unit(UNHCR地理情報・地図部門)

<http://www.unhcr.org>

(“Resources”をクリックして“maps”を選択すること)

United Nations Cartographic Section (国連地図作成部門)  
<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>  
(地域、国、テーマ、平和維持ミッション別の地図)

Statoids <http://www.statoids.com/statoids.html>

Statoidsは、Gwillim Law氏が1999年の著書*Administrative Subdivisions of Countries*(国の行政区分)への補足として管理しているサイトである。国を選択すると行政区分(レベル別に分かれている)のリストがあり、地名および人口に関する情報や地図へのリンクがある。

Google Maps <https://maps.google.com/maps>

Google Mapsはオンラインの地図サービスアプリである。都市、町、州、地方、住所、道路、山、湖、そして店についてまでも検索することができる。検索結果はページ左側のパネルに表示され、地図自体にもマーカーで表示される。

グーグルでは一つの国のみの地図はないが、ある地名をタイプすると検索エンジンが複数の場所のリストを表示する。グーグルはマッピングデータを集めるために異なる種類の組織(中央政府、州/地方政府、非営利組織、教育機関、営利企業等)とパートナーを組んでいる。しかし、多くの出身国については、西洋諸国の場合のように多くのデータが入手可能でないことに留意すべきである。

検索がうまくいかない場合、グーグルは「もしかして」機能で修正候補を示す。地名の正しいスペルが確かでない場合、この機能は非常に有益である。

このシステムでは衛星画像または航空画像が示されるが、リアルタイムでアップデートされたものではない。数ヶ月前、あるいは数年前のものである場合さえある。地形の特徴や他のデータを見ることが出来る。

Bing Maps <http://www.bing.com/maps>

Bing Mapsは、地理情報を検索できるもう一つのオンライン地図サービスアプリである。前記Google Mapsと類似の機能がある。場所によってはBingの方がGoogle Mapsよりも詳細なデータを示すこともあれば、逆の場合もある。

OpenStreetMap <http://www.openstreetmap.org/>

OpenStreetMap (OSM) は、ウィキペディアのようなサイトにヒントを得た無料の編集可能な世界地図である。地図はポータブルGPS機器のデータ、航空写真、他の無料ソースまたは現地の知識を利用して作成されている。ユーザーは地図の内容を編集することができる。OSMでは、Google Mapsにはない情報がみつかることがある。

COIデータベースのecoi.netおよびRefworldも地図を収集している(ecoi.net:各国のカントリーページでMapsをクリックする。Refworld: アドバンスド・サーチ機能で文書タイプとしてMapsを選択する)。

## 言語および民族

地理情報と同様、言語および民族的背景に関する情報は、申請者の信憑性を確立するためおよび／または申請者の国籍を確認するためにしばしば求められる。COI調査は、応用言語学の専門性がまったくないかごく僅かしかない者によって行われるのが通常である。よって、COI調査は国および地方ごとに、特定の言語および方言の一般的使用に関する情報を提供することはできるが、特定の言語の使用と国籍との関連性について情報の提供を期待することはできない。

言語と民族に関する情報はしばしば重なり合う。特定の民族集団とその居住地域を識別するために言語ディレクトリーを使うことは有益であり、その逆もまたしかりである。

言語ディレクトリーは、ある特定の言語が存在するか否か、スペリングのバリエーションがあるか否か、またどこでその言語が使用されているかを調べるのに良い情報源である。言語ディレクトリーは全世界をカバーするものもあれば、特定の地域に特化したものもある(以下の例を参照)。

*Ethnologue: Languages of the World* (世界の言語) <http://www.ethnologue.com>

この非常に有益なデータベースは地域および国ごとに言語ディレクトリーを提供しており、膨大なクロスレファレンスおよび参考文献リストは特定の言語についての専門家を探すのに役立つ。言語マップは言語および方言の地理的分布を示すものである。*Ethnologue*は、「世界であまり知られていない言語を使用する人々とともに働くサービス組織」であるSIL International (the Summer Institute for Linguistics、サマー言語研究所)の出版による。2013年2月に第17版がオンラインで出版された。

この版から、*Ethnologue*は主としてオンライン出版物へと移行している。オンライン版は毎年更新される予定である。製本版は2013年6月発行予定(訳者注:2014年4月現在、未刊)である(Lewis, M. Paul, Gary F. Simons, Charles D. Fennig (eds.): *Ethnologue: Languages of the World*, Seventeenth edition, 2013)。

*The Red Book of the Peoples of the Russian Empire* (ロシア帝国の民族のレッドブック)  
<http://www.eki.ee/books/redbook/introduction.shtml>

A. HumphreysおよびK. Mits編『ロシア帝国の民族のレッドブック』(1991年10月)は、旧ソビエト連邦の領域内の民族、部族、方言および言語をカバーするものである。民族として含まれるための条件は、まだ絶滅していないこと、主要居住地域が旧ソ連領域内であること、3万人以下であること、母国語を話す者が70%未満であること、古来の地域において少数派であること、居住が密集しているというよりは散らばっていること、その言葉による学校、文学またはメディアがないこと、である。このサイトには様々な民族集団に関する背景情報が含まれている。本の出版は20年以上前であるため、情報が古い可能性があることに留意すること。

Minorities at Risk <http://www.cidcm.umd.edu/mar>

メリーランド大学国際開発・紛争管理センターのMinorities at Risk プロジェクトは、人権報告書および報道記事に基づき少数グループのアセスメントを行っている。アセスメントは、特定の民族集団に関連する紛争について、歴史的背景および時系列の情報を提供する。時系列およびグループアセスメントの情報は有益でありうるが、2008年以来情報がアップデートされていない。

Joshua Project – Unreached peoples of the world (ジョシュア・プロジェクト—世界の未到達の人々) <http://www.joshuaproject.net>

ジョシュア・プロジェクトは、様々なグローバル、地域および国のリサーチャーおよびプロジェクトワーカーによる、民族集団に関する情報を提供する。ジョシュア・プロジェクトがこのデータを提供する目的は、「未到達」の人々のキリスト教への改宗を追求するクリスチャンのミッションをサポートすることである。

大学提携の言語研究所や独立の研究所のウェブサイトも見ると価値がありうる。多くは特定の言語に関する背景情報を含み、オンライン出版物、参考文献、および言語専門家の連絡先等の情報を提供している。

たとえば、フランス国立東洋言語文化研究所 (INALCO, Institut National des Langues et Civilisations Orientales) は、東欧、中欧、アジア、オセアニア、アフリカおよび米州の言語、地理、歴史および政治に関する情報を提供している。全部で80以上の言語と文化を扱っている。<http://www.inalco.fr>



## 参考文献

(All links accessed on 20 July 2013)

List of references chapter 1 - chapter 7

ACCORD - Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation: Internal working guidelines, June 2013

African Charter on Human and Peoples' Rights, full title: African (Banjul) Charter on Human and Peoples' Rights, OAU Doc. CAB/LEG/67/3 rev. 5, 21 I.L.M. 58 (1982), 27 June 1981

[http://www.africa-union.org/official\\_documents/treaties\\_%20conventions\\_%20protocols/banjul%20charter.pdf](http://www.africa-union.org/official_documents/treaties_%20conventions_%20protocols/banjul%20charter.pdf)

Alexa: Site Information, wikipedia.org, June 2012

<http://www.alexa.com/siteinfo/wikipedia.org>

American Convention on Human Rights, "Pact of San Jose, Costa Rica", Organization of American States, 22 November 1969

[http://www.oas.org/dil/treaties\\_B-32\\_American\\_Convention\\_on\\_Human\\_Rights.htm](http://www.oas.org/dil/treaties_B-32_American_Convention_on_Human_Rights.htm)

Asylum Aid: Country of Origin Information and Women: Researching gender and persecution in the context of asylum and human rights claims (author: Bethany Collier), October 2007

[http://www.asylumaid.org.uk/data/files/publications/68/Country\\_of\\_Origin\\_Information\\_and\\_Women.pdf](http://www.asylumaid.org.uk/data/files/publications/68/Country_of_Origin_Information_and_Women.pdf)

Binder, Andrea: Frauenspezifische Verfolgung vor dem Hintergrund einer menschenrechtlichen Auslegung des Flüchtlingsbegriffs der Genfer Flüchtlingskonvention. Unter besonderer Berücksichtigung der schweizerischen, deutschen kanadischen und amerikanischen Flüchtlings- und Asylpraxis, Basel: Helbing & Lichtenhahn, 2001

CEDAW - Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, 1979

<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CEDAW.aspx>

COC Nederland, Vrije Universiteit Amsterdam: Fleeing Homophobia: Asylum Claims Related to Sexual Orientation and Gender Identity in Europe (authors: Sabine Jansen, Thomas Spijkerboer), September 2011

<http://www.refworld.org/docid/4ebba7852.html>

Common EU Guidelines for processing Country of Origin Information (COI), ARGO project JLS/2005/ARCO/GC/03, Project leader: Office for Country Information and Language Analysis, Immigration and Naturalisation Service, The Netherlands, April 2008

[https://www.ecoi.net/blog/wp-content/uploads/2012/07/coi\\_common\\_guidelines-2008-04-en.pdf](https://www.ecoi.net/blog/wp-content/uploads/2012/07/coi_common_guidelines-2008-04-en.pdf)

CRC - Convention on the Rights of the Child, Adopted and opened for signature, ratification and accession by General Assembly resolution 44/25 of 20 November 1989

<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CRC.aspx>

EAC - European Asylum Curriculum: Country of Origin Information (Module 5), Version 2.0, October 2011  
<http://eac.easo.europa.eu/eac/index.php> (Login required)

EASO - European Asylum Support Office: EASO Country of Origin Information report methodology, July 2012  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/2016\\_1341994858\\_coireportmethodologyfinalayout-en.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/2016_1341994858_coireportmethodologyfinalayout-en.pdf)

EASO Regulation, full title: Regulation (EU) No 439/2010 of the European Parliament and of the Council of 19 May 2010 establishing a European Asylum Support Office, published in the Official Journal of the European Union, L 132/11, 29 May 2010  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:132:0011:0028:EN:PDF>

ECHR - European Convention on Human Rights as amended by Protocols Nos. 11 and 14, supplemented by Protocols Nos. 1, 4, 6, 7, 12 and 13, 4 November 1950  
[http://www.echr.coe.int/Documents/Convention\\_ENG.pdf](http://www.echr.coe.int/Documents/Convention_ENG.pdf)

EU Asylum Procedures Directive, full title: Council Directive 2005/85/EC of 1 December 2005 on Minimum Standards on Procedures in Member States for Granting and Withdrawing Refugee Status, published in the Official Journal of the European Union, L 326/13, 13 December 2005  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2005:326:0013:0034:EN:PDF>

EU Asylum Qualification Directive, full title: Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast), published in the Official Journal of the European Union, L337/9, 20 December 2011  
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:337:0009:0026:EN:PDF>

EU common guidelines on (Joint) Fact Finding Missions: a practical tool to assist member states in organizing (joint) Fact Finding Missions, European Country of Origin Sponsorship (ECS) working group on Fact Finding Mission guidelines, November 2010  
[http://www.ecoi.net/file\\_upload/90\\_1292230919\\_20101118-ecs-ffm-guidelines-final-version.pdf](http://www.ecoi.net/file_upload/90_1292230919_20101118-ecs-ffm-guidelines-final-version.pdf)

Gunn, T. Jeremy: The Complexity of Religion and the Definition of "Religion" in International Law, Harvard Human Rights Journal, Volume 16, 2003  
<http://iiss.berkeley.edu/files/2011/06/The-Complexity-of-Religion-Gunn1.pdf>

Kaplan, Andreas M./Haenlein, Michael: Users of the world, unite! The challenges and opportunities of Social Media, Business Horizons, Volume 53, pp. 59-68, 2010  
<http://www.michaelhaenlein.eu/Publications/Kaplan,%20Andreas%20-%20Users%20of%20the%20world,%20unite.pdf>

Hungarian Helsinki Committee: Country Information in Asylum Procedures. Quality as a Legal Requirement in the EU (author: Gabor Gyulai), updated version, 2011  
[http://helsinki.hu/wp-content/uploads/EN\\_COI-in-Asylum.pdf](http://helsinki.hu/wp-content/uploads/EN_COI-in-Asylum.pdf)

IARLJ - International Association of Refugee Law Judges: Judicial Criteria for Assessing Country of Origin Information (COI): A Checklist (Paper for 7th Biennial IARLJ World Conference, Mexico City, 6-9 November 2006 by members of the COI-CG Working Party), 2006

[https://www.iarlj.org/general/images/stories/working\\_parties/guidelines/udicial\\_Criteria\\_a\\_checklist\\_COI\\_2006.pdf](https://www.iarlj.org/general/images/stories/working_parties/guidelines/udicial_Criteria_a_checklist_COI_2006.pdf)

IARLJ - International Association of Refugee Law Judges: Working Party on Country of Origin Information and Country Guidance (COI-CG) – Recent Developments, January 2009

[http://www.iarlj.org/general/images/stories/wp\\_papers\\_cape\\_town/hugo\\_storey\\_bostjan\\_zalar\\_-\\_coicg\\_working\\_party.pdf](http://www.iarlj.org/general/images/stories/wp_papers_cape_town/hugo_storey_bostjan_zalar_-_coicg_working_party.pdf)

IARLJ - International Association of Refugee Law Judges: Flyer - for COI (Country of Origin Information) Working Party Session on Thursday 8 September 2011 entitled: "Judicial Guidance on COI: The Old and the New", 2011

[http://www.iarlj.org/general/images/stories/BLED\\_conference/papers/COI\\_BLED\\_FLYER.pdf](http://www.iarlj.org/general/images/stories/BLED_conference/papers/COI_BLED_FLYER.pdf)

ICCPR - International Covenant on Civil and Political Rights, 16 December 1966

<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3aa0.html>

ICERD - International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, Adopted and opened for signature and ratification by General Assembly resolution 2106 (XX) of 21 December 1965

<http://www.ohchr.org/EN/ProfessionalInterest/Pages/CERD.aspx>

ICRC - International Committee of the Red Cross: Professional Standards for Protection Work, 2013 Edition, February 2013

<http://www.icrc.org/eng/assets/files/other/icrc-002-0999.pdf>

ILGA - International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association: State-sponsored Homophobia - A world survey of laws: Criminalisation, protection and recognition of same-sex love (authors: Lucals Paoli Itaborahy and Jingshu Zhu), 8th edition, May 2013

[http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA\\_State\\_Sponsored\\_Homophobia\\_2013.pdf](http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2013.pdf)

INS v Cardoza-Fonseca, US Supreme Court, 9 March 1987, 480 US 421 (1987)

<http://supreme.justia.com/cases/federal/us/480/421/case.html>

IRB - Immigration and Refugee Board of Canada, Research Directorate: Responses to Information Requests, The Editing Process, unpublished guidance document, 26 January 2011a

IRB - Immigration and Refugee Board of Canada, Research Directorate: Responses to Information Requests, The Research Process, unpublished guidance document, 26 January 2011b

IRB - Immigration and Refugee Board of Canada, Research Directorate: Responses to Information Requests, The Writing Process, unpublished guidance document, 26 January 2011c

Konrad Adenauer Stiftung: Mexiko im Wahlkampf-Endspurt, 13 June 2012

[http://www.kas.de/wf/doc/kas\\_31311-1522-1-30.pdf?120613094338](http://www.kas.de/wf/doc/kas_31311-1522-1-30.pdf?120613094338)

Marx, Reinhard: The Criteria of Applying the 'Internal Flight Alternative' Test in National Refugee Status Determination Procedures, *International Journal of Refugee Law*, Vol 14, 2/3, April 2002, pp. 179-218

[http://ijrl.oxfordjournals.org/content/14/2\\_and\\_3/179.short](http://ijrl.oxfordjournals.org/content/14/2_and_3/179.short)

NA. v. The United Kingdom, Application no. 25904/07, ECtHR, 17 July 2008

<http://hudoc.echr.coe.int/sites/eng/pages/search.aspx?i=001-87458>

Nature: Internet encyclopaedias go head to head, Volume 438, pp. 900-901, 15 December 2005

<http://www.nature.com/nature/journal/v438/n7070/full/438900a.html> (Login required)

Oxford Dictionary of English, Oxford University Press, 3rd edition, 2010

Refugee Women's Legal Group: Gender Guidelines for the Determination of Asylum Claims in the UK, July 1998

<http://www.ilpa.org.uk/data/resources/4112/genderguidelines.pdf>

Reporters Without Borders: Enemies of the Internet 2012, 12 March 2012 (available at ecoi.net)

[http://www.ecoi.net/local\\_link/211821/332092\\_de.html](http://www.ecoi.net/local_link/211821/332092_de.html)

Stern: Wikipedia – Wissen für alle, 25 December 2007

<http://www.stern.de/digital/online/wikipedia-wissen-fuer-alle-606048.html>

The Guardian: Al-Shabaab in war of words with Kenyan army on Twitter, 13 December 2011

<http://www.guardian.co.uk/world/2011/dec/13/al-shabaab-war-words-twitter>

The Guardian: Twitter suspends al-Shabaab account, 25 January 2013

<http://www.guardian.co.uk/world/2013/jan/25/twitter-suspends-al-shabaab-account>

Thomas, Robert: Consistency in Asylum Adjudication: Country Guidance and the Asylum Process in the United Kingdom. In: *International Journal of Refugee Law*, Volume 20, Issue 4, pp. 489-532, 2008

<http://ijrl.oxfordjournals.org/content/20/4/489.full.pdf+html> (Login required)

Turner, David: Inside the BBC's Verification Hub. In: *Truth in the Age of Social Media*, Nieman Reports, Vol. 66, No. 2, Summer 2012 (published by The Nieman Foundation for Journalism at Harvard University)

<http://www.nieman.harvard.edu/assets/pdf/Nieman%20Reports/backissues/NRSummer2012.pdf>

UDHR - Universal Declaration of Human Rights, General Assembly resolution 217 A (III), 10 December 1948

<http://www.un.org/en/documents/udhr/index.shtml>

UK Home Office: Country of Origin Information Report: Republic of Sudan, 11 September 2012

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/coi/sudan/sudan-report.pdf?view=Binary>

UK Home Office: Country Specific Asylum Policy OGNs, last updated 25 June 2013

<http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/sitecontent/documents/policyandlaw/countryspecificasylumpolicyogns/>

UN Committee on Economic, Social and Cultural Rights: General Comment No. 11: Plans of Action for Primary Education (Art. 14 of the Covenant), E/C.12/1999/4, 10 May 1999

<http://www.unhchr.ch/tbs/doc.nsf/0/59c6f685a5a919b8802567a50049d460?Opendocument>

UN Committee on the Rights of the Child: General Comment No. 6 (2005): Treatment of Unaccompanied and Separated Children outside their Country of Origin, CRC/GC/2005/6, 1 September 2005

<http://www.refworld.org/docid/42dd174b4.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, 1979, reedited January 1992

<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3314.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: UNHCR Note on the Principle of Non-Refoulement, November 1997

<http://www.refworld.org/docid/438c6d972.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Note on Burden and Standard of Proof in Refugee Claims, 16 December 1998

<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3338.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Interpreting Article 1 of the 1951 Convention Relating to the Status of Refugees, April 2001

<http://www.refworld.org/docid/3b20a3914.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Global Consultations on International Protection, Second Meeting: Asylum Processes (Fair and Efficient Asylum Procedures), EC/GC/01/12, 31 May 2001

<http://www.refworld.org/docid/3b36f2fca.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Guidelines on International Protection No 1: Gender-Related Persecution within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, HCR/GIP/02/01, 7 May 2002a

<http://www.refworld.org/docid/3d36f1c64.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Guidelines on International Protection No 2: "Membership of a particular social group" within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, HCR/GIP/02/02, 7 May 2002b

<http://www.refworld.org/docid/3d36f23f4.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Common burdens and standards: legal elements in assessing claims to refugee status (author: Brian Gorlick), New Issues in Refugee Research, Working Paper No. 68, October 2002

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/search?page=search&docid=3db7c5a94&query=Gorlick>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Guidelines on International Protection No 3: Cessation of Refugee Status under Article 1C(5) and (6) of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees (the "Ceased Circumstances" Clauses), HCR/GIP/03/03, 10 February 2003

<http://www.refworld.org/docid/3e50de6b4.html>



UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Guidelines on International Protection No. 4: "Internal Flight or Relocation Alternative" Within the Context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees, HCR/GIP/03/04, 23 July 2003  
<http://www.refworld.org/docid/3f2791a44.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Guidelines on International Protection No 5: Application of the Exclusion Clauses: Article 1F of the 1951 Convention relating to the Status of Refugees, HCR/GIP/03/05, 4 September 2003  
<http://www.refworld.org/docid/3f5857684.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Country of Origin Information: Towards Enhanced International Cooperation, February 2004  
<http://www.refworld.org/docid/403b2522a.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Guidelines on International Protection No. 6: Religion-Based Refugee Claims under Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, HCR/GIP/04/06, 28 April 2004  
<http://www.refworld.org/docid/4090f9794.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Guidelines on International Protection No 8: Child Asylum Claims under Articles 1(A)2 and 1(F) of the 1951 Convention and/or 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, HCR/GIP/09/08, 22 December 2009  
<http://www.refworld.org/docid/4b2f4f6d2.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Building In Quality: A Manual on Building a High Quality Asylum System, September 2011  
<http://www.refworld.org/docid/4e85b36d2.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: UNHCR style companion - A quick reference guide for writing at work, February 2012  
<http://www.refworld.org/docid/4fe30f9a2.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Guidelines on International Protection No. 9: Claims to Refugee Status based on Sexual Orientation and/or Gender Identity within the context of Article 1A(2) of the 1951 Convention and/or its 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, HCR/GIP/12/09, 23 October 2012  
<http://www.refworld.org/docid/50348afc2.html>

Yogyakarta Principles - Principles on the Application of International Human Rights Law in Relation to sexual Orientation and Gender Identity, adopted by an international panel of experts in International Human Rights Law and on sexual orientation and gender identity, March 2007  
[http://www.yogyakartaprinciples.org/principles\\_en.htm](http://www.yogyakartaprinciples.org/principles_en.htm)

Zimmermann, Andreas/ Mahler, Claudia: 2011, Article 1 A, para. 2. 1951 Convention. Definition of the Term 'Refugee', pp. 281 – 465, in: Zimmermann, Andreas/Dörschner, Jonas/Machts, Felix (Ed.): The 1951 Convention Relating to the Status of Refugees and its 1967 Protocol. A Commentary. Oxford Commentaries on International Law. Oxford: Oxford University Press, 2011

List of references Appendix A

1951 Refugee Convention, see: Convention Relating to the Status of Refugees

1969 OAU Convention, see: Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa

African Charter on Human and Peoples' Rights, full title: African (Banjul) Charter on Human and Peoples' Rights, OAU Doc. CAB/LEG/67/3 rev. 5, 21 I.L.M. 58 (1982), 27 June 1981

[http://www.africa-union.org/official\\_documents/treaties\\_%20conventions\\_%20protocols/banjul%20charter.pdf](http://www.africa-union.org/official_documents/treaties_%20conventions_%20protocols/banjul%20charter.pdf)

Ahmed v. Austria, Application no. 25964/94, ECtHR, 17 December 1996

<http://hudoc.echr.coe.int/sites/eng/pages/search.aspx?i=001-58001>

American Convention on Human Rights, "Pact of San Jose, Costa Rica", Organization of American States, 22 November 1969

[http://www.oas.org/dil/treaties\\_B-32\\_American\\_Convention\\_on\\_Human\\_Rights.htm](http://www.oas.org/dil/treaties_B-32_American_Convention_on_Human_Rights.htm)

Asian-African Legal Consultative Organization (AALCO): Bangkok Principles on the Status and Treatment of Refugees ("Bangkok Principles"), 31 December 1966, as adopted on 24 June 2001 at the AALCO's 40th session, New Delhi

<http://www.refworld.org/docid/3de5f2d52.html>

AU - African Union: List of Countries which have signed, ratified/acceded to the OAU Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa, 13 July 2012

[http://au.int/en/sites/default/files/refugee%20Problems%20in%20Africa\\_0.pdf](http://au.int/en/sites/default/files/refugee%20Problems%20in%20Africa_0.pdf)

Bangkok Principles, see: Asian-African Legal Consultative Organization (AALCO)

Cairo Declaration, see: Declaration on the Protection of Refugees and Displaced Persons in the Arab World

Cartagena Declaration on Refugees, Colloquium on the International Protection of Refugees in Central America, Mexico and Panama, 22 November 1984

<http://www.refworld.org/docid/3ae6b36ec.html>

CAT - Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment and Punishment, 10 December 1984

<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3a94.html>

Charter of Fundamental Rights of the European Union, published in the Official Journal of the European Union, C 83/389, 30 March 2010

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2010:083:0389:0403:en:PDF>

Convention (IV) relative to the Protection of Civilian Persons in Time of War (Fourth Geneva Convention), Geneva, 12 August 1949

<http://www.icrc.org/ihl.nsf/FULL/380?OpenDocument>

Convention Governing the Specific Aspects of Refugee Problems in Africa (1969 OAU Convention), Organization of African Unity, 10 September 1969

[http://www.africa-union.org/Official\\_documents/Treaties\\_%20Conventions\\_%20Protocols/Refugee\\_Convention.pdf](http://www.africa-union.org/Official_documents/Treaties_%20Conventions_%20Protocols/Refugee_Convention.pdf)

Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, United Nations, General Assembly, Treaty Series, Volume 78, p. 277, 9 December 1948

<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3ac0.html>

Convention Relating to the Status of Refugees (1951 Refugee Convention), UN General Assembly, United Nations, Treaty Series, Volume 189, p. 137, 28 July 1951

<http://www.refworld.org/docid/3be01b964.html>

Declaration on the Protection of Refugees and Displaced Persons in the Arab World (Cairo Declaration), 19 November 1992

<http://www.refworld.org/docid/452675944.html>

ECHR - European Convention on Human Rights as amended by Protocols Nos. 11 and 14, supplemented by Protocols Nos. 1, 4, 6, 7, 12 and 13, 4 November 1950

[http://www.echr.coe.int/Documents/Convention\\_ENG.pdf](http://www.echr.coe.int/Documents/Convention_ENG.pdf)

EU Asylum Qualification Directive, full title: Directive 2011/95/EU of the European Parliament and of the Council of 13 December 2011 on standards for the qualification of third-country nationals or stateless persons as beneficiaries of international protection, for a uniform status for refugees or for persons eligible for subsidiary protection, and for the content of the protection granted (recast), published in the Official Journal of the European Union, L337/9, 20 December 2011

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:337:0009:0026:EN:PDF>

Geneva Conventions, ICRC - International Committee of the Red Cross, 12 August 1949

<http://www.icrc.org/eng/assets/files/publications/icrc-002-0173.pdf>

Goodwin-Gill, Guy: *The Refugee in International Law*, Oxford: Clarendon Paperbacks, 1996

Hathaway, James C: *The Law of Refugee Status*, Vancouver: Butterworth, 1991

ICCPED - International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance, Adopted by General Assembly resolution 61/177 on 12 January 2007, 20 December 2006

<http://www.refworld.org/docid/47fdfaeb0.html>

ICCPR - International Covenant on Civil and Political Rights, 16 December 1966

<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3aa0.html>

M.S.S. v. Belgium and Greece, Application no. 30696/09, ECtHR, 21 January 2011

<http://hudoc.echr.coe.int/sites/eng/pages/search.aspx?i=001-103050>

Robben Island Guidelines, full title: Guidelines and Measures for the Prohibition and Prevention of Torture, Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment in Africa, African Commission on Human and Peoples' Rights, 32nd Session, 23 October 2002

[http://www.achpr.org/files/instruments/robben-island-guidelines/achpr\\_instr\\_guide\\_rig\\_2008\\_eng.pdf](http://www.achpr.org/files/instruments/robben-island-guidelines/achpr_instr_guide_rig_2008_eng.pdf)

Rome Statute of the International Criminal Court, 17 July 1998

<http://www.un.org/law/icc/index.html>

Saadi v. Italy, Application no. 37201/06, ECtHR, 28 February 2008

<http://hudoc.echr.coe.int/sites/eng/pages/search.aspx?i=001-85276>

Soering v. the United Kingdom, Application no. 14038/88, ECtHR, 7 July 1989

<http://hudoc.echr.coe.int/sites/eng/pages/search.aspx?i=001-57619>

UDHR - Universal Declaration of Human Rights, General Assembly resolution 217 A (III), 10 December 1948

<http://www.un.org/en/documents/udhr/index.shtml>

UN Committee on the Rights of the Child: General Comment No. 6 (2005): Treatment of Unaccompanied and Separated Children outside their Country of Origin, CRC/GC/2005/6, 1 September 2005

<http://www.refworld.org/docid/42dd174b4.html>

UN General Assembly: Declaration on Territorial Asylum, A/RES/2312(XXII), 14 December 1967

<http://www.refworld.org/docid/3b00f05a2c.html>

UN General Assembly: Vienna Declaration and Programme of Action, as adopted by the World Conference on Human Rights on 25 June 1993, A/CONF.157/23, 12 July 1993

<http://www.refworld.org/docid/3ae6b39ec.html>

UN Human Rights Committee: General Comment No. 31 [80]. The Nature of the General Legal Obligation Imposed on States Parties to the Covenant, CCPR/C/21/Rev.1/Add.13, Adopted on 29 March 2004, 26 May 2004

<http://www.refworld.org/docid/478b26ae2.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Handbook on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol relating to the Status of Refugees, 1979, reedited January 1992

<http://www.refworld.org/docid/3ae6b3314.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Note on International Protection, A/AC.96/898, 3 July 1998

<http://www.refworld.org/docid/3ae68d3d24.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Interpreting Article 1 of the 1951 Convention Relating to the Status of Refugees, April 2001

<http://www.refworld.org/docid/3b20a3914.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: UNHCR Master Glossary of Terms, Rev.1, June 2006  
<http://www.refworld.org/docid/42ce7d444.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Handbook and Guidelines on Procedures and Criteria for Determining Refugee Status under the 1951 Convention and the 1967 Protocol Relating to the Status of Refugees, HCR/1P/4/ENG/REV. 3, December 2011  
<http://www.refworld.org/docid/4f33c8d92.html>

UNHCR - UN High Commissioner for Refugees: Who we help, undated  
<http://www.unhcr.org/pages/49c3646c11c.html>

UNRWA - United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East: About UNRWA, Overview, undated  
<http://www.unrwa.org/etemplate.php?id=85>

Vienna Convention on the Law of Treaties, United Nations, Treaty Series, vol. 1155, p. 331, 23 May 1969  
[http://untreaty.un.org/ilc/texts/instruments/english/conventions/1\\_1\\_1969.pdf](http://untreaty.un.org/ilc/texts/instruments/english/conventions/1_1_1969.pdf)

Zimmermann, Andreas/Mahler, Claudia: 2011, Article 1 A, para. 2. 1951 Convention. Definition of the Term 'Refugee', pp. 281 – 465, in: Zimmermann, Andreas/Dörschner, Jonas/Machts, Felix (Ed.): The 1951 Convention Relating to the Status of Refugees and its 1967 Protocol. A Commentary. Oxford Commentaries on International Law. Oxford: Oxford University Press, 2011



Austrian Red Cross/ACCORD  
Researching Country of Origin Information  
Training Manual  
2013 edition

Authors and editing team: Andrea Jakober, Reinhold Jawhari, Anna Ladurner, Boris Panhölzl  
With contributions from Andrea Sölkner and Christian Sperr

Cite as:

Austrian Red Cross/ACCORD: Researching Country of Origin Information - Training Manual,  
2013 edition, October 2013

Austrian Red Cross  
ACCORD – Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation  
P.O. Box 39, A-1041, Vienna, Austria  
Phone: + 43 1 589 00 581  
Fax: + 43 1 589 00 589  
Email: [accord@redcross.at](mailto:accord@redcross.at)  
Home: <http://accord.redcross.at>

© 2013 Austrian Red Cross

本マニュアルは、オーストリア赤十字社への言及がなされている限り、COI研修教材として自由に使用することができる。非営利目的のための本書の複製および再配布を許可する。営利目的の複製および再配布は、オーストリア赤十字社による書面による許可を必要とする。電子版は<<http://www.coi-training.net>>で入手できる。

Layout: Simone Leonhartsberger, KOMO Wien, Mollardgasse 85a/2/107, A-1060 Vienna

Co-funded by the European Refugee Fund, the Ministry of Interior Austria and the UN High Commissioner for Refugees



**BM.I**



REPUBLIK ÖSTERREICH  
BUNDEMINISTERIUM FÜR INNERES



**UNHCR**  
The UN Refugee Agency

ISBN 978-3-200-03247-7

## 訳者紹介

山本 哲史 東京大学大学院 総合文化研究科 特任准教授

学術博士(PH.D、名古屋大学、2005年3月取得)。難民に関する国際法を専門とし、2010年4月より東京大学寄付講座「難民移民(法学館)」の事務局長を務める。日本国・難民審査参与員(2012年5月任命)。

有馬 みき 東京大学大学院 総合文化研究科 特任研究員

法務博士(早稲田大学)、公共政策学修士(ハーバード大学)、在米日本国大使館、UNICEF駐アルバニア事務所、UNHCR駐日事務所勤務を経て現職。東京大学CDRの学術季刊誌CDR Quarterlyの共同編集者を務める。日本国・難民審査参与員。

## 謝 辞

本書の日本語版作成にあたり、校正にご協力をいただきました(株)法学館(伊藤塾)の青木正義氏、校正および製作協力いただいた東京大学CDRスタッフの堀越貴恵氏に深く感謝いたします。

## 出身国情報の調査 研修マニュアル 2013年版

RESEARCHING COUNTRY OF ORIGIN INFORMATION

Training Manual 2013 edition

日本語版発行 東京大学 グローバル地域研究機構 持続的平和研究センター  
難民移民ドキュメンテーションプロジェクト(CDR)  
2014年4月 初版 第一刷発行

翻 訳 山本哲史・有馬みき  
製作協力 堀越貴恵

日本語版作成協力 国連難民高等弁務官(UNHCR)駐日事務所

印 刷 株式会社 ワーナー  
〒263 千葉県千葉市稲毛区六方町13番地2

日本語版 ISBN 978-4-9906779-7-8

日本語版 Copyright ©山本哲史・有馬みき